吉田虎雄著

支那貨幣研究

山口高等商業學校
東亞經濟研究會

例言

一本書は昭和六年即ち民國二十年末までの事實に基き記述したものである。然るに其後滿洲は獨立し新國家に依り貨幣制度は改革されたが、これは卷末に附錄として揭ぐることゝした。

一歷代貨幣沿革は之を詳說するときは、これだけで一巨冊を成すに足るのであるが、本書は僅に其梗概を記するに止めた。其他の各章も亦すべて簡潔を旨とし、且成るべく議論を避け、事實のみを記述することゝした。

一參考書はこゝに一々擧げないが、之を引用せるものは、其書名を明記することゝした。

支那貨幣研究

目次

附　錄

第一章　總説

支那に於ける金屬貨幣の使用は其起源頗る悠遠にして、圓錢が始めて鑄造されたのも、今より少くも二千五六百年前の春秋時代に在つた如くである。而して當時の金屬貨幣は金と銅の二種であつて、金は重量を計りて使用する所謂秤量貨幣に屬し、戰國より漢代までは最も多く使用されたやうであるが、西漢末より國內に於ける黃金漸次減少し來り、既に唐宋時代に及んでは其減少益著しく、遂に貨幣としては銀漸く之に代はるに至り、金・元を經て明に至り、銀の使用大に增加し、清初に及んでは政府の收入支出には主として銀を用ゐ、乾隆の時には民間に於ても小口の取引を除くの外、必ず銀を使用せしむることゝし、金の使用は全く廢絕するに至つた。

銅錢は周代より清代に至るまで二千數百年間、歷朝唯一の鑄造貨幣として行はれ來り、今尙ほ僻遠の地には使用されてゐるが、併し支那は古より銅の生產多からず、錢の鑄造材料には歷代其不足に苦んだやうである。但上古は經濟發達せずして、錢の需要少く、加之風俗朴素にして器飾として銅を用ゐることも亦少かつた爲め、其不足を見ることもなかつたが、漢代に及んでは既に銅の不足を訴ふるに至つた如く、南北朝以來は風俗漸く奢侈に趨き、且佛教東漸してより、器具及佛像に銅の消費せらるゝもの多く、一方に於ては人口の增加と經濟の發達に伴ひ、錢の需要益增加し、銅の不足は愈甚し

きに至つた。而して銅の消費增加に伴ふ其價格の騰貴は、錢の銷毀を多からしめ、而も之を防がんとして錢の重量を輕減すれば、盜鑄大に起り、盜鑄を防がんとして又重量を加重すれば、銷毀復隨つて起るの狀態であつた。是に於てか銅器を禁じ、又は銅器の價格を公定し、又或は國內の銅器を官に引上ぐるが如き政策を採つたことは、歷代多く然らざるはなかつた。

前漢までは黃金尙ほ多かりしを以て、銅錢の不足は金を以て之を補ふことを得たが、南北朝以後は風俗奢侈を競ひ、器用服玩に黃金を用ゐるもの多く、加之唐宋以後は外國貿易年を逐ふて盛に、漸く黃金蕩散するに至り、一方銅の國內に於ける生產は增加せざるのみならず、反つて國外に流出する傾向があり、錢の供給は常に需要に伴はざるに至つた。(もつとも絕えず之を鑄造するも、銷毀愈甚しく、流通額不足した)是に於てか銀を貨幣として使用することが漸次多くなつたのは、勢の免れざる所であつた。蓋唐宋以來銀を貨幣として使用するもの歲を逐ふて增加し來つたのは、經濟の發達に伴ひ、價值の大なる貨幣を必要とする爲めであつたが、銅錢の不足も亦之が重なる原因を成したことは爭ふべからざることである。

銀は漢武及王莽の時之を鑄造貨幣としたが、僞造大に起り、何れも數年にして廢止し、金の章宗の時にも之を鑄貨としたが、それが爲め僞造隨つて起り、銅錫を雜へて之を私鑄する者ありしを以て、間もなく之を廢止し、舊に依つて秤量貨幣として使用せしむることゝした。されば淸朝に於ても此等

の事實に鑑み、依然重量を計り品位を檢して使用せしむることゝし、之を鑄貨とはしなかつたのであるが、然も銀を秤量貨幣とした結果は、之を計量する衡器が地方に依り各相異なり、同式の衡器にしても地方に依り皆多少の訛舛を免れざるのみならず、銀の品位の標準がまた各地方相異なるに至り、遂に全國を通じて二百有餘種の銀兩を生ずるに至り、頗る煩雜不便なるものとなつた。

されば外國銀元が輸入せられてよりは、之を便利として使用するもの漸く多く、其輸入額も亦隨つて年一年より增加し、道光年代には既に沿江沿海各地に流通し、咸豐・同治を經て光緒年代に及んでは、殆んど全國に行はるゝに至つた。是に於てか支那の中央政府及各省に於ても亦此等の外國貨幣に倣ひ、新銀貨及新銅貨を鑄造發行することゝなつたが、然も之が爲め內外新舊の多種貨幣が相錯綜して流通するに至り、支那に於ける通貨の狀態を甚しく混亂に陷らしむるに至つたのである。

イー、ダブリユー、ケンメラー氏は「佛英米等諸國の幣制に照して嚴格に之を論ずれば、支那には所謂幣制なし、支那の中央政府及各省政府は固より皆硬貨を鑄造し、而して中央銀行亦紙幣を發行してゐるが、國內各地には一も完整なる幣制の存在するなく、其現行の各種通貨は固より全國を通じて流通するものはない。」といつてゐるが、寔にその通りである。現時國內に行はるる貨幣は銀元・銀角・銅元及制錢と秤量貨幣に屬する銀兩とあり、此內銀元は外國鑄造のものも今尙ほ流通して居り、銀角及銅元は主として支那鑄造のもので、外國鑄造のものは少いが、各省にて之を鑄造せる爲め、品

位・重量相異なつたものが行はれて居り、且其流通區域も各限定されて居るのみならず、其流通する銀角及銅元の種類も地方に依り異なつてゐる。また銀元も民國鑄造のもののみならず、清朝時代に中央及各省に於て鑄造せるもの及外國鑄造のものも行はれてゐるから、これ亦品位・重量多少相異つてゐる狀態である。加之此等各種の硬貨は其相互間の比價一定せざるのみならず、同じく一元銀貨にして其價格を異にするものがあり、銀角に至つては、鑄造局の異なるに隨ひ、また同一局鑄造のものと雖も、其鑄造年度の異なるに隨ひ、各其價格を異にするの狀態であつて、其交換價格は日々變動してゐる。

蓋貨幣の鑄發權を中央政府に掌握せずして、之を各省に分與せることは、支那幣制上の一大缺點であつて、爲めに各種貨幣は重量・品位均からず、殊に銀角及銅元の如きは額面價格を以て通用するものなく、皆實價に近き市價を以て流通してゐる。

支那に於ける紙幣の歷史は悉く害惡の歷史であつて、宋・金・元・明共に政府に於て不換紙幣を濫發し、其價格爲めに暴落し、經濟界に甚しき惡影響を與ふるに至つた。清朝は順治年代と咸豐年代に政府紙幣を發行したが、前者は十年にして之を停止し、後者は價格暴落の結果、同治朝に入り遂に廢滅に歸し、其後は之を發行することなかつたが、光緒の中葉に至り、在支外國銀行にて兌換券を發行するものあり、人民之を歡迎し、其使用漸次增加せし爲め、支那側に於ても官民合辦の新式銀行を設立

して、之を發行すること丶なり、此れより國内の新舊銀行に於て紙幣を發行するもの大に增加するに至つた。然るに當時より今に至るまで發券制度確立せず、各地方に於ける省立の銀行・銀號・錢局は勿論、私立の銀行・錢莊等に對し發行權を濫授し、甚しきは實業機關其他團體並に個人の紙幣發行を默認せるのみならず、各開港場に於ける外國銀行も亦之を發行するもの多く、多種多樣の紙幣各地に流通し、其種類もまた銀元票あり、銀角票あり、銀兩票あり、銅元票あり、制錢票あり、外國銀行の發行する紙幣には外國通貨を代表するものもあり、頗る複雜を極めて居り、且此等の紙幣は多くは發行地以外には通用しないのである。それに發行準備並に發行銀行の檢査監督に關する規定も勵行されない爲め、法定の發行準備を有せずして之を發行し、甚しきは不換紙幣を濫發するものもある。殊に各省軍閥は從來造幣及發券を以て一の財源としてゐる爲め、銅元及小銀貨の濫鑄を爲すと共に、省銀行をして紙幣を濫發せしむるもの多く、此等の紙幣は何れも其價格著しく下落し、就中奉天・吉林・黑龍江の三省が最も甚しい。

現時國内に流通する硬貨は、前にも記せるが如く、銀兩・銀元・銀角・銅元・制錢の五種であるが、此内銀角は原と銀元の補助貨として鑄造されたもので、十角を一元に相當せしむる規定であつたが、實際に於ては時の市價に依り授受せられ、且無制限に使用せられて居り、廣東の如きは銀元は市場に跡を絕ち、銀角を主幣とし、また地方に依りては主として銅元のみを使用して居る處もある。また滿

洲にては主として紙幣のみ行はれ、銅元の外は硬貨の流通は極めて少い。

前記の如く各種の貨幣互に流通する結果は、價格の單位もまた兩あり、元あり、角あり、文あり、商品の種類に依り、また賣買取引の方法如何に依り各相同からず、且兩の如きは、前にも述べたるが如く、之を秤量する衡器が各地方各相異なるのみならず、同一地方にして數種の秤を使用するものあり、加之地方に依り其標準品位を異にしてゐるから、全國を通じ幾多の名稱の兩が行はれて居り、頗る煩雜なものである。

此の如く通貨の錯雜混亂せることは、大に經濟の發達を阻碍し、殊に內外貿易上に障害を及ぼすこと尠からざるは論を待たない所である。されば支那幣制統一の急務は夙に內外人の間に唱道せられ、各國も屢〻支那に對して貨幣制度の統一を促し、支那も亦其必要を認め、一九〇二年の英清通商條約に於て、全國一律の國幣を立定すべきことを約し、其翌年締結せられたる日支條約及米支條約に於ても亦同樣の事を約したが、當時銀價の下落逐年甚しく、外國に對する借欵及賠償金の支拂に多大の損失を被れる爲め、政府部內に幣制改革の議起り、本位問題に就き調査研究する所あつたが、結局、支那としては先づ銀本位を以て通貨を統一し、他日時機を見て金本位制に改むることに決し、宣統二年、幣制則例の公布あり、銀本位制採用されたが、之が實施に先ち革命の變あり、民國となつてよりも、幣制改革に關し更に調査研究を重ねたが、民國政府に於てもまた、今日の時勢は金本位採用の已むべ

からざるを認むるも、暫く銀本位を行ひ、幣制を統一したる後、金本位に進むべしとの事に決し、民國三年二月、銀元本位の國幣條例の公布を見るに至つた。斯くて北京政府は、本位改革よりも先づ現行法に依り通貨の統一をなし、以て金本位採用の準備をなす方針を以て進み來つたが、現在の國民政府も亦同樣の方針を採り、先づ廢兩用元を實行し、以て通貨の統一を謀らんとしてゐる如くである。

第二章　歴代貨幣沿革

第一節　銅　幣

第一款　先秦時代

支那に於て始めて貨幣が使用されたのは何れの時代に在るか、正確に之を知ることを得ないが、殷代及西周時代に貝殼・龜甲及珠玉が貨幣として使用されたことは、古文尚書・周易・毛詩等に依つて之を徴することを得べく、（注一）既に春秋時代に及んでは、金屬貨幣が行はれ、戰國の時にはそれが廣く一般に流通を見た如くである。而して當時の金屬貨幣は黄金と銅との二種であつて、黄金は重量を計りて使用する所謂秤量貨幣であつたが、銅幣は鑄造貨幣に屬し、始めは農具に象つたもの及家具の小刀に象つたものが行はれ、後には形圓くして中央に孔(あな)のあるものが行はれたことは疑ひないやうである。（注二）而して農具に象つたものを布、小刀に象つたものを刀、圓形のものを錢と稱した。

管子、國蓄篇には、「五穀食米、民之司命也、黄金刀幣、民之通施也、故善者執㆓其通施㆒以御㆓其司命㆒、故民力可㆓得而盡㆒也。（中略）人君鑄㆑錢立㆑幣、民庶之通施也、人有㆓若干百千之數㆒矣、然而人事不㆑及、用不㆑足者何也、利有㆑所㆓并藏㆒也㆑。」とあり。其他山權數、地數、揆度、輕重甲、輕重乙、輕重丁、輕重戊等の諸篇に、錢に關する文並に金を貨幣として使用せる記事に乏しからざるも、該書の

性質上、直に其記事のみを以て、管仲時代に金屬貨幣が行はれた確證とすることは出來ないが、併し國語に周の景王の二十一年（西曆紀元前五二四）に大錢を鑄造せし記事あるを以て見れば、其以前より既に錢が行はれたことは明かである。國語の文は左の如くである。

景王二十一年、將鑄大錢、單穆公曰、不可、古者天災降戾（漢書には天降災戾となつてゐる）於是乎量資幣、權輕重、以振救民、民患輕則爲之作重幣以行之、於是乎有母權子而行、民皆得焉、若不堪重則多作輕而行之、亦不廢重、於是乎有子權母而行、大小利之、今王廢輕而作重、民失其資、能無匱乎、若匱、王用將有所乏、乏則將厚取於民、民不給、將有遠志、是離民也、（中略）且絕民用以實王府、猶塞川原而爲潢洿也、其竭也無日矣、（中略）王弗聽、卒鑄大錢。（周語）

また禮記の檀弓篇（上）に左の文がある。

子柳之母死、子碩請具（鄭注、具・葬之器用）子柳曰、何以哉、子碩曰、請粥庶弟之母、子柳曰、如之何其粥人之母以葬其母也、不可、既葬、子碩欲以賻布之餘具祭器、子柳曰、不可、吾聞之也、君子不家於喪、（鄭注、惡因死者以爲利）請班諸兄弟之貧者。

孟獻子之喪、司徒旅歸四布、（鄭注、旅・下士也、司徒使下士歸四方之賻布）夫子曰、可也。

此れに據れば春秋時代より既に布貨が行はれて居たことが分かるのである。（注三）また墨子の號令篇

にも、

男子有レ守者、爵人一級、女子賜二錢五十一、男女老小先分守者、人賜二錢千一。

諸盜二守器械財物一及相盜者、直一錢以上皆斷。

錢金布帛財物、各自守レ之、愼勿二相盜一。

とあり。其他、粟米錢金布帛。又は粟米布錢金云々の文句があり。同書襍守篇にも「唯弇逮民獻二粟米布錢金牛馬畜産一、皆置二平賈一、與二主券一書レ之。」とある所より見れば、墨翟の時代（注四）には既に錢が一般に廣く流通したものと推想せらるゝのである。

支那は西周時代までは商業尚ほ未だ發達せず、自然經濟時代を脱しなかつたが、已に春秋時代となつては、銅器時代より鐵器時代に移り、生産の發達と共に經濟狀態も大に變化し來り、殊に齊桓晉文時代に至つては、商業も亦發達し來り、漸く貨幣經濟時代に入つた如くである。漢書貨殖傳の序に、

（前略）及二周室衰一、禮法墮、諸侯刻レ桷丹レ楹、大夫山レ節藻レ梲、八佾舞二於庭一、雍徹二於堂一、其流至二乎士庶人一、莫レ不下離レ制而棄上レ本、稼穡之民少、商旅之民多、穀不レ足而貨有レ餘、陵夷至二乎桓文之後一、禮誼大壞、上下相冒、國異レ政、家殊レ俗、耆欲不レ制、僭差亡レ極、於レ是商通二難レ得之貨一、工作二亡用之器一、士設二反道之行一、以追二時好一、而取二世資一、僞民背レ實而要レ名、姦夫犯レ害而求レ利、云々。

とあるが、此れに據れば、桓文以來社會の狀態が西周時代に比し一變し、大に商工業の發達を來した

ことが知らるゝのである。而して此傾向は戰國時代に至り更に顯著となつた如くである。然し當時は列國分立時代であつて、右の文にも言へるが如く、各國政を異にせるを以て、銅貨幣の如きも、國に依り或は主として刀を使用し、或は又布を使用し、又或は圜錢を使用したものもあつたであらう、而も圜錢は刀及布に比し使用に便利であるから、後には各國を通じて圜錢を用ゐるに至つたものと推斷せざるを得ない。

羅振玉氏の俑廬日札に據れば、從來出土の古貨幣より推して、鑄造貨幣の使用は戰國七雄時代に始まつた如く言つてゐるが、春秋時代より既に鑄造貨幣が行はれたことは前に述べた如くである。想ふに齊桓時代には已に鑄造貨幣たる銅幣の使用を見たものであらう。（注五）

戰國時代に至り銅幣が廣く一般に使用されたことは、荀子、孟子、漢書食貨志、韓非子等の書に依つて之を徵することを得べく、要するに銅幣の使用は春秋時代に始まり、戰國に及んでは已に盛に之が流通を見た如くである。（注六）

（注一） 杜佑の通典には、「自太昊以來則有レ泉、太昊氏高陽氏謂二之金一、有熊氏高辛氏謂二之貨一、陶唐氏謂二之泉一、商周謂二之布一齊莒謂二之刀一。」とあり。また管子には、「湯以二莊山之金一鑄レ幣、而贖二民之無レ糧賣レ子者一、禹以二歷山之金一鑄レ幣、而贖二民之無レ糧賣レ子者一。」（山權數篇）とあり。竹書紀年にも、殷湯の條に、「二十一年、大旱、鑄二金幣一。」とあり。また史記平準書には、「農工商交易之路通、而龜貝金錢刀布之幣興焉、所二從來一久遠、自二高辛氏一之前尙矣、靡二得而記一云、（中略）虞夏之幣、金爲二三品一、或黃、或白、或赤、或錢、或布、或刀、或龜貝。」とあり。通志には、「商代錢幣亦謂二之布一」とあ

り。或は夏殷時代に既に金屬貨幣が使用されたものとし、或は又太古より已に之を使用した如く言つて居るが、古文尚書、舜典に「金作二贖刑一。」とあり、孔傳に「金・黄金、誤而入レ刑、出レ金以贖レ罪。」とある所より見れば、當時已に金を貨幣として使用せるが如くにも考へられるが、正確の事は分らぬ。

惟古文尚書、盤庚篇に「茲予有二亂政同位一、具二乃貝玉一。」とありて、孔傳に「亂、治也、此我有二治政之臣一、同二位於父祖一、不レ念レ盡レ忠、但念二貝玉一而已、言二其貪一。」とあり。また周易の爻辭に、「或益レ之、十朋之龜、弗レ能レ違。」（損卦六五爻、及益卦六二爻）とあり。また毛詩小雅に、「既見二君子一、錫二我百朋一。」（菁々者莪篇）とあるを以て見れば、殷及西周時代に龜甲及貝殼が貨幣として使用されたことを徴すべきである。鹽鐵論には、「大夫曰、（前略）故教與レ俗改、幣與レ世易、夏后以二玄貝一、周人以二紫石一、後世或金錢刀布、物極而衰、終始之運也。」（錯幣）とありて、夏の時より貝貨が使用されたことを說いてゐる。尤も楊雄の太玄には、「古者寶レ龜而貨レ貝、後世君子易レ之以二金幣一、國家以通、萬民以賴。」（玄摛）とあり。許愼の說文にもまた、「古者貨レ貝而寶レ龜、周而有レ泉、至レ秦廢レ貝行レ泉。」とあり。鄭玄の禮記・禮器篇の註にも、「古者貨レ貝而寶レ龜。」とあり。此に據れば龜甲は之を貨幣として使用されなかつたやうであるが、併し晉の郭璞の文貝讚には、「先民有レ作、龜貝爲レ貨、貴以二文彩一、賈以二小大一。」（漢魏六朝百三名家集、郭弘農集卷二）とありて、龜甲も亦貨幣として使用されたことを認めて居る。孔穎達の毛詩疏に、「王莽多昇二古事一、而行二五貝一、故知二古者貨一レ焉。」（菁々者莪篇疏）とあるが、莽の時にはまた龜幣をも行へる所を以て見れば、上古に龜幣ありし旁證とすることが出來るであらう。尙ほ上古に貝貨が行はれたことは、賣買、貨財に關する文字が多く貝に從ふを見ても、之を證することが出來ると思ふ。

又珠玉が貨幣として使用されたことに就いては、管子の國蓄篇に、「玉起二於禺氏一、金起二於汝漢一、珠起二於赤野一、東西南北、距レ周七千八百里、水絕壤斷、舟車不レ能レ通、先王爲二其途之遠、其至之難一、故託二用於其重一、以二珠玉一爲二上幣一、以二黄金一爲二中幣一、以二刀布一爲二下幣一、三幣握レ之則非レ有レ補二於煖一也、食レ之則非レ有レ補二於飽一也、先王以守二財物一、以御二民事一、而平二天下一也。」とあり。同書の輕重乙篇にも、「金出二於汝漢之右衢一、珠出二於赤野之末光一、玉出二於禺氏之旁山一、此皆距レ周七千八百餘里、其涂遠、其至阨、故先王度二用於其重一、因以二珠玉一爲二上幣一、黄金爲二中幣一、刀布爲二下幣一、故先王善高二下

中幣㆒、制㆓下上之用㆒、而天下足。」とあり。地數篇及揆度篇にも略同樣の文がある。蓋尙書の盤庚篇に「具㆓乃貝玉㆒」とあるを以て見れば、殷代には珠玉が貨幣として使用された如くなるが、この管子の文を見れば、周代少くも西周時代までは、やはり珠玉が貨幣として使用されたのでないかと考へられるのである。皇朝文獻通考、錢幣考序にも、「三代以後、珠玉但爲㆓器飾㆒、而不㆓以爲㆑幣。」とありて、周代までは珠玉が貨幣として使用されたことを認めてゐる。

殷代及西周時代に貝貨及龜幣が使用せられ、珠玉も亦殷代より西周時代までは貨幣として使用されたであらうと考へられることは、前述の如くであるが、併し此等の貨幣は其使用が廣く一般に普及しなかつたことは、毛詩に、「氓之蚩々、抱㆑布貿㆑絲。」(衛風、氓)とあり。また、「交々桑扈、率㆑場啄㆑粟、哀㆓我塡寡㆒、宜㆑岸宜㆑獄、握㆑粟出卜、自㆑何能穀(イキシ)。」(小雅、小宛)とあるに徵して知ることが出來る。蓋當時の經濟狀態は尙ほ未だ自然經濟の域を脫せず、隨つて此等の貨幣が行はるゝ一方に於て、亦物々交換が行はれたものと見るべきである。尤も鄭衆及鄭玄は右の「抱㆑布貿㆑絲」の布を貨幣の布、貿を買の意味に解し、朱子も亦同樣に解してゐるが、毛傳には布は幣なりとあり、孔穎達は之を解して、幣と言ふのは之を抱くとあるからである、泉は抱くべきものではない、此布は絲麻布帛の布であつて、幣は即ち布帛のことであると謂つてゐる。此れは孔穎達の說が正しいと謂はなければならぬ。說文に「貿・易財也」とあり、蓋初夏絹絲の出來る頃に、麻布を持つて行つて之と交換したものであらう。

(注二)　周代に金屬貨幣の使用を見たることは疑ひなき所であるが、然もそは西周時代に始まつたか否かに就いては尙ほ研究を要する問題である。漢書食貨志には、「太公爲㆑周立㆓九府圜法㆒、黃金方寸而重一斤、錢圜函方、輕重以㆑銖、布帛廣二尺二寸爲㆑幅、長四丈爲㆑匹、故貨、寶於㆑金、利於㆑刀、布於㆑布、束於㆑帛、太公退又行㆓之齊㆒」とあり。之に據れば、太公の時に已に金を貨幣とせるのみならず、圓形にして方孔ある錢を鑄造したやうであるが、此れは甚だ疑ふべきである。毛詩・周頌・臣工篇に、「命㆓我衆人㆒、庤(ノナヘヨ)㆓乃錢鎛㆒、奄觀(タチマチ)㆓銍艾㆒」とあるが、この錢は農具であつて、孔穎達の疏には、「說文云、錢・銚、古田器。世本曰、𠂤作㆑銚。宋仲子注云、銚・刈也。然則錢刈㆑物之器也。」とあり。徐光啓の農政全書には、「錢。臣工詩曰、庤㆓乃錢鎛㆒、注、錢・銚也。廣韻作㆑鎃。田器也、非㆓鐵鍬屬㆒也。茲度㆓其制㆒、似㆑鍬非㆑鍬、殆與㆑鏟同。纂

文曰、養苗之道、鋤不レ如レ耨、耨不レ如レ鏟、鏟柄長二尺、刃廣二寸、以劃レ地除レ草。此鏟之體用、即與レ錢同。」と謂つてゐる。蓋し初めは農具の錢及鏄並に家具の小刀が交換の媒介として使用せられ、後遂に此等の形に象りたる貨幣が鑄造せらるゝに至り、而して其錢及鏄に象つた貨幣を布と名つけ、其後又圓形の銅幣が鑄造せらるゝに至つて、之を錢と名つくることゝなつた如くである。梁啓超の中國古代幣材考には、「錢即銚、鏄即鍬、古者以二農具之錢一、爲二一種交易媒介之要具一、後此錢幣、仍象二其形一。而襲レ名曰レ錢、觀二古代之錢一、其形與二今之鍬一、酷相類、則其命名之所レ由、可二以見一矣、錢爲二本字一、周代或稱曰レ泉者、乃同音假借字、後儒妄以レ如二泉之流一釋レ之、（原注、亦見二漢志如淳注一）實謬レ擧虛造也、後世之錢、圓周方孔、此乃鑄造技術之進化、形雖レ變而稱不レ改、於レ是錢鏄之名、遂爲二錢幣所一レ奪、而世無下復知二錢之本爲二何物一者上、矣。」と謂つて居り。また辭源には、「古以二農器一爲二交換媒介一、其後制レ幣、因象二其形一爲レ之、今見下古錢有二貨布字一者上、其形即古錢鏄之錢也、後世始爲二圓形方孔形一、仍沿二錢之名一耳。」と謂つてゐる。尤も梁氏が農具の錢に象つた銅幣を錢と名つけた如く言つてゐるのは賛成し兼ねるのみならず、同書中には他にも同意し難い點が少くないが、併し圓形方孔の錢が出來たのは、貨幣の形式の進歩であつて、布や刀と同時期に始まつたものでないとしてゐるのは、吾人と見解を同うするものであつて、此點は辭源の說も亦同樣である。果して然らば農具の錢及鏄が布貨となり、其後更に圓形の銅幣が鑄造されて、之が錢と稱せらるゝまでには、相當の年所を經たものと見なければならぬ。然るに右の臣工の篇は周の成王の時の詩とあるから、同王の十三年に太公望が圜法（幣制）を定めて、圓形方孔の貨幣を鑄造し、之を錢と名づけたりとは、甚だ首肯し難い事である。宋の魏了翁の古今考に、「詩所レ謂錢、蓋農器也、上聲、以二泉幣一爲レ錢、不レ知下自二何時一始上、小學書亦無二此字一、史記平準書載、虞夏之幣三品、管子論二禹湯以レ金鑄一レ幣、未レ有二錢之號一也、至二管子・國語・呂氏春秋・史記漢一、則周・齊・秦・晉・楚・趙之幣、皆名レ錢矣。」とあり。而して國語に錢字を見るのは、周の景王の時大錢を鑄るの記事だけであるから、太公望の時より既に圓形の錢が行はれたとの說は之を信ずることが出來ないのである。

又右食貨志に據れば、布帛も之を貨幣として使用した如くであるが、これまた毫も根據のない說であつて、吾人は之を信ずることが出來ない。周禮天官外府に「掌二邦布之入出一」とある布、及地官廛人に「掌下斂二市絘布・總布・質布・罰布・

廛布一、而入中于泉府上。」とある布は、鄭玄は之を金屬貨幣の泉と解し、淸の張衛岐の蒿庵閒話にも「周禮外府掌ニ邦布之出入一、泉府掌乙以ニ市之征布一、斂下市之不售貨滯ニ於民用一者上、以ニ其價一買レ之。及禮記子碩欲下以ニ賻布之餘一具中祭器上。孟子廛無ニ夫里之布一。諸布皆鑄レ金爲レ之者、非ニ與レ帛爲レ類之布一也。」と言つてゐるのである。また鄭衆は地官載師に「凡宅不毛者、有ニ里布一。」とある布を「布參ニ印書一、廣二寸、長二尺、以爲レ幣、貿ニ易物一。詩云、抱レ布貿レ絲、抱ニ此布一也。」と言つて居り。梁啓超は之を肯定して居るが、これも據り所のない妄說である。尤も鄭衆もこれには自信がなかつたと見に、此布を泉とする說と倂せ揭げ「布參印書」と言ふのは舊時の說であるとことわつて居る。されば孔穎達は「司農之言、事無レ所レ出、故鄭易レ之云、罰以ニ二十五家之泉一也。」と謂つて此說を否認してゐる。（毛詩、衛風、氓篇疏）

（注三） 鄭注及孔疏に依れば、子柳は魯の叔孫氏の一族であつて、叔仲皮の子、惠伯彭生の孫である。左傳に據れば、惠伯は文公の十八年に襄仲の爲めに殺され、馬糞の中に埋められたが、其宰公冉務人なる者惠伯の妻子を奉して蔡に奔り、後、叔仲氏を復したとなつてゐる。孟獻子は魯の大夫仲孫蔑である。

（注四） 孫詒讓の墨子年表に據れば、墨子は周の定王の初年に生れ、安王の季年に卒す、蓋八、九十歲とあり。孟世傑の先秦文化史には、墨子は大概周の敬王の二十年より三十年の間に生れ、威烈王の元年より十年の間に死せるものとしてゐる。

（注五） 管子は管仲の著作でないことは勿論、管仲時代の著作でもないことは已に定評ある所で、それは同書中に管仲死後の事實が記載されてあるのを見ても知らるるのである。例へば小稱篇に、「毛嬙西施天下之美人也。」とあるも、西施の生れたのは管仲死してより百六十餘年の後であり。又小問篇に「百里徯秦國之飯牛者也、穆公擧而相レ之。」とあるも、百里奚が穆公の相となつたのも管仲の死後であり。又輕重甲篇に、梁及趙の國名を擧げてゐるが、晉が趙・韓・魏（梁）となつたのはこれ亦管仲の死後であること等がそれである。併し同書が戰國時代の著作であることは疑ひないやうである。朱子は戰國の時の人が管仲の言語行事の類を收拾し、且他書を以て之に附加したものであると言つて居るが、假令僞託にしてもそれが戰國時代の作であるならば、該書に記載された事柄は一概に抹殺すべきものではあるまい。吾人は管仲時代（即ち齊桓時代）に鑄造貨幣が行はれた一證として該書を擧げたいと思ふのである。

（注六）　荀子、富國篇に、「今之世而不然、厚刀布之斂、以奪之財、重田野之稅、以奪之食、苛關市之征、以難其事。」とあり。また、孟子公孫丑篇に、「廛無夫里之布、則天下之民、皆悅而願爲之氓矣。」とあり。趙岐の註に、「布・錢也」と謂ひ、黃宗羲は「夫里・一夫所居之里、令之出錢、當時有此名也。」（孟子師說）と言つて居り、張佩儒も亦此布を鑄造貨幣と解してゐることは前に述べた如くである。

また魏の文侯の臣李悝の言に、「今一夫挾五口、治田百畮、歲收畮一石半、爲粟百五十石、除十一之稅十五石、餘百三十五石、食・人月一石半、五人終歲爲粟九十石、餘有四十五石、石三十、爲錢千三百五十、除社閭嘗新春秋之祠、用錢三百、餘千五十、衣・人率用錢三百、五人終歲用千五百、不足四百五十。」（漢書食貨志）とあり。又韓非子の五蠹篇に、「鄙諺曰、長袖善舞、多錢善賈、此言多資之易爲工也。」とあり、同書の十過、外儲說、顯學等の諸篇にも亦錢に關する記述がある。

第二款　秦漢時代

秦が天下を統一して後、幣制を定め、貨幣の種類を黃金と銅錢の二種としたが、銅錢は其形圓くして方孔あるものとし、其重量を半兩即ち十二銖とし、錢の表面に半兩の文字を現はした。此れ蓋錢面に重量を鑄るの濫觴である。

前漢も亦秦制と同じく黃金及銅錢を以て通貨としたが、秦錢は重くして用ゐ難しとなし、高祖の時人民をして莢錢（重さ三銖）を鑄造せしめた。然るに物價騰躍して米一石萬錢、馬一匹百金となつた爲め、呂后の二年（西元前一八六）に莢錢の輕きを患ひ、更に八銖錢（注一）を鑄造した。然るに同六年に又

復莢錢（徑五分、重三銖、五分錢と稱す）を行つた爲め、私鑄大に起り、莢錢益增加して其重量は益減少するに至つた。それで文帝の五年（前一七五）に四銖錢（注一）に改鑄し、同時に盜鑄錢令（注二）を除き、人民をして放鑄せしめた。この時文帝鄧通に蜀の嚴道の銅山を賜ひ、鑄錢を許せしかば、鄧通は鑄錢を以て財王者を凌ぎ、又吳王濞は豫章（今の江西省南昌縣）の銅山に即き、天下亡命の民を招いて錢を鑄造し、其富天子に埒しと稱せられた。而して吳鄧錢は何れも四銖錢にして、其形式重量共に漢制に遵據せしものなりしを以て、廣く全國に流通した。

文帝が盜鑄錢令を廢してより、又四銖錢の私鑄大に起れるのみならず、黃金を僞造する者も亦多かりしを以て、遂に景帝の中六年に鑄錢僞黃金棄市律を制定するに至つた。

武帝の建元元年（前一四〇）四銖錢を三銖錢（重さ其文の如し）に改鑄したが、同五年には之を罷めて半兩錢（重四銖）を行つた。而して政府は銅の產出多き鑛山には鑄造所を設けて錢を鑄造せるに、民間の私鑄も亦大に起り、其流通額激增せるのみならず、姦民の錢背を盜摩して銅屑を取る者あり、錢益輕薄となり、物價爲めに大に騰貴した。是に於て同年又半兩錢を廢して三銖錢（重さ其文の如し）に改鑄し諸金錢を盜鑄する者は死刑に處したが、吏民の法を犯す者が愈益增加するに至つた。此れは畢竟三銖錢の重量が餘り輕かつたからである。それで其翌年に至り更に郡國をして五銖錢を鑄造せしめ、錢の背面に輪廓を設け、摩して銅屑を取るを得ざらしめた。然るに郡國をして錢を鑄造せしめて以來、鑄

造所多くして形式、重量劃一ならざりし爲め、人民の姦鑄反つて多く、錢益增加して益輕薄となつた爲め、元鼎二年（前一一五）公卿の請に依り京師に於て鍾官赤仄（注三）を鑄造せしめ、其一を以て普通の五銖錢の五に當て、租稅其他官の出納には赤仄錢に非ざれば之を使用するを得ざらしめた。然るに其後赤仄錢の盜鑄又起り、錢價爲めに下落し、人民之を便とせず、漸次行はれなくなつた爲め、同四年、悉く郡國の鑄錢を禁じ、專ら上林三官（均輸、鍾官、辨銅の三官）をして之を鑄造せしめ、前に諸郡國に於て鑄る所の錢は皆之を廢銷して、其銅を三官に入れしむることゝした。此れより後盜鑄大に減ずるに至つた。

漢武の五銖錢は當時輕重大小の中を得たりと稱せられ、其後隋に至るまで七百餘年間、歷代鑄錢の標準となつたことは特筆すべきである。而して元狩五年初めて五銖錢を行つてより、平帝の元始中に至るまでに、其鑄造額二百八十億萬餘に達したといはれてゐる。

王莽の時の貨幣は頗る煩雜なるものであつた。初め莽の攝に居るや、漢制を變じ、周錢子母相權の法に倣ひ（注四）大錢及契刀・錯刀を鑄造し、五銖錢と並び行つた。大錢は徑一寸二分、重十二銖とし大錢五十の文字を鑄、契刀は長さ二寸、身形は刀の如く、其環は大錢の如くし、契刀五百の文字を鑄、錯刀は黃金を以て一刀直五千の文字を鑲嵌した。然るに後帝位に即くに及び、漢の姓たる劉字に金刀あるを以て、建國二年（一〇）錯刀・契刀及五銖錢を罷め、更に新貨幣五物・六名・二十八品を作り、

之を寶貨と名づけた。五物とは金・銀・銅・龜・貝をいひ、六名とは金貨・銀貨・錢貨・布貨・龜寶・貝貨をいひ、二十八品とは錢貨六品、金貨一品、銀貨二品、龜寶四品、貝貨五品、布貨十品をいふのである。而して小錢は徑六分、重一銖、文を小錢直一とし、次は徑七分、重三銖、文を幺錢一十とし、次は徑八分、重五銖、文を幼錢二十とし、次は徑九分、重七銖、文を中錢三十とし、次は徑一寸重九銖、文を壯錢四十とし、前に鑄造せる大錢と合せて之を錢貨六品と稱した。(注五)又布貨は大布・次布・弟布・壯布・中布・差布・厚布・幼布・幺布・小布の十品とし、小布は長一寸五分、重十五銖、文を小布一百とし、小布より以上は長一分、重一銖を加ふる毎に價格各一百を增し、大布長二寸四分、重一兩、價格千錢までとした。布貨及錢貨は皆銅に鉛錫を配して鑄造し、其錢は文質、周郭共に漢の五銖錢に倣ひ、布貨は周代の布貨に倣つたものである。

新莽の貨幣制度は此の如く煩雜なるものなりしを以て、人民大に之を不便とし、賣買には私に五銖錢を使用する者が多かつた。それで莽は大に之を患ひ、詔を下して五銖錢を私藏する者は之を四裔(四方極遠の地)に投ずることゝした。是に於てか農商業を失ひ、市道に彷徨涕泣し、鑄錢に坐して罪に抵る者、公卿大夫より庶人に至るまで擧げて數ふべからざるに至つた。莽乃ち民の愁を知り、唯重さ一銖の小錢と大錢五十の二品のみを行ひ、金・銀・龜・貝・布等の貨幣は悉く之を廢止したが、天鳳元年(一四)に至り復其價格を增減して金・銀・龜・貝の貨を行ひ、大小錢を罷め、改めて貨布・貨泉

の二種を行つた。貨布は長さ二寸五分、厚さ一寸。首の長さ八分餘、廣さ八分、其圓孔の徑二分半、

足枝の長さ八分、枝間の廣さ二分、其文を右は貨、左は布とし重さ二十五銖、價格は貨泉二十五枚に相當せしめ。而して貨泉（圓形の錢）は徑一寸、重さ五銖、文を右は貨、左は泉とし、一枚の價格を一錢とした。然るにまた大錢は已に行ふこと久しく、之を罷むるときは人民の私藏して止まざることを恐れ、乃ち暫く大錢と新貨泉とのみを流通せしめ、倶に其價格を一枚一錢とし、滿六年後は大錢を私藏するを禁した。然も此の如く制度を紛更し、且錢を私鑄せる者は死刑に處し、寳貨を誹沮する者は四裔に投じた爲め、一たび通貨を變更する毎に、人民の產を破り、刑に陷る者が非常に多かつた。是に於てか更に其法を輕くし、泉布を私鑄する者は妻子と共に官に沒入して奴婢と爲し、其比鄰之を知つて告發せざるものは同罪とし、寳貨を誹沮する者は一年間苦役に服せしめ、官吏は職を免すことゝしたが、犯す者愈多く、五人相坐して皆官に沒入せらるゝ者あるに至つた。而して此等の犯罪者は檻車にて長安の鍾官に傳送されるのであるが、愁苦して死する者が十の六七に及んだとのことである。

王莽亡びてより、交換の媒介としては布帛金粟を雜用したが、後漢の光武の建武十六年（四〇）始めて五銖錢を復し、人民之を便とした。是れより約百五十年間變鑄することなかつたが、靈帝の中平三

年（一八六）に至り、財政困難の爲め四出文錢（注六）を鑄造し。其後獻帝の初平元年（一九〇）董卓五銖錢を壞ち、且洛陽及長安の銅人・鍾虡・飛廉・銅馬等を椎破して小錢を鑄造したが、其錢は文字もなく、肉好（注七）共に輪廓もなく、且磨鑢せざるものなりしを以て、物價大に騰貴し、穀一斛數十萬錢に値するに至り、是より以後錢貨行はれず、多く物々交換を爲すに至つた。

（注一） 八銖錢も四銖錢も其面文（錢面の文字）は秦制に倣ひ半兩とした。

（注二） 賈山傳に其後文帝除㆓鑄錢令㆒、山復上書諫、以爲變㆓先帝法㆒、非㆑是。とあるから、此盜鑄錢令は惠帝の時に出したものであらう。

（注三） 赤仄は赤側に同じく、其周廓を赤銅即ち純銅を以て鑄造したものである。故に之を赤仄五銖と稱した。鍾官は後に在る上林三官の一つである。

（注四） 第一款に掲げた國語の文參照。

（注五） 龜寶は即ち龜甲の貨幣であつて、幅一尺二寸以上のものを元龜といひ、錢二千一百六十、大貝十朋に相當せしめ、同九寸以上のものを公龜といひ、錢五百、壯貝十朋に相當せしめ、同七寸以上のものを侯龜といひ、錢三百、么貝十朋に相當せしめ、同五寸以上のものを子龜といひ、錢百、小貝十朋に相當せしめ。又貝貨は二枚を一朋とし、其價格は大貝四寸八分以上のもの一朋二百十六錢、壯貝三寸六分以上のもの一朋五十錢、么貝二寸四分以上のもの一朋三十錢、小貝一寸二分以上のもの一朋十錢とし、一寸二分に滿たざるものは朋と爲すを得ず、其一枚は三錢に相當せしめた。金銀貨幣に就いては第二節に於て說明するであらう。

（注六） 四出文錢はまた角錢といひ、背面に穴の四隅より外廓に向つて線があるもの。

（注七）　好は孔（アナ）内は其外の部分。

第三款　魏晉南北朝及隋代

魏の文帝の黃初二年（二二一）三月初めて五銖錢を復したが、同年十月に至り穀價騰貴せしを以て又五銖錢を罷め、百姓をして穀帛を以て交易を爲さしめた。然るに明帝の世に至り、巧僞の徒競ふて穀を濕し及薄絹を製して以て利を謀り、嚴刑を以てするも之を禁ずることが出來なかつた爲め、太和元年（二二七）四月司馬芝等の議に依つてまた五銖錢を行つた。蓋後漢の獻帝の時より錢廢すること約四十年に及んだが、此に至りてまた行はることゝなつたのである。

是より先、東漢獻帝の建安十九年（二一四）劉備成都に入るや、軍用足らざるを以て、劉巴の議に依り直百錢を鑄造したが、其後吳の孫權も亦嘉禾五年（二三六）に當五百の大錢を鑄造し、赤烏元年（二三八）に又當千錢を鑄造した。

西晉は魏の五銖錢を用ゐ、變易する所なかつたが、東晉は元帝即位以來孫氏の舊錢を用ゐ、大小錢並び行ひ、吳興の沈充といふ者が鑄造した小錢（所謂沈郎錢）も亦流通した。安帝の元興中、桓玄が錢を廢し穀帛を用ゐんとしたが、朝議之を不可とした爲め中止した。是より先、成帝の時趙の石勒豐貨錢を鑄造し、蜀の李壽も亦漢興錢を鑄造した。

宋は文帝の元嘉七年（四三〇）錢署を立て四銖錢（重四銖）を鑄造した。面文を四銖とし、形式は全く漢の五銖錢と同樣とした。同二十四年（四四七）四銖錢の盜鑄多く、物價騰貴せる爲め、大錢を鑄造し其一を以て四銖錢の二に相當せしめたが、其後錢形一ならず、人民之を不便とした爲め、二十五年之を罷め、更に五銖錢を鑄造した。孝武帝の孝建元年（四五四）又四銖錢を鑄造し、其面文は表面を孝建とし、背面を四銖としたが、後四銖の文字を去りて專ら孝建とした。蓋錢面に年號を紀することは此に始まつたのである。併し此錢は形小にして輪廓成らず、爲めに私鑄大に起つた。廢帝の永光元年（四六四）二月、二銖錢を鑄造したが同年三月之を罷め、景和元年（四六五）又二銖錢を行つた。然るに形式轉た小に、官錢出づる毎に民間にて之を模倣し、更に薄小なるものを出すに至つた。其輪廓なく磨鑢せざるものを耒子と謂ひ、尤も輕薄なるものを荇葉と謂ひ、市井に之を通用し、此外尚ほ鵞眼錢、綖環錢（注一）などゝ稱する薄小の惡錢行はるゝに至つた。蓋永光元年始興郡公沈慶之の議に依り人民の私鑄を許してより（注二）錢貨亂改し、此の如き惡錢を出すに至つたのである。而も之が爲め物價暴騰し斗米一萬錢に値するに至つた爲め、明帝の泰始の初（四六五）鵞眼及綖環を禁じ、其餘は通用を許し、且人民の鑄錢を禁じ、官署も亦停鑄したが、同二年又普く新錢を禁斷し、唯古錢のみを使用せしめた。

梁初は唯京師及三吳・荊・郢・江・湘・梁・益の各州のみ錢を使用し、其餘の州郡は穀帛を以て交

易し、交廣の域は金銀を以て貨幣とした。梁の武帝の天監元年（五〇二）始めて新錢を鑄造したが、重量四銖三絫二黍、肉好共に周郭あり、面文を五銖とした。又別に肉郭なきものを鑄造し、之を公式女錢といひ（重量新鑄五銖に同じく、面文もやはり五銖）二品並び行つた。然るに人民は私に古錢を以て交易する者が多かつたので、屢詔書を下して新鑄の二種の錢以外は之が使用を禁じたが、古錢の使用は反つて益増加した。是に於て普通四年（五二三）十二月盡く銅錢を罷め、鐵錢（五銖）を鑄造したが、私鑄大に起り、大同以後に及んでは所在鐵錢邱山の如く、物價騰貴し、交易者は錢を車に載せ、枚數を計らずして唯貫數を以て計算するに至つた。（注三）之が爲め奸詐行はれ、破嶺以東は八十を以て陌となし、之を東錢といひ、江・郢以上は七十を以て陌となし、之を西錢といひ、京師は九十を以て陌となし、之を長錢と稱した。大同元年（五三五）詔して足陌を通用せしめたが、人民之に從はず、末年には遂に三十五を以て陌とするに至つた。（注四）敬帝の太平元年（五五六）詔して古今錢を雜用せしめ、同二年四柱錢（五銖錢、表面上下に各二つの星を穿つたもの）を鑄、一を以て二十に當てたが、又改めて一を以て十に當て、未た幾ばくならずして復細錢を用ゐるに至つた。

陳初は梁の喪亂の後を受け、鐵錢行はれず、始め梁末の兩柱錢及鵞眼錢を使用し、重い兩柱錢と輕い鵞眼錢とを同價にて流通せしめたが、人民の兩柱を鑄潰して鵞眼錢を鑄造するもの多く、又間々錫錢を用ゐ、兼ねて粟帛を以て交易する者もあつた。文帝の天嘉三年

（五六二）改鑄五銖初めて出で、其一を以て鵞眼の十に當て使用せしめた。宣帝の大建十一年（五七九）大貨六銖を鑄造し、一を以て五銖の十に當て、五銖と並び行つたが、後又一を以て一に當つるに至り、人皆從はず、嶺南諸郡州の如きは鹽・米・布を以て交易し、倶に此錢を用ゐず、十四年帝崩じ、遂に六銖を廢して五銖を行ふに

至つた。

北朝は後魏孝文帝の太和十九年（四九五）始めて太和五銖（徑一寸、重五銖、文曰太和五銖）を鑄造し、京師及諸州鎭に詔して皆之を通用せしめ、內外百官の祿も皆絹に準して錢を給し、一疋に對し錢二百と定めた。而して所在に錢工を遣して爐冶を備へ、人民の錢を鑄造せんと欲する者は官爐に就き之を鑄ることを許した。蓋後魏は道武（拓拔珪）の登國以來百餘年間錢を用ゐず、穀帛を以て交易の用に供し、百官の祿も絹布を以て給與し來つたのであるが、此に至つて始めて錢を使用することとなつたのである。（注五）宣武帝の永平三年（五一〇）又五銖錢を鑄造したが、私鑄漸く起り、孝莊帝の初（五二八）には私鑄益多くして錢更に薄小となり、風に飄り水に浮ぶといはれるほどであつた。それで永安二年（五二九）秘書郎楊侃の奏に依り永安五銖を鑄造した。而して官錢を貴からしめんと欲し、藏絹を出して京邑二市に於て市價一匹三百文のものを二百文を以て賣出さしめた。而も之が爲めに反つて盜鑄を多からしむるに至つた。（注六）

北齊は高歡覇政の初には猶ほ永安五銖を用ゐたが、鄴に遷つてより後は私鑄益多く、形式種々に別れ、而も冀州より北は錢行はれず、交易には皆絹布を用ゐた如くである。それで高歡は國内の銅及錢を囘收して、更に永安五銖を鑄造し、之を國内に流通せしめた。然るに其後漸次細薄の錢を鑄造した爲め、僞造が盛に起つた。高洋（文宣帝）が東魏を簒ふて帝位に即くや、天保四年（五五三）永安錢を廢して常平五銖に改鑄したが、其錢甚だ貴く、製造亦精巧なりしも、未だ廣く行はれずして早くも私鑄が起つた。それで市に令して銅價を引上げさせ、之が爲め少しく私鑄を防ぐことを得たが、併し乾明・皇建の間には又復私鑄増加し、種々の惡錢を出すに至つた。

後周の初は尙ほ魏錢を用ゐたが、武帝の保定元年（五六一）に及び新錢（布泉）を鑄造し、一を以て五に當て、五銖と並び行つた。其後建德三年（五七四）更に五行大布錢を鑄造し、一を以て十に當て、布泉錢と並び行つたが、同四年に至り邊境地方に盜鑄多かりしを以て、五行大布錢を禁じ、四關を出入するを得ざらしめ、布泉錢は入るを許して出づるを禁じた。然るに其後布泉錢の價格漸次下落し、人之を使用せざる爲め、五年正月遂に之を廢止した。齊を滅して後も、山東は尙ほ齊の舊錢を用ゐ、梁益地方は古錢を雜用した。孝靜帝の大象元年（五七九）永通萬國錢を鑄造し、一を以て千に當てたが、未だ幾くならずして周遂に亡びた。

隋の文帝周の禪を受くるや、天下の錢幣輕重等からざるを以て、開皇元年新錢を鑄造した。此錢は

表裏肉好共に輪廓があり。表面に五銖の二字を現はし、重量は其文の如く、一千枚にて四斤二兩であつた。而して悉く古錢及私錢を禁じ、見本を四關に置き、見本の如くならざる錢は官に沒入して之を鑄潰した。それで同五年頃には錢幣始めて統一せられ、人民之を便とした。（注七）然も同十年には晋王廣に揚州に於て五鑪を立て錢を鑄ることを許し、同十八年には漢王諒に幷州に於て五鑪を立て、蜀王秀に益州に於て五鑪を立て、又晋王廣の請に從ひ鄂州に於て十鑪を立て、共に錢を鑄ることを許した爲め、錢漸く濫惡となり、加之煬帝の大業以後は巨姦大猾の徒盛に私鑄を爲すに至り、錢益薄惡となり、それでも初めは毎千錢重量尙ほ二斤以上なりしが、後には漸次減じて一斤となり、或は鐵葉を剪り、或は皮を裁ち、紙に糊して、以て錢と爲し、相雜へて之を使用するに至り、物價爲めに踊貴し、經濟界混亂の中に隋は遂に滅亡したのである。

（注一）五銖錢を外廓のところから打拔いて二枚とし、其外廓で出來た錢を綖環錢といつた、圓い大きい穴の錢である。又其内部で出來た錢を剪邊五銖と稱した。通典に一千錢長不レ盈二三寸一、大小稱レ此、謂二之鵝眼錢一、劣二於此一者、謂二之綖環錢一、入レ水不レ沈、隨レ手破碎。とある。

（注二）沈慶之の議は、郡縣に錢署を開置し、人民の署内に就き錢を鑄造するを許し、萬錢に付三千の稅を徵收すると云ふに在つた。

（注三）貫とはもと錢を貫く索をいつたものである。携帶に便する爲め百文づつを索に貫くのであるが、こゝにいふ貫は其百文づゝ一貫としたものである。

（注四）此れは隋書食貨志及梁書武帝紀に載する所であつて、蓋短陌の史に見ゆる始めである。併し顧炎武の日知錄には、抱

朴子云、取人長錢、還人短陌、則是晉時已有之、不始於梁也。と謂つてゐる。

（注五）孝明帝の熙平の初め（五一六）尚書令任城王澄の奏文に、太和五銖乃大魏之通貨、不朽之常模、寧可專貨於京邑、不行於天下、但今戎馬在郊、江疆未一、東南之州、依舊爲便、至於京北京邑州鎭未用錢處、行之則不足爲難、塞之則有乖通典、何者布帛不可尺寸而裂、五穀則有負擔之難、錢之爲用、貫繦相屬、不假斗斛之器、不勞秤尺之平、齊代之、宜便益於此、請並下諸州方鎭、其太和及新鑄五銖、並古錢內外全好者、不限大小、悉聽行之、鵞眼環鑿、依律而禁。とあるに見れば、當時に至るも尚ほ穀帛を以て交易する地方が多かつたことが知らるゝのである。

（注六）當時御史中尉高恭之の奏文に、四民之業、錢貨爲本、救弊改鑄、王政所先、自頃以來、私鑄薄濫、官司糾繩、掛網非一、在今斛價、八十一文得銅一斤、私造薄錢、斤餘二百、既示之以深利、又隨之以重刑、得罪者雖多、姦鑄者彌衆、今錢徒有五銖之文、而無二銖之實、薄甚榆莢、上貫便破、置之水上、殆欲不沈、此乃因循有漸、科防不切、朝廷失之、彼復何罪云々。とあり、此に據れば當時の官錢も亦薄劣のものであつたことが分かるのである。泉幣圖說に、按永安錢、今尙多見、每枚徑九分、重二銖四絫、文曰永安五銖、背或有土字、或有四出文、自後魏鑄、及北齊初、皆用之。とある。

（注七）日知錄に曰く、魏書言、武定之初、私鑄濫惡、齊文襄王以錢文五銖、名宜稱實、宜稱錢一文重五銖者、聽入市用、計百錢重一斤四兩二十銖、（通典注、按此則一千錢重十一斤以上、而隋代五銖錢、一千重四斤二兩、當時大小稱之差耳）自餘皆準之爲數、其京邑二市、天下州鎭郡縣之市、各置二稱、懸於市門、民間所用之稱、皆準市稱以定輕重、若重不五銖、或雖重五銖、而多雜鉛鑞、並不聽用。然竟未施行、（中略）是則改幣之議、始於齊文襄王、至隋文帝、乃行之、而今之五銖、亦大抵隋物也、按四斤二兩、是六十六兩、每一枚當重六分六厘、今五銖錢、正符此數、不知漢制如何。と、武定は東魏孝靜帝の年號である。

第四款　唐及五季時代

唐の高祖の初めて長安に入るや、民間に使用する錢は輕薄の小錢のみにして、八九萬の錢が纔に半斛に過ぎざるほどなりしを以て、武德四年（六二一）五銖錢を廢して開元通寶を行つた。此錢は徑八分重量二銖四絫、即ち十枚にて一兩、千枚にて六斤四兩であつて、輕重大小の中を得たものと稱せられた。（注一）而して錢監を洛・幷・幽・益・桂等の諸州に置いて之を鑄造し、人民甚だ便とした。錢に通寶の文字を紀することは蓋此錢に始まつたのである。

漢の武帝の五銖錢は隋に至るまで歷代鑄錢の標準となつたが、唐に及んで其制一變し、其後歷代の鑄錢は概ね開元通寶を標準とするに至つた。開元通寶の重量は前記の如く二銖四絫であるが、二銖四絫は即ち今の一錢である。

高祖の開元錢は其形式殊に重量が當時の經濟界の要求に合せる爲めか、頗る人民に歡迎されたが、高宗の時には既に盜鑄の惡錢が大に增加した。それで顯慶五年（六六〇）官に於て好錢一に對し惡錢五の割合を以て之を買收したが、民間に於ては惡錢を藏して禁の弛ぶを待つに至り、且其後私鑄益ゝ多く、物價騰貴せるを以て、乾封元年（六六六）新に乾封泉寶を鑄造した。其錢は徑一寸、重二銖六分とし其一を以て舊錢の十に當て、舊錢と並び行つたが、一周年の後には舊錢多く行はれず、物價踴貴せし

かば、乃ち乾封泉寶を罷め、また開元通寶錢を行ひ、天下置鑄の處は皆之を鑄造せしめた。而も私錢犯法日に多く、舟筏を以て江中に鑄る者あり、詔して所在惡錢を納れしむれども、姦鑄亦息まず、儀鳳中には瀕江の民私鑄を業とする者多かりしを以て、巡江官督に命じて百斤以上の銅錫及鉛を輸送するものは之を官に沒入せしめた。また儀鳳四年東都に於て遠年糙米及粟を出して市に糶賣し、一斗每に別に惡錢百文を納れしめ、其惡錢は少府司農相知をして直に銷毀せしめ、適法の厚重斤兩の錢のみ之を使用せしめた。

武后の長安中、錢の見本を市に懸け、人民をして其見本に依りて錢を使用せしめたが、揀擇困難にして、交易忽ち澁滯せしを以て、乃ち錢の穴を穿ちたるもの及鐵錫に銅をながしたる錢の外は皆之が使用を許し、熟銅の薄小錢は皆之を買收することゝした。是より盜鑄蜂起し、江淮尤も甚しく、官憲も盡く之を檢擧すること能はざるに至つた。

元宗の開元六年（七一八）惡錢を禁斷し、二銖四案錢を行ひ、惡錢は之を收めて鎔毀し、二銖四案錢に改鑄した。然るに禁令出でゝ後、百姓喧然、物價動搖し、商人交易を敢てせざりしを以て、宰相宋璟、蘇廼奏請して太府の錢五萬貫を出して南北兩京に於て貨物を購買し、以て好錢を散じ。同七年宋璟又請ふて米十萬石を賣出して惡錢を收め、之を少府に送りて銷毀せしめた。

開元八年、惡錢一千文重量六斤に滿つるものは、官より好錢三百文を以て買入れ、好錢なき處は時

價に依り布絹雜物に折して之を買入れたが、然るに其後錢の流通不足を見るに至れるを以て、同二十二年（七三四）私鑄の禁を除かんとしたが、崔沔、劉秩等の反對に依り之を止め、同年十月勅して莊宅及馬匹の交易には絹・布・綾・羅・絲・綿等を使用せしめ、（注二）其餘の貨物も價格一千錢以上のものは錢物兼用せしめ、犯す者は科罪に處した。是より先、開元十七年（七二九）銅鉛錫の私賣及銅を以て器物を製作することを禁じた。

開元二十六年、私鑄の惡錢大に增加せる爲め、絹布三百萬匹を出して之を回收したが、天寶十一年（七五二）又錢三十萬緡を出して兩京の惡錢を回收した。

肅宗の乾元元年（七五八）戶部侍郎第五琦請ふて乾元重寶錢（徑一寸、重毎緡十斤）を鑄造し、一を以て十に當て、開元通寶と參用せしめたが、琦・相となつて後、又重輪乾元錢（徑一寸二分、重量毎緡二十斤、背面の外廓を重輪とす）を鑄造し、一を以て五十に當て、三品並び行つた。然るに私鑄大に起り、物價騰踴して斗米七千文に至つた爲め、上元元年（七六〇）重輪錢の價格を減じて、一を以て三十に當て、開元通寶錢と乾元十當錢とは共に一を以て十に當て、莊宅・店鋪・田地・碾磑（水車）等を質入せるものにして、先に實錢を受取りたるものは、實錢の價を以て還さしめ、先に虛錢（當五十又は當十錢）を受取りたるものは、虛錢を以て贖はしめ、其餘の交易は皆十當錢を使用せしめた。是より錢に虛實の名あるに至つた。代宗位に即き（七六三）乾元重寶錢（十當錢）は一を以て二に當て、重輪錢は一を以て三に

當てたが、凡そ三日にして大小錢皆一を以て一に當て、人民之を便とした。然も其後民間に於て乾元・重輪の二錢を鑄潰して器物となし、遂に市上に出でざるに至つた。

代宗の大曆七年（七七二）錢以外の銅器の鑄造販賣を禁じたが、違犯者尚ほ多かりしを以て、德宗の貞元元年（七八五）張滂の奏請に依り其禁令を重申し、天下の銅山は人民の採取に任せ、官より其銅を買收することゝした。此時の張滂の奏文中に「錢一千文を銷鎔すれば銅六斤を得、之を以て器物を鑄造すれば、一斤價六百餘文となり、其利既に厚し、隨つて銷鑄多く、江淮の間錢實に減耗す。」とあつた。然るに翌十年には銅器の鑄造及賣買を許し、但其器物每斤價格百六十文に過ぐるを得ざらしめ、若し錢を鎔解して銅となす者あらば、盜鑄錢罪を以て論ずることゝしたが、憲宗の元和元年（八〇六）には錢の流通少かりしを以て、又銅器の使用を禁ずるに至つた。

元和四年（八〇九）現錢の五嶺を出づるを禁じ、六年には公私交易十貫錢以上は布帛を兼用せしめ、茶商等の公私現錢に便換するを禁じたが、八年には物價下落した爲め、內庫錢五十萬貫を出し、兩常平をして市價の一割增にて布帛を買收せしめ、十二年にも又繒帛（絹織物）の價格下落した爲め、現錢五十萬貫を出して、京兆府をして要便の處を擇んで場を開き、市價に依つて交易せしめた。是より先、元和三年、現錢を蓄ふる者は之を貨物に換へしむるの詔を下したが（注三）十二年にまた「近日布帛轉た輕く、見錢漸く少し、これ皆所在壅塞し流通を得ざるに由る、自今文武官僚より下は士庶商旅寺觀

坊市に至るまで、見錢の私貯五千貫を過ぐるを得ず」との勅を出した。是に於てか多額の現錢を貯藏する者は競ふて第屋を買入れ、又高貲大賈は多く左右軍に結托して官錢の名義となし、府縣官吏檢擧することを得ず、其法竟に行はれざるに至つた。

敬宗の寶歷元年（八二五）錢を銷して佛像となす者は盜鑄錢罪を以て論ずるの令を重申したが、文宗の太和三年（八二九）鉛錫錢使用の禁を重申し（是より先、元和二年鉛錫錢を禁じた）同年又詔して、佛像は鉛錫土木を以て之を製作し、銅を使用するを禁じ、唯鑑・磬・釘・鐶・鈕のみは銅の使用を許し、餘は皆之を禁じ、盜鑄者は死罪に處することゝした。同四年私貯現錢は七千緡を以て限とし、此數を超過するものは、一萬貫乃至十萬貫は一年を限りて處置し、十萬貫乃至二十萬貫以上は二年を限り處置すべき旨を令したが、是亦竟に行はれなかつた。

武宗の會昌六年（八四六）天下の佛寺を廢し、銅像・鐘・磬・鑪・鐸は皆巡院州縣に歸せしめたが、之が爲め銅増加し、鹽鐵使の鑄造力不足せしを以て、諸道觀察使皆錢坊を置くことを許し、又天下の州名を以て錢を鑄、京師鑄造のものは京錢とし、大小徑寸開元通寶と同樣とし、交易に舊錢を使用するを禁じた。

五代は後唐の莊宗（李存勗）の同光二年（九二四）盜鑄頗る多く、鉛錫を雜へたる惡錢盛に行はれしを以て、京城及諸道に令し市上行使錢内に於て雜惡鉛錫錢を點檢し、其使用を禁斷し、且沿江州縣は舟

船の岸に到る毎に嚴に覺察を加へ、私載往來するものはを之沒收した。明宗の天成元年（九二六）銅器の價格騰貴し、現錢を鎔解して厚利を邀むる者多かりしを以て、諸道州府に敕して、破損舊銅器及碎銅は器物を鑄造するを許し、而して生銅器物は毎斤價二百文、熟銅器物は毎斤四百文と定め、其省價賣買に違背する者は盜鑄錢律に依り處斷すべきを令し。又同年敕して、三京諸道州府の城門を出づる現錢は五百以上は放出するを得ざらしめ、且鉛鐵錢の行使を禁じた。同四年、市使錢内に鉛鐵錢を夾帶する者多かりしを以て、若し錢陌内に一文乃至二文を參見したるときは、其行使する所の錢の多少を問はず之を官に沒入し、且處罰することゝしたが、長興二年更に鉛鐵錢の禁令を重申し、末帝の清泰二年（九三五）また鉛錢の使用を禁じた。

晉の高祖石敬塘位に即くや、後梁以來久しく錢を鑄造せず、之が缺乏を來せるに、銷毀日に甚しかりしを以て、天福三年（九三八）三月銅器の鑄造を禁じたが、同十一月三京・鄴都・諸道州府に詔して公私を問はず銅を有する者は鑄錢を許し、仍ほ天福元寶を以て面文となし、鹽鐵司をして錢の見本を鑄造せしめて諸道に頒下し、毎一錢重さ二銖四絫、十錢にて重さ一兩と定め、鉛鐵を以て雜亂の銅錢を鑄造するを禁じた。尚ほ諸道に令して、久廢の銅冶は百姓に便宜開鍊を許し、永遠に課稅せず、又生熟銅を有する者は之を官に買上ぐるか、又は自ら鑄錢行使するを許した。然るに同年十二月に至り更に令して、「先に鑄錢を許せるとき、毎一錢重二銖四絫、十錢重一兩とせしが、隨處銅に乏しく、

先定の重量に依り難きことを切に慮るを以て、宜しく天下公私となく鑄錢者に於て便宜輕重を酌量して鑄造するに一任すべし」といつた。而も此れが爲め惡錢甚しく增加するに至つた。

周の太祖（郭威）の廣順元年（九五一）錢を銷鑄して銅器となし賣買することを嚴禁したが、前朝以來錢の鑄造を絕てるに、民間多く錢を鑄潰して器皿及佛像となし、錢益減少した爲め、世宗の顯德二年（九五五）錢監を立て、銅を採掘して、周通元寶錢を鑄造し、且朝廷の法物・軍器・官物及鏡並に寺觀内の鐘・磬・鈸・相輪・火珠・鈴・鐸を除くの外、其餘の銅器は一切之を禁斷し、兩京諸道州府の銅佛・銅器及裝鉸に使用せる銅は五十日內に毀廢して官に輸せしめ、其所納の銅は斤兩に依りて價錢を給し、若し限を過ぎて輸納せざる者は五斤以上は死罪、五斤に及ばざる者は相當の刑に處し、尙ほ銅鏡は官に於て之を鑄造し、東京に於て賣下げ、人民の之を收買して諸處に於て販賣するを許した。

前記の如く五代の錢幣は皆唐制を承用したが、諸國の割據するものは、江南（南唐）は唐國通寶を行ひ、又別に唐制の如く開元通寶を鑄造し、惟其文字を篆文としたが、後鐵錢を鑄造し、毎十錢、鐵錢六・銅錢四の割合を以て使用せしめ、乾德以後は只鐵錢のみを以て交易せしめ、其十を以て銅錢一に相當せしめた。又兩浙、河東は自ら銅錢を鑄ること亦唐制の如く、又四川、湖南、福建は皆鐵錢と銅錢と兼行ひ、湖南は文を乾封泉寶とし、徑一寸、一を以て十に當て、福建は唐制同樣とした。

唐代に及びては銅の缺乏漸く甚しく、殊に五代に至り愈甚しきを致した。此れは生産が增加しない

のに、一方に於て佛像・佛具其他器物としての銅の使用が益増加した爲めである。而して銅の不足は其價格の騰貴となり、價格の騰貴は錢の鎔毀を促し、其結果は錢の缺乏となり、錢の缺乏は私鑄の増加を促し、私鑄の増加は即ち錢の濫惡となつたのである。五代の時江南・四川・湖南・福建等に鐵錢を行使せるが如きも、一に銅の缺乏の爲めに外ならない。されば歴朝之が匡救策に苦心し、種々の方法を講じたことは前に述べた如くであつて、殊に盜鑄の取締は最も峻嚴であつたが、遂に之を斷絶せしむることが出來なかつたのである。

（注一）　皇朝文獻通考曰、錢之輕重、古以銖與絫黍計、今以錢與分厘計、蓋分厘之數、古者但以爲度名、而不以爲權名、權之爲數、則十黍爲絫、十絫爲銖、二十四銖爲兩、自太公圜法、輕重以銖、漢以後毎以銖之數、鑄於錢文、唐開元通寶、爲二銖四絫、積十錢重一兩、是毎文爲今重一錢、後人以爲繁而難曉、故十分其兩、而代以錢字、蓋宋之前已然　考宋太宗淳化二年、詔定稱法、其時以太府權衡、但有一錢至十觔之數、乃別爲新制、以御書三體淳化錢、較定實重、二銖四絫爲一錢、就黍絫銖、參之度尺、以忽絲毫厘各積分爲一錢之則、然後制取等稱、新制既定、中外以爲便、是則十厘爲分、十分爲錢之計數、始於宋時、所謂錢者、即借錢幣之錢、以爲數名、所謂分厘者、即借度尺長短之名、以爲輕重之名也、若夫古之稱法、至後世而加重、隋文帝鑄五銖錢、重如其文、而毎錢一千、重四觔二兩、則古稱三觔、爲隋一觔而少。隋書亦謂、開皇以古稱三觔爲一觔。孔穎達左傳正義謂、周隋稱於古三而爲一。杜佑通典謂、六朝稱三兩、當唐一兩、今以古稱三之一約之、則漢之五銖錢、止當今七分而弱、而今重一錢二分者、實爲古八銖有奇、此固權法相沿之不同、亦可見今之鼓鑄、其不愛銅、而不惜工、實更勝於古焉。

（注二）　絹・綾・羅は何れも絹織物、絹は厚いもの、綾・羅は薄いもの、布は麻織物、絲は絹絲、綿は眞綿（まわた）。

（注三）　元和三年の詔に曰く、（前略）若革之無漸、恐人或相驚、應天下商賈先畜見錢者、委所在長吏、令收市貨物、官中不得輒有程限、逼迫商人、任其貨易以求便利、計周歳之後、此法徧行、朕當別立新規、設蓄錢之禁、所以

先有ニ告示一、許中其方圓上、意在ニ他時行レ法不上レ貸、云々。（唐會要、泉貨）

第五款　宋代

宋の太祖の位に即くや、輕小の惡錢及び鐵錫錢の使用を禁じ、開寶四年（九七一）宋元通寶を鑄造した。（宋史、食貨志には宋通元寶とあり）其錢は徑八分、重量一錢にして、唐の開元通寶と同樣であつた。其後太宗の太平興國元年、太平通寶錢を鑄造し、淳化元年また淳化元寶を鑄造し、太宗眞行草三體を以て淳化元寶と親書した。自後改元毎に必ず更鑄し、年號元寶を以て文となすを例とした。（注一）

是より先、開寶三年雅州百丈縣に鑄錢監を置き、鐵錢を鑄造せしめた。蓋蜀郡の地は五代の時より鐵錢行はれしを以て、其舊習に沿つたと言つてゐるが、實は宋初銅の缺乏せる爲めであつたらうと思はれる。而して銅錢の蜀に入るを禁じたが、興國四年（九七九）始めて其禁を解いた。興國八年福建に銅錢少かりしを以て、建州に於て大鐵錢を鑄造し、銅錢と並び行つたが、尋いで之を罷めた。

淳化二年（九九〇）趙安易請ふて蜀に於て當十大錢を鑄造したが、人民之を不便とせしを以て、僅に三千餘貫を鑄造せるのみにて一年の後之を罷めた。

五年、川峽地方は銅錢一を以て鐵錢十に當て使用せしめたが、眞宗の景德二年（一〇〇五）嘉州及邛州に於て大鐵錢を鑄造し、銅錢一、小鐵錢十に當て相兼用せしめた。然るに大鐵錢を盜鎔して器物と

なす者が增加した。其後大中祥符七年（一〇一四）益州に於てまた大鐵錢を鑄造し、皆一を以て十に當てたが、景德の制に比し重量を減じ、以て鎔毀を防ぐことゝした。（注二）

仁宗の慶曆五年（一〇四五）知商州（陝西）皮仲容の議を用ゐ、洛南縣紅崖山及虢州青水冶の銅を採掘して阜民・朱陽の二監を置き大錢を鑄造したが、同八年陝西都轉運使張奎、知永興軍范雍請ふて大銅錢を鑄造し、小錢と竝行ひ、大錢一を以て小錢十に當て、又請ふて晉州（今の山西趙城縣）の積鐵を以て小鐵錢を鑄、小鐵錢三を以て銅錢一に當てた。奎、河東に移るに及び又晉、澤二州に於て大鐵錢を鑄、また一を以て十に當て、關中の軍費を助けたが、其後間もなく三司奏して河東の大鐵錢の鑄造を停止した。然るに陝西に於てまた儀州竹尖嶺の銅を採掘し、博濟監を置き大錢を鑄造せしめしかば、收して江南に於て大銅錢を鑄造せしめ、江・池・饒・儀・虢各州に於ては又小鐵錢を鑄造せしめ、悉く之を關中に輸送せしめた。斯くて關中は數州の錢雜行し、大約小銅錢三を以て當十大銅錢一を鑄造し得べきを以て、民間の盜鑄增加し、錢貨大に亂れ、物價暴騰するに至つた。是に於て奎また奏して晉・澤・石三州及威勝軍に於て日々小鐵錢を鑄造せしめ、獨り留めて河東に使用せしめた。然るに河東鐵錢の盜鑄また大に起り、物價騰貴せるを以て、知幷州鄭戩請ふて河東の鐵錢は二を以て銅錢一に當て、之を行ふこと一年にして又三を以て一に當て、或は五を以て一に當て、官爐の日鑄を罷め、且舊錢を行つた。此時契丹も亦鐵錢を鑄造し、沿邊の銅錢に易へ、以て宋錢の輸入を謀るに至つた。

慶曆八年鐵錢の鑄造を罷め。其末年江南・儀・商等の州の大銅錢一を以て小銅錢三に當て、小鐵錢三を以て小銅錢一に當て、河東の小鐵錢は陝西と同じく亦三を以て一に當て、且官鑪を廢止したが、尙ほ濫鑄を絶つ能はざりしを以て、其後陝西の大銅錢・大鐵錢も皆一を以て二に當てた爲め、（之を折二錢といふ）盜鑄大に減ずるに至つた。

神宗の熙寧四年（一〇七一）陝西轉運副使皮公弼の奏請に依り舊銅鉛を以て盡く折二錢を鑄造すること丶なり、折二錢遂に天下に行はる丶に至つた。同八年陝西の錢監を增し、大錢を鑄造せしめ、河東に於ては小錢を鑄造せしめたが、同年又皮公弼の請に依り、陝西に於て鐵折二錢を鑄造せしめた。

神宗の時、各地に鑄錢監を增置したが、元豐三年（一〇八〇）には全國の錢監二十六、其銅鐵錢鑄造額五百九十四萬九千二百三十四貫、此内銅錢を鑄造するもの十七監、其鑄造額五百〇六萬貫、鐵錢を鑄造するもの九監、其鑄造額八十八萬九千二百三十四貫であつた。而して當時銅錢を行使する地方十三路（開封府界、京東路、京西路、河北路、淮南路、兩浙路、福建路、江南東路、江南西路、荊湖南路、荊湖北路、廣南東路、廣南西路）銅錢及鐵錢を行使する地方二路（陝府西路　河東路）鐵錢のみを行使する地方四路（成都府路、梓州路、利州路、夔州路）であつた。

哲宗の元祐八年（一〇九三）公私の給納及交易には專ら鐵錢を使用せしめ、但陝西及河東、京西諸路は折二銅錢を使用するを許した。而して官帑の銅錢及陝西沿邊の銅鐵錢は悉く內地に運致せしめ、商

旅の陝西内郡に於て銅錢を入便し、別路に於て之を受取ることを請ふものは許すこと、した。（これ即ち便換、第三節第一款參照）然るに紹聖の初（一〇九四）には銅錢千文遂に鐵錢二千五百文に交換するに至れるを以て（熙寧、元豐間は銅錢千文は鐵錢千五百文に交換された）元符二年（一〇九九）陝西に於て銅錢を禁じ、其民間に在るものは盡く官に回收せしめた。是より先、元祐八年廣南東西路の折二錢鑄造を停止し、紹聖元年河東の大銅錢を廢止した。

元符三年徽宗位に即き、銅錢鐵錢の兼用を許したが、崇寧二年（一一〇三）陝西及江・池・饒・建州に於て小平錢（一文錢）を當五大銅錢に改鑄せしめ。又陝西轉運副使許天啓の請に依り、陝西に於て當十銅錢を鑄造し、私鑄者を召募して官工と爲し、營屋を設けて家族と共に之に居らしめ、鑄錢院と稱した。（注三）而して其當十銅錢は陝西・四川・河東の鐵錢行使地以外の諸路に使用せしむること、した。同年又陝西に於て夾錫錢を鑄造し、其一を以て銅錢二に當て使用せしめた。夾錫錢とは毎貫銅八斤、黑錫四斤、白錫四斤（或は白錫は銅の三分の一ともいふ）を以て鑄造したものである。

熙寧以來折二錢の流通増加したが、之を京師に運致するを許さゞりし爲め、諸州に蓄積するもの甚だ多かりしを以て、崇寧三年各官帑の折二錢を折十錢（當十錢）に改鑄せしめ。同年又小平錢及當五錢の鑄造を罷め、京城及徐州、衛州に於て折二錢を折十錢に改鑄せしめ、舊折二錢は一ケ年後は其使用を禁じ、諸路轉運司に命じ、便宜の地に錢監を增置せしめ、民間の折二錢を回收して折十錢に改鑄せ

しめた。尙ほ同年廣南東西路に於て小鐵錢を鑄造せしめ、以て銅錢を回收し、また渟州に鐵錢監を置き當二鐵錢を鑄造せしめた。

崇寧四年陝西・河南・河北・京西に於て當二夾錫錢を鑄造せしめ。又當十錢の錢式を定め、該錢は毎貫銅九斤七兩、鉛其二分の一、錫其三分の一を以て鑄造することゝし、徽宗錢文を親書し、詔して其式を諸路に頒ち、赤仄烏背字畫分明ならしむべきを令した。これが所謂御書當十錢である。然るに當十錢の盜鑄多かりしを以て、繼いでまた福建及廣南に於ける使用を禁じ、荊湖南北・江南東西・兩浙の各路に命して當十錢を當五として使用せしめた。

同五年廣南・江南・福建・兩浙・荊湖・淮南諸路に於て折二錢を折十錢に改鑄せしめたが、盜鑄尙ほ多かりしを以て、旋てまた畿內を除くの外、折十の錢使用を禁じ、小錢を以て之を引換ふることゝした。是より先、小平錢減少せるを以て江・池・饒・建・韶の各州に對し之が鑄造を命したが、此に至りて更に之を增鑄せしむることゝし、且私鑄の取締を嚴にした。

大觀元年（一一〇七）蔡京相に復し、主ら當十錢を行ふことゝなり、京畿錢監得る所の私錢を以て御書當十錢に改鑄し、また眞州鑄錢監を置き、舊式に依り當十錢を鑄造せしめた。是より先蔡京陝西に於て夾錫錢を鑄造せしめたが、この歲之を全國に行ふことゝなり、諸路の鑄錢院に命して專ら夾錫錢を鑄造せしめ、唯產銅の地のみは小平錢を兼鑄するを許した。同二年江・池・饒・建州錢監の銅錢鑄

造額を當十錢五割、小平錢五割に改めたが、また江南東西・福建及兩浙に鐵錢の鑄造行使を許すに至つた。

同三年蔡京罷めらるゝや、詔して東南に於て鑄る所の夾錫錢を廢し、四年河北・河東・京東諸路も亦之を罷め、同時に監院も廢止した。唯河東三路は舊監を存置して銅・鐵錢を鑄造せしめ、產銅の郡縣は小平錢に改鑄するを許した。同年張英相となり、當十錢は害を爲すこと久しきを以て、其劣惡なるものを擇んで小平錢に改鑄し、其良好なるものは三に折して使用せしめた。

政和元年（一一一一）陝西舊鐵錢行使地域は元豐の例に依り大鐵錢を二に折して公私通用せしめ、夾錫錢も亦二に折して使用せしめた。二年蔡京また政を爲し、再び夾錫錢を行ふことゝなり、諸路の銅鐵錢監に命して之を鑄造せしめたが、四年に至り陝西を除くの外、諸路の夾錫錢鑄造を停止した。

宣和中、財政困難の爲め饒・贛二州の錢監をして劣質の小平錢を鑄造せしめ、又江・池・饒三州の錢監をして小平錢を當二錢に改鑄せしめた。

南宋高宗の建炎元年（一一二七）當二大錢を淮・浙・荊湖諸路に通用せしめ。紹興三年銅錢の中國を出づるを禁じた。

南宋は銅の藏額減少し、銅錢の鑄造少く、且其錢質も低下した。而して國內に於ける鐵錢の使用地域を擴張し、紙幣を濫發すること漸次甚しきを致した。

紹興六年民間の銅器を官に引上げ、人民の銅器を私鑄する者は徒刑二年に處したが、同二十八年（一一五八）公私銅器を悉く鑄錢司に送付せしめ、民間從はざる者は之を罪した。孝宗の乾道元年（一一六五）銅錢の北境に入るを禁じたが、同七年沿海州軍私齎銅錢下海法を定め、淳熙九年（一一八二）廣・泉・明・秀諸州に詔して銅錢を海外に漏泄するときは其守臣を罪することゝした。

寧宗の慶元三年（一一九七）銅器の使用を禁したが、開禧二年（一二〇六）坑戸の錢を銷毀して銅と爲すを禁じ、犯す者は其家を籍沒せしめた。

嘉定元年（一二〇八）當五大錢を鑄造し、同五年、高麗及日本商人の銅錢を博易するを禁じ、同十六年（一二二三）更に海舶銅錢を漏泄するの禁を嚴にした。

理宗の端平元年（一二三四）重ねて銅錢輸出の禁を嚴にし、同年又銅錢銷毀の禁を重申した。

遼は太祖阿保機の父薩勒題、領爾奇木と爲り、土產銅多きを以て、始めて錢を鑄造したが、太祖の天贊元年（後梁の龍德二年、西元九二二）之を襲用して天贊通寶錢を鑄造した。其錢は徑九分、重量三銖六絫であつた。

太宗の太平元年（宋の天禧五年、一〇二一）太平元寶錢を鑄造し、其後代々皆開鑄した。興宗の慶曆中鐵錢を鑄造し、重熙二十二年、長春州に錢帛司を置いた。

道宗の淸寧九年（一〇六三）私鑄を防ぐ爲め人民の銅錢を賣ることを禁じ、又銅錢を回鶻に賣ること

を嚴禁した。

金は初め遼・宋の舊錢を用ゐ、遷都後、貞元二年（一一五四）交鈔を發行し、錢と並び行つたが、海陵王の正隆二年（一一五七）始めて銅錢を鑄造した。面文を正隆通寶とし、輕重は宋の小平錢の如くし舊錢と共に通用せしめ、而して銅の外界に出づるを禁じ、罪賞格を懸けて民間の銅鍮器を收用した。（注四）

世宗の大定八年（一一六八）民間の鑄錢を禁じ、十一年銅鏡の鑄造を禁じ、舊有の銅器は悉く官に送らしめ、半價を給し、但神佛像・鐘・磬・鈸・鈷（熨斗）・腰帶・魚袋の類は之を存するを許し、在都官局及外路に於て銅器を製造して販賣せしめた。

大定十八年（一一七八）代州に錢監を設け、大定通寶錢を鑄造せしめ、同二十七年更に曲陽縣に錢監を置きしが、弊害多かりしを以て、同二十九年（一一八九）遂に鑄錢を停止した。（注五）

章宗の時銅錢の不足に苦み、明昌五年（一一九四）唐の元和の限錢法に倣ひ、官民存留見錢法を定め（承安三年改正）官位の高下及び資產の多少等に依り、各人の銅錢貯藏額を限定し、之に違反する者は違制を以て罪することゝしたが、承安三年錢の境を出づるを禁じ、錢を以て外國の人使に與へ、又は之と交易する者は徒五年、三斤以上は死罪、知情は同罪とした。これは當時錢の宋に入るものが多かつたからである。

泰和四年（一二〇四）大錢を鑄造し、一を以て十に當て、鈔と參行せしめ、同年限錢法を廢止したが七年（一二〇七）復之を行つた。

宣宗の貞祐三年（一二一五）鈔の價格暴落せる爲め、遂に銅錢の使用を禁止した。是より民間の交易は主として銀のみを用ゐるに至つた。

宋代は銅の缺乏一層甚しく、宋・金共に鑄錢材料の不足に苦み、之が爲めに種々の方法手段を講ぜることは前に述べた如くである。但遼は其先代、域内に銅の生産多く、舊儲新造の錢多かりしに加ふるに、宋錢の流入も亦少からざりしを以て、錢の不足を感じなかつたやうである。

宋朝に於て大銅錢・鐵錢及夾錫錢を行ふの外、紙幣を發行し、殊に南宋に及んで紙幣を濫發するに至り、又金が大銅錢及鐵錢を鑄、且銀貨及紙幣を使用したるが如き、一に銅の不足の爲めに外ならない。

宋代は外國貿易の益盛なると共に、錢の海外に流出するものも愈多く、（注六）又錢の鑄潰されて銅器となり、海外に輸出せらるゝものも多かつた如くである。（注七）

（注一）仁宗の寶元中鑄造した錢は皇宋通寶といつたが、これは年號に寶字があつて、同字が重なるからである。（歐陽修、歸田錄、孔平仲、談苑）

（注二）宋史食貨志に「天禧三年、銅錢有二四監一、饒州曰二永平一、池州曰二永豐一、江州曰二廣寧一、建州曰二豐國一、京師・昇・鄂・杭州・南安郡、舊皆有レ監、後廢レ之、凡鑄レ錢用二銅三斤十兩、鉛一斤八兩、錫八兩一、得二錢一千一、重五斤、惟建州增二銅五

兩一、減レ鉛如二其數一。」とあり。また「天禧末、鑄二一百五十萬貫一。鐵錢有二三監一、邛州曰二惠民一、嘉州曰二豐遠一、興州曰二濟衆一」とあり。太祖・太宗の時の錢は毎枚重さ一錢、千錢にて六斤四兩であつたが、食貨志の記載に據れば、眞宗の時には錢轉た輕量となり、千錢五斤となつたことが知らるるのである。

（注三）宋の朱翌の猗覺寮雜記に曰く、崇寧鑄二當十錢一、始ア於陝西運副許天啓自二長安一進レ樣、烏背赤仄、請下自二禁中一行用上、自レ此盜鑄偏二天下一、不レ可レ禁、物價踊貴、商賈不レ行、冒レ禁而破レ家身死者衆、鑄改爲二當五一、其弊猶未レ革、乃改爲二當三一。其原本下於周武鑄二大布錢一、以レ一當上レ十。唐第五琦復踵二其法一、鑄二乾元重寶一、以レ一代レ十、物價騰踊、饑饉相望、琦坐レ之敗、天啓不レ問也。

（注四）乾道六年閏五月戊子、成大被レ命以二資政殿大學士一、與二崇信節使康諝一爲二奉使大金國信使副一（中略）過二交鈔處一、交鈔處者、虜本無レ錢、惟煬王亮嘗一鑄二正隆錢一、絕不レ多、餘悉用二中國舊錢一、又不レ欲レ留二錢於河南一、故仿二中國楮幣一、於二汴京一置レ局造二官會一、謂二之交鈔一、擬二見錢一行使、而陰收二銅錢一、悉運而北、過レ河即用二見錢一、不レ用レ鈔。（范成大、攬轡錄）

（注五）大定二十九年十二月、雁門五臺民劉完等訴、自二立レ監鑄一レ錢以來、有二銅鑛一之地、雖レ曰二官運一、其顧直不レ足、則令二民共償一、乞與二本州司縣一、均爲二差配一、遂命二甄官署丞丁用楫一、往審二其利病一。還言、所レ運銅鑛、民以二物力一差科レ濟レ之、非レ所レ願也、其顧直既低、又有二刻剋之弊一、而相二視苗脈一工匠、妄指二人垣屋及寺觀一、謂レ當二開採一、因以取レ賄、又隨冶夫匠、日辦二淨銅一四兩、多不レ及レ數、復銷二銅器及舊錢一、送レ官以足レ之、今阜通・利用兩監、歲鑄二錢十四萬貫一、而歲所レ費乃至二八十餘萬貫一、病レ民而多レ費、未レ見二其利便一也。宰臣以聞、遂罷二代州・曲陽二監一。（金史、食貨志）

（注六）嘉定中、靑田縣主簿陳耆卿奏曰、有レ錢而後有レ楮、楮滯則稱提之說興焉、而未レ有下言二及錢一者上、楮日多、錢日少、楮二楮之折閱一者曰嚴、而禁二錢之滲泄一者曰寬、非二果寬一也、寬二於大一而嚴二於小一也、闤闠之間、有下腰二百金一以出者上、吏卒已目二笑之一、至二數百一則攫二撫之一、鞭笞之二矣、高檣巨舶、出二沒江海一、有二豪家一竊二穴其中一、則人不二敢仰視一、間能損二毫末一、以資二邏卒一、則如レ屢二康莊一矣、豪家之弊猶可レ言也、富商之弊不レ可レ言也、豪家泄二之於近一、富商泄二之於遠一、泄二於近一猶在二中國一、泄二於遠一則輸二及外國一、而不レ可二復返一矣、錢既日耗、則其命遂歸二於楮一、其弊遂積二於楮一、上下之間、遂一切倂二力於楮一、不レ知下楮所三以難二行者、不三獨以二楮之多一、正以中錢之少上也、存者既少、藏者愈牢、雖四以二重法一欲二敺出之一、彼將レ曰、吾之錢、吾所二自有一也、彼以二中國所有一、散二之外國一、上不二之禁一、而何以咎レ我、故臣以爲今日之務、不四專在二稱三提

楮幣、又在於楮提銅錢也。（續文獻通考、錢幣考）（楮は紙幣）
南渡後經費困乏、一切倚辦海舶、歲入固不少、然金銀銅錫錢幣亦由是漏泄外境、而錢之泄尤甚、法禁雖嚴、奸巧愈密、其弊卒不可言。（天下郡國利病書、卷一百二十、海外諸蕃）

（注七） 淳祐八年、監察御史陳求魯疏曰、議者謂、錢廢於蟄藏、至啖於盜賊、以寘入之闠奥、峻於刑法、以發人之窖藏、不思患在於錢之荒、而不在錢之積也、蕃舶巨艘、形若山嶽、乘風駕浪、深入遐陬、販於中國者、皆浮靡無用之異物、而泄於外國者、乃國家富貴之操柄、所得幾何、所失不可勝計矣、京城之銷金、衢信之鍮器、醴泉之樂具、皆出於錢、臨川・隆興・桂林之銅工、尤多於諸郡、姑以長沙一郡言之、烏山銅鑪之所六十有四、麻潭・鵝羊山銅戶數百餘家、錢之不壞於器物者無幾。（續文獻通考、錢幣考）

第六款　元明時代

元の幣制は初めは紙幣本位であつて、銅錢を廢し、其使用を嚴禁したが、民間には歷代の銅錢を使用するものが多かつた。それで世祖の至元十七年（一二八〇）に江淮の銅錢を官に引上げ、同二十二年更に全國の銅錢を引上げたが、（十七年には銅及銅器も引上けたが、二十二年に銅及銅器は其使用を許すことゝした）紙幣濫發の結果、其の價格下落し、物價暴騰せる爲め、至大三年（一三一〇）正月初めて至大通寶と大元通寶の二種の銅錢を鑄造し、至大通寶一文は至大銀鈔一釐に、大元通寶一枚は至大通寶錢十文に當て、歷代銅錢も悉く至大錢と共に通用せしめ、其當五・當三・折二錢は舊數を以て之を用ゐることを許した。

然るに之が爲め紙幣の價格は益下落した爲め、其翌年四月、仁宗の即位と共に又復銅錢を廢止するに至つた。

順帝の至正十年（一三五〇）再び銅錢を鑄造し、此時新に發行せる至正交鈔と共に流通せしめ、至正交鈔一貫文を以て銅錢一千文に相當せしめたが、其後紙幣の濫發益甚しく、其價格暴落し、交易には銀と銅錢のみを使用するに至つた。

明は太祖が吳國公たりし時、元の至正二十一年（一三六一）應天府に寶源局を設け、大中通寶錢を鑄造し、歷代の錢と共に之を使用せしめたが、位に即くに及び、洪武通寶錢を鑄造した。其錢は五種に分ち、當十重さ一兩、當五重さ五錢、當三・當二重さ皆其當の數の如く、小錢は重さ一錢とした。

然るに洪武八年（一三七五）大明寶鈔（紙幣）を發行するや、寶源局の鑄錢を停止し、其翌年また各省の寶源局を廢止したが、同十年復各省に命じて寶源局を設け、小錢を鑄造して鈔と共に通用せしめ、百文以下は錢のみを使用せしむることゝしたが、同二十年（一三八七）に再び停鑄せしめ、二十二年にまた各省寶源局を設けたが、二十六年之を廢し、京師のみは舊に依つて鑄造せしめた。

同二十七年（一三九四）鈔の流通阻滯せる爲め、錢の使用を嚴禁し、宣宗の宣德十年（一四三五）に至り始めて其禁を弛べたが、英宗の正統十三年（一四四八）又其行使を禁じ、天順中其禁を解き、景帝の時鈔法通せざるを以て復之を禁じ、旋てまた其使用を許すに至つた。

洪武以後武宗の正德までは、成祖の永樂年間と宣宗の宣德年間と孝宗の弘治十六年（一五〇三）に各其年號の錢を鑄造しただけであつたが、世宗以後は帝ごとに之を鑄造した。而して嘉靖通寶及隆慶通寶は一文重さ一錢三分とし、萬曆通寶は鏇邊錢は一錢三分、金背錢及火漆錢は一錢二分五厘とした。天啓朝に至り漢武の白金三品の制に倣ひ、當十・當百・當千の大錢を鑄造したが、崇禎に至つては錢式更に亂れ、重量を減じて每文一錢となし、後又減じて八分とした。

明代は鈔法を行つた爲め、制錢の鑄造少かつたが、一方に於ては民間に銷毀せらるゝもの多く、遂に錢の不足を告げ、私鑄大に起つた。英宗の時、民間に行はるゝ錢の種類多く、揀擇甚しかりしを以て、凡て歷代幷に洪武・永樂・宣德錢の使用を許し、當二・當三等も其當數に依つて使用を許し、人民の挑選を禁じ、憲宗の成化十六年（一四八〇）にも囫圇錢（完整なる錢）は總て使用を許し、揀擇を禁じたが、之が爲め反つて私鑄大に增加し、世宗の時に至つては官錢も亦惡劣のものが多かつた爲め、盜鑄益甚しく、死罪日に報ずるも終に止むること能はず、嘉靖四十三年（一五六四）に遂に寶源局の鑄造を停止するに至つた。（注一）

此の如くにして惡錢益增加せるを以て、嘉靖末年には各種租稅は銀を徵して錢を徵せざるに至り、之が爲め錢價下落し、錢の使用漸次減少するに至つた。それで隆慶四年商稅は銀三兩以下は錢を以て納むるを許し、民間の交易は銀一錢以下は錢を使用せしむることゝした。

神宗の萬曆四年、各省をして一體に錢を開鑄せしむることゝなつたが、人民の官錢を鎖毀して私錢を鑄造する者益多く、政府も亦漸く錢息（造幣利益）を貪り、各省に對し之を重課し、加之造幣當局の官吏が工匠と結托して不正を爲す者多く、天啓以來其弊殊に甚しく、之が爲め官鑄の錢亦濫惡を極むるに至つた。（注二）

（注一）　續文獻通考、錢幣考、嘉靖六年の條に、「私鑄之弊歲久難レ變、正德間、至レ有下以レ四折レ一、惡爛不レ堪者上、日二倒四一（後又有二倒三・倒五・折六・折七等名一、見二嘉靖十二年四月孫鏊奏一）亦盛行焉　嘉靖三年四月、詔、舊鑄好錢、每七十文當二銀一錢一、其私鑄僞錢、重論無レ貸、至レ是帝諭二戶部一、聞市中俱用二私鑄一、前代舊錢、及我朝通寶、俱汛格不レ行、其速議區處禁約。」とあり。また「至二十五年九月一、巡城御史閻鄰等言、（中略）京師之錢、輕裂薄小、觸レ手可レ碎、字文難レ存、而點畫莫レ辨、甚則不レ用レ銅、而用二鉛鐵一、不レ以レ鑄而以二剪裁一、每三百文纔直二銀一錢一、制錢舊錢反爲二壅遏一、云々。」とある。

又陸深の燕閒錄にも「予少時見二民間所レ用、皆宋錢、雜以二金元錢一、謂二之好錢一、唐錢間有二開通元寶一、偶忽不レ用、新鑄者謂二之低錢一、每以二二文一當二好錢一文一、人亦兩用レ之、弘治末、京師好錢復不レ行、而惟行二新錢一、謂二之倒好一、正德中、則有二倒三倒四一、而盜鑄者蜂起矣、嘉靖以來、有下五六至二九十一者上、而裁レ鉛剪レ紙之濫極矣。」とあり。董穀の碧里雜存にも、「吾鄉自二國初一至二弘治以來一、皆行二好錢一、每白金一分、准二銅錢七枚一、無二以異一也、但揀擇太甚、以二靑色者一爲レ上。正德丁丑、余始遊二京師一、初至見二交易者一、皆稱レ錢爲二板兒一、恠而問レ焉、則所レ使者皆低惡之錢、以レ二折レ一、但取如レ數、而不レ視二善否一、人皆以爲二良便一也。既而南還、則吾鄉皆行二板兒一矣、好錢遂閣不レ行、不レ知何以神速如レ此。既數年、板兒復行二揀擇一、忘二其加倍之由一、而仍責如レ數、自レ是銀貴錢賤矣、其機亦始二於京師一」といつてゐる。

（注二）　天啓時、開レ局徧二天下一、重二課錢息一、崇禎元年、南京鑄本七萬九千餘兩、獲二息銀三萬九千有奇一、戶部鑄錢、獲二息銀二萬六千有奇一、其所レ鑄錢、皆以二五十五文一當二銀一錢一、計レ息取レ盈、工匠之賠補、行使之折閱、不レ堪レ命矣。（明史食貨志）

天啓三年、御史趙洪範言、臣令レ楚時、見三布政使頒二發天啓新錢一、大都銅止二二三一、鉛砂七八、其脆薄則擲レ地可レ碎也、其輕小則百文不レ盈レ寸也、一處如レ此、他處可レ知、其弊在二鼓鑄之時、官不加レ嚴、任二惡爐頭一、恣意攙和、私雜二鉛砂一、則銅

價已强半潤二私囊一矣、竊二去銅料一、盜二鑄私錢一、插二入官錢一混發、其餘利又盡飽二奸竇一矣、應下嚴行二禁約一、不上許三摻二和鉛砂一、鼓鑄既精、行使自利。（續文獻通考）

崇禎中、內帑大竭、命二各鎭一、有二兵馬一處皆開鑄、以資二軍餉一、而錢式不レ一、盜鑄孔繁、末年每銀一兩、易二錢五六千文一。

（傅維鱗、明書食貨志）

第七款　清　代

清は太祖の天命元年（一六一六）に天命通寶錢を、太宗の天聰元年に（一六二七）天聰通寶を鑄造したが、順治帝の入關後、即ち順治元年（一六四四）寶泉、寶源の二局を設け、寶泉局は戶部に、寶源局は工部に屬せしめ、共に順治通寶を鑄造せしめた。當初鑄造の錢は表面に順治通寶の字あるのみにて、背面には文字がなかつたが、同十四年（一六五七）僞造を防ぐ爲め錢式を改定し、表面に「順治通寶」の四漢字を、背面に「寶泉」の二滿字を鑄ることゝした。是より以後、表面には漢字を以て鑄造當時の年號及通寶の字樣を鑄、背面には滿字を以て局名（各省鑄造のものは地名）を鑄ることゝなつた。

順治三年、前代の舊錢の使用を禁じ、惟崇禎錢のみは暫く其行使を許し、其他の舊錢は每斤銀八分を以て買上げ、之を鑄潰して新錢を鑄造し、同八年、更に其禁を重申したが、康熙二十四年（一六八五）舊錢の使用を許すに至つた。（注一）其後各朝皆其年號の錢を鑄造した。

制錢の重量は、順治元年に鑄造した順治通寶は每文一錢としたが、同二年に之を輕しとして一錢二

分に改め、七文を以て銀一分に相當せしめ、舊錢は十四文を以て銀一分に相當せしめたが、同十四年に更に之を改めて一錢四分とした。蓋當時私鑄多かりし爲め、之を防ぐ爲め重量を增加したのであつて、同時に各省の鑄造を停止し、在京の鑄局のみにて鑄造せしむることゝした。此時の諭に、「今各省開爐甚多、鑄造不精、以致奸民乘機盜鑄、錢愈多而愈賤、私錢公行、官錢壅滯、官民兩受其病、欲使錢法無弊、莫若鼓鑄歸一、其各省鑄爐一概停止、獨令京局鼓鑄、務比舊錢、體質更加闊厚、每文重一錢四分、磨鑢精工、且兼用滿漢字、俾私錢難於僞作。」とあつた。併し同十七年に又各省をして開鑄せしめた。

然るに重量を增加した爲め、民間に鑄潰さるゝもの多く、制錢の流通額減少し、市價の騰貴を來し、銀一兩に對し八九百文となれるを以て、康熙二十三年（一六八四）錢制を改めて每文の重量を一錢としたが、同四十一年（一七〇二）に再び之を改めて一錢四分とし、且新舊錢の比價を規定した。これは重量を減じて以來私錢の鑄造が增加したからである。然るに其後民間に於ける制錢の銷毀多かりし爲め、雍正十二年（一七三四）にまた之を改めて每文一錢二分の錢を鑄造するに至つた。當時の諭に「朕思、錢重銅多、徒滋銷毀、且奸民不須重本、便可隨時鎔化、廼緝殊難、非若私鑄必須有力之人兼設有爐座器具、易於查拏者可比、若照順治二年例、每文鑄重一錢二分、在銷毀者無利、而私鑄者亦難、似屬權衡得中、著九卿詳議具奏。」とあるを以て知ることが出來る。蓋當時錢一串文（千文）を

鑄造するには、銀一兩四錢三厘の原料及工費を要したのに、法定比價は錢一串に付銀一兩であつたから、政府は毎年約二十六萬兩の損失を來し（當時毎年の鑄造額六〇二、六八七串）一方民間の鎔毀を多からしむるに至つたのである。

其後道光までは重量は一錢二分を以て定則としたが、咸豐中之を改めて八分となし、同治通寶、光緒通寶共に八分とした。

康熙二十三年（一六八四）、制錢は銅六〇、亞鉛四〇を以て配鑄することゝ定めたが、（雲南のみは銅八〇亞鉛二〇）雍正五年（一七二七）に銅五〇、亞鉛五〇を以て配鑄することに改め。乾隆五年（一七四〇）に更に銅五〇、亞鉛四一・五、鉛六・五、錫二・〇を配合して鑄造することに改めた。而して乾隆五年鑄造のものを青錢と稱し、其以前鑄造の錫を含まざる錢を黃錢と稱するに至つた。然るに光緒年代に及び更に之を改めて銅五四、亞鉛四六とした。

錢と銀との法定比價は、前に記せるが如く順治の初め銀一分に付錢七文、舊錢は十四文としたが、同四年更に之を改定して、一分に付十文とし、同十年に一釐字錢（錢背の左に一釐の二字、右に戶字又は工字若は各省の地名を鑄たるもの）を鑄造した。但此一釐字錢は康熙二年に回收して銷毀せられた。

清代に於て初めて大錢を鑄造したのは咸豐朝であつて、同三年（一八五三）當十・當五十・當百・當五百・當千の五種を鑄造し、翌年また當五錢を鑄造した。これは太平亂の爲め雲南銅の輸送困難なると

財政窮迫せる爲めとであつた。然るに盜鑄大に起り、嚴刑を以てするも禁ずる能はざりしを以て、幾くもなく當五百・當千の大錢を寶鈔（紙幣）を以て回收せしめ、同八年に至り當十錢を除く外各種大錢を回收して制錢に改鑄せしめ、光緒十四年に當十錢も亦廢止した。（注二）其後光緒二十五年（一八九九）また當十錢を發行したが、同三十一年に之を罷め、制錢に改鑄した。蓋此時各省に於て巳に銅元が鑄造され、當十錢が行はれなくなつたからである。

咸豐四年大錢の鑄造と共に鐵錢及鉛錢を鑄造したが、鉛錢は同七年、鐵錢は九年に何れも停鑄し、且其行使を禁止した。（注三）

清代の銅錢には制錢の外、普爾錢（紅錢）なるものがある。これは天山南路即ち新疆に行はるゝ銅錢であつて、乾隆二十四年（一七五九）始めて之を鑄造した。是より先、葉爾羌、喀什噶爾、和闐地方には普爾錢なるものがあり、純銅を以て鑄造し、重量二錢、小にして厚く、外廓あり、方孔なきものであつたが、乾隆帝が回部を平定するに及んで、葉爾羌に局を設けて之を改鑄した。即ち特に戶部に命じて錢式を頒發し、錢質は舊制に據りて純銅を用ゐ、每文重量二錢とし、形は内地制錢の如くして稍厚く（方孔あり）表面に漢字を以て乾隆通寶の四字を鑄、背面には左方に滿字、右方に回字を以て、各葉爾羌の城名を鑄ることゝ定めた。同二十六年更に阿克蘇に局を設け、これ亦乾隆通寶錢を鑄造することゝなつたが、其錢背に阿克蘇の城名を鑄、其他の形式は俱に葉城の制の如くした。然るに其後嘉

慶五年（一八〇〇）に至り、鑄造額の八割を嘉慶通寶錢とし、乾隆の年號を用ゐるものを二割に制限し是より後乾隆通寶の鑄造額を總額の二割とし、其餘は鑄造當時の年號を用ゐることゝなつた。

普爾錢の重量は前記の如く當初は毎文二錢としたが、乾隆三十六年に一錢五分に減じ、嘉慶以後は之を一錢二分となし、以て制錢と一致せしめた。又嘉慶年間に當五錢を鑄造し、道光十年には更に當十大錢を鑄造して流通せしめたが、後之を停止した。普爾錢は以前は五十普爾を以て一騰格といひ、一騰格を以て銀一兩に値するものとしたが、清の版籍に入つてより、錢價漸次減せしを以て、乾隆二十六年に百文を以て一騰格と規定し、一騰格を以て銀一兩に相當せしむることゝした。（注四）

（注一） 錢は易姓革命毎に之を改鑄し、又宋以後は一姓の間と雖も、改元毎に之を更鑄したが、併し前帝所鑄のものは勿論、前代の錢と雖も、之か行使を禁ぜず、新鑄のものと共に流通せしめた。假令之を禁ずることあるも、間もなくまた其使用を許すを常とした。但隋の文帝の時には、悉く古錢を禁じて之を鑄潰し、また明の天啓崇禎の間、廣く錢局を開き、古錢を搜括して以て新錢に改鑄した。故に顧炎武は「嘗論二古來之錢一、凡兩大變、隋時盡銷二古錢一、一大變、天啓以來一大變也」といつてゐる。

（注二） 咸豐大錢の重量は、當百は一兩五錢、當五百は一兩六錢、當千は二兩であつた。（以上十一月發行）當十（三月發行）は初め六錢としたが、やがて四錢四分に減じ、繼いで又三錢五分とし、再び改めて二錢六分とし。當五十（八月發行）も一兩八錢より一兩二錢に減じ。當五は二錢二分とした。黄鈞宰の金壺灦墨に左の如き面白い記事がある。

咸豐五年秋、道過二清江一、聞二車聲轔々然來一、視レ之、錢也、問何爲、曰鑄レ錢、曰易爲以レ錢鑄レ錢、曰銅不レ足、官府費用無レ所レ出、今燬二制錢一爲二當十大錢一、計除二工費一、十可レ贏二四五一、則何爲而不レ鑄。是年冬、再過二清江一、聞二車聲轔々然來一、視レ之、大錢也、問何爲、曰鑄レ錢、曰易爲又以二大錢一鑄レ錢、曰大錢不レ行、報捐者買レ之、當十祇値二一二一、今燬二大錢一爲二制錢一、而又小レ之、和以二鉛砂一、計除二工費一、一可レ化二三四一、則何爲而不レ鑄。（卷二、大錢）

文中に報捐者とあるは納稅者のことである。

（注三）滇南銅廠既不レ旺、又以二長江賊阻一、運載維艱、乃議於二熱河一試行二開採一、得二銅三萬餘觔一、銀礦升課銀萬兩一而已、扎拉芬太試煉二鐵礦一、入レ火不レ溶、時戸部鼓レ鐵鑄レ錢 待レ用孔急、於レ是設レ局採辦 計兩年買レ鐵一千三百萬觔、而鐵錢遂行二於都中一、較二之當十以上者一、民轉便レ之 同時皖北行用小錢一、鵞眼綖環、復見二於世一、百錢不レ過二二寸許一、第出レ省即不レ行、馬爾與並鑄二銅鐵大錢一、協濟兵餉一、兵丁行使亦不レ便、小既不レ行二於遠一、大又不レ適二於時一、可レ知二錢帛自有二定衡一、不レ然利之所レ在、孰不レ趨レ之哉」（金壺遯墨、卷二、鐵礦）

（注四）天山北路即ち伊犂に於ては、もと普爾錢を使用せしが、乾隆四十年に始めて鑄造局を設け、制錢を鑄造して流通せしめた。其重量・様式全く内地制錢と同じく、但錢面の年號は普爾錢と同じく、初めは乾隆を用ゐ、嘉慶以後は鑄造額の二割を乾隆錢とすることゝなつた。

エドキンス（J. Edkins）氏は、伊犂に於ける普爾錢が、雲南省普洱（pu-er）の造幣局に於て鑄造された如く言つてゐるが、（Chinese Currency, p.43）普洱に鑄錢局があつたことは曾て聞かざる所である、何かの間違ひでないかと思はれる。

第二節　金銀幣

第一款　先秦時代

金は春秋以前より既に貨幣として使用せられ、春秋時代を經て戰國に及んでは、盛に之が流通を見た如くである。

春秋以前に金が貨幣として使用されたことは、公羊傳・隱公五年に「百金之魚、公張レ之。」とあり何休の註に「百金猶二百萬一也、古者以二金重一斤一、若二今萬錢一矣、張・謂レ張二罔罟障谷之屬一也。」と

あるに據りて之を知ることを得べく、（注一）また春秋時代に金貨幣が行はれたことは、春秋の文公九年に「毛伯來求レ金。」とあり、杜預の注に、「求レ金以共ニ葬事一、雖レ踰レ年而未レ葬、故不レ稱ニ王使一。」とあり。（注二）國語にも「公子夷吾出見ニ使者一、……退而私ニ於公子縶一曰……黄金四十鎰、白玉之珩六雙不ニ敢當ニ公子一、請納ニ之左右一。」（晋語二）「大夫種曰、寡君之師徒、不レ足ニ以辱一レ君矣、願以ニ金玉子女一賂ニ君之辱一、……若以ニ越國之罪一不レ可レ赦也、將下焚ニ宗廟一、係ニ妻孥一、沈中金玉於江上、」（越語上）「夫差行レ成曰、寡人之師徒、不レ足ニ以辱一レ君矣、請以ニ金玉子女一賂ニ君之辱一。」（越語下）とあり。其他墨子、呂氏春秋等の文（注三）に依りても、之を徴することを得べく。而して其使用が戰國の時に至り漸次大に増加したことは、孟子、戰國策、韓非子等の書に據つて之を證することが出來る。（注四）然も當時金は秤量貨幣として使用せられ、且主として大取引に使用せられた如くである。（第一節第一款參照）

銀貨幣は漢の武帝の時に始まり、未だ此時代には使用されなかつた。

（注一）隱公五年は周の桓王の二年、西暦紀元前七百十八年に當り、周の平王が都を洛陽に遷してより、即ち東周となつてより五十三年目である。而して春秋は隱公の元年に始まつてゐる。

（注二）毛伯は即ち周の大夫衛である。文公の八年（西元前六一九）に周の襄王崩じ、魯は公孫敖をして幣を齎らし喪を弔せしめたが、公孫敖は京師に往かずして、其幣を以て莒の美人の許に奔つたから、翌年周の頃王毛伯を魯に遣はして、金を求めたのである。

（注三）墨子に、

是故江河之水、非ニ一源一也、千鎰之裘、非ニ一狐之白一也。（親士篇）

二三子復二於子墨子一曰、耕柱子處レ楚無レ益矣、二三子過レ之、食二之三升一、客レ之不レ厚、子墨子曰、未レ可レ知也、毋二幾何一而遺二十金於子墨子一曰、後生不敢死、有二十金於此一、願二夫子用一レ之也、子墨子曰、果未レ可レ知也。（耕柱篇）

子墨子至二於郢一、見二公輸盤一、公輸盤曰、夫子何命焉爲、子墨子曰、北方有二侮臣一、願藉レ子殺レ之、公輸盤不レ悅、子墨子曰、請獻二十金一、公輸盤曰、吾義固不レ殺レ人。（公輸篇）

吾與二父老及吏主レ部者一、不レ得二皆斬一、得レ之除、又賞レ之黄金人二鎰。（號令篇）（王念孫の讀書雜志に據れば吾は正なりとある。）

諸吏卒民、有下謀殺二傷其將長一者上、與二謀反一同罪、有二能捕告一、賜二黄金二十斤一。（號令篇）

其無レ得下擧二矢書一、若以レ書射上レ寇、犯レ令者父母妻子皆斷、身梟二城上一、有下能捕二告之一者上、賞二之黄金二十斤一。（號令篇）とあり。且前に第一節第一款に記せるが如く粟米、布帛、錢金云々とありて、錢と金とを並擧せる所より見るも、金も亦既に貨幣として廣く使用せられて居たことを知るべきである。

尚ほ呂氏春秋にも左の文がある。

齊有二北郭騒者一、結二罘罔一、捆二蒲葦一、織二屨履一、以養二其母一、猶不レ足、踵レ門見二晏子一曰、願乞下所二以養一レ母、（中略）晏子使下人分二倉粟一、分二府金一而遺上レ之、辭レ金而受レ粟。（呂氏春秋十二、士節）

晏子春秋（五）及劉向の説苑（六）にも略同樣の文がある。晏子春秋には此外にも尚ほ金に關する記載あるも、該書は後人の僞託と稱せられてゐるから、茲には擧げないことゝする。

解二其劍一以予二丈人一曰、此千金之劍也、願獻二之丈人一、丈人不レ肯レ受曰、荊國之法、得二伍員一者、爵執圭、祿萬擔、金千鎰、昔者子胥過レ江、吾猶不レ取、今我何以二子之千金劍一爲乎。（呂氏春秋十、異寶）

鄭之富人有二溺者一、人得二其死者一、富人請レ贖レ之、其人求レ金甚多、以告二鄧析一、鄧析曰、云々。（呂氏春秋十八、離謂）

鄧析は鄭の大夫、魯の定公の九年に駟歂に殺された人である。

（注四）　金貨幣に關する孟子及戰國策の文は左の如くである。

陳臻問曰、前日於レ齊王餽二兼金一百一而不レ受、於レ宋餽二七十鎰一而受、於レ薛餽二五十鎰一而受、前日之不レ受是、今日之受非也、今日之受是、前日之不レ受非也、夫子必居二一於一此矣。孟子曰、皆是也、當レ在レ宋也、予將レ有二遠行一、行者必以レ贐、

辭曰餽レ贐、予何爲不レ受、當レ在レ薛也、予有二戒心一、辭曰聞レ戒、故爲レ兵餽レ之、予何爲不レ受。（孟子、公孫丑下）

南后鄭袖聞レ之大恐、令三人謂二張子一曰、妾聞三將軍之二晉國一、偶有二金千斤一、進二之左右一、以供二芻秣一。鄭袖亦以二金五百斤一。（戰國策、楚策）

秦大國也、韓小國也、韓甚疏レ秦、然而見レ親レ秦、計レ之非レ金無レ以也、故賣二美人一、美人之賈貴、諸侯不レ能レ買、故秦買二之三千金一、韓因以二其金一事レ秦。（戰國策、韓策）

於レ是太子預求二天下之利匕首一。得二趙人徐夫人之匕首一、取二之百金一。（戰國策、燕策）

戰國策には金貨幣に關する記事少からざるも、唯其二三を擧ぐることゝした。尙ほ韓非子にも說林、外儲說、六反等の諸篇に金貨幣に關する文がある。

第二款　秦漢時代

秦は貨幣の種類を金・銅の二種とし、金は秤量貨幣として重量を計りて使用せしめ、其單位を鎰と名づけたが、漢に至り之を改めて斤とした。即ち秦は一鎰（二十兩）を以て一金としたのを、漢は一斤（十六兩）を以て一金としたのである。

漢の武帝の時、匈奴と連年兵を交へ、政府の財政大に困難に陷つたが、恰も禁苑に白鹿多く、少府に銀錫多かりしを以て、元狩四年（前一一九）白鹿の皮を以て皮幣を作り、銀錫を以て白金三品を鑄造した。白金は其一を白撰と稱し、重さ八兩、圓形にして龍紋あり、錢三千に相當せしめ、其二は重さ六兩、方形にして馬紋あり、錢五百に相當せしめ、其三は重さ四兩、楕圓にして龜紋あり、三百錢に

相當せしめた。是れ蓋支那に於ける銀貨幣の嚆矢である。然もこの白金三品は銀に錫を雜へて鑄たるものなりしを以て、僞造雲起し、發行後僅に五六年にして其流通を見ざるに至つた。

王莽の時にも黃金は重さ一斤を單位とし、其價格萬錢に相當せしめ、銀貨は重さ八兩を一流とし、朱提銀（注一）一流は錢一千五百八十に、他銀一流は千錢に相當せしめた。（第一節第二款參照）

當時の金貨幣の形式に關しては、皇朝文獻通考、錢幣考、雍正二年の條に「考二古者金銀一、皆有二定式一、必鑄成レ幣、而後用レ之、顏師古注二漢書一謂、舊金雖レ以レ觔爲レ名、而官有二常形制一（中略）然則麟趾褭蹏、即當時金幣式也、漢之白選與二銀貨一、亦即銀幣之式。」とあり、而して漢書武帝紀には、「太始二年三月、詔曰、有司議曰、往者朕郊二見上帝一、西登二隴首一、獲二白麟一、以饋二宗廟一、渥洼水出二天馬一、泰山見二黃金一、宜レ改二故名一、今更二黃金一爲二麟趾褭蹏一、以協レ瑞焉。」とあり、注に、「應劭曰、獲二白麟一、有二馬瑞一、故改二鑄黃金一、如二麟趾褭蹏一、以協二嘉祉一也、古有二駿馬一、名二要褭一、赤喙黑身、一日行二萬五千里一也。師古曰、既云レ宜レ改二故名一、又曰下更二黃金一爲中麟趾褭蹏上、是即舊金雖下以二斤兩一爲上レ名、而官有二常形制一、亦由二今時吉字金挺之類一矣、武帝欲レ表二祥瑞一、故普改二鑄爲二麟足馬蹏之形一、以易二舊法一耳、今人往々於二地中一得二馬蹏金一、金甚精好、而形制巧妙。」とあり、想ふに秦漢時代に於ては（其以後も）金は秤量貨幣として使用せられたるも、今時の銀兩に於けるが如く、略〻一定の形式及重量のものに鑄成して使用せられたものであらう。蓋漢書食貨志に、太公爲レ周立二九府圜法一、黃金方寸、而重一斤。とある所より

推して考ふれば、武帝の改鑄以前には、或は方形のものが行はれたのではないかとも想像されるのである。但太公望の九府圜法なるものは後人の臆說であらうと思はれるが、併し斯る說が出て來つたのも、當時方形の金が存在した爲めではないかとも考へられるのである。然も又後漢書列女傳（樂羊子妻）に、河南の樂羊子なる者が路上に於て金一餠を拾得し、還つて之を妻に與ふる記事あるを以て見れば當時餠形の生金があつたことを知るべく、而して此餠形の金も既に西漢若くは秦の時より行はれたのではないかとも想像されるのであるが、正確の事は之を知ることが出來ない。また武帝の改定した麟足馬蹄の形式が、武帝以後の各朝に於ても之を沿用せられしや否や、是亦明かでないが、併し現時の銀兩の形式たる馬蹄形は此に端を發したものと見るべきてある。

銀貨幣が漢武に始まつたこと、及王莽の時にも銀貨幣を行つたことは前に述べたが、これは兩者とも鑄造貨幣であつたことは明かである。而も王莽の時の銀貨の形式に關しては、史に記載なきを以て之を知ることを得ない。

金貨幣と錢との交換率は、漢代に於ては一斤萬錢であつた。それは漢書王莽傳に、「有司奏、故事聘二皇后一、黃金二萬斤、爲二錢二萬萬一。」とあり、又惠帝紀の注に、「晉灼曰、下凡言二黃金一眞金也、不レ言レ黃謂レ錢也、食貨志、黃金一斤直萬錢。師古曰、諸賜言二黃金一者、皆與二之金一、不レ言レ黃者、一金與二萬錢一也。」とあるに依つて知ることが出來る。同書食貨志に據れば、王莽の時の金貨幣は一斤

直萬錢とあるが、蓋金と錢との交換率は漢初より一斤に付一萬錢と公定されて居た所であつて、莽も亦之を沿用したものであらう。（注二）漢の一斤は今の約三分の一といはれてゐるが、それにしても一斤萬錢といへば、當時の金價が如何に低賤であつたかを知るべきである。（注三）蓋漢代は支那に於ける黄金最も豐富なりし時代にして、其價格が低廉であつたのも、金が多い上に其用途が少かつた爲めであらう。（注四）

（注一）朱提は山の名、今の四川省宜賓縣に在り、其出す所の銀品質佳良なるを以て價格か高かつたのである。

（注二）宋の孔平仲の孔氏雑説にも「漢賜諸侯王及功臣以下金、凡言黄金者、皆與之眞金、不言黄金者、一金與萬錢也。」とある。（卷四）
又宋の王楙の野客叢書には「惠帝紀云、視斥上者、將軍四十金、（中略）後漢何休注公羊百金之魚、亦謂一金萬錢。緗素雜記、引金萬錢、以證晉王導所市練布之價、則是一金萬錢、不但秦漢爲然、自三代至晉莫不然、何千百年間、金價一律如此、今日之價視古又何倍蓰耶。」（卷五、古者金價）とあるが、三代の金價を一斤萬錢させるは固より妄説にして、秦の一鎰を萬錢させるが如きも亦甚だ疑ふべきである。

（注三）孔氏雜説に、「孝惠紀注引食貨志、黄金一斤直萬錢、乃知漢金之賤也、今金兩有直萬者、則漢金一斤、如今一兩價矣、高祖善家令之言、賜金五百斤、惡酈不使之治疾、賜金五千斤、使陳平爲反間、捐金四萬斤、使其價不賤、安得如是之多哉、唐時金必貴、太宗以于志寧孔穎達能諫太子、各賜金一斤、帛五百疋、沈存中云、古之一斤、今四兩餘也。然則一兩之直亦二千五百也。」（卷二）といつてゐる。
皇朝文獻通考にも亦左の如く謂つてゐる。
大抵古者金銀視後世輕賤、而銅錢視後世較貴。漢書食貨志、漢武鑄白金三品、龍文白選重八兩、直三千、馬文直五百、龜文直三百、所謂白金者、雜銀錫爲之、既非專用眞銀、而其時以縣官空乏、聊造以贍用、不可據以爲準、故重八兩者直三千、而六兩四兩者、止直五百、三百、則知當日原未嘗以白金之重、與銅錢相較而平其直也、

新莽時、黃金一觔直二錢萬一、銀八兩爲二一流一、朱提銀一流、直二錢一千五百八十一、他銀一流、直二錢千一、以下古稱比二後世一三之一計レ之、金一觔實爲二今五兩有奇一、而直止萬、銀八兩實爲二今二兩八錢有奇一、而直止千有奇及千、則漢時錢貴可レ見、而金價但五二倍於銀一、則以二金多一而易レ得也、宋眞宗嘗論、咸平中金兩五千、銀兩八百、是金銀之直、已較貴二於漢一。（錢幣考）

（注四） 明の胡侍の眞珠船（卷四）に曰く、黃金漢時最多、陳平四萬斤間レ楚、梁孝王死、藏府餘二四十餘萬斤一、武帝時、衞青比歲擊レ胡、斬二捕首虜一之士、受レ賜二十餘萬斤、漢故事聘二皇后一二萬斤、王莽徵二杜陵史氏女一爲レ后、聘三萬斤、又莽敗時、省中黃金萬斤者爲二一匱一、尙有二六十匱一、黃門鉤盾臧府尙方處々各有二數匱一、文帝賜二絳侯勃五千金、丞相平・將軍嬰各二千斤、朱虛侯章・襄平侯通・典客揭各千斤一、昭帝賜二廣陵王二千斤一、昌邑王賜二侍中君卿千斤一、宣帝賜二霍光前後七千斤、廣陵王前後五千斤一、王莽賜二孝單于咸千斤、咸子助五百斤一、高帝賜二太子家令・叔孫通各五百斤一、昭帝賜二蔡義一、元帝賜二孔霸一、成帝賜二許嘉一皆二百斤、成帝賜二王根一、哀帝賜二王莽一、皆五百斤、他賜二百斤、數十斤一者、不レ能二枚擧一、麋竺助二先主一、至二一億斤一、自二西教盛行一、棄二之於土木一者、旣不レ勝レ計、而衣物之飾、又日趨二於華靡一。（下略）

麋竺の事は、晉の王嘉の拾遺記に左の如く記されてゐる。

竺歎曰、人生財運有レ限、不レ得二盈溢一、懼レ爲二身之患害一、時三國交レ鋒、軍用萬倍、乃輸二其寶物車服一、以助二先主一、黃金一億斤、錦繡氈罽積如二丘壟一、駿馬萬疋、及二蜀破後一、無二復所一レ有、飮レ恨而終。（卷八）

野客叢書（卷十一）に曰く、漢賞賜多用二黃金一、晉賞賜多用二絹帛一、各因二其時之所一レ有而用レ之、漢初以二黃金四萬斤一與二陳平一間レ楚、其用如レ此、所レ積可レ知、梁孝王臨レ死、府庫尙有二黃金四十餘萬斤一、吳國懸レ賞、斬二大將一者黃金五十斤、以レ次賞レ金各有二差等一、王國尙然、天府有二不レ待レ言者一、治郡有レ聲則增レ秩賜レ金、復有二功臣不時之賞一、費用浩瀚、不レ聞二吝之一、數千斤之賜甚多、不レ可レ勝レ擧、如二黃霸嚴訢、尹翁歸等一動與二百斤一、周勃賜二五十斤一、霍光前後至二七千斤一、至二王莽末一、省中黃金尙積二六十萬斤一、黃直鄧隲亦不レ可二勝數一、是知二當時黃金多一也。（下略）

第三款　魏晉南北朝時代

金は魏晉以後に於ても依然秤量貨幣として使用せられたるも、惟東漢末以來生金漸次減少し、殊に

南北朝時代に至り著しくなつた。此れは風俗奢侈に赴き、且佛教東漸以來、器物及裝飾として金を使用するもの大に增加せるに、一方に於ては其生產が增加しなかつた爲めである。（注一）而して此の如く生金が減少せるに加ふるに、銅の生產も亦漸く減少し、錢の鎔毀及盜鑄益甚しく、其質愈劣惡となれるのみならず、品位重量一定せずして、價格の尺度と爲し難い爲め、絹布及穀物を以て交易に用ゐるもの增加し、且晉代より銀も亦漸く貨幣として使用さるゝに至つた如くである。

晉書石勒傳に、「勒既還襄國、劉翰叛勒、奔段匹磾、襄國大饑、穀二斤直銀二斤、肉一斤直銀一兩。」とあるを見れば、襄國（今の河北省邢臺縣地方）に於ては當時既に銀を貨幣として使用せるを知るべく、又隋書食貨志に據れば、梁の初、交廣の域は全く金銀を以て貨幣とした。とあり、又後周の武帝の時には、河西諸郡（今の甘肅省の西部）は或は西域の金銀錢を用ゐ、官之を禁じなかつた。（注二）とあるを以て見れば、此等の邊地には大に金銀貨幣が行はれてゐたことが知らるゝのである。然も當時金銀は多く大取引に使用せられ、小取引には依然錢又は穀粟布等を使用せしものなるべく、それは隋書に據れば、梁初より交廣の域は全く金銀を以て貨幣とせるに拘らず、陳書宣帝紀には、「嶺南諸郡州、以鹽米布交易、俱不用此錢矣。」（此錢は六銖錢）とあるを以て知ることが出來る。

西漢以來、金は一斤を以て一金としたことは前に述べたが、南北朝時代に至つては、金銀共に用途增加せる爲め、其價格騰貴し、其結果、金は主ら兩を以て計り、銀も亦兩を以て計ることが漸次多く

なつた如くである。されば金一兩を以て一金とすることは、既に此時代より行はれたるに非ずやとも推想されるのである。（注三）

後漢の時餅形の生金があつたことは前に述べたが、南史梁武陵王紀傳に、「黃金一斤爲レ餅、百餅爲レ簉、至レ有二百簉一、銀五二倍之一。」とあるを以て見れば、餅形の金は魏晉以後に於ても使用されたことが分かるのである。又後魏の時より餅の外に鋌なる形式が生じたことは、魏書、北史、南史等に依つて之を知ることが出來る。此鋌は即ち後の錠と稱するものである。（注四）

（注一） 漢及後魏贖レ罪、皆用二黃金一、後魏以二金難一レ得、合二金一兩一、收二絹十匹一、今律乃復依レ古、死罪贖二銅一百二十斤一、於二古稱一爲二三百六十斤一。（古文尙書、舜典、疏）

古來用金之費、如二吳志、劉繇傳、笮融大起二浮圖祠一、以レ銅爲レ人、黃金塗レ身、衣以二錦采一、垂二銅盤一九重。何姬傳注引二江表傳一、孫皓使三尙方以レ金作二華燧、步搖、假髻一、以レ千數、令二宮人著以相撲一、朝成夕敗、輒出更作。魏書、釋老志、（中略）天安中、於二天宮寺一造二釋迦立像一、高四十三尺、用二赤金十萬斤、黃金六百斤一。齊書、東昏侯本紀、後宮服御極二選珍奇一、府庫舊物不二復周一レ用、貴二市民間金銀寶物一、價皆數倍、京邑酒租、皆折使レ輸レ金、以爲二金塗一、猶不レ能レ足。（日知錄卷十一、黃金）

世間糜費、惟黃金最多、自二釋老之教日盛一、而寺觀裝飾之侈靡、已數二倍於上下之制用一、凡金作レ薄、皆一往不レ可レ復者、天地所レ產有レ限、甚可レ慮也、東坡號レ知レ事者、見二後世金少一、以爲寶貨神變不レ可レ知、復歸二山澤一、此何言與。（陸深、燕閒錄）（薄は箔）

（注二） 漢書西域傳、罽賓國の條に、以二金銀一爲レ錢、文爲二騎馬一、幕爲二人面一。とあり。烏弋山離國の條に錢貨兵器金珠之屬、皆與二罽賓一同……其錢、獨文爲二人頭一、幕爲二騎馬一。とあり。安息國の條に、亦以レ銀爲レ錢、文獨爲二王面一、幕爲二夫人面一、王死輒更鑄錢一。とあり。また大月氏國の條に、錢貨與二安息一同。とある。罽賓（Kashmir）は今のカシミル一

帶の地、烏弋山離（Herat）は今の阿富汗と波斯との交界地方。安息（Parthia）は今の波斯及ベルチスタンの地、大月氏（Tukhara）は古代中央亞細亞の一部である。想ふに此等西域諸國の銀貨が南北朝時代に至り、河西地方に輸入されたものであらう。幕は漫と同じく、錢の背面である。

交廣地方に於ける銀貨幣に關しては J. Edkins's Chinese Currency, P.9 參照

（注三）漢以來、金銀皆以斤計（中略）侯景圍城、羊侃率兵禦之、詔遣金五千兩、銀一萬兩賜戰士、則金銀以兩計、起於梁時。其後陳將周羅睺彭城之戰、拔出蕭摩訶於重圍、以功賜金銀各三千兩、梁睿平劍南、隋文帝賜金二千兩、又平王謙、賜金二千兩、銀三千兩、王謙作亂、王述執其使上書、文帝亦賜金五百兩、又文帝嘗賜蕭歸金五百兩、銀千兩、劉法尚破李光仕、文帝賜黃金百五十兩、銀百五十斤、則金以兩計、銀猶以斤計。煬帝以來護兒破楊玄感功、賜黃金千兩、以王辯擊破山東賊盜功、賜黃金二百兩、事俱見南北史、則金銀之以兩計、起於梁陳隋之世也。通考謂、蕭梁間交廣以金銀交易、既是民間交易、則零星多寡不齊、自必細及銖兩。又宋書徐豁傳、中宿縣俚民課銀、一子輸半兩、則國制收銀課、亦以兩計、因而上下通行、俱論兩不論斤。且古時金銀價甚賤、後世金銀日貴、故不得不以兩計也。（趙翼、陔餘叢考、卷三十）

（注四）其在古之稱銀、多稱爲鉼。三國志、魏嘉平五年、賜郭修子銀千鉼。水經注、嶺南林水石室有銀、有奴竊其三鉼歸、是也。亦有稱爲鈑及笏及版者、猶之稱鉼之意、所謂鉼者、以其傾銀似餅、則與今所稱錠者、其式原自不同、蓋今之稱錠者、即古之稱鋌。南史、梁廬陵威王續子應、至內庫見金鋌。唐書、太宗賜薛收黃金四十鋌（舊唐書作挺）南唐書、耿先生握雪爲鋌、熱之成金。五代史、賈緯言、桑維翰身後有八千鋌。自宋以後、遂轉稱銀爲錠云。（皇朝文獻通考、錢幣考）

第四款　唐宋時代

東晉以來銀が貨幣として使用されるに至つたことは前に述べたが、唐代に及んでは黃金の減少漸く甚しく、加之銅の不足に基く錢の缺乏と、經濟の發達に伴ひ單位の大なる貨幣を必要とする自然の要

求とは、銀の使用を增加せしむるに至つた如くである。（注一）

唐の趙璘の因話錄（卷三、商部下）に、范陽の盧仲元なる者が、其妻崔氏の兄某が生前に居室の下に埋めて置いた金百兩を、崔の妻李氏の委託に依り揚州に於て之を賣却したが、適〻金の高くなつた時であつたから、一兩に付錢八千文を獲たことが記されてある。之れに依りて見れば、唐代に於ける金價が漢代に比し十數倍に騰貴せることを知るべく、是れ一面に於ては金の減少を語るものと謂ふべきである。

唐代に於て貨幣として使用された生金銀は、鋌形、餅形等であつたが、就中鋌形のものが最も多かつたやうである。段成式の酉陽雜俎前集（卷十）に、「官金中、樓頭金、最上六兩爲二一垛一、有二臥蟆姑穴及水皐形一、當二中陷處一、名曰二趾腹一。又鋌上凹處有二紫色一、名二紫膽一、開元中、有二大唐金一、（一有印字）即官金也。」とある所より見れば、官金は皆鋌形のものであつたかと思はれる。

尙ほ唐代に及び、生金銀の外に鑄造貨幣たる金銀錢が使用せらるゝに至つたことは注目に値するものがある。尤も金銀錢は已に南北朝時代より使用されたやうであるが、唐より宋代に至り最も多く使用された。但其錢は民間に廣く使用されたと見るべき記錄なく、主として朝廷の賞賜に用ゐられたやうである。而して其金銀錢の鑄造に關しては徵すべき記錄がない所より見れば、多く外國貨幣に非ざりしかとの疑がある。蓋唐代には諸外國との通商漸く盛に、就中波斯、亞刺比亞方面との通商最も盛

にして、アラブ人の支那に來るもの頗る多く、殊に廣州及揚州は貿易最も盛なりしを以て、アラブ人の聚居するもの甚だ多く、蕃坊を成すに至つた。新唐書・田神功傳に據れば、「揚州大戮ニ外商一、大食波斯賈死者數千人。」とあり、以て外僑の少くなかつたことを知るべく、當時長安も亦此等諸國との交通頻繁にして、商業も自ら發達し、此地に流寓する外人も多かつた如くである。加之支那商人の此等諸國に至り貿易する者も多かつたから、自然此等の外商が携へ來り、及支那商が持ち還つた金銀貨幣も多額に上つたことは、想像に難からぬ所である。

然もまた一方に於ては、支那の金銀が此等の諸外國に向つて流出したものも多かるべく、唐以後に於て金の減少が一層甚しくなつたことも、外國貿易の盛なりしことが、有力なる一原因を成してゐるのではないかと思はれるのである。銅錢の減少もまた同樣であつて、憲宗の時、錢の嶺南に出づるを禁じたのは、海外に流出の虞があつた爲めでもあらう。

宋代は金の減少愈甚しく、銀漸く之に代つて其使用が增加せらるゝに至り、南宋の時には銀は已に一般の通貨となり、政府の租稅も亦銀に折して徵收するものが多かつた。（注二）

當時金國に於ては銀錠を使用してゐたが、其銀錠は重量五十兩、價格百貫文なるに、民間に於て之を截鑿する者あり、爲めに其價格に高下を見るに至れるを以て、承安二年（宋の慶元三年、一一九七）之を改鑄して承安寶貨と名づけ、一兩より十兩に至る五種に分ち、毎兩錢二貫に相當するものとし、公私

共に現錢同樣に使用せしめ、仍ほ銷鑄及接受稽留罪賞格を定めた。この寶貨は鑄造貨幣と見るべきである。蓋從來の銀錠は秤量貨幣として使用せられたるものなるを以て、之を截鑿する者があり、其價格亦高低ありしが故に、形式・重量及價格を一定し、法貨として之を發行するに至つたのである。然も之を計數貨幣とした爲め、僞造隨つて起り、銅錫を雜へて之を私鑄する者あり、其流通漸く阻滯せるを以て、五年（一二〇〇）十二月遂に、之を廢止した。然し民間に於ける銀の使用は日を逐ふて增加し、哀宗の正大年間（一二二四年以後）には民間の諸取引は主として銀のみを以て行はるゝに至つた。

（注三）

（注一）唐初租出レ穀、庸出レ絹、調出二繒布一、幷未三嘗徵二錢）天寶中、楊國忠請令三各道一義倉及丁租・地課皆易二布帛一、充二禁藏一、元宗詔二百官一、觀二庫物積如一レ山、是亦尙皆用二布帛一。憲宗元和三年、詔天下有レ銀之山即有レ銅、銅可レ資二於鼓鑄一、銀無レ益二於生人一、其令二現採銀坑一、並宜二禁救一。李巽又奏請、五嶺以北采二銀一兩一者流二他州一、官吏論レ罪、則幷禁レ用レ銀矣。（緯魚奏狀言、五嶺買賣皆以レ銀。張籍送二南遷客一詩、海國戰騎レ象、蠻州市用レ銀。可レ見是時惟嶺外用レ銀）然唐書齊映傳、藩鎭初獻二銀瓶一、高五尺、李兼鎭二江西一、始獻二六尺一、至レ映又獻二八尺一。太平廣記 御史蘇菜以二洛陽寺中有二銀佛一、逡取以歸、時人謂二之蘇扛佛一、則是時雖レ不レ用レ銀、而已競相貴重、旣競相貴重、則漸用二之於市易一、亦勢所二必然一。顧寧人以下金哀宗正大中、民間但以レ銀市易上、爲二後世上下用レ銀之始一、而不レ知二亦非一也。五代史、後唐莊宗將レ敗、諭二軍士一曰、適報三魏王平レ蜀得二金銀五十萬一、當三悉給二爾等一。又李繼韜旣反復降、其母楊氏善二蓄財一、乃齎二銀數十萬兩一、至二京師一厚賂二莊宗之宦官伶人一、幷賂二劉皇后一、繼韜由レ是得レ釋。慕容彥超好二聚斂一、爲二僞銀一、以レ鐵爲レ質、而銀包レ之、人謂二之鐵胎銀一、想其時民間已皆用レ銀、故彥超至二作レ僞以射一レ利、若不レ能二市易一、則何必爲二此哉。（陔餘叢考、卷三十、銀）

唐宋時代に於ける銀使用の狀況は加藤繁博士著「唐宋時代に於ける金銀の研究」にも詳說されてある。

（注二）　宋眞宗澶淵之盟、定以二銀絹各三十萬兩疋一。徽宗大觀三年、將レ改レ當三錢一、宰執預知二其事一者、悉二所レ積錢折閱一、乃盡以買二金銀一、不二兩月一命下、時傳以爲レ笑。（李忠定公傳信錄、忠定爲二親征御營使一、上賜二銀絹錢各一百萬兩貫匹一。南宋時、賜二秦檜造第銀絹萬疋兩一。賈似道母死、賜二銀絹四千匹兩一。金史、張行信疏稱　買馬官市二於洮州一、以二銀百錠一、幾得二馬千匹一、乞捐二銀萬兩一、可レ得二良馬千匹一云。亦可レ見二銀已通用一也。按宋史、仁宗景祐二年、詔福建二廣歲輸緡錢、易以レ銀、此爲二歲賦徵銀之始一。紹熙中、臣僚言　今之爲レ絹者、一倍折而爲レ錢、再倍折而爲レ銀、銀愈貴、錢愈難レ得。此又南宋時折レ絹收レ銀之始。金章宗承安五年、以下舊例銀每錠重五十兩、其値錢百貫、民間或有二截鑿用レ之者一、其價亦隨二輕重一爲中低昂上、乃更鑄二承安寶貨一、一兩至二十兩一分二五等一、凡官俸軍須皆銀鈔衮支。此朝廷用レ銀之始。宣宗興定三年、省臣奏、向來犯贓者、計レ錢論レ罪、則太重、於レ是以レ銀爲レ則、每兩作二錢二貫一、今受二通寶贓一（鈔也）至二三十貫一者、已得二死刑一、若準以二金銀價一、纔爲二錢四百有奇一、則當レ杖、實覺二輕重懸殊一、遂準二犯時銀一論レ罪、此以レ銀計レ贓之始。是時又有下除二市易用一銀及銀與二寶泉一相易之禁上。其後哀宗正大間、民間但以レ銀市易、非錢鈔亦廢矣。元憲宗五年、定漢民包銀額一、徵四兩一者、以レ半輸レ銀、半折二絲絹等物一、因張晋亨言、五方土產各異、必責以二輸銀一、有二破レ產不レ能レ辨者一、乃詔、民聽レ輸二土物一、不二復徵一レ銀。又續通考、文宗天歷元年、天下課稅之數、金二萬四千四百三十兩、銀七萬七千五百一十八兩、則猶是土宜所レ出、而非レ當二賦稅一也。（陔餘叢考、卷三十、銀）

政和二年（一一一二）蔡京復得レ政（中略）夾錫錢既復推行、錢輕不レ與レ銅等一、而法必欲二其重一、乃嚴二擅易擡減之令一、凡以二金銀絲帛等物一貿易、有下弗レ受二夾錫錢一、須中要銅錢上者上、聽二人告一、論以レ法懲治。（宋史食貨志）

（注三）　金元光二年（一二二三）五月、更二造元光重寶一、每貫當二通寶五十一、又以レ綾印二製元光珍貨一、同二銀鈔及餘鈔一行レ之、行レ之未レ久、銀價日貴、寶泉日賤、但以レ銀論レ價、寶泉幾二於不一レ用、乃定レ法銀一兩不レ得レ過二寶泉三百貫一、凡物可レ直二銀三兩以下一者、不レ許レ用レ銀、以上者三分爲レ率、一分用レ銀、二分用二寶泉及重寶•珍貨一、京師及州郡置二平準務一、以二寶泉•銀一相易、其私易及違レ法而能告者、罪賞有レ差、是令既下、市肆晝閉、商旅不レ行。七月壬子、乃除二市易用銀及銀寶泉私相易之法一、然上有二限用之名一、下無二從令之實一、有司雖レ知莫二能制一矣。至二哀宗正大間一、民間但以レ銀市易。（續文獻通考、錢幣考）

第五款　元明時代

元の幣制は紙幣本位にして、銅錢を廢し。金銀の賣買を禁じ、金銀は官に於て之を賣買したが、（注一）民間に於ては宋以來の慣習に依り金銀を貨幣として使用するもの多く、殊に紙幣濫發の結果、其の價格下落せる爲め、歷代の銅錢と共に銀の使用は益增加し來れるを以て、至元二十二年（一二八五）正月遂に民間金銀賣買の禁を解くに至つた。其後武宗の至大二年（一三〇九）各路に平準行用庫を置き金銀を賣買せしめ、私に金銀を賣買することを禁じたが、同四年に又其禁を解くに至り、これより民間の交易に金銀を使用することは愈益增加し來つた。併し金銀使用といふも、實際に於ては金の使用は餘り多からず。主として銀が使用された如くである。蓋これは宋以來の大勢であつて、明に至つては其傾向一層著しくなつたのである。

金國に於て銀錠を使用したことは前に述べたが、元朝も至元三年（一二六六）諸路交鈔都提擧楊湜より平準行用庫に於て銀を出入する際、偷盜の弊あるを以て、之を鑄成して錠と爲し、重量五十兩とし、元寶の文字を記し、以て之を使用せんことを奏請せる爲め、初めて銀錠を鑄造することゝなつた。蓋今の元寶銀の名は此に始まつたのである。然もこれは官府の取扱の便宜の爲めに鑄成したものであつて、之を廣く民間に行使せしむる目的に出でたものではない。且其重量も輟耕錄に據れば五十兩のも

のばかりでなく、四十九兩、四十八兩のものも鑄造されたとあるから、大約五十兩を標準したものであらう。輟耕錄の文は左の如くである。

銀錠上字號、揚州元寶、乃至元十三年、大兵平レ宋、囘至二揚州一、丞相伯顏、號令搜二檢將士行李所レ得撒花銀子、銷鑄作レ錠、每重五十兩、歸朝獻納、世祖大會二皇子王孫駙馬國戚一、從而頒賜、或用二貨賣一、所三以民間有二此錠一也。後朝廷亦自鑄、至元十四年者、重四十九兩、十五年重四十八兩、遼陽元寶、乃至元二十三年、二十四年、征二遼東一所レ得銀子而鑄者。（第三十卷、銀錠字號）

明は銅錢及紙幣を以て通貨と定め、太祖の時金銀を以て交易するを禁じ、違ふ者は罪し、告發者には其金銀を給賞することゝし。永樂元年（一四〇三）には更に其禁を嚴にし、犯す者は姦惡を以て論じ、能く首捕する者は、其交易する所の金銀を以て賞に充て、兩人相交易して一人自首する者は連坐を免じ、賞は首捕者と同一なるべき旨を令し。仁宗の洪熙元年（一四二五）に更に金銀を以て交易するの禁を嚴にしたが、民間に於ける銀の使用は益增加した。是より先、洪武九年、田賦は銀、鈔、錢、絹を以て代納することを許し、米一石を銀一兩、麥一石を同八錢に折せしめ。同十四年に里甲法（徭役法）を定め、銀を納るゝ者は役を免じ、之を銀差と稱したが、英宗の正統元年（一四三六）南畿・浙江・江西・湖廣・福建・廣西各省の田賦は總て銀を以て折徵することゝ定め、米麥一石を銀二錢五分に折し其銀は之を內承庫に入れ、金花銀と稱した。然るに鈔の下落は漸次甚しく、銀の流通は益增加せる爲

め、景帝の景泰三年（一四五二）京官の俸鈔は時價に依り銀を給することゝし。憲宗の成化十三年（一四七七）には、山東・河南の田賦及兩淮の鹽引の價を銀に折し。孝宗の弘治元年（一四八八）以來戶口食鹽價も多く銀を以て徵收し、商稅も成化十六年以來多く銀を以て折徵したが、世宗の嘉靖八年（一五二九）より鈔關稅は全く銀を以て徵收するに至り、穆宗の隆慶元年（一五六七）には南京の商稅は盡く銀を以て徵收するに至つた。爾來鈔は殆んど全く行はれず、通貨としては事實上銀と銅錢のみとなつた。

各種租稅が多く銀徵收となつた結果として、其銀の輸送及出入上の必要より、嘉靖八年、全國各地より中央に送付する銀は、皆之を錠に鑄造せしむることゝなつた。これは戶部尙書李瓚の「各處より京師に解送する銀は細碎のもの多く、盜端を起し易きを以て、各府縣に命じ今後務めて錠に鑄成して起解せしめんことを乞ふ。」との奏請に基いたものであるが、其後神宗の萬曆十年（一五八二）に、州縣より起解する銀錠は官吏及銀匠の姓名を各錠面に鑿刻することゝした。而して此の如く各種の銀地金を錠に改鑄することゝなつたため、火耗なるものが起るに至つた。火耗とは田賦を納付する場合に銀の改鑄より生ずる損失を補ふ爲め、正稅の外に少數の銀を帶交せしむるものである。

斯の如く租稅として徵收した零碎の銀地金を錠に改鑄することは、清朝時代に於ても亦行はれた。

（注二）

（注一）　民間の金銀賣買を禁したのは中統三年（一二六二）であつて、其以前は租稅にも銀を徵するものがあつた。元の科差

の中、包銀は憲宗の初年（一二五一）漢民に對し毎戸六兩を課することゝ定め、其三分の二は銀を以て徴收したが、同五年に之を四兩に減し、其二兩は銀を以て納付せしめたのである。

（注二）皇朝文獻通考、錢幣考、雍正二年の條に曰く、

謹按、直省解銀、由布政使起解者、曰地丁銀、由運使起解者、曰鹽課銀、由糧道起解者、曰漕項銀、由關監督起解者、曰關稅銀、必傾鎔成錠、然後起解、其解銀之具曰鞘、毎銀一千兩爲一鞘、或委員押解、或即由吏胥押解、例塡給勘合・火牌及兵牌。於所過地方、撥夫擡送、撥兵防護、所以愼重帑項也。

第三節　紙幣

第一款　宋代

支那に於ける貨幣史上の一大變遷と見るべきは、宋代に於て紙幣の使用を見るに至つたことである。

是より先、唐の憲宗の時（八〇六）商人が京師の諸路進奏院及諸軍諸使並に富家に錢を委し、輕裝にて四方に赴き、券に合して錢を受取り、之を飛錢又は便換と稱したが、（注一）宋の太祖の時にも之に倣ひ、人民に錢を京師左藏庫に入れ、諸州に於て便換することを許し、之を便錢と名づけ、朝廷に便錢務を置き、券を給し、商人が券を齎らし諸州に至り錢を請求するときは、當日之を給付することゝした。併し此れは今の爲替手形に當り紙幣ではなかつたのである。

然るに其後眞宗の時、蜀人鐵錢の重くして携帶に不便なるを患ひ、私に券を作り、之を交子と名づけ、以て交易に便じた。富人十六戸之を主り、三十六萬緡を以て本錢と爲し、一交を一緡とし、三年

を一界として、新券を發して之を換へ、六十五年を二十二界となし、界未だ滿たずと雖も、兌換を請求する者あるときは、之を現錢に引換ふるの定であつた。然るに其後此等の富人產衰へ、兌換に應ずること能はず、爭訟屢起れるを以て、蜀主寇瑊之を禁ぜんことを乞ふたが、轉運使薛田・張若谷交子を廢するときは交易に不便なりとし、官に於て之を發行せんことを請へる爲め、乃ち益州に交子務を置き、界を立て、本錢を備ふること、すべて富人の制の如くして之を發行し、其發行額を一界百二十五萬六千三百四十緡と定め、人民の私造を禁じた。是れ實に仁宗の天聖元年(一〇二三)の事である。交子に界を立てたのは、蓋當時の紙質及印刷精巧ならず、汚損の速なると、僞造の虞れあつたが爲めであらう。當時蜀に於ては專ら鐵錢が行はれたが、其一千枚の重量は大錢二十五斤、中錢十三斤に及び、頗る携帶に不便なりしを以て、遂に交子の使用を見るに至つたのである。

然るに神宗の熙寧五年(一〇七二)二十三界將に易はらんとし、後界の給用多かりしを以て、更に二十五界分百二十五萬貫を發行した。即ち二十三界が未だ終らざるに、早くも已に二十四界分の多數を發行したりしが故に、更に二十五界分を發行して二十三界分に換へたのである。これより交子に兩界ある至につた。

是れより先、熙寧二年交子務を潞州に置きしが、轉運司、其法行はるゝときは鹽禁售れず、糧草の入中に害ありとし、奏して之を罷め、同四年更に交子を陝西に行ひ、永興軍鹽鈔務を廢したが、間も

なく之を罷めた。（注二）

徽宗の大觀元年（一一〇七）四川交子を錢引と改稱したが（但二十三界分までは交子の名を以て發行）此れより本錢を置かずして增發止むなく、天聖中に比較し一界二十倍を越え、而も發行額增加するに隨ひ其價格大に下落し、界年を更ふる毎に新交子一、舊交子四に當るに過ぎず、之が爲め益其發行額を增加するに至つた。知威州張特の大觀元年の奏文に據れば、一貫文の錢引が纔に現錢一百文に値せりとあり、當時已に其下落甚しかりしを知るべきである。

南渡後は政府の財政益窮乏せる爲め、關子・淮交等を發行し、且濫發漸次甚しかりしを以て、其價格愈下落し、物價爲めに暴騰し、大に人民を苦しむるに至つた。

四川錢引は前にも述べた如く、當初は其發行額を百二十五萬貫に限つたが、孝宗の淳熙五年（一一七八）には已に四千五百餘萬貫に增加し、加之光宗の紹熙二年（一一九一）川引の界限を延長した爲め、其價格大に低落し、嘉定の初には每緡僅に鐵錢四百文以下となり、其後金銀度牒（注三）を出して一千三百萬を回收した爲め、鐵錢五百文餘に引返したが、併し關外は銅錢を使用するを以て、其價格百七十文に過ぎなかつた。理宗の淳祐元年（一二四九）四川制置使余玠の請に依り、川引の界限を延長して十年一界となし、以て流通の圓滑と價格の回復とを計つたが、遂に其效果はなかつた。

關子は會子又は關會ともいひ、其性質は交子及錢引と異なる所はない。但錢引は之を蜀に行ひ、會

子は湖廣其他の地方に行ひ、淮交は之を兩淮に行つた。其種類は一貫・五百・三百・二百文の四種であつて、當初は三年一界と定めたが、後或は界限を延長して六ヶ年とし、加之增發止むなく、理宗の紹定五年（一二三二）には兩界の會子已に三億二千九百餘萬貫となつた。但金銀・度牒・現錢等を以て時々其一部分を回收（之を稱提と名つく）し、以て其價格の維持と、流通の圓滑を謀りしも、之を回收するに當つては、額面價格を以てせずして時價を以てせるのみならず、新會を以て舊會に換ふるに當つても、一を以て二に換へ、甚しきは一を以て五に換へた爲め、其價格愈下落し、物價隨つて翔騰するに至つた。（注四）

蓋宋の紙幣は不換紙幣にして、其所謂稱提とは價格の下落を防ぎ、流通を圓滑ならしめんが爲め、適宜金銀・現錢等を以て之を回收して、流通額を收縮するに在りて、其本錢なるものも右稱提の用に備ふるものであつて、交會を持參せる者に對し現錢との引換を爲すのではなかつた。加之濫發度なく且財政窮乏の爲め其稱提も亦意の如くならざりしを以て、價格暴落し、害毒を全國に流すに至つた。（注五）

金も亦海陵王の貞元二年（宋の紹興二十四年、西元一一五四）に紙幣を發行したが、これ亦不換紙幣にして其種類は大鈔・小鈔の二種に分ち、大鈔は一貫・二貫・三貫・五貫・十貫の五等、小鈔は一百・二百・三百・五百・七百文の五等とし、錢と並び行つた。蓋銅の缺乏の爲め、蜀の交子に倣つて之を發行し

たものであつて、世宗の世に至つても之を沿用した。當初は七年を以て限となし、舊を納れて新に易ふるの定めであつたが、章宗位に即くに及びて、之を改めて永久通用となし、若し藏久うして文字磨滅せるものは、所在の官庫に於て新紙幣に換ふることを許し、工墨錢として毎貫十五文を徴することゝした。（其後大定二十三年に工墨錢は貫に拘らず毎張八文としたが、承安二年に十二文に改め、泰和五年に六文となし、同七年に二文に減じた）

然るに交鈔の流通壅塞し、銅錢との比價懸絶するに至つた爲め、承安二年（一一八七）銀を改鑄して承安寶貨と名づけ、以て鈔本に代へ、同七年には民間の交易典質一貫以上は交鈔を使用せしめ、錢を用ゐるを許さゞることゝせるも、鈔の價格益下落し、衛紹王の大安二年（一二一〇）潰河の役には、八十四車を以て軍賞に充てたほどであつた。されば宣宗の貞祐二年（一二一四）には更に二十貫より百貫に至る大鈔を發行したが、其流通益阻滯し、千錢の券が終に數錢に値するに至り、哀宗正大の間には民間主として銀を用ゐて交易するに至つたことは、前に述べた如くである。（注六）

（注一）唐の趙璘の因話錄に、有レ士鬻二産於外一、得二錢數百緡一、懼下川途之難レ齎也、祈二所知一、納二于公藏一、而持レ牒以歸、世所謂便換者。（卷六、羽部）とあり。飛錢を便換ともいつたことが分かるのである。

（注二）太宗の時、商人をして芻粟を邊塞に入れしめ、其價格を按して交引を授け、之と引換に鹽を給し、其後京師に折中倉を置き粟を入れしめ、茶又は鹽を給することゝしたが（之を入中法といふ）仁宗の末、范祥交引を改めて鹽鈔と爲し、何人を問はず現錢を以て官より鈔を買ひ、其鈔を持して産鹽地に赴き、鈔面に記載する額に照して鹽の支給を受け、之を販賣するを許した。然るに陝西に於ては交子を行ふと同時に、鹽鈔の發行を罷め、鹽鈔務を廢したのである。

（注三）度牒は僧尼道士となる人に對し官より給する文憑である。治平四年（一〇六七）冬より始めて之を鬻ぐことゝなつた。其價は熙寧中は百二十貫文、元豐中は百三十貫文であつたが、南渡後は二百貫文とした。紹興十二年（一一四二）其發賣を停止したが、同三十一年（一一六一）よりまた之を發賣することゝなり、其價を五百貫文に引上げたが、隆興の初め之を減じて三百貫文となし、やがて又二百五十貫文とした。乾道六年（一一七〇）再び之を四百貫文に引上げ、淳熙の初めまた四百五十貫文となし、四川度牒は錢引八百貫文とした。

（注四）辛未、嘉定四年、以二易一、當時議者曰、必貽害於後、今以五易一、倍於二易一矣、十七界不及六十七文行用、殊不知十九界後出、又將十八界以十易一矣、此一項利害、雖以虛言勝、愚民之術至此而窮、學士大夫强出新奇、欲行稱提之法、愈稱提則愈折閱矣。（張端義、貴耳集）

元都市錢陌、用七十七陌、近來民間減作五十陌、行市通使、官司又印造會關子、自十五界至十八界行使、至咸淳年間、賈秋壑爲相日、變法增造金銀關子、以十八界三貫準一貫關子、天下通行、自因頒行之後、諸行百市、物價湧貴、錢陌消折矣。（宋吳自牧、夢粱錄、卷十三、都市錢會）

（注五）馬端臨曰、中興以來、轉爲楮幣、夫錢重而直小、則多置監以鑄之可也、楮輕而直多、則就行都印造足矣、今既有行在會子、又有川引・淮引・湖會、各自印造、而其末也、收換不行、稱提無策、何哉、蓋會子之初意、本非即以會爲錢、蓋以茶鹽鈔引之屬視之、而暫以權錢耳、然鈔引則所直者重、而會子則止於一貫、下至於三百二百、鈔引只令商人憑以取茶鹽香貨、故必須分路、（如顆鹽鈔只可行於陝西、末鹽鈔只可行於江淮之類）會子則公私賣買支給無往而不用、且一貫造至二百、則是明以之代見錢矣、又況以尺楮而代數斤之銅、實輕用重、千里之遠、數萬之緡、一夫之力、尅日可到、則何必川自川、淮自淮、湖自湖、而使後來或廢或用、號令反覆、民聽疑惑乎。（文獻通考、錢幣考）

顆鹽は池鹽、末鹽は海鹽。

（注六）及高嚴夫爲三司副使、倡行鈔法、初甚貴重過於錢、以其便於持行也、爾後兵興、官出甚衆、民間始輕之、法益衰、南渡之初、至有交鈔一十貫、不抵錢十文用者、富商大賈、多因鈔法困窮、俗謂坐化、官知其然、爲更造、號曰寶券、新券初出、人皆貴之、已而復如交鈔、官又爲更造、號曰通貨、又改曰通寶、又改曰

寶貨一、曰二寶泉、珍寶、珍會一、最後以二綾織一印造、號二珍貨一抵レ銀、一起一衰、迄二國亡一、而錢不二復出一。（劉祁、歸潜志、卷十）

第二款　元代

元が初めて紙幣を發行したのは太宗の八年（一二三六）であつて、之を交鈔といつた。憲宗の三年（一二五三）夏、交鈔提擧司を立て、之を增發して以て經用を佐けたが、世祖の中統元年（一二六〇）新に中統元寶交鈔を發行し、悉く舊鈔を收換した。中統鈔は十文より二貫文に至る十種に分ち、年月を限らず諸路に通用せしめ、稅賦は總て之を以て納付するを許した。同三年、民間の金銀賣買を禁じ、錢を以て支拂ふべきものは凡て鈔を以て支拂はしめ、各路に平準行用庫を設け、鈔一萬二千錠（注一）を給して鈔本となし、物價を調節せしめ、兼ねて鈔法の利通を圖らしめた。（金銀の賣買も平準庫にて行つた）其後至元十二年（一二七五）釐鈔（二文・三文・五文）を發行したが、人民に便ならざる故を以て、同十五年に之を廢した。同十七年宋の銅錢を廢し、江淮に鈔法を行ひ、二十四年江南四省交鈔提擧司を置いた。

然るに當時連年宋と兵を交へ、且日本及安南に兵を動かし、經費浩大なりしを以て、紙幣を發行すること前後四百三十二萬錠の多きに及び、爲めに鈔價下落し、物價飛騰するに至つた。而して銅錢の使用を禁せりと雖も、民間尚ほ歷代の銅錢を使用するもの多く、銀の使用も亦增加し來つた。是に於

てか至元二十二年（一二八五）正月遂に民間金銀賣買の禁を弛べ、尋で新鈔を發行して舊鈔を權するの議起り、同二十四年至元寶鈔を發行し、二貫より五文に至る十一種に分ち、中統鈔と並び行ひ、至元鈔一貫文を以て中統鈔五貫文に當て、歳賜・軍餉等皆中統鈔を以て準とした。

當時雲南は尙ほ貝貨を使用し、人民鈔法を便とせざりしを以て、至元十三年（一二七六）行省賽音謂德齊の言に依り交會趴子を行つたが、同十九年雲南の稅賦は金を以てを之定め、金一錢に對し貝子二十索（注二）の比價を以て貝子にて折納せしむることゝした。其後成宗の大德九年（一三〇五）鈔萬錠を雲南行省に給し、貝子と參用せしめ、尙ほ本土の所產に非ざる貝子を行使したる者は僞造行使と同罪を以て論ずることゝした。

至元鈔を發行してより二十年にして、又復增發の爲め、鈔價下落し、物價騰躍し、鈔の流通壅塞せるを以て、武宗の至大二年（一三〇九）更に至大銀鈔を發行し、同三年正月初めて銅錢を鑄造した。其錢は至大通寶と大元通寶の二種にして、至大通寶一文は至大銀鈔一厘に相當せしめ、大元通寶一文は至大通寶錢十文に相當せしめた。至大銀鈔は二兩より一厘に至る十三等とし、每一兩を以て至元鈔五貫（中統鈔二十五貫に當る）銀一兩、銅一錢に準し、隨路に平準行用庫を立て、金銀を賣買し、昏鈔を引換へ又民間絲綿布帛を以て庫に赴き回易するときは、時價に依りて代價を給し、私に金銀を賣買するを禁じた。元の鈔法是に至つて蓋三變したのである。其價格大抵至元鈔は中統鈔に五倍し、至大鈔はまた

至元鈔に五倍した。未だ期年ならずして仁宗位に即き、遂に銅錢及銀鈔を廢止した。（注三）

其後順帝の至正十年（一三五〇）十一月更に至正交鈔を發行し（中統鈔を廢し、中統交鈔を印造して至正交鈔と名つく）至正交鈔一貫文を以て銅錢一千文に相當せしめた。然るに之を行ふこと久からずして、物價騰踊し、且海内大亂に値ひ、軍儲賞犒の爲め毎日印造し、其額勝げて數ふべからず、交鈔人間に散滿し、京師にて交鈔十錠斗粟に易へんとするも得べからず、所在郡縣は皆物品を以て相交易し、公私積む所の鈔遂に行はれず、人之を視ること弊紙の如く、國用是に由りて大に乏しく、元遂に亡ぶるに至つた。（注四）

（注一）元世祖造二中統交鈔一、以レ銀爲レ準、名曰二銀鈔一、一貫文省准二錢一千文一、値二銀一兩一、故五十貫爲二一錠一、蓋是銀五十兩也。（孫承澤、春明夢餘錄、卷三十八）

（注二）南人用レ貝、一枚曰レ莊、四莊曰レ手、四手曰レ苗、五苗曰レ索、貝之爲レ索、猶二錢之爲一レ緡也。（朱國禎、湧幢小品、卷三十）

顧炎武の天下郡國利病書（卷一百七）に據れば、雲南は明末にも尙ほ貝貨を使用して居たやうである。

（注三）元之交鈔・寶鈔雖二皆以一レ錢爲レ文、而錢則弗二之鑄一也、武宗至大三年、初行二錢法一、立二資國院、泉貨監一、以領レ之、明年仁宗復下レ詔、以二鼓鑄弗一レ給、新舊恣用、其弊滋甚、與二銀鈔一、皆廢不レ行、所レ立院監亦皆罷革、而專用二至元中統一云。（元史食貨志）

（注四）前元印二造中統交鈔一、以レ銀爲レ準、名曰二銀鈔一、一貫文省準二錢一千文一、値二銀一兩一、故五十貫爲二一錠一、蓋是銀五十兩也。得二江南一初、以二一貫一準二宋朝關會三十五貫一、時米沽一貫一石、後造二至元鈔一並行、以レ一當レ五、名曰二金鈔一、子母相權、至レ是米値十二倍於前一、以二其中統一言レ之、十餘貫矣、至大中、行二銅錢一、印二造至大鈔一、一貫爲二錢一千文一、准二銀一兩一、當二中統二十五貫一、數太多、物價騰踊、期年乃罷、至二至正庚寅一、中統已久廢、改二造至正一印二

造中統交鈔一、名曰二新鈔一、二貫準二舊鈔十貫一、爲二錢一千文一、米石價二舊鈔六十七貫一、至レ是六十七倍二於國初一、循後用レ兵、率印造以買二軍需和一糴米一、民間貿易、不二復顧視一、至二群雄割據一、遂無レ用矣、始世祖嘗問二國祚于丘眞人一、曰三樣紙錢飛不レ起、至レ是驗矣、且昔時至元爲レ母、中統爲レ子、後子反居二母上一、亦下陵レ上之象。（長谷眞逸、農田餘話、卷上）

第三款　明代

明は太祖の時銅錢を以て通貨と定め、洪武通寶錢を鑄造し、之を各省に流通せしめたることは前に述べた所である。然るに當時銅の缺乏甚しく、鑄造甚だ困難にして、於民の盜鑄多かりしを以て、洪武八年（一三七五）始めて鈔法を立て、大明寶鈔を印造し、銅錢と共に之を流通せしむることゝなつた寶鈔の種類は一貫・五百文・四百文・三百文・二百文・一百文の六種とし、鈔一貫を以て銅錢一千文、銀一兩に、四貫を以て黃金一兩に相當せしめ、商稅は錢三鈔七の割合を以て錢鈔兼收とし、一百文以下は專ら銅錢を使用せしめ、民間金銀物貨を以て交易するを禁し、違ふ者は之を罪し、告發者には其物を以て給賞し。又金銀を以て鈔に換ふることを許し。翌九年更に天下の稅糧は銀・鈔・錢・絹を以て折納することを許した。（銀一兩、錢千文、鈔一貫は何れも米一石に折し、綿・苧・絲・絹は各輕重を以て增減を爲す）

同年倒鈔法（紙幣引換規則）を規定し、各地に行用庫を置き、昏爛の鈔（文字が消えかゝつたり、紙が破れたりした汚損紙幣）を以て新鈔に引換ふるに便せしが、後尙ほ用に堪ふる鈔を以て新鈔に引換ふる者多かり

しを以て、十三年（一三八〇）倒鈔法を申明し、破軟の鈔と雖も、貫百（金額の文字）分明にして、挑描剜補せるもの（金額の文字の消にかゝつたのを補筆したり、又は破れたところを紙で補つたりしたもの）に非ざる限りは、民間の交易、商税の納付共に之を行使せしめ、貫百昏爛せるものにして始めて引換を許すことゝした。然るに其後民間に於ては昏爛の鈔を以て商品を買入るゝ場合には著しく其價格を高め、又官府に於ては商税の徴收は皆新鈔を以てするに至り、之が爲め紙幣の流通益阻滯せるを以て、同二十四年（一三九一）戸部に命じて其禁を申明せしめ、且各處の商税衙門及河舶所等に榜諭し、收税の際鈔の字貫眞僞を辨すべきものは、破爛・油汚・水跡・紙補を問はず之を收受せしめ、故意に之を沮む者は罪することゝした。

是より先、同十八年十二月、天下の祿米は皆鈔を以て給することゝし、鈔二貫五百文を以て米一石に準することゝ定め、同二十二年四月、更に十文より五十文に至る小鈔を發行した。然るに鈔の發行額漸次增加せる爲め、人民益錢を重んじて鈔を輕んじ、鈔價爲めに下落し、初め鈔一貫を以て錢五十文に交換したものが、後には百六十文に交換するに至り、浙閩江廣諸處皆然らざるなく、之が爲め物價踴貴し、鈔法益行はれざるに至つた。それで同二十七年（一三九四）八月戸部に命して民間の錢を收めて官に歸し、數に依りて鈔に換へしむることゝし、更に銅錢の使用を禁じ、半月を限り凡て軍民商賈所有の銅錢は悉く官に送付せしめ、敢て私に自ら行使し、及埋藏棄毀する者は之を罪することゝした。

而も尚ほ鈔法通せざるを以て、成祖の永樂元年（一四〇三）四月、更に金銀を用ゐて交易するの禁を嚴にし、又同二年八月、戸口食鹽法（戸口を計りて官より鹽を强賣するの制）を行ひ、鈔を以て其價を納めしむることゝした。（注一）それでも鈔の壅滯は益甚しく、價格愈下落し、銀一兩に付鈔八十貫、黃金一兩に付鈔四百貫となつた。時に民間の交易は率ね金銀布帛を用ゐるに至れるを以て、仁宗の洪熙元年（一四二五）に市肆の門攤課（店鋪に課する稅）を增徵し（宣德四年には五倍に增加）更に金銀布帛を以て交易するの禁を嚴にせるも、鈔の壅滯は依然甚しく、宣宗の初（一四二六）には米一石、鈔五十貫に値し、太祖の時に二十倍するに至つた。

されば宣宗の宣德三年（一四二八）新鈔の印造を停止し、其在庫のものも之を出さず、舊鈔の用に堪ふるものを撰んで賞賚に充て、其用に堪へざるものは之を燒燬し、同四年には諸種の新稅を增設して鈔を以て之を徵收し（此時始めて鈔關けを設た）其信用の恢復を謀つた。之が爲め稍鈔の流通增加したが、其後又錢を以て交易するもの增加し、鈔一貫錢二文に値するに至つた爲め、英宗の正統十三年（一四四八）に銅錢を行使して鈔法を沮壞するを禁じ、犯す者は十倍の罰金に處し、既にして又其禁を重申し、犯す者は追鈔一萬貫、全家戍邊に處することゝし、天順中始めて其禁を弛べた。

景帝の景泰三年（一四五二）七月、京官の俸鈔は時價に準して銀を給することゝなり、五百貫文に對し銀一兩を給したが、憲宗の成化二年（一四六六）三月に至り、京官の祿米折鈔を減じて一石十貫とし

た。是より先、祿米一石を以て鈔二十五貫に折したが、後減じて十五貫となし、こゝに至つて又五貫を減じたのである。時に鈔價暴落し、新鈔一貫は時價十文、舊鈔は僅に一二文に過ぎずして、甚しきは之を市肆に積むも過ぐる者顧みざるほどなりしを以て、若し十貫の鈔を以て俸米一石に折すとせば、即ち斗米一文に當ることゝなるのである。（注二）

此の如くにして鈔の下落益甚しく、終に一貫の鈔が錢一文にも値せざるに至り、民間の交易には銅錢及銀を使用し、殊に銀の流通大に増加せるを以て、成化十三年（一四七七）九月、政府は兩淮の引鈔（鹽引の代價）を銀に折し、（鈔二貫に對し銀一分）孝宗の弘治元年（一四八八）以來戸口食鹽價も多く銀を以て徵收し、世宗の嘉靖八年（一五二九）鈔關税は全く銀を以て徵收することゝし（注三）穆宗の隆慶元年（一五六七）八月、南京の新舊税鈔を盡く銀に折するに至つた。（鈔一貫を銀六毫に折す）是より朝野殆んど皆銀錢を使用し、鈔遂に廢絕した。

（注一）　都御史陳瑛言、鈔法不通、皆繇出鈔太多、收歛無法、以致物重鈔輕、莫若暫行戸口食鹽法、令天下軍民計口納鈔食鹽、可收五千餘萬錠。戸部議准、大口月食鹽一斤、納鈔一貫、小口半之。英宗正統四年六月以過年鈔法通行、民納鹽鈔如舊、鹽課司無鹽支給、民人納鈔艱難　令減半以甦民力。憲宗成化元年十一月、南京戸部侍郎陳翼言、鹽鈔洪永間徵納雖多、不分軟爛、正統四年雖恩免一半、俱用生鈔、民間難得、多以米易換納官、以致逼民逃竄、乞更加減免、以蘇民困。命所司詳議以聞。（續文獻通考、錢幣考）

（注二）　明初祿米折鈔、固以鈔一貫可値錢一千、銀一兩、故抵米一石也、至一貫止値一二文、而徒以一石十貫之虛名、使受祿者、遺斗米一錢之折閲、此非詔祿之常經、亦非用鈔之本意也。夫加增課鈔、猶可日期以通

行一、善法非レ有レ所レ利而爲レ之也。受祿者何辜、以レ此陰奪二其俸一、毋下乃新二惜米麥銀錢有用之物一、而姑以二無用之敝楮一委上レ之乎。陸容謂、宴賞路費、皆給二鈔貫一、而各處課程、或專二收銀兩一、或兼二收錢鈔一、只此一事、有レ利者皆歸二官府一、無用者皆及二下人一。(見二實錄、弘治元年十一月一)長二國家一者聞レ之、亦可レ爲二深愧一矣。(續文獻通考、錢幣考)

(注三) 嘉靖八年九月、直隸巡按魏有本奏 國初關稅、全徵二鈔貫一、後改令二錢鈔兼收一、邇來鈔法不レ通、錢法亦弊、而關稅仍收二錢鈔一、無レ益二於國一、有レ損二於民一。以二收鈔一言レ之、每鈔一張爲二一貫一、每千張爲二一塊一、時價每塊值二銀八錢一、官價每塊準二銀三兩一、是官以二三兩之銀一、反易二八錢之鈔一、此則上損二國用一。以二收錢一言レ之、各處低錢盛行、好錢難レ得、官價銀一錢、值二好錢七十文一、時價每銀一錢、買二好錢一不レ過二三十文一、是船戶費二銀二錢以上一、充二一錢之數一、此則下損二民財一。每歲收銀約計一萬二千兩、內六千兩收レ鈔、該二鈔二千塊一、計用二大櫃五百箇一、又六千兩收レ錢、該二錢四千串一、計用二小櫃四百箇一、中間水陸關價、進納使費尤難二計算一、乞自今俱許二折銀一。戶部覆議從レ之。(續文獻通考錢幣考)

(注四) 崇禎十六年(一六四三)また鈔法を行はんとしたが、流賊李自成京師を犯すの報あり、之を止めた。

以上は宋より明までの沿革の大要であるが、清代紙幣の沿革に就ては第三章第三節に述べるであらう。

第三章　現代の通貨

第一節　銀　幣

第一款　銀　兩

一　銀兩の性質

前章に述べたるが如く銀貨幣の使用は金・元を經て明に至り大に增加し、清に及んでは一層盛にして、國初以來政府の收入支出には主として銀を用ゐ、乾隆十年（一七四五）には、民間に於ても小口の取引を除く外は必ず銀を使用せしむることゝした。（注一）然し國家が一定の重量、品位及形式を定めて銀貨の鑄造を行つたのではなく、唯地金のまゝ其の重量、品位を檢して之を使用せしめた。即ち制錢は法貨として重量、品位を規定し、一定の形式に依りて鑄造されたが、銀は所謂秤量貨幣として行使することを許したのである。銀兩とは即ちこの秤量貨幣を謂ふのである。（注二）

西班牙弗其他の外國銀貨の輸入增加するに隨ひ、之を使用する者漸く多く、其後國內に於て銀圓を鑄造するに至つてより、此等の鑄造銀貨幣の使用は益增加したが、併し宗銀即ち銀地金を貨幣として使用することは依然として行はれ、今尙ほ上海、漢口、天津等に於ては大取引には多く之を使用して

元寶銀

中錠

居る。但取引毎に一々品質を檢し、重量を秤量するが如きは、其煩に堪へざるを以て、實際上は多く種々の形に鑄成し、其鑄造業者又は鑑定業者の證明を付し、其まゝ之を使用して居る。併し此は唯取扱に便ずる爲め鑄成されたものであつて、法律に依りて其形式が一定されてゐる譯ではない。隨つて其品位、重量も區々にして、形狀も地方に依り多少相異なつてゐる。されば其性質は依然として銀塊に外ならぬのである。

（注一）　皇朝文獻通考、錢幣考、乾隆十年の條に曰く、嗣後官發銀兩之處、除工部應發錢文者仍用錢外、其支領銀兩、俱即以銀給發、至民間日用、亦當以銀爲重、其如何酌定條款、大學士九卿議奏。尋議言、凡各省修理城垣倉庫等項、領出帑銀、除雇覓匠夫、給發工錢外、一應辦買物料、如有易錢給發者、該管上司即行察禁、其民間各店鋪、除零星買賣、准其用錢、至總置貨物、俱用銀交易、應通行各督撫、轉飭地方官、出示剴切曉諭、使商民皆知以銀爲重、不得專使錢文、實於民用有益。從之。

（注二）　エドワード、カーン氏は銀兩を分類して（一）銀兩貨幣（Taels in the shape of coins）（二）虛銀兩（Taels as money of account.）（三）撥兌銀（Transfer taels）（四）馬蹄銀（Sycee taels.）の四種としてゐるが（"The Currencies of China"—By Eduard Kann—Second edition revised. p. 78）（一）の銀兩貨幣は藏錢及一兩銀幣等の鑄造銀貨幣を指してゐるから、吾人の所謂銀兩ではない。虛銀兩以下に就ては後に說明する。

二　銀兩の形式

生銀の使用に便ずる爲め鑄成されたものを銀錠と稱する。其形狀は地方に依り多少相異なつてゐるが、大別して元寶・中錠・錁子（又は小錁）の三種となすことが出來る。尚ほ此外に散碎銀なるものが

あつて、銀錠の補助貨の用をなしてゐる。

元寶は又寶銀とも稱する。重量は五十兩を標準とし、多少の出入がある。其形普通馬蹄に似てゐるから俗に馬蹄銀とも稱し、歐米人は支那婦人（纏足した婦人）の靴に似てゐるとて之を "Shoes" と呼びまた "Sycee"（廣東語の細絲 Sai-si より來れりといふ）とも呼んで居る。中には方形のものもあり、之を方寶又は方槽寶と名つけ、重量は普通の元寶と同樣のものもあり、或は中錠と同樣のものもある。中錠は重量十兩內外にして、種々の形を成してゐるが、衡錘狀のものが最も多く、其馬蹄形のものは之を小元寶と呼んでゐる。（從前北平では庫平十兩の小元寶（十足銀）が鑄造された）錁子は小錠であつて、其形狀種々あるも、饅頭の形をなしたものが最も多い。重量は五兩又は三兩內外より一二兩までゞある。散碎銀は小粒銀及銀の斷片にして、必要に應じ截斷して行使するものに係り、銀元の剪斷、破碎、磨損したるものをも含んで居り、一兩以下の小粒銀を滴珠又は福珠と稱する。又板銀と稱し板狀を成すものもあり、其重量は一兩以下數匁に分れてゐる。

三　銀兩の單位

銀兩の單位は、清朝時代政府の用ゐたるものは（民國となつてより國庫の收支は海關稅を除く外、總て銀元に改められた）庫平（銀の量目を計る衡の名）の純銀一兩にして、即ち庫平兩（Kuping tael）と稱するものがそ

れである。但海關稅の徵收に用ゐるものは今尙ほ關平の純銀一兩にして、之を海關兩(Haikwan tael)と稱する。庫平(中央政府の用ゐたるもの)の一兩の重量は五七五・八二トロイ、グレイン、關平の一兩の重量は五八一・四七トロイ、グレインに等しきものとせられてゐる。(注)

單位の名稱は之を兩(Liang; Tael)といひ、兩の十分の一を錢(Chien; Mace)(匁)、錢の十分の一を分(Fen; Candareen)、分の十分の一を釐(Li; Cash)といひ、重量の名稱と同一である。

民間に於て使用する銀兩の單位は頗る多種に上つてゐる。此は地方に依つて各相異つてゐるからである。即ち各地方には各一定せる品位の標準があり、其標準に適合せる銀を、其地に行はるゝ或種の秤にて量りたる一兩を以て單位としてゐるのである。

(注) 皇朝文獻通考、錢幣考、雍正二年の條に「刑部尙書勵廷儀奏言、完ニ繳錢糧一、例易レ銀上納、民間買賣色銀、未ニ必即係ニ足紋一、必投ニ銀鋪一傾鎔、而後入ニ櫃官一。」とあり。又乾隆十年の條に、「凡一切行使、大抵數少則用レ錢、數多則用レ銀、其用レ銀之處、官司所レ發、例以ニ紋銀一、至ニ商民行使一、自ニ十成一至ニ九成八成七成一不レ等、遇レ有ニ交易一、皆按ニ照十成足紋一、遞相核算、蓋銀色之不レ同、其來已久。」とあり。又一八四三年の英支五港通商章程第八條に(前略)關稅の納付には各種外國貨幣をも使用することを得。但外國貨幣は紋銀(Sycee silver)と同一の純分を有せざるを以て、各港駐在の英國領事は海關監督と協議して、時、場所、事情に應じ如何なる貨幣を納稅に使用せしむべきか、並に標準銀即ち純銀に對し幾何の打步を付すべきかを定むべし。」とあるを以て見れば、庫平銀及關平銀が純銀たることは明かである。

四　銀兩の品位

銀兩の品位を成色と稱する。成色は地方に依り其標準が異なつて居り、且其重量を計る平も亦各地方相異なり、甚しきは同一地方にして尚且數種の平を有してゐるから、其用平の異なるに隨つて價値の單位も亦自ら異なる譯である。故に一の銀錠を鑄造して之を使用せんとせば、平の種類及之に依る重量と、其地の標準成色に按照せる品位とを證明しなければならぬ。

各地の通用銀兩は各相同からず、地方に因り足寶、二四寶、二五寶、二六寶、二七寶等を使用して居る。足寶とは純銀即ち十足の寶銀をいひ、試金石を用ゐて試驗したものであつて、化學的分析を經たものではない。二四寶とは其地の標準銀に比し申水（Premium for fineness）二兩四錢の寶を謂ふのであつて、二五、二六、二七寶亦各其地の標準成色に比し申水二兩五匁、二兩六匁又は二兩七匁の成色を有する寶を謂ふのである。而して申水二兩四匁といふのは、其五十兩中に含有する純分の量が、標準銀の五十二兩四匁中に含有する純分に等しい、といふの意である。然らば其標準成色なるものは各地とも同一であるかといふに、或は各地の標準銀を紋銀といひ、紋銀は十足銀なりと謂ふ者があるが、紋銀は必ずしも十足銀ではない。（注）尤も皇朝文獻通考、錢幣考に、其用レ銀之處、官司所レ發、例以二紋銀一、至二商民行使一、自二十成一至二九成八成七成一不レ等、遇レ有二交易一、皆按二-照十成足紋一遞相核算。

とあるを以て見れば、標準銀は純銀であるが如くなるも、併し上海銀爐の鑄造する元寶（二七寶）の如く、已に申水を付する以上は純銀でないことは明かである。上海に輸入する銀條は米國及歐洲より來るものを大宗とし、前者を金山條、後者を紅毛條と稱するが、金山條の成色は紅毛條に勝り、常に九九九内外に在りとせられてゐる。而して上海元寶の加水（即ち申水）二兩七匁半のものを五色半（一色は五匁）といつて居るが、外國銀條は常に六色以上即ち重量五十兩に付加水三兩以上の成色を有し、高きは六色半に至るものありとせられてゐる。今九九九の品位を有するものを六色半とせば、上海の標準成色は九三四となる譯である。然るに曾て大阪造幣局にて分析の結果は、

一上海曹平　五十兩八匁七分
　申水　二兩八匁
　計　五十三兩六匁七分
九八にて除し　五十四兩七匁七分　上海通貨

右試驗の結果
重量　四百九十七匁三分　一八、七七八・八グレイン
品位　千分中　九八五・五

となつてゐるが、この試驗に供せられたる寶は標準銀に比し千分の五六だけ成色高きものと見るべき

を以て、右九八五・五より五六・〇を差引くときは、即ち上海の標準成色は九二九・五となるのである。然も曾て印度造幣局の試驗の結果に據れば、上海標準銀の品位は九三五・三七四となつてゐるのである。此の如く上海の標準成色は正確に之を知ることは困難であるが、今假りに上海の標準成色を九三五・三七四とするも、而も各地の標準成色が上海と同一であるとは謂へない。何となれば公估局又は銀爐の鑑定なるものは、科學的方法に依るものでないからである。况んや地方に依り足紋を以て標準銀とするもののあるをや。

（注）皇朝文獻通考、錢幣考、乾隆十年の條に、「銀幣始盛㆓於元時㆒、而陶宗儀輟耕錄載、至元十三年、以㆓平㆑宋所㆑得撒花銀子㆒、銷鑄作㆑錠、即當時之色銀也、今民間所有自㆓各項紋銀㆒之外、如㆓江南浙江㆒有㆓元絲等銀㆒、湖廣江西有㆓鹽撒等銀㆒（中略）此外又有㆓青絲白絲單傾双傾方鏪長鏪等名色㆒、是海内用銀不㆑患㆓不足㆒、因㆓其高下輕重㆒、以㆓抵錢之多寡㆒、實可㆘各隨㆓其便㆒流轉行用㆖。」とあり。之に據つて見るも、當時より官府の使用する紋銀は純銀なるも、民間に使用する紋銀は種々成色の異なつたものがあり、且紋銀の外に重量、品位相異なる種々の形の銀錠があつたことが知らるゝのである。

五　元寶の統一

前に述べたるが如く、各地方相異なりたる銀兩行はるのみならず、同一地方に於ても數種の銀兩が行はれ、加之他地方の銀兩をも亦使用する處があるから、一の取引を爲すにも、豫め銀種と用平とを定めなければ、同じ一兩といつても幾何の銀兩を得るかを知ることが出來ない。

併し近年各地とも銀兩の種類は漸次減少し、殊に現實は概ね一地方一種に統一されてゐるから、往時の如く煩雜なるものではない。例へば北平の如きは、從前は用平としては京公砝平・庫平・京平・市平の四種が行はれ。銀兩としては京公砝平・三六庫平・二七京平・二六京平・三四庫平・六厘京市平七厘京市平銀の七種が行はれたが、今は京公砝平銀のみとなり、之れも現實は已に無くなつて居り。また上海の如きも、九八規元・庫平・漕平・關平・申公砝平・公砝平銀の六種の銀兩が行はれたが、今は九八規元のみとなり。また漢口の如きは、往時は各地の元寶流通し、隨て銀兩の種類も四十餘種に上つたといはれてゐるが、今は外國銀行が計算貨幣として採用せる洋例平銀の一種となり、天津の如きも、昔時は行化平・庫平・公砝平・運庫平・關平・錢平・西公砝平・議砝平等の銀兩が行はれたが、今は行化平銀の一種となつてゐる。而して二種以上の銀兩が行はるゝ地方に於ても、元寶は多く一種に止まり、餘は皆平の一定の換算率に依りて之を換算することになつてゐるのである。

六　平の種類

平（秤）即ち銀を計る衡の中、庫平及關平に就ては前に一言したが、此外に尚ほ漕平（Tsaoping）なるものがある。此れは當初漕銀の秤量に使用されたものである。蓋昔日江蘇、浙江、安徽、江西、湖北湖南の各省の漕糧（地租）は皆米穀を徵收したが、後之を銀納に改むるに至り、之が爲め漕平が出來た

譯であるが、民間に於ても之を使用する者があり、遂に一般通行の平となつたのである。併し其標準重量は各地相異なり、甚だしきは同一地方にても一定してゐないところがある。印度造幣局の試驗の結果に據れば、上海漕平の一兩は五六五・六九七グレインに相當し、海關の一八九五年の調査に依れば、之れと多少の差異があり、即ち五六五・六三七五グレインに相當し、又大阪造幣局の試驗に據れば五六五・七三グレインに等しきものとなつてゐる。尙ほモールス（H. B. morse）氏に據れば五六五・六五〇グレイン、スパルヂング（W. F. spalding）氏に據れば五六五・七〇四グレインに等しきものとしてゐる。但普通の計算に於ては五六五・七グレインとして換算せられてゐる。

以上の外尙ほ市平なるものがあり。此れは各市場に於て使用する平を謂ふのであるが、其種類は各地各樣、名目紛繁にして、其詳細を知ることは殆ど不可能とせられてゐる。而して市平の中、昔時より最も廣く知られてゐるのは公砝平・公估平・錢平及廣東の司馬平である。

公砝平（Kungfaping）とは官定の公法平といふ意味であつて、之を簡稱して砝平ともいひ、北平、上海、天津等の地方に行はれてゐる。淸代に於て票號及錢莊が內國爲替の計算をなすには多く此平を使用した。公估平（Kungkuping）は又估平ともいひ、公估局が之を使用せる爲め斯く名づけたとの說があるが、實際に於ては公估局は當該地方通用の平を用ゐ、別に特殊の平を使用しないものが多い。例へば上海公估局が漕平を用ゐ、天津公估局が行平を用ゐるが如きものである。但漢口の公估局は現在此

平を使用して居り、其一千兩は漕平の九百八十六兩に等しきものとし、之を九八六平と呼んでゐる。錢平（Chienping）は錢業者間に通用さるゝ平である。司馬平（Szemaping）とは即ち官平といふ意味であつて、又司平ともいひ、廣東省に最も多く行はれて居り、其他の各平との比率も常に此平を以て標準としてゐる。例へば汕頭の直平は司馬平に比し千兩に付三兩小なるを以て、直平を九九七平と稱するが如きそれである。歐洲と支那との通商は最初廣東に於て行はれたるを以て、司馬平は十六世紀頃より已に其名を知られ、西洋人が他種の平を測定するには多く此平を以て準としてゐる。廣東平百兩は上海漕平の一〇二・五兩に等しとするが如きそれである。エドワード、カーン氏に據れば廣東平一兩の法定重量は五七九・八四トロイ・グレイン、即ち三七・五七三グラムに相當するも、實際に於ては五八〇トロイ、グレイン即ち三七・五八グラムとして計算されて居り、隨て一廣東兩は一・二〇八二トロイ・オンスに相當する。といつてゐる。

七　銀錠の鑄造及鑑定

元寶は各地其平色（重量品位）を異にするを以て、他地方の元寶は之を改鑄するか、又は其平色を證明せしめたる上之を使用することになつて居り、上海の如きは外來寶にして耗水（Discount for fineness）一兩以上のものは公估局にて證明を與へず、之を送還するか又は之を改鑄して使用することになつて

ゐる。

銀錠の鑄造業者を銀爐又は爐房と稱し（南方では銀爐、北方では爐房といふ）其品位の鑑定業者を公估局と稱する。北方には公估局少く、概ね爐房に於て之を兼營してゐる。又北方の爐房は多く銀行業をも兼營してゐる。

銀兩の需要盛なるときは、銀爐に委託し銀條を以て元寶を鑄造し、又は銀元若は小銀貨を元寶に改鑄して使用するのであるが、他地方の元寶は勿論、其地銀爐の鑄造に係る新錠といへども、公估局の秤量鑑定を經ざるものは、之を行使するを得ざることになつてゐる。

公估局が元寶を檢定するには、先づ一定の平を以て其重量を計り、次に其成分を鑑査し、其地の標準成色に比し優れるときは申水、劣れるときは耗水幾何と評定し、一種特別の字體を以て其元寶の現實量目と共に錠面中央の凹所に墨書し、印章を押捺して之を證明するのである。上海の公估局にては申水又は耗水の量目を錠面中央に墨記する外、其塗抹改竄の弊を防ぐため、更に鐵印を以て一定の文字即ち申水二兩七匁五分のものは公字、同二兩七匁のものは足字、同二兩六匁五分のものは源字を打込むことになつてゐる。

元寶の現實量目に申水の量を加へたもの、又は耗水の量を減じたものが、即ち其元寶の有する價値として一般に通用せらるゝのである。

前清時代に於ては、爐房は特許營業に屬し、戸部に出願して部照の發給を受くるを要し、且一地方毎に一定の額數ありて、任意に增設することを許さなかつた。然るに前清末年に及んでは法令漸く弛び、戸部の許可を得ずして私に開設する者があり、之を私爐と稱し、以て官許營業者たる官爐と區別するに至つた。凡て爐房は其所鑄の元寶に對しては無限の責任を負ふものにして、其相續人も亦責任を免るゝことが出來ない。故に元寶の外部には皆其鑄造爐房名を刊し、一見して識別が出來るやうになつてゐる。而して元寶は公估局の設けある地方に於ては、其鑑定證明を得るに非ざれば通用するを得ざるも、北方には公估局甚だ少きを以て、爐房は其所鑄の元寶に對し自ら證明の責任を負ふことになつてゐる。

新に爐房を開設する場合には、殷實の商店十餘家の身元保證書を公估局に提出して、其承認を得なければならぬ。若し公估局の承認を經ずして開爐鑄造する者あらば、公估局は之を驅逐勒閉することが出來る。

公估局の設立も亦政府の許可を要し、且當該地錢業公所の承認を得なければならぬ。公估局は毎地一局に限られ、若し二局ありとせば、其一つは分局である。公估局は大抵多年繼續し、變動極めて少い。亦當該地錢業者の共同組織に成るものもある。北方は公估局甚だ少く、大概爐房で兼業してゐる。公估局は其鑑定證明に係る元寶に對しては飽迄責任を負ひ、若し不實のものがあれば、其損害を賠

償せなければならぬ。それで上海公估局の如きは錢業公會に對し保證金として現銀七千兩を提供して居る。但各地とも公估局あつて以來未だ信用を失墜したものはないとの事である。公估局の鑑定手數料は上海では元寶一錠に付銀二分、外來元寶は一個に付大洋二分四厘である。

八　虛銀兩と上海兩

銀兩は唯其名のみを存し、實質のないものがある。之を虛銀兩（Taels as money of account）と稱する。上海の規元銀（所謂上海兩）天津の行化平銀（行平化寶銀）・漢口の洋例平銀の如きがさうである。天津に於ける銀兩計算は專ら行化平銀を以てすることは前に述べたが、此行化平銀は品位九九二と稱して居るも、實際其元寶があるのではなく、同地銀爐の鑄造する元寶は白寶だけであるから、實際の授受は皆白寶を以てしてゐる。白寶の成色は十足即ち純銀と稱せられてゐる。又漢口の洋例平銀は同地の估平銀に比し二兩だけ加色を有するもの（即ち洋例平銀の百兩は估平銀の九十八兩）とせられて居る。又關平銀（海關兩）の如きも現實があるのではなく、唯各銀兩との間に一定の換算率を有するに過ぎない。

上海銀爐の鑄造する元寶は二七寶であつて、之を夾場新元寶と稱するが、（注）上海の通貨として諸計算に用ゐらるゝ銀兩は九八規元であつて、所謂上海兩なるものが即ちそれである。九八規元の價値は同地の元寶たる漕平銀即ち二七寶の現實量目に申水量目を加へたものを九八にて除し、百を乘じた

ものに等しいとせられてゐるが、其現寳が存在する譯ではなく、乃ち計算は九八規元を以てするも、實際使用の元寳は二七寳即ち夷場新である。（尤も普通は計算には銀兩か用ゐるも、授受は銀元を以てする場合が多い。）九八規元の起源に關しては種々の說があるが、茲には略することゝする。要するに上海兩即ち九八規元は同地の標準銀に比し百分の二だけ品位が低いものである。

（注）夷場新元寳とは洋場にて新造した元寳といふ意味である。蓋前淸時代に南市の海關道衙門に官爐があつて元寳を鑄造し、之を海關道元寳と稱したが、北市が外國租界となり、元寳の需要增加するに隨ひこゝにも亦銀爐の設立を見るに至つたが其租界内に於ける銀爐の鑄造に係る元寳を夷場新と名つくるに至つたのである。現在は銀爐は皆租界内に在る。夷場新元寳は二七寳であるが、實際は申水二兩六匁五分より二兩七匁五分までである、これは重量が五十兩を上下するからである。而して二兩六匁五分以下のものは公估局で證明を與へないから、之を行使することが出來ない。重量は漕平の四十九兩八匁を準とし、之に過ぐるものは每兩申水五分を加ふることになつてゐる。（四十九兩八匁に對し二兩七匁の申水を有するものとせば、一兩に對しては五分四厘二毛强の加水とならねばならぬが、公估局に於ては厘位以下を切捨て五分の加水とし、又其超過量か一兩未滿の場合も尙ほ五分を加ふることゝしてゐるやうである）

九　上海に於ける銀兩の勢力

上海に於ける銀兩の使用は他の都市に比し盛である。該港に於ける內外銀行の準備現金は其約半數を元寳銀として居り、各銀行は每箱約三千兩（即ち六十錠）の元寳銀を以て銀行差額を決濟する用に供して居る。上海に於ける各種の取引は多く銀元を以て計算するも、惟大部分の卸賣取引及事實上多數

の大宗取引は尙ほ銀兩建になつて居り、借家賃、租界の房捐、電燈・電力・水道・電話の料金、醫療費、工部局職員の俸給、多數の有價證券の價格、自動車タイヤー及自動車部分品の小賣價格等も銀兩建になつてゐる。（ケメラー幣制改革案理由書に據る）

上海金融市場に於ける九八規元の勢力が尙ほ頗る大なることは、同地錢業者の手形交換所たる滙劃總會に於ける手形交換高に依りて其一斑を知ることが出來る。今民國十四年より十八年に至る五ヶ年間に於ける交換高を示せば左の如くである。

	銀兩手形交換高	銀元手形交換高	同上銀兩換算
	千兩	千元	（七錢二分ヲ一元トシテ）
十四年	七、二二五、三七三	一、一八九、四九九	八五六、四三九
十五年	八、八三六、五〇三	一、五九一、〇五四	一、一四五、五五九
十六年	八、一三四、七一〇	一、五〇八、四四一	一、〇八六、〇七八
十七年	九、三三六、八三五	一、八五七、五二一	一、三三七、四一五
十八年	一〇、四六三、一六四	二、三〇九、六九二	一、六六二、九七八
合計	四三、九八八、五八五	八、四五六、二〇七	六、〇八八、四六九

前表に依れば五ヶ年間に於ける銀兩及銀元手形交換總額の內、銀兩滙劃が約八割八分を占めて居る。

以て規元の勢力の偉大なることを知るべきである。（楊著中國金融論に據る。）

十　元寶の減少と撥兌銀

元寶は今や大に減少し、全く跡を絶てる地方少からず、此れは銀元及銀角の流通が増加した爲めである。殊に民國となつてよりは國庫の收支も總て銀元に改められ、（注一）國內に於ける銀元の流通益盛なる爲め、元寶は漸次鎔解せられて銀元に改鑄せられ、一層之が減少を見るに至つた。南部支那及滿洲並に浙江省の如きは夙に市場より影を失つたが、長江沿岸地方並に河南省の重なる都市に於ても今は殆んど元寶銀を見ざるに至つた。

然も商品の建値は多年の習慣上今尚ほ銀兩建のもの少からざるのみならず、銀元・銀角の市價も銀兩を標準としてゐるから、元寶が跡を絶てる地方に於ても、銀兩計算に依る取引は尚ほ盛に行はれつゝある。されば地方に因りては銀元・銀角を秤量して銀兩として使用し、（注二）或は時の市價に依り銀元を以て受渡を爲し、或は又撥兌銀（Transfer taels）なるものが行はるゝに至つた。

或地方に於ては現銀缺乏の結果として、銀兩に依る賣買取引は總て帳簿上の振替に依り之を決濟してゐるが、此帳簿上の振替に依りて授受せらるゝ銀兩を撥兌銀と稱するのである。例へば甲商が乙商に對し若干兩の債務あり、丙商（若は丙銀行）に對し同額又は其以上の債權を有する場合に於て、口頭

にて乙商に對し撥兌銀を以て支拂ふべき旨を通告し、丙商（若は丙銀行）に對し若干兩を乙商に振替方を要求し、乙商は又丙商店（又は丙銀行）に就き自己に對し該金額の振替ありしや否やを確め、以て其決濟を完了するのである。

されば撥兌銀なるものは、法律上より言へば一種の債權に外ならぬのであるが、其債權は帳簿上輾轉授受せられ、實際に於ては恰も無形の通貨の如き作用を爲し、多倫・歸化城・綏遠城・蕪湖・揚州等の地方に於ては、支那商間に於ける銀兩に依る取引は殆んど總て現銀の授受を爲さず、撥兌銀を以て決濟せられ、爲替の如きも撥兌銀を以て賣買せられてゐる。而して各地方とも一定の決算期即ち卯期なるものがあつて、帳簿上の債權・債務の決濟を爲し、其帳尻の差額に對しては現銀を支拂ふことゝなつてゐる。

撥兌銀はまた撥賬銀・轉帳銀・過帳銀とも稱し、滿洲にては抹兌銀又は抹銀と稱する。尙ほ滿洲に於ては從前は抹兌錢（即ち制錢の轉帳錢）なるものも行はれたが、官憲にて屢之を禁止した爲め、今は行はれなくなつた。營口に於ける過爐銀は銀爐の帳簿上の振替に依りて授受せらるゝことになつてゐるが、此れ亦撥兌銀の一種に外ならぬのである。

（注一）國庫計算暫行章程（民國元年九月二十八日公布）
第一條　國庫の收支は銀元を以て計算の單位とす。

第二條　國庫が京外の款項を收入する場合には、從前より銀兩を收むるものは、仍ほ銀兩に照して收入すべし。但國庫の帳簿上は所收の銀兩を規定價格に依り銀元に換算して記入し、隨時國庫より銀兩を中國銀行に賣與して銀元を買入れ、又は造幣總廠に發送して銀元を鑄造し、統一に至らしむべし。

第七條　國庫の計算は暫く京平七錢二分を以て銀元一元に相當せしめ、之を規定價格と爲す。

（注二）廣東にては銀角即ち毫子（重毛）を九九七司馬平にて秤量し、銀兩として使用し、汕頭及福州にては損傷銀元（chopped dollar）及輕量銀元を前者は直平、後者は臺新議平にて秤量し、銀兩として使用してゐたが、廣東は民國十八年三月十三日より、汕頭は同十四年二月一日より、福州は同十七年八月一日より銀兩を廢止するに至つた。
尚ほ九九七司馬平とは裕平と稱するものにして、司馬平（十足平）に比し千兩に付三兩輕いものである。

十一　海關兩及上海兩と各地銀兩比較

（イ）海關兩と各地銀兩との比價

地名	平名	關平銀千兩に對し
營口	營平	一〇八五・〇〇
天津	行平	一〇五〇・〇〇
芝罘	煙漕平	一〇六五・〇〇
上海	九八規元	一一一四・〇〇
鎭江	鎭二七平	一〇二〇・四〇

南京	二七陵平	一〇四一・〇〇
蕪湖	蕪二七漕平	一〇三七・七〇
九江	漕平二四銀	一〇四三・八〇
漢口	洋例平	一〇八七・五〇
宜昌	宜平	一〇九六・五〇
重慶	九七平	一〇七〇・七五

（ロ）上海兩と各地銀兩との比價

上海兩		上海兩に對する比價	
九八規元	一〇五七・六三	北京・京公砝平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇五九・七〇	天津・行化平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇八二・〇九	保定・保市平	一〇〇〇・〇〇
〃	一一〇〇・三四	張家口・口錢平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇七八・五〇	濟南・濟平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇〇〇・〇〇	青島・膠足平	九四二・〇〇
〃	一〇四五・〇〇	芝罘・煙估平	一〇〇〇・〇〇

〃	一〇九八・八〇	洛陽・洛平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇七三・五〇	開封・二六汴平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇八五・〇〇	許州・許平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇七八・六五	周家口・口南平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇〇〇・〇〇	信陽・二四曹平	九一〇・〇〇
〃	一〇七八・九七	三原・涇布平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇九六・〇〇	太原・庫平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇八八・〇〇	大同・同平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇五六・〇七	奉天・瀋平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇五八・一七	營口・營平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇五一・〇〇	長春・寛平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇七〇・〇〇	安東・鎭平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇七五・五〇	蘇州・補水	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇六八・七〇	南京・陵平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇七三・五〇	鎭江・二七寶	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇七一・一〇	揚州・揚曹平	一〇〇〇・〇〇

〃	一〇五九・〇〇	清江浦・二五浦平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇六五・五〇	板浦・二五曹平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇九六・〇〇	杭州・司庫平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇三四・四五	漢口・洋例	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇三七・〇〇	宜昌・宜平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇五三・一〇	沙市・九九沙平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇七三・五〇	蕪湖・曹平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇七三・五〇	大通・二七和平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇〇〇・〇〇	安慶・二八曹平	九六〇・〇〇
〃	一〇〇〇・〇〇	西安・陝議平	九五二・〇〇
〃	一〇〇〇・〇〇	九江・二四漕平	九三一・〇〇
〃	九六四・〇〇	樟樹・洋銀	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇五三・四〇	重慶・九七平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇〇〇・〇〇	汕頭・九九三五直平	九一七・二一
〃	一〇二一・〇〇	香港・九九八番平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇六六・〇〇	貴陽・公估平	一〇〇〇・〇〇

〃	一〇五五・五五	雲南・滇	平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇六五・九八	福州・台新議	平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇五七・五五	濟寧・寧	平	一〇〇〇・〇〇
〃	一一〇〇・三四	滕縣・滕庫	平	一〇〇〇・〇〇
〃	一一〇〇・三〇	周村・村庫	平	一〇〇〇・〇〇
〃	一〇〇〇・〇〇	濰縣・濰市	平	九二五・〇〇
〃	九二八・〇六	贛州・九七二	平	一〇〇〇・〇〇

（上海商業儲蓄銀行編、國內商業滙兌要覽に據る）

十二 銀兩廢止問題

廢兩用元即ち銀兩を廢止して專ら銀元を使用せしむることゝすべしとの議は、多年支那朝野の間に唱道せらるゝ所であつて、國民政府に於ても民國十七年四月二十七日の第五十八次政治會議に於て、浙江省政府の建議に基き廢兩用元の實行を決定し、同年六月の全國經濟會議に於ても亦「貨幣本位の問題を解決するには、先づ第一歩として貨幣單位を統一せなければならぬ。廢兩用元は多年經濟界一致の主張なるを以て、財政當局は速に之に關する計畫をなし、以て其實現を期すべきであつて、今後一

ケ年を準備期間とし、其間に諸般の準備をなし、民國十八年七月一日より實行することゝすべし」として其實行方法を決議したが、（注）今に至るまで尙ほ之が實現を見ないのである。尤も南昌・杭州・汕頭・厦門・梧州・長沙・雲南・奉天・福州・廣東・青島等に於ては既に銀兩廢止を實行してゐるが、上海・漢口・天津等は未だ之が廢止を見ず、殊に全國金融の中心たる上海に於ては銀兩の勢力尙ほ頗る大なることは前に述べた如くである。されば上海市社會局は民國十八年十一月國民政府に對し「上海は全國貿易の中心にして、亦全國金融の樞紐である。故に上海規元を廢止せざれば全國の銀兩を廢除することが出來ない。北平・天津・漢口等が尙ほ銀兩を用ゐてゐるのは、此等各港と上海との取引頻繁にして、双方より爲替送金極めて多きを以て、上海の規元が廢除されない間は、銀兩を襲用するを便利とし、然らざれば兩と元との間の騰落が商業上の損失を來すからである。されば銀兩を廢止せんとせば當先上海の規元を廢除せなければならぬ。」との意味の建議を提出した。其後十九年一月中財政部長宋子文氏は同年七月一日より廢兩用元を實現すべき旨を聲言したが、遂に實現を見ざるのみならず、二十年五月公布された新輸出税率は依然として海關兩を以て定められてゐるやうな次第である。

　廢兩用元は通貨統一の先決問題であるが、之を實行するには造幣廠の統一を前提とせなければならぬ。蓋銀兩あるが爲めに、本位貨幣たる銀元の市價は常に動搖し、價格の尺度たること能はざるを以

て、銀兩を廢止することが最も急務であるが、而も銀兩が行はるゝのは、從來銀元の種類多く、品位重量參差たるが爲めであるから（銀兩は少くとも各其地方だけは品位一定してゐる）銀兩を廢止せんとせば、一定不變の品位重量を有する銀元を鑄造し、且其自由鑄造を許すことゝせなければならぬ。（國幣條例に於ては銀元は自由鑄造を許すことになつて居るが、實際は許されて居らぬ）然るに品位重量一定不變の銀元を鑄造するには組織設備共に完全なる造幣廠を設立するの必要ありとの論が內外識者間に唱導せられ、遂に時の政府を動かし、上海造幣廠の設立となつたのであるが（此事は後章に詳述する）其上海造幣廠は今に開鑄の運びに至らないのである。隨つて全國造幣廠の統一に關しても未だ聞く所がない。思ふに廢兩用元は上海に於て之を實行することが、最も必要であつて、若し上海の規元銀が廢止せらるゝに至らば、全國の銀兩廢止も容易に行はるゝであらうが、前述の如き次第であるから、上海に於ける銀兩廢止も近き將來に之が實現を望むことは出來ないであらう。

（注）全國經濟會議の廢兩用元案の大要は左の如くである。

（一）準備期間を一箇年と定め、此期間內に充分の準備を爲し、並に實施期日を民國十八年七月一日と定め、明令を以て之を公布すること。

（二）上海造幣廠は最短期間內に成立せしめ、半ケ年內に必ず新銀元の鑄造を開始し、之を國幣とすること。

（三）新國幣條例を公布し、重量品位を規定し、並に一元銀貨の鑄造費を明定すること。

（四）政府は即時國幣統一監理委員會を組織し、本問題に重大の關係を有する內外人（內外銀行公會、錢業公會、總商會、金融監理局長の如き）を委員とし、準備期間內に於ては、力を合せて設計進行せしめ、其實施後は、品位及重量の試

驗等の監察を爲さしむること。

（五）民國十八年七月一日より内外の銀行、營業者及商民を問はず、自由鑄造を許すこと。但必要ある場合には生銀の輸入を禁止するを得ること。

（六）各海關の現行章程にして銀兩を以て規定するものは、民國十八年七月一日より一律に之を銀元に改むること。

（七）國際貿易事に關しては、外交部より豫め各國に通知して、民國十八年七月一日より銀元建に改むること。

（八）廣東、漢口、天津、上海及其他貿易上銀兩單位を存する各港は、統べて民國十八年七月一日より銀兩の廢除を實行せしめ、同時に洋厘行市を取消さしむること。

（九）政府は明令を以て、國内の一切の債權債務は民國十八年七月一日より一律に法價に照して銀元に換算すべきを規定し、並に同日以後は銀兩を沿用せる契約の締結を嚴禁すること。

（十）實施の始め、新國幣が尚ほ市場の需要に不足するときは、暫く市場流通の本國所鑄銀元を使用するを許すこと。但政府より期間を定めて、各造幣廠に於て新國幣に改鑄せしめ、以て統一を期すること。

以上の各項は廢兩用元の大體の辦法にして、此外輔幣十進問題、改鑄支配問題、南京杭州兩造幣廠問題、新國幣鑄製問題等の如きも、均しく討議を行ふべき事なるが、其詳細の計畫は、國幣統一監理委員會成立後、該委員會に於て設計進行せしむべきこと。

第二款　銀　元

一　銀元の種類

銀元（注）は即ち一元銀貨にして、内外人に本位貨幣と看做されてゐるものである。殆んど全國に流通してゐるが、其流通の程度は地方に依つて大なる差違があり、就中東三省及廣東省は流通極めて少

外國銀元

西班牙弗

墨西哥弗

香港弗

日本圓銀

（實物大）

支那銀元

北洋造

北洋機器局造

袁像幣

孫像幣

(實物大)

い。銀元には内國鑄造のものと外國鑄造のものとあり、種類頗る多く、其重量品位も多少異なつてゐるが、概ね皆平價にて流通してゐる。

民國以來鑄造された銀元を新幣又は國幣と稱し、清朝時代に鑄造された銀元を龍洋又は龍幣と稱してゐる、（龍紋あるを以て斯く稱す）龍洋には幾多の種類があつたが、今は淘汰せられて種類も少くなつてゐる。新幣は袁像幣（袁世凱の肖像を鑄出せるもの）と中山幣（孫逸仙の肖像を鑄出せるもの、中山開國紀念幣）の二種あり。此外尚ほ共和紀念幣、洪憲紀元幣、黃坡開國紀念幣、徐世昌紀念幣、段氏執政紀念幣、曹錕紀念幣、憲法成立紀念幣、廢帝結婚紀念幣等が鑄造されたが、市場には流通しない。龍洋の中、現今流通してゐるのは重に光緒年代に廣東省・湖北省・江南省及北洋造幣廠で鑄造された光緒元寶、並に宣統年間に鑄造された大清銀幣であるが、新幣に比較すれば其額は極めて少い。又外國銀元として今尚ほ廣く流通してゐるのは墨西哥弗であるが、從前に比すれば其流通額大に減じてゐる。其次は香港弗であつて、日本圓銀・印度支那弗・西班牙弗等も或地方に多少流通してゐる。墨西哥弗は之を墨銀・鷹洋（鷹紋あるを以て此名あり）又は英洋（鷹洋と支那音同じきを以て此名あり）と稱し、西班牙弗は本洋、香港弗は站人洋又は杖洋（ブリタニアの神が兵器即ち杖を持ちて立てる像あるを以て此名あり）日本圓銀は日本龍洋と呼んでゐる。

銀元及銀角は之を總稱して洋銀又は洋錢といひ、銀元は銀角に對し大洋錢・大洋・大銀圓又は大圓

と呼んでゐる。

（注）銀元は銀圓と書くのが正しい。元（Yuan）は圓と同聲にして、形の簡單なる所より、之を假りて用ゐるのである。銅圓を銅元と書くのも同樣である。支那人は普通多く銀元・銅元と書し、邦人も此方が看慣れてゐるから、本書も成るべく之に從ふこととした。

二　清代に於ける銀貨鑄造の沿革

往古鑄造銀貨幣の行はれたことは前章に述べたが、清代に於て始めて鑄造銀貨幣を見るに至つたのは乾隆末年であつて、乾隆五十七年（一七九二）西藏を征服するや、拉薩に寶藏局を設け、該地舊有の錢に準じて新錢を鑄造し、之を流通せしめた。所謂寶藏銀錢一名藏錢なるものがそれである。其形狀は圓形にして方孔あり、純銀を以て鑄造し、重量花紋共に一定してゐる。光緒會典に據れば「藏錢には大小二種あり、大錢十枚重さ一兩とし、小錢は之に半し、大錢九枚又は小錢十八枚を以て銀一兩に合せしむ。」とある。重量一錢のもの九枚又は五分のもの十八枚を以て紋銀一兩に相當せしめたのであるから、造幣局の利益は一割に當り、驚くべき厚利であつたのである。其後光緒末年より成都造幣分廠に於ても、印度のルーピーに倣ひ三錢二分の銀圓を鑄造し、尙ほ其補助貨として一錢六分及八分の銀貨を鑄造した。然も右藏錢及藏元は西藏及西康地方に使用されるだけであつて、其以外の地には流通しないのである。

道光以來外國銀貨の輸入大に增加し、內地の銀兩は多く海外に流出し、（注一）殊に洋銀の形狀精巧にして、且取扱に便なる爲め、商民は之を歡迎し、其銀兩及銅錢に對する比價過當にして、外商に利益を壟斷せらるゝの狀あり。是に於て各地に之が倣造を見るに至つた。即ち道光十八年（一八三八）には福建省に於て七錢二分の銀元が發行された。此れは西班牙弗に倣つたもので、臺灣に於て鑄造されたものである。然も其製甚だ粗劣なるに加ふるに、一八四二年以來重量漸く減じ、一八四五年には已に百分の五を減じた。又道光二十四年（一八四四）には漳州に於て七錢四分の銀貨が鑄造されたが、是亦間もなく其重量百分の十五を減ずるに至つた。又浙江省に於ても道光中に一兩銀貨を鑄造し、外國銀元と共に使用せしめんとしたが、流通阻滯せる爲め遂に廢止した。其後咸豐六年（一八五六）に上海の商人王永盛なる者漕平一兩の銀幣を鑄造したが、間もなく之を僞造する者多かつた爲め、遂に廢絕し、光緒初年（一八七五）に吉林機器官局に於て一錢・三錢・半兩・七錢・一兩の五種の銀貨を鑄造したが、此亦餘り流通を見ずして廢止された。（注二）

咸豐、同治を經て光緒の初期に及んでは、外國銀元殊に墨西哥弗の流入益盛にして、南北支那の各通商港は勿論、湖南、四川の內地にまで流通するに至れる爲め、光緒十三年（一八八七）兩廣總督張之洞廣東省に於て試みに銀元を鑄造せんことを奏請し、同十六年（一八九〇）に至り、始めて之が鑄造を行つた。これが龍洋鑄造の嚆矢である。

此銀元は一個の重量を庫平七錢三分とし、一面には滿・漢兩文を以て「光緒元寶」の四字を現はし、一面には蟠龍の紋樣を現はし、其周圍に漢洋兩文を以て「廣東省造、庫平七錢三分」の字樣を鑄出してある。其重量を七錢三分とした理由は、當時の張之洞の奏文中に、「墨銀は每元漕平七錢三分なるを以て、更に一分五厘餘を加へて庫平の七錢三分とし、墨銀一元と同樣に通用せしめたならば、銀質重き爲め自ら風行し易いであらう」とあるを見て之を知ることが出來る。而して官府は之を以て各種の支出に充て、民間に於ては一切の取引に使用し、墨銀一元に準し、敢て品位を問ふことなからしめた。然るに其成績良好なりしを以て、尋で又小銀貨數種を鑄造して流通せしめた。

是に於てか湖北・江蘇・福建・直隷・吉林等の各省も亦之に倣ひ、相踵で銀元を鑄造するに至り、中央政府に於ても、銀圓推行の議起り、同二十年及び二十一年には沿江・沿海各省に命じて其鑄造を促すに至つた。然れども未だ劃一の制度を定めなかつた爲め、各省銀圓の形式・重量相異なり、隨て其流通區域も各其省内に限られることゝなつた。されば同二十七年（一九〇一）には上諭を發して、銀圓の鑄造及流通に關する準則を定め、（一）銀圓は每個の重量庫平七錢二分を以て準となし、尙小銀圓を兼鑄して補助貨となすこと、（二）各省の京餉（中央政府に對する送金）には銀圓三割を混用し、各州・縣の一切の支出及租稅の徵收に於ても亦三割の銀圓を混用し、總て銀兩と相輔けて流通せしむることゝし、尙は形式を統一する爲め、主として廣東・湖北の二省をして鑄造の任に當らしめ、其餘の各省は該二

省に銀を輸送して鑄造せしむることゝ定めたが、其後幾ばくもなくして其餘の各省に於ても亦復銀元鑄造の例を開くに至つた。

是に於て光緒二十九年鑄造銀錢總廠を設けて銀元の形式を劃一することゝなり、三十一年總廠落成した。是より先、銀元の量目を一兩とする說と、七錢二分とする說とあり、紛紜決しなかつたが、湖北省に於ては已に庫平一兩の銀貨を鑄造し、光緒三十年十二月より之を發行するに至り、三十一年には中央政府に於ても亦一兩銀幣を本位貨となし、以て幣制を統一するの議が決定した。此年七月先づ財政處及戶部より奏請して、天津に戶部造幣總廠を設け、直隸・江蘇・湖北・廣東四省の鑄造局を以て其の分廠となし、安徽・福建・吉林・奉天等各省の鑄造を停止し、以て鑄造機關及鑄式を統一すると共に、金・銀・銅三種の貨幣を鑄造することゝ定め、鑄造銀錢總廠を戶部造幣總廠と定め、先づ銅幣の鑄造を試みたが、同年十一月に至り、積金未だ富まず、用金の制は尙ほ驟に議し難しと稱し、一兩銀幣を以て本位貨となすことを聲明し、鑄造銀幣分兩成色並行用章程を具奏し、幾くもなく裁可を得、天津の總廠及び直隸・江蘇・湖北・廣東の四分廠をして緊急鑄造せしむるの上諭が發せられた。該章程に據れば、銀幣の種類を一兩・五錢・二錢・一錢の四種とし、一兩銀幣は純銀九錢六分及純銅一錢を配合して鑄造し、之を以て本位貨となし、五錢以下を補助貨となす旨を規定してある。而も各省督・撫は從來既に七錢二分の銀元を使用せるが故に、新に一兩銀幣を鑄造するを以て利便ならずと

する者多く、加之、湖北省に於ては一兩銀貨の流通阻格し、同三十三年三月遂に收回鎔毀を行ふに至つた爲め、政府は遂に成議を翻して、其重量を一圓銀幣は七錢二分、一角銀幣は七分二厘となすことに改めた。然るに翌三十四年九月に至り、特派米國大臣唐紹儀の奏請に基き、亦復一兩銀幣を以て本位貨幣となすことゝ定めたが、該制も未だ之が實施を見ざるに先ち、宣統二年四月（一九一〇年五月）幣制則例の發布あり、重量七錢二分の一圓銀貨を以て本位貨となすの制は再び採用さるゝに至つた。

右幣制則例の規定に據れば、國幣の種類を銀幣・鎳幣・銅幣の三種とし、銀幣を一圓・五角・二角五分・一角の四種に分ち、一圓銀幣は重さ庫平七錢二分、品位九〇とし、之を本位貨となし、五角以下の銀幣並に鎳幣・銅幣を以て補助貨としてゐる。而して江蘇及湖北の兩造幣分廠では、宣統三年五月より該則例の規定に依つて新式大清銀幣の鑄造を開始し、同年十月を期し、該則例の實施と共に之を發行することゝしたが、偶ゝ革命の變に遭遇し、其鑄造せる新銀貨は軍費として使用せられ、陸續市上に流通するに至つた。民國となつてよりも、天津の造幣總廠に於ては仍ほ宣統元寶を鑄造したが四川の造幣廠に於ては別に大漢銀幣なるものを鑄造した。

全國各造幣廠に於ける龍洋の鑄造額は、民國三年財政部の調査に據れば二億〇六百〇二萬八千百五十二元とあつたが、同七年同部より發表せる幣制節略には二億三千五百三十九萬八千〇五十元となつて居り、同八年の調査に據れば二億八千六百三十五萬千四百十三元となつてゐる。然も新幣發行以來

龍洋を鑄潰して新幣を鑄造せる爲め、其流通額は漸次減少し、民國八年四月、銀元統一に關する財政總長と幣制局總裁との會呈に據れば、從前各造幣廠にて鑄造せる舊型の一元銀幣は、已に鑄潰せるものを除き、約一億八千餘萬元あり。とあつた。其後も陸續之を鑄潰し、新幣に改鑄せるを以て、今は尙ほ大に流通額を減じてゐるであらう。

（注一）嘉慶十九年の諭に、近年以來、夷商偷運內地銀兩出洋、多至百數十萬、既將內地之足色銀兩、私運出洋、復運進低潮之洋錢。とあり、當時より既に內地銀兩の海外に流出するもの多かつたことを知らるゝのであるが、而も道光以來特に甚しくなつたのである。

（注二）Eduard Kann's O. P. cit. P.149. 張家驤、中華幣制史第二編二頁。
諸聯の明齋小識に、「聞古老云、乾隆初年、市上咸用銀、二十年後、銀少而錢多、偶有洋錢、不爲交易用也、嗣後洋錢盛行、每個重七錢三分五厘、有小潔・廣板・建板・閩板・浙板・錫板・蘇板之名、三工・四工・工半・正衣・反衣之別、有邊旁銼削者、復有輕一錢三四分者、名走板、爲外洋私鑄、若聲啞而文綢、名爐底、此三種價特稍減、下此紅銅爲質、外粘白金、或鎔銀時、攙雜銅屑、或彫空洋板、中以鉛灌、種々作僞、皆可亂眞、予幼時、見幕上有鳳凰・馬劍・洋船・双燭・水草文等類、今唯佛頭通用耳。」（卷十二、洋錢）とあり。之に據れば、嘉慶時代より既に外國銀元の模造及僞造貨が大に行はれたことを知るべきである。（幕は錢の背面）

三　民國に於ける銀元鑄造

民國三年二月、新に國幣條例なるもの公布されたが、其本位貨幣に關する規定は前清の幣制則例の規定を其まゝ踏襲し、重量庫平七錢二分、品位九〇、含銀量六錢四分八厘とした。而して其一圓銀幣

は同年十二月より天津の造幣總廠に於て鑄造を開始したが、其時品位九〇を八九と改めた。（注一）尙ほ南京分廠は四年二月より、廣東分廠は同年八月、武昌分廠は同年十一月より同じく新銀貨を鑄造することゝなり。其後杭州及安慶の造幣廠に於ても亦民國九年より之を鑄造するに至つた。該新銀元の形式は、表面には袁世凱の肖像と鑄造年度とを現はし、背面には嘉禾の紋樣及壹圓の文字を現はしてゐる。其後民國十二年三月之を改正して、袁世凱の肖像に易ふるに龍鳳の紋樣を以てすることゝしたが、此紋樣の銀元は遂に鑄造されなかつたやうである。民國十六年國民政府が南京に遷つてより袁世凱の肖像を嫌ひ、中山開國紀念幣の舊模型を用ゐて新幣を鑄造することゝなり。南京造幣廠は同年六月より、杭州造幣廠は同年七月より相繼いで開鑄し、十七年三月までに已に六千萬元を鑄造した。

この袁像幣及中山幣は頗る民間に信用あり、到る處圓滑に流通して居り、且袁像幣行はれてより墨西哥弗其他の外國銀元は漸次流通を減じ、舊來の龍洋も重量・純分低劣なるものは漸次淘汰せられて殆んど跡を絕つに至つた。

袁像幣の鑄造額は民國七年の幣制節略に據れば、同年三月十五日まで（廣東造幣廠は六年末まで、武昌造幣廠は七年二月末まで）に一億八千四百九十四萬六千四百八十七元となつて居り、同九年三月の貨幣檢查委員會章程制定に關する財政總長と幣制局總裁との會呈には「民國三年條例を頒布してより一圓新幣の鑄造額は已に三億三千餘萬元に達し、約大銀元全額の百分の六十四を占め、民國七年八月に比し百

分の十七を增加した。」とあり、又民國十年五月、銀行公會聯合會より財政部及幣制局に對する銀兩廢止、舊幣改鑄及銅元濫鑄禁止の建議には「民國三年國幣條例及施行細則頒布以來、政府は改革に鋭意し、新幣を推行すること已に四億元の多きに達せり、成效なしと謂ふべからず。」と謂つてゐる。然るに其後民國十八年（一九二九）國民黨第三回全國代表大會に、國民政府財政部長より提出せる財政部工作概況には「國幣條例頒布後、歷年鑄造せる銀元は其數三百兆（三億元）以上に在るべし」とあるが、此れは極めて杜撰の數字である。何となれば杭州造幣廠一ケ所に於ける民國十一年より十七年に至る七ケ年間の鑄造額だけでも三億四千三百七十萬元となつて居り、これに前記八年四月の呈文にある額を加へたゞけで、既に六億七千三百七十萬元に達するからである。張家驤氏の中華幣制史には、新幣の民國十二年迄の鑄造額として七億五千四百萬元を計上してゐるが、これは何に據つて擧げたものであるか、出所が示してないから、俄に之を信ずることが出來ない。要するに新幣の鑄造額は正確なことは支那政府にも分らぬであらう。エドワード・カーン氏は一九二九年までの新幣の鑄造額を約十一億元と推算して居る。

（注一）新銀元の鑄造と共に在來の龍洋（二億八千餘萬元？）は漸次回收して之を改鑄することゝしたが、龍洋の純分は國幣條例の規定に比し少いものがあり、其純分の少いものを回收して之を改鑄するときは、政府の損失となるを以て、當時財政窮乏の政府としては、其損失を苦痛とし、遂に新幣の品位を八九％に低下したのである。

（注二）民國十八年三月、財政部の照會に依り杭州總商會に於て調査せる所に依れば、杭州造幣廠の銀貨鑄造額は左の如くで

ある。但十一年以前の分は、帳簿散佚の爲め不明である。

	銀元	一角銀貨
民國十一年	三八、九五七、四〇八元	—角
同十二年	六〇、五八八、一八三	—
同十三年	七、三八五、四三四	三、一三六、六五九
同十四年	七七、八一六、五〇〇	—
同十五年	二九、六七七、〇〇〇	一、三三八、五一〇
同十六年	五六、一三四、五三三	—
同十七年	七三、一五九、六二一	—
合計	三四三、七〇八、六五九	四、四六五、一五九

尙ほ民國十三年に英國公使の照會に依り、財政部にて調査せる所に據れば、十二年中に天津・南京・武昌の三廠にて鑄造せる一元銀貨は六千六百八十一萬〇五百九十五枚となつて居る。(十三年十二月發行、財政月刊)

四　外國銀元

外國銀元の中、最も早く支那に輸入されたのは西班牙弗であつて、次は墨西哥弗、米國貿易弗、印度支那ピヤストル、日本圓銀、香港弗等の順序である。此外尙ほ南米ボリヴイア弗 (Bolivian Dollar)

智利弗（Chilian Dollar）秘魯弗（Peruvian Dollar）ニカラグア弗（Nicaraguan Dollar）等が西班牙人に依りて本洋と共に輸入されたが、此等の銀貨は十七世紀の中葉に至り其品位低下した爲め、支那人に排斥せられて遂に流通を見ざるに至つた。

西班牙弗（Carolus Dollar）は墨西哥で鑄造されたものであるが、之を西班牙弗といふのは、當時墨西哥は西班牙の屬領であり（墨西哥の獨立は一八二一年）且該銀貨の表面に西班牙王の肖像が鑄造されてあるからである。西班牙弗が始めて鑄造されたのは一四九七年（明の弘治十年）であつて、十六世紀の中葉より西班牙商人に依りて支那に輸入せられ（注一）十七世紀の末期より東印度會社によりて福州・厦門・臺灣及廣東に輸入された額も少くなかつた。（注二）即ち東印度會社は當時支那より茶・生絲・陶磁器絹織物・大黃其他の支那生產品を盛に輸出したが、此等の商品の代金は多く西班牙弗を以て支拂はれたのである。其後十九世紀の初頃より米國も亦廣東と通商を開始したが、ナポレオン戰爭時代に於て貿易最も盛に、其支那よりの輸出品は茶を以て大宗としたが、其代金は亦多く西班牙弗を以て支拂はれた。

斯くて西班牙弗は康熙年代より咸豐の初に至るまで百數十年間、初めは廣東、福建の沿海より、後には浙江・江蘇・安徽・直隸等の沿江沿海地方に流通し、一八五六年頃までは尙ほ上海及長江一帶に盛に流通した。然も一八四〇年代に其鑄造が中止されてより供給漸く減じ、爲めに其市價二〇%乃至

三〇%の昂騰を見るに至つた。是に於てか上海道臺は一八五五年（咸豐五年）に外國領事の要求に依り如何なる種類の銀元を問はず、其重量純分が一定せるものは、一律に之を各種の支拂に使用し得べき旨の布告を發した。是より先、墨西哥及南米の銀元が廣東に輸入し始めたが、此布告出でゝより上海及長江一帶にも輸入せらるゝに至り、後墨銀の勢力大に增加し、遂に西班牙弗を驅逐するに至つた。(Eduard Kann's O.P. cit, PP. 127. 128.) 今は西班牙弗は安徽の一部及南京等に極めて少數が流通するに過ぎない。

墨西哥弗 (Mexican Dollar) は墨國が西班牙の羈絆を脫して獨立せる後、一八四二年に始めて鑄造されたが、支那に初めて輸入されたのは一八五四年（咸豐四年）頃である。然るにそれより二三十年の間に殆んど支那全國に流通するに至り、一時支那に於て最も廣く流通し、最も勢力を有する通貨となつた。而も北京及天津地方に於ては一九〇〇年頃より漸次排斥せられ、（團匪事件の際、多額の不正貨が輸入せられた爲め信用を失ふに至つた）其後支那新幣出づるに及んで、其他の地方に於ても該新幣の爲めに壓倒せられて勢力を失ひ、加之歐洲戰爭中、銀價の暴騰に伴ひ海外に流出するもの頗る多く、且一方に於ては造幣廠及銀爐等に鑄潰さるゝもの多き爲め、今は其流通大に減じて居る。

香港弗 (British Dollar) は南部支那及北部支那地方に流通し、從來墨西哥弗に次ぎ勢力を有せしが、これ亦漸次支那新幣の爲めに驅逐せられ、今は其流通大に減じてゐる。

現在支那に流通する香港弗は香港で鑄造されたものではない。印度に於て鑄造されたものである。香港が英領となつたのは一八四一年であるが、一八四四年に英國は本國の銀貨を以て此地の通貨と定めたが、其銀貨の純分が甚だ低かつた爲め、支那人に歡迎されなかつた。それで一八六四年に此地に造幣廠を設け、一八六六年一種の新銀元を發行し、以て當時該地に流通せし墨西哥弗を驅逐せんとしたが、其新銀貨の含銀量が墨銀に比し三グレインだけ低劣なりし爲め、此れ亦支那人に歡迎せられず墨銀に對し打歩を附して通用するに至れるを以て、英國は遂に新銀貨の鑄造を停止し、一八六八年其機械を日本に賣却するに至つた。右造幣廠にて鑄造せし銀元は僅に二百萬元に過ぎなかつたといふ。然るに其後一八九三年に至り印度の造幣廠はルーピーの鑄造を停止するに至れるを以て、一八九五年二月、英政府は孟買及カルカツタの造幣廠に命じて、一種の新銀貨を鑄造せしめたが、此新銀貨の鑄造は大に成功し、新嘉坡其他馬來半島及ラブアン島地方に盛に流通するに至り、且其品位が從前香港鑄造のものよりも高き爲め、香港に於ても大に歡迎せられ、遂に支那にまで侵入し、南支那及北支那地方に流通するに至つたのである。

米國貿易弗（American Trade Dollar）は墨銀に比し純量大なる爲め支那人に歡迎せられ、一時大に行はれたが、或は本國に送還せられ、或は鑄潰されて、今は全く流通を見ない。

米國貿易弗が始めて鑄造されたのは、一八七三年であつて、專ら東洋諸國の需要に供する目的を以

て鑄造せられ、米國の法貨として發行されたものではないが、併し當初より本國にも多少流通して居た。該銀元は重量四二〇グレイン、品位九〇〇にして、發行當時の金銀比價に依れば米金一弗〇四仙强に相當したが、其後四年にして、銀價暴落の結果一弗以下に値するに至り、これよりも純分の低い在來の本國銀貨（Standard Dollar）に比し市價下落するに至つた。是に於てか米國政府は一八七七年十月遂に其鑄造を停止し、尋で一八八七年三月、國會の議決に依り、六ケ月を期し國內に流通せるものを平價にて回收することゝなつた。此時支那に流通せるものも本國に逆送されたものが多く、且一方に於ては純量大なる爲め支那の銀爐等に鑄潰さるゝものも增加し、終に支那國內に其跡を絕つに至つたのである。

印度支那弗（Saigon Dollar）は南部支那就中兩廣・雲南地方に多少使用せられ、**日本圓銀**は福建沿岸江西省の南昌・九江、湖南の內地、廣東省の汕頭・瓊州等に流通してゐるが、其勢力は共に微々たるものである。

印度支那に於て始めて銀元が鑄造されたのは一八八五年であつて、墨銀及米國貿易弗を抵制する目的を以て、其重量及品位を米國貿易弗と等しくし、即ち重量四二〇グレイン、品位九〇〇とした。然るに其純銀量が墨西哥弗よりも大なりし爲め、或は鑄潰され、或は藏匿せられて殆んど市場に流通せざりしを以て、印度支那政府は一八九五年更に重量四一六$\frac{2}{3}$グレイン、品位九〇〇の新銀貨を鑄造し

た。然るに此新銀貨は頗る圓滑に流通し、遂に南支那にまで侵入するに至つたのである。一九三〇年印度支那が金爲替本位制を採用するや、此銀元を續々支那に輸出し、爲めに上海に於ける在銀高の激增を來したが、支那政府は益銀價の暴落を助長するを虞れ、同年五月十六日より外國銀貨の輸入を禁止するに至つた。

日本が金本位制を採用したのは明治三十年（一八九七）であつて、其以前より日本の一圓銀貨は支那に流入して居たが、幣制改革の結果は多額の圓銀が支那に向つて輸出せらるゝに至つた。併し現在支那に於ける流通額は幾ばくもないであらう。

外國銀元としては、此外尚ほ新嘉坡弗（Straits Dollar）及比律賓ペソが南部支那沿岸に流通してゐるが、其額は極めて少く、取立てゝ言ふ程のこともない。（注三）

外國銀元は前記の如く一時大に支那に流通し、殊に西班牙弗及墨西哥弗の如きは殆ど支那全國に亘り頗る勢力を有せしが、此れは當時支那に於て之に代はるべき重量、品位の一定せる銀貨がなかつたからである。然るに革命後國幣條例に依る新銀元が鑄造されてより、其重量、品位が一定せる爲め、大に人民の信用を博し、漸次外國銀元に取つて代はるに至つた。曾て道光時代に外國銀元の流入盛なるを見て、魏源が之を倣造せば利益多かるべしと云へるに對し、感澤なる者が、外國の銀貨は純分が一定して居るから人民に信用があるが、若し支那に於て之を鑄造したならば、關係官吏及鑄匠等が惡い

事をして、終には銅九、銀一の貨幣が出來ることゝならう。と謂つたとあるが、（注四）此れは能く支那官場の腐敗を洞察した言であつて、現に銀角及銅元の如きは多年粗製濫鑄の弊に苦んで居るが、幸に新銀元は今日まで能く一定の成色を保つてゐる。尤も民國十三年に安徽造幣廠にて品位低劣なる袁像幣を鑄造し、同十四年に又上海に於て袁像の劣幣が私鑄されたが、政府當局の處置宜きを得て、何れも間もなく回收せられ、廣く害を及ぼすに至らずして止み、能く其信用を維持せるを以て、遂に外國銀元を壓倒し、爲めに外國銀元は其流通大に減ずるに至つたのである。

外國銀元の流通額は民國八年の銀元統一に關する財政總長と幣制局總裁の會呈には、大約三千萬元と概算せば大差なかるべしとあつたが、外國銀元は次項に示せるが如く其重量、純分が概して支那新幣よりも大なる爲め、從前より銀爐に鑄潰さるゝもの多く、各造幣廠に於ても亦支那舊銀元と共に之を鑄潰し、新幣に改鑄しつゝあるを以て、現今は尙ほ大に其數を減じてゐるであらう。

（注一）顧炎武の天下郡國利病書（九十三）福建三、漳州府、洋稅の條に、（前略）其征稅之規、有二水餉一、有二陸餉一、有二加增餉一、水餉者、以二船之廣狹一爲レ準、其餉出二於船商一、陸餉者、以二貨之多寡一、計レ値征レ餉、其餉出二於鋪商一、又慮レ有二藏匿一、禁二船商一毋二輙起貨一、以下鋪商所二接買一貨物應レ稅之數上、給二號票一、令二就レ船完納一、而後許二鬻賣一焉（注略）加增餉者、東洋中有二呂宋一、其地無二出產一、番人率用二銀錢一（錢用レ銀鑄造、字用二番文一、九六成色、漳人今多用レ之）易レ貨、船多空虛回、即有レ貨亦無レ幾、故商販回レ澳、征二抽水陸二餉一、屬二呂宋船一者、每船另追二銀百五十兩一、謂二之加增一（後各商苦レ難二輸納一、萬曆十八年量減止征二一百二十兩一）とあり。是に據れば明の萬曆中には支那の商船の呂宋より輸入せる銀貨が漳州地方に使用されたことが知られるのであるが（明の張燮の東西洋考にも略同樣の文がある）此銀錢は西

班牙弗であつた如くである。舊西班牙人が呂宋を占領したのは明の嘉靖四十四年（一五六五）であつて、萬暦三年（一五七五）には二人の宣教師を支那に遣はし、同五年にまた使節を遣はして方物を献じ、以て通商を求めた。これよりマニラと漳州泉州等の間に盛に貿易が行はるゝに至つたのであるから、此時より西班牙弗が輸入されたものと見るべきである。

（注二） 東印度會社は一六八四年に廣東に商館を建設することを許されたが、其以前は福州・廈門・臺南に於て貿易して居た。

（注三） 海峡植民地に於ては、當初各種の貨幣が行はれて居たが、一九〇三年金爲替本位制採用の方針を定め、同年六月、海峡植民地貨幣法を公布し、海峡弗即ち新嘉坡弗を鑄造し、通貨の統一を行つた。此新幣は印度造幣廠に於て鑄造せられ、同年九月、海峡植民地に輸送せられた。是に於て十月三日より英國銀貨及墨西哥弗の輸入を禁止し、同時に新幣を以て無限法貨となし、且其輸出を禁止した。新幣は品位九〇〇、重量四一六グレインであつたが、一九〇七年銀價騰貴の爲め三一二グレインに減じた。此の如く新嘉坡弗は輸出を禁止してゐるが、支那移民の携へ還つたものが、南部支那地方に多少流通してゐるのである。

比律賓ペソは、一九〇六年頃より輸入を見たるも、其流通は極めて少い。該銀元は表面に女神を鐫し、背面に米國旗に鷹の止まれる圖樣を現はしたものである。

（注四） 黄鈞宰の金壺浪墨卷三、銀價の條に曰く、（前略）先レ是西番鑄レ銀爲レ錢、大小不レ等、文爲ニ西洋年月及犬馬之形一、摹爲ニ夷女面一、閩粤江楚通行、最重者七錢三分、攙レ銅至ニ六七分一、而洋錢價較ニ之足銀一、轉貴數十文、取下携便而無上事ニ稱量一也、湖南魏默深刺史謂、中國銀幣短絀、仿而行レ之、可レ收ニ其利一、感澤曰、不レ然、夷人攙銅有ニ定數一、故能取ニ信於民一、內地仿鑄必設レ局、設レ局必多レ費、官監レ之、吏持レ之、匠製レ之、剝蝕參雜、不レ至ニ於九銅一銀一不レ止、上居ニ其名一、下享ニ其利一、而事仍窒礙不レ可レ行、百事得レ人爲レ難、利之所レ在、欲レ得ニ一秉公廉愼、絕不レ染レ指之人一、則亘古所ニ尤難一也。

五　銀元の重量及品位

大清銀幣及袁像幣、孫文幣の重量品位に就ては前に述べたが、今幣制節略に據り大清銀幣以外の各種龍洋の分析表を示せば左の如くである。

造幣廠名	鑄造年代	每千分中 純銀	每千分中 銅並ニ雜質	每圓重量 庫平	每枚含銀 庫平	每枚含銅 庫平	備考
廣東	光緒	九〇二、七〇〇	九七、三〇〇	〇、七二四五	〇、六五四〇	〇、〇七〇五	含金極微
湖北	光緒	九〇三、七〇三	九六、二九七	〇、七二二六	〇、六五三〇	〇、〇六九六	含金極微
同	宣統	九〇一、六九七	九八、三〇三	〇、七二六一	〇、六五四七	〇、〇七一四	
江南	光緒戊戌	九〇二、三二七	九七、六七三	〇、七二四六	〇、六五三八	〇、〇七〇五	微含金
同	光緒壬寅	九〇二、七〇〇	九七、三〇〇	〇、七〇七四	〇、六三八六	〇、〇六八八	
北洋機器局	光緒二十四年	八九〇、六六四	一〇九、三三六	〇、七二八九	〇、六四九二	〇、〇七九七	含金極微
北洋	光緒三十三年	八九〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	〇、七三九六	〇、六五八二	〇、〇八一四	微含金
奉天機器局	光緒二十五年	八五六、五六二	一四三、四三八	〇、七二四七	〇、六二〇七	〇、一〇四〇	含金極微
奉天	光緒癸卯	八四四、五二六	一五五、四七四	〇、七〇五六	〇、五九五九	〇、一〇九七	
東三省	光緒三十三年	八九〇、〇六六	一〇九、九三四	〇、七一九九	〇、六四〇〇	〇、〇七九一	微含金
吉林	光緒庚子	八八四、〇五九	一一五、九四一	〇、六六八八	〇、六一七八	〇、〇八一〇	含金極微
同	乙巳	八九五、六七九	一〇四、三二一	〇、六九七七	〇、六二四九	〇、〇七二八	
四川	光緒	八九六、六八二	一〇三、三一八	〇、七一七九	〇、六四三七	〇、〇七四二	微含金
安徽	光緒戊戌	八九四、六七六	一〇五、三二四	〇、七二三九	〇、六四七七	〇、〇七六二	含金極微
總廠	光緒	九〇四、五二七	九五、四七三	〇、七〇二九	〇、六五二一	〇、〇六八八	微含金

龍洋の重量品位は此の如く區々にして一定しないが、大概新幣と平價にて通用してゐる。但此中で其純分が新幣よりも低いもの即ち江南壬寅・奉天機器局・奉天・東三省・吉林・安徽等の各幣は今は淘汰せられて、殆んど跡を絕ち、就中東三省・吉林の各幣は重量・純分共に著しく低劣なる爲め、夙に自省よりも排斥せられて福州・汕頭等にて秤量貨幣(注)として使用されて居たが、これも今は其使用を見ざるに至つた。目下流通してゐるのは重に大淸・廣東・湖北・江南戊戌・北洋・北洋機器局・造幣總廠等の各幣である。

尙ほ幣制節略に據り外國銀元の分析表を示せば左の如くである。

幣名	鑄造年代	千分中 純銀	千分中 銅並雜質	每元重量 庫平	每枚含銀 庫平	每枚含銅 庫平	備考
墨西哥		九〇一、八二四	九八、一七六	〇、七二八四	〇、六五六九	〇、〇七一五	
同		九〇四、七〇六	九五、二九四	〇、七二三三	〇、六五三四	〇、〇六八八	
站人		九〇一、六九七	九八、三〇三	〇、七二一五	〇、六五〇六	〇、〇七〇九	
同		八九九、四〇六	一〇〇、五九四	〇、七二二〇	〇、六四九四	〇、〇七二六	
香港	(英皇肖像のもの)	八九四、四五〇	一〇五、五五〇	〇、七二四三	〇、六四七八	〇、〇七六四	
日本	明治三十七年	八九七、四六五	一〇二、五三五	〇、七二一三	〇、六四七三	〇、〇七三九	

(注) 福州及汕頭にては、從前は秤量銀元を損傷銀元（爛洋 Broken and Chopped dollars）と共に秤量して銀兩計算及弗

計算に使用し來つたが、今は之を廢した、（第一欵十の注參照）

損傷銀元は外國人は之を總稱して Chopped dollar と云つてゐるが、其實 Punched dollar, Cut, Broken, Scooped, Scraped dollar を含み、之に輕量銀元を加へて打爛鑿輕銀元と稱し、秤量貨幣として使用せられたのである。福州にては此等雜銀は一千元を一袋として授受するの例であつて、其一袋中には墨銀、香港弗、海峽植民地弗、印度支那弗、比律賓ペソ、日本圓銀等十四種に及んだと稱せられてゐる。（C. M. C. Decennial reports, 1902—11. Vol. II）チョップト・ダラーは最初廣東に起つたもので、外國銀元の表面に其贋造に非ざることを證する爲め、錢莊及兩替屋が一種の極印を打記し、又は其銀質を檢する爲め、鑿を打込みたるに始まつた如くであるが、後には或は銀を取る爲め之を削り又は傷くるものもあつたであらう。エドワード・カーン氏は十八世紀の終頃に廣東市に起つたものである。と謂つてゐるが、（Eduard Kann's O. P. cit P. 138）梁紹壬の秋雨盦隨筆卷三、洋錢の條にも、「粵中用錢千歳百鑿、率皆爛板、其發二江浙一者、曰二田爛光板一、無二一鑿痕一、毎圓以二廣平一稱レ之、足重七錢二分、以二尋常通用爛錢一易レ之、毎圓加二二三分四五分一不等。」とあるから、右カーン氏の說は當つてゐるやうである。

六　内外銀元の流通狀況

現今支那に流通する銀元は、前にも述べたるが如く、内國鑄造のものとしては新幣（袁像幣、中山幣）及龍洋中の大清銀幣・廣東省造・湖北省造・江南省造・北洋造・北洋機器局造・造幣總廠造等。外國鑄造のものとしては墨西哥弗・香港弗・日本圓銀・印度支那弗等である。此中で最も廣く行はれてゐるのは支那新幣であつて、全國到處に流通してゐる。但東三省は殆んど内外銀元の流通なく、又廣東廣西兩省も主として銀角のみ行はれ、銀元の流通は極めて少い。

左にケメラー設計委員會の報告(Commission of Financial Experts, Report on Project of Law for the Gradual Introduction of a Gold-Standard Currency System in China, 1929)に據り內外銀元の流通表を示すであらう。

銀元流通表

省	都市	外國銀元	支那銀元
安徽	蚌埠及其附近	墨銀、香港弗、少數の西班牙弗（重に蚌埠宿州間）	中山幣、袁像幣、龍洋（大清、江南湖北、廣東、北洋）
	蕪湖、安慶及其附近諸都市	墨銀、少數の西班牙弗（重に廬州）	中山幣、袁像幣、龍洋（江南、湖北廣東、大清、北洋）
浙江	杭州	墨銀	中山幣、袁像幣、龍洋
	溫州	〃	〃
福建	厦門	日本圓、香港弗、墨銀	袁像幣、中山幣、少數の龍洋
	福州	墨銀、日本圓	袁像幣、中山幣
河南	全省の大部分	香港弗	袁像幣、中山幣、龍洋
河北	張家口	〃	中山幣、袁像幣、龍洋（北洋、大清）
	保定	〃	中山幣、袁像幣、龍洋（大清、造幣總廠、北洋、北洋機器局）
	北平	〃	中山幣、袁像幣、龍洋（北洋、大清、造幣、北洋機器局）

省	地方	通貨	通貨
	石家莊	〃	中山幣、袁像幣、龍洋（造幣、北洋、湖北）
	天津	〃	中山幣、袁像幣、龍洋
湖南	長沙及全省の大部分	墨銀（數額極めて少く且貼水を要す）	中山幣、袁像幣、龍洋（大清、湖北、江南）
湖北	漢口	墨銀（數額極めて少く且貼水を要す）	中山幣、袁像幣、龍洋
	沙市及宜昌		中山幣、袁像幣、龍洋（湖北）
	漢水流域（襄陽より陝西省漢中まで）		袁像幣、中山幣（若干の城市に見るのみ）龍洋
甘肅	東部地方	香港弗	袁像幣、龍洋（北洋）
江西	九江	日本圓、墨銀（共に多少の貼水を要す、且流通廣からず）	中山幣、袁像幣、龍洋
	南昌	日本圓、墨銀、香港弗（共に多少の貼水を要す且流通廣からず）	〃
江蘇	鎭江	墨銀	中山幣、袁像幣、龍洋（湖北、廣東、大清）
	南京	〃	中山幣、袁像幣、龍洋（江南、湖北、北洋）
	上海	〃	中山幣、袁像幣、龍洋（江南、湖北、廣東、大清）
	蘇州	〃	中山幣、袁像幣、龍洋
廣西	南寧	銀元の流通極めて少し	
	梧州	銀元の流通極めて少し、香港弗、墨銀、西貢弗及袁像幣多少行はる	

廣東	廣州及汕頭以外の各地	銀元の流通極めて少し、但北海地方に袁像幣及西貢弗多少行はる	
	汕頭	日本圓、香港弗、墨銀、袁像幣、中山幣、但支那銀元の流通は甚だ少し	
貴州	全省の大部分		袁像幣、龍洋
山西	太原及全省の大部分	香港弗	袁像幣、中山幣、龍洋
山東	濟南	〃	袁像幣、中山幣、龍洋（北洋）
	青島		袁像幣、中山幣
陝西	全省	香港弗	袁像幣、中山幣、龍洋
四川	簡州		袁像幣、中山幣、龍洋（四川）
	成都		龍洋（四川、大清）少數の袁像幣
	重慶		中山幣、袁像幣、龍洋（四川、大清）
	江津		袁像幣、龍洋（四川）
	瀘州		袁像幣、龍洋（四川）
雲南	昆明	銀元の流通頗る少し、西貢弗、袁像幣、中山幣、龍洋多少行はる	
黑龍江	全省	銀元の流通なし、唯銀行中に若干を有するのみ	
遼寧	大連		袁像幣、但數額極めて少し

	潘陽		袁像幣、中山幣、但數額極めて少し
綏遠	歸化城	香港弗	袁像幣、龍洋(北洋)中山幣

(原注) 龍洋は其種類十餘種に及んでゐるが、括弧内に掲けたのは、その地方に最も多く流通するものを示したのである。

第三款　銀　角

一　銀角の種類

銀角は即ち小銀貨であつて、また洋角、角子、毫子、毫洋等の名がある。一元銀貨に對し小洋、小洋錢、小銀圓とも稱し、又五角銀貨を中圓、二角銀貨を雙角又は雙毫、一角銀貨を單角又は單毫、五分銀貨を半角又は半毫ともいふ。上海地方にては二角銀貨を四開、一角銀貨を八開とも稱してゐる。

銀角の種類は五角・二角五分・二角・一角・五分の五種であるが、民國三年の國幣條例に於ては半圓(五角)二角・一角の三種となつてゐる。尤も二角五分及五分の二種は民國となつてよりは之が鑄造を見ず、其清代鑄造のものも今は殆んど跡を絶ち、又一角銀貨も鑄潰されて二角銀貨に改鑄されたものが多く、今は其流通大に減じて居る。目下最も多く流通してゐるのは双毫即ち二角銀貨である。

銀角は光緒十六年に始めて廣東省に於て鑄造せられ、次で湖北・江蘇・福建其他の各省に於ても之

銀角

江南二角

廣東一角

新銀角

五角

角

二角

一角

（實物大）

を仿造するに至つたが、其光緒年代に鑄造されたものは、何れも表面に「光緒元寶」の文字、背面に蟠龍の紋樣を現はし、而して五角銀貨には「庫平三錢六分」二角銀貨には「庫平一錢四分四釐」一角銀貨には「庫平七分二釐」五分銀貨には「庫平三分六釐」の文字を現はしてゐる。民國となつてより國幣條例に準據して新に袁世凱像のもの及龍鳳紋樣のものが發行されたが、之を新。銀。輔。幣と稱して居る。

二　銀角と銀元との關係

銀角はもと一元銀貨の補助貨として發行されたものであつて、前清光緒三十三年の度支部の奏文にも、大銀幣一元、折二合小銀幣十角一、小銀幣一角、折二合十文之銅幣十枚一、均以レ十進。とあり。宣統二年の幣制則例にも、一元爲二主幣一、五角以下爲二輔幣一、計算均以レ十進。（第三條）とあり。民國の國幣條例にも亦一元銀貨の輔助貨となつて居り、其第四條に「國幣の計算は總て十を以て進み、一圓の十分の一を角、百分の一を分、千分の一を釐と稱し、公私の兌換は總て此率に據る。」と規定されてゐる。然るに實際は一圓銀貨との間に同價流通の關係を有せず、實價に近き市價に依りて授受せられ、一元銀貨に對する比價は日々變動してゐる。且幣制則例並に國幣條例共に之を有限法貨とし、國幣條例第六條には「五角銀幣は每回の授受合計二十圓以內、二角。一角の銀幣は每回の授受合計五圓以內

に限る。」と規定して居るも、實際に於ては無制限に使用せられ、獨立の貨幣單位を成して居り、殊に廣東省の如きは銀元は殆んど跡を絶ち、銀角のみ行はれ、物價の表現、各種の取引、租税の納入等總て銀角を以て計算せられて居る狀態である。

元來補助貨は名目貨幣なるを以て、其額面價格が實價よりも高きは當然であつて、各國の幣制皆然らざるはない。而も能く同價流通の關係を維持してゐるのである。されば支那に於ても一定の品位、重量を有する銀角を鑄造して、悉く舊小洋を回收し、且政府當局に於て本位貨幣との間に十進法に依り同價流通の關係を維持するに勉めたならば、其價格の下落を防ぎ、補助貨としての機能を發揮するに至るであらう。國幣條例に準據して發行された新銀輔幣が、當初は補助貨として十進法に依り一元銀貨と同價流通の關係を保つて居たのを見ても、品位の優劣は元と輕重するに足らざるを知るべきである。然るに各造幣廠の濫鑄と當局者が十進法の維持に努めなかつた爲め、遂に一元銀貨との間に交換率の變動を見るに至つたことは甚だ惜むべきである。

三　新銀輔幣

國幣條例に據る新銀角即ち新銀輔幣は民國五年八月より始めて天津造幣廠に於て開鑄せられ、次で南京分廠も亦六年六月より之を鑄造するに至り、七年三月十五日までに兩廠にて中圓五五八、四〇一

枚。二角一、四四一、九七三枚。一角二、三九一、九六七枚を鑄造した。此銀角は何れも純分七〇%其形式は袁像銀元と同樣であつて、表面に袁世凱の肖像と「中華民國三年」の文字を現はし、背面には嘉禾の紋様と「中圓、毎二枚當一圓。」「貳角、毎五枚當一圓。」又は「壹角、毎十枚當一圓」の文字を現はしてゐる。

此新銀角の發行に當りては、政府は一元國幣との同價流通を維持する爲め、之が引換を希望する者に對しては、中國・交通兩銀行をして何時にても額面價格に依り一元國幣と引換へしむることゝし、尙ほ同價流通の確實を期する爲め、豫め區域を定めて之を發行することゝし、即ち第一期は京兆・直隸、第二期は山東・山西・河南・江蘇・安徽・浙江・福建・廣東、第三期は陝西・甘肅・貴州・廣西・雲南、第四期は東三省・湖北・湖南・江西・四川・新疆・蒙古・西藏に之を發行し、漸を逐ふて全國に及ぼすことゝした。而して民國六年一月より中國、交通兩銀行をして京兆並に直隸・山東・河南の各省に之を發行せしめたが、當初數年間は一元國幣の補助貨として、十進法に依り阻滯なく流通してゐたが、其の後北京及天津の中國・交通兩銀行にては少額の外一元國幣との引換を拒むに至つた爲め、民國十二年頃より一元銀幣に對し打步を附して授受せらるに至つた。蓋銀角の鑄造は大圓の鑄造に比し利益多き爲め、天津造幣廠にては銀輔幣を濫鑄し、一方輔幣と大圓との引換を制限するに至り、南京造幣廠にても亦盛に之を鑄造して、續々天津方面に輸出した爲め、中國・交通兩銀行に於ても亦大圓

と輔幣との引換を制限し、且無制限に銀輔幣を受入れることを拒むこととなつたのである。斯くて北京・天津地方には銀輔幣の供給過多となり、其價格漸次下落し、交通部の如きも、十二年六月中各鐵路局に向つて、新銀輔幣を以て乘車券を購ふ者あるときは、總て市價に依りて收受すべき旨を通令するに至つた。此外尙ほ安徽造幣廠に於ては品位低劣の新銀輔幣を鑄造し、盛に山東方面に輸出したが、山東省にては濟南總商會の陳情に基き其輸入を禁止した。該銀角は當時濟南總商會に於ける分析の結果に據れば、十角に付純銀四錢七分を含有するに過ぎなかつたとのことである。

前記の如くにして新銀輔幣は纔に京兆及直隸・山東・河南の各省に之を發行しただけで、其他の地方に於ては未だ之が發行を見ざるに先ち、濫鑄の結果早くも信用を失墜し、一元銀幣に對する十進法計算も遂に破壞せらるゝに至つたのである。

其後民國十四年八月、福州造幣廠に於て一角及二角の袁像新銀輔幣を鑄造し、馬尾の海軍造幣廠に於ても亦之を仿鑄したが、其發行の當初に在りては一角が制錢百文に値したるも、間もなく下落して八十六文となり、十六年一月には六十文に下落した。

又天津造幣廠に於ては十五年九月頃より龍鳳紋樣の一角及二角の新銀輔幣を鑄造し、天津及北京地方に流通せしめたが、其發行の當初は大洋と同價にて通用せしも、其後漸次下落し、十七年七月には該一角銀貨十二枚を以て大洋一元と交換するに至つた。蓋天津造幣廠に於ては該新銀角の使用を奬勵

する爲め「每百加五」の優待法を設け、一般銀行及錢商に對し現洋百元を以て新輔幣百五元を領用することを許し、嗣いで又現洋百元に對し百十元を交付することゝした爲め、其流通大に增加したが、其結果は供給過多となり、遂に價格の下落を來したのである。

四　銀角の品位及重量

國幣條例に於ては銀角の重量、品位を左の如く規定してゐる。

五角　重量　三錢六分　品位　銀七〇〇、銅三〇〇
二角　同　一錢四分四厘　同　同
一角　同　七分二厘　同　同

然るに民國以前に鑄造されたもの、並に外國小銀貨は、重量は中には之れより輕いものもあるが、品位は何れも優つてゐる。即ち左の如くである。

銀角分析表（幣制節略に據る）

鑄造地名	鑄造年代	種類	千分中 純銀	千分中 銅及雜質	每枚重量 庫平	每枚含銀 庫平	每枚含銅 庫平
廣東	光緒	二角	八〇四、〇〇〇	一九六、〇〇〇	〇、一四三	〇、一一五	〇、〇二八

		一角	七七〇、八三五	二三九、一六五	〇、〇七一五	〇、〇五五一	〇、〇一六四
湖北	光緒	半圓	八六三、七二〇	一三六、二八〇	〇、三五三五	〇、三〇五三	〇、〇四八二
		二角	八二〇、〇八〇	一七九、九二〇	〇、一四一五	〇、一一六〇	〇、〇三五五
		一角	八二一、〇八五	一七八、九一五	〇、〇六八四	〇、〇五六一	〇、〇一二三
江南	光緒壬寅	二角	八二一、三〇四	一七八、六九六	〇、一四二八	〇、一一七二	〇、〇二五六
		一角	八二四、三三三	一七五、六七七	〇、〇七〇六	〇、〇五八二	〇、〇一二四
北洋	光緒二十五年	半圓	八四〇、八四五	一五九、一五五	〇、三六一五	〇、三〇四〇	〇、〇五七五
	同三十三年	二角	八〇九、七二九	一九〇、二七一	〇、一四〇九	〇、一一四一	〇、〇二六八
		一角	八一二、七四八	一八七、二五二	〇、〇七一五	〇、〇五八一	〇、〇一三四
東三省	光緒三十三年	半圓	八九〇、〇六四	一〇九、九三六	〇、三六二五	〇、三二二六	〇、〇三九九
		二角	八九〇、〇六四	一〇九、九三六	〇、一四六八	〇、一三〇七	〇、〇〇六一
		一角	八九三、〇八八	一〇六、九一二	〇、〇六九三	〇、〇六一九	〇、〇〇七四
吉林	光緒乙巳	二角	八一〇、〇八一	一八九、九一九	〇、一四一四	〇、一一四五	〇、〇二六九
		一角	八一七、七八一	一八二、二一九	〇、〇六九五	〇、〇五六八	〇、〇一二七
總廣	光緒	二角	八〇四、六七一	一七五、三二九	〇、一四三三	〇、一一八二	〇、〇二五一
		一角	八二五、六七六	一七四、三二四	〇、七〇二五	〇、〇五九九	〇、〇一二六
香港	（英皇肖像のもの）	二十仙	七九五、九六〇	二〇四、〇四〇	〇、一四三三	〇、一一四一	〇、〇二九二

		十仙	七九八、九七五	二〇一、〇二五	〇、〇七一五	〇、〇五七一	〇、〇一四三
日本	明治三十一年	五十錢	八〇三、一八〇	一九六、八二一	〇、三五八三	〇、二八七八	〇、〇七〇五
	同　三十七年	二十錢	七九六、九六五	二〇三、〇三五	〇、一四五三	〇、一一五六	〇、〇二九四
	同　三十二年	十錢	七九六、九六五	二〇三、〇三五	〇、〇七一六	〇、〇五七一	〇、〇一四五

前表の支那銀角は皆前清光緒年代に鑄造されたものであるが、此表を見ても鑄造局の異なるに隨ひ其品位、重量も各相異なつてゐることが分るが、甚しきは同一省の鑄造に係るものにして、其鑄造年度の前後に依つて品位、重量を異にしてゐるものがある。されば廣東の如きは從前より輕毫(注)は計數貨幣として枚數を以て通用するも、重毫は之を秤量して使用してゐたのである。(第一款(十)の注參照)而も此等の舊銀角は民國に於ける各省鑄造の銀角に比し品位が高い爲め、漸次鑄潰されて今は其流通大に減じ、上海の如きは殆んど全く跡を絶つに至つた。

民國となつてよりは銀角の濫造年を逐ふて甚しく、各造幣廠とも漸次其品質を低劣ならしむる傾向あり、中には劣質銀角を鑄造して盛に他省に輸出するものがある。これは新舊軍閥が銀角及銅元の鑄造を一種の財源としてゐるからである。しかも之が爲め銀角の品位・重量を益紛亂せしむるに至つた。

民國二十年、國民政府財政部は「取締運輸銀角通行辦法」を制定し、同年十月一日より施行し、同時に北京政府財政部及幣制局發布の各禁運令は一律に之を廢止した。其條文は左の如くである。

第一條　新幣制法の施行前に於ては、凡て單銀角は總重量庫平七分二厘、純銀五分〇四毛、雙銀角は總重量一錢四分四厘、純銀一錢〇〇八毛のものは、暫く各地の習慣を按して行使することを准す。

第二條　單雙銀角を問はず、前項の重量、品位に合せざるものは、均しく劣質輕角と爲す。

第三條　劣質輕角を査獲したるときは、全數鎔解して銀塊となし、其得る所の銀塊は、運搬及鎔解の費用を除くの外、百分の二十を沒收すべし。

第四條　劣質輕角は單、雙角を問はず、其數五百枚以內は商人の自由に運輸するを准し、各海關に於て檢査の上放行するものとす。若し五百枚を超ゆる場合は、起運地の海關監督公署より護照を請領せざれば裝運することを得す。

第五條　各海關に於て無照運輸の銀角又は護照記載以上の多運銀角を査獲したるときは、百分の三を控除し、餘數は之を還付すべし。

（注）九九七司馬秤にて雙毫は一錢四分四厘、單毫は七分二厘以下のものを輕毫又は數毫と稱し、それ以上のものを重毫又は兌毫と稱する。

五　銀角の流通狀況

支那の大多數の民衆は生活程度が低いから、其常時相授受する貨幣は大低銀角及銅元であつて、小賣價格は多く小洋又は銅元を以て現はされて居り、銀元は此等の民衆に取りては其價格大に過ぐるの

嫌がある。是れ近年銀角が益盛行する所以である。

　銀角は大洋と並用する地方に於ては大洋取引の端數計算に使用されるが、其大洋との交換率は日々變動してゐる。現時最も多く流通する小洋は雙角であるが、併し或る地方にては亦單角行はれ、若干の省にては五角銀貨も亦使用されて居り、四川の如き常に見る所である。此等の小洋は各省の造幣廠にて鑄造せられたるものなるを以て、全國に亘り通用するものは少いが、上海・南京及南方各省に於ける廣東雙毫の流通は、幾んど他の一切の銀角をして跡を絶たしむるに至つた。河北省に於ては天津造幣廠鑄造の袁像及龍鳳紋様の銀角が最も流通して居り、廣東雙毫は北方には通用しない。東三省の通貨は紙幣を主とせるを以て小洋は殆んど流通しないが、惟關東州及南滿鐵道附屬地内は若干の日本小銀貨が行はれてゐる。北部支那及中部支那の大部分地方並に雲南も殆んど銀角の流通はない。支那の多くの地方にては時ありて或年所の貨幣の品位が頗る低劣なるものがあり、又時ありては習慣の關係に依り此等の貨幣を信用せず、其結果遂に通貨の狀態を益混亂に陷らしむることゝなるのである。雙銀角の如き上海にては通用するも、南京にては通用せず、廣東造幣廠鑄造の孫文像新雙毫は其純分は上海流通のものに比し優るとも劣ることはないが、併し此銀角は上海にては反つて通用しないのである。（ケンメラー設計委員會報告に據る）

　上海に於ては以前に流通せし湖北・江南・浙江・安徽・湖南・廣東等の舊單角（老八開）及舊雙角（老四開）は

純分が多い爲め已に鑄潰されて跡を絶ち、目下市上に最も多く流通してゐるのは廣東の新雙毫（注）である。故に錢業者は之を普通と稱して居る。此外に老十一・老十二・老十三（民國十一年。十二年及十三年鑄造の舊式双角）新九・新十一・新十二・新十三（當該年度鑄造の新双角）汕頭角（汕頭造幣廠鑄造のもの）福官局（福建官局所鑄）旗福（民國十二三年頃福州洪山橋造幣廠鑄造、叉旗を刻せるもの）浙叉旗（杭州造幣廠新鑄、叉旗を刻せる單角）等あり、其他尙ほ私鑄のものも少くない。

（注）民國九年閩粤戰爭の時、陳炯明が閩南を占領するや、漳州に局を設けて劣質の廣東双毫を鑄造したが、其後同氏が廣東に入るに及びては、最先に造幣廠を回復し、純分四二%の双毫を鑄造せしめた。所謂四成銀幣なるものがそれである。而も此の銀角は品質餘り低劣なる爲め毫も民間に信用なく、流通意の如くならざりしを以て、更に之を改鑄して純分七〇%とした。これが即ち廣東の新双毫である。然るに此新銀角は各省舊鑄の双角に比較すれば、品質頗る低劣なる爲め、上海に於ては民國十年十二月其輸入を禁止したが、其後之を密輸入するもの多く、遂に市上に充斥し、漸次良質の銀角を驅逐するに至つた。

カーン氏に據れば、廣東の龍紋双毫は品位平均八〇〇、重量五・三グラム、新式双毫は民國十年までは品位平均七〇〇、重量五・三グラムにして、即ち舊式双毫は平均四・二四グラム、新式双毫は三・七一グラムの含銀量を有して居たが、十年以後は品位愈下り、且一定しないといふ。

左に一九二九年十一月のケンメラー設計委員會の報告に據り銀角の流通狀況を示すであらう。

銀角流通表

省	都市	銀角の種類
安徽	蕪湖、安慶及其附近都市	單角、双角
浙江	杭州	双角（重に廣東双毫）少數の單角
	溫州	單角、双角（廣東・福建）
福建	厦門	双角（福建・廣東）
	福州	單角、双角（袁像・廣東）尚ほ該地鑄造の新輔幣一角、二角も多少流通す。
河南		殆んど銀角の流通なし
河北	北平	單角（龍鳳、湖北、江南）双角（龍鳳、湖北、江南、袁像）
	天津	單角、双角（袁像、龍鳳）
湖南		南部地方の外は銀角の流通なし
湖北		
甘肅	東部	單角、双角、但流通額極めて少し
江西		
江蘇	鎭江	双角（廣東）僅少の單角
	南京	双角（廣東、江南、湖北）僅少の單角

	上海	双角（廣東）僅少の單角
	蘇州	双角（廣東）
廣西	南寧	双角（廣東、廣西）
	梧州	双角（廣東、廣西）
廣東	廣州及汕頭以外の各地	單角、双角
	汕頭及其附近	單角、双角
貴州	全省の大部分地方	双角、少數の五角
山西		
山東		
陝西	全省	單角、双角、五角、但何れも其額極めて少し
四川	成都	五角（四川、雲南）
	重慶	五角（四川）
	江津	單角、五角
	瀘州	若干の銀角
雲南	昆明	銀角極めて少し、該地鑄造の若干のニッケル貨幣あり
黒龍江		

吉林	
遼寧	
綏遠	

（原注）括孤内は通用最も多きもののみを示す。

六 市價の變動

銀角の大洋に對する交換率は日々變動し、且甲城市と乙城市との市價は常に相異なつてゐる。上海の小洋相場は江南小洋と廣東小洋の二種に對し建てられてゐるが、江南小洋は一角銀貨（舊來の龍紋銀角）廣東小洋は二角銀貨（新式銀角）である。而して江南小洋は其品位が廣東小洋よりも高い爲め、相場も隨つて高い。併し江南小洋は前にも述べたるが如く漸次鎔解せられて其影を沒し、建値あれども實貨なく、其建値も亦久からずして消滅するであらうと觀られてゐる。

今民國十九年に於ける上海小洋相場を査するに左の如し。（毎十角に對する規元建）

	江南小洋		廣東小洋	
	最高	最低	最高	最低
一月	〇・六五	〇・六三	〇・六四八五	〇・六二七八七五

二月	〇・六六五	〇・六〇九	〇・六一七五	〇・五九三
三月	〇・六二	〇・六一	〇・六一三	〇・五九四五
四月	〇・六四	〇・六一六	〇・六〇〇三七五	〇・五九六
五月	〇・六三八	〇・六三	〇・六一七五	〇・五九二
六月	〇・六四九	〇・六三	〇・六〇一五	〇・五八五二五
七月	〇・六三七	〇・六二三五	〇・六一七	〇・六〇〇五
八月	〇・六五	〇・六一四二	〇・六三	〇・六一二五
九月	〇・六五六	〇・六四五	〇・六四〇九	〇・六二四五
十月	〇・六五四	〇・六四	〇・六四三	〇・六三五二五
十一月	〇・六四六五	〇・六二九	〇・六四六五	〇・六三六二五
十二月	〇・六六四	〇・六四八	〇・六六四七五	〇・六四八

以て其變動甚しきを知るべきである。此の如く小洋價格が變動することは、一般經濟界に惡影響を及ぼし、殊に中流以下の人民就中勞働階級は甚大なる影響を受けざるを得ない。されば上海の中國銀行及交通銀行は、上海總商會及上海銀行公會の希望に依り、民國十五年十二月一日より輔幣券と稱する小額紙幣一角、二角、五角の三種（交通銀行は一角、二角の二種）を發行するに至つた。該輔幣券は何時

銅元

吉林當二十文

戶部當十文

民國當十文

北洋一文

(實物大)

にても十角に滿つるときは一元銀貨に、十角未滿の零券は銅元の大洋に對する市價に依り銅元に兌換し得ることになつてゐる。

（注）上海に於ては品位低劣なる種々の銀角流通し、之か辨別困難なるのみならず、其相場の變動甚しき爲め、民國十四年春工部局に於て輔幣券發行の議ありしも、之か實現を見ざりしが、翌年四月、更に總商會より中國、交通兩銀行に對し其發行を要請するに至つたのである。而も中交兩行は、輔幣券の發行は利益がない爲め、躊躇して居たが、同年九月に至り銅元の價格暴落し、且銀角の市價も益變動甚しかつた爲め、上海銀行公會も亦之が發行を要請せるを以て、遂に其實行を見るに至つたのである。該券は各方面より大に利便させられて居り、現在の發行額は中國銀行約四十萬元、交通銀行約二十萬元見當である。

第二節　銅　幣

第一款　銅元　附白銅貨

一　鑄造沿革

前淸末葉銅價騰貴の爲め、各省官錢局は制錢の鑄造を停止したが、銅價の昂騰は制錢の鎔毀を促し其流通額大に減少し、銀との比價漸次昂騰するに至れるを以て、光緒二十六年（一九〇〇）廣東に於て始めて外國の銅貨に倣つて一種の新銅貨を鑄造し、以て制錢の不足を補ふことゝした。これが即ち支那に於ける銅元鑄造の嚆矢である。是より先、廣東に於ては英國より造幣機械を購入し、英人技師を

雇聘し、光緒十五年（一八八九）四月より制錢を鑄造したが、銅價騰貴の爲め損失を被り、二十年に其鑄造を停止した。然るに錢價は益昂騰せるを以て、二十六年六月より銅元を開鑄し、以て制錢の不足を補ふことゝしたのである。此時の銅元は重量二錢、品位九五（錫四、鉛一）表面に漢字にて「光緒元寶」の四字、滿字にて「廣寶」の二字を鐫し、其周圍に「廣東省造、每百個換一圓」の字樣を鐫し、背面には中央に蟠龍の紋樣、其周圍に英文にて "Kwang tung. One cent" の字樣を鐫したのであつたが、其後光緒三十年（一九〇四）に「每百個換一圓」の文字を「每元當制錢十文」に、"One cent" を "Ten cash" に改めた。

然るに此新銅貨出でゝより人民之を便とし、流通圓滑なりしを以て、翌二十七年諭を下して京師及沿江沿海の各省に於ても亦之に倣つて鑄造せしむることゝした。是に於てか直隷・山東・河南・安徽江蘇・江西・浙江・湖北・湖南・福建・四川等の各省は爭ふて銅元の鑄造を開始するに至つた。

銅元は當初當十銅元百枚を以て銀元一枚に、其一枚を以て制錢十文に相當するものとして發行されたことは前記の如くなるが、制錢缺乏の爲め、銀との比價は大に昂騰し、海關報告に據れば、一九〇二年（光緒二十八年）には銀一元に對し蘇州は八十八枚、杭州は九十枚、一九〇五年にも上海は九十二枚――九十五枚、膠州は八十枚、安慶及寧波は九十五枚の相場であつた。（Decennial reports. 1902—11）隨つて鑄造利益多かりしを以て、各省は競ふて鑄造額を增加し、其利益を以て新政の一大財源とし

た。而も增鑄は遂に濫鑄となり、加之各省銅元の重量、品位區々にして一定しなかつた爲め、價格漸次大に下落するに至つた。是より先、政府は銅元價格の下落を憂ひ、各省に令して品質の低下を禁せしも、其效なかりしを以て、三十一年七月、整頓圜法章程十條を公布して、各省銅元の品位、重量及各種銅元の鑄造步合を規定し（注一）且銅元の他省への輸出、銅元局の分廠の設立並に日本よりの空白銅元の輸入を禁じ、同年十月、各省の鑄造額を制限したが（注二）同三十四年更に各省に對し鑄造の停止を命ずるに至つた。然るに各省中購入の殘銅の數を限り繼續鑄造を請ふ者あり、禁令因て以て復弛び、宣統年間には天津・奉天・吉林・河南・山東・江寧・江蘇・淸江浦・安徽・湖北・湖南・江西・浙江・福建・廣東・四川・雲南の十七局となり、銅元は國內に充斥するに至り、其價格益下落し、前記の海關報告に據れば、上海市價は銀元一元に對し一九〇八年の百二十三枚、一九〇九年の百二十七枚より一九一一年（宣統三年）の百三十四枚となり、寧波は一九〇六年の百十一枚より八年の百十八枚、九年の百三十三枚となり、杭州は一九一一年には百三十枚、蘇州も同年には百三十二枚となつた。

民國となつてよりも依然濫鑄を免れず、價格愈下落し、其結果細民の生計を困難ならしむるに至つた爲め、民國三年政府は銅元の鑄造額を制限し、且重量・品位並に形式を統一して其流弊を匡救せんと試みたが、遂に行はれなかつた。（注三）但鑄造局の減少のみは實行せられ、前記の十七ケ所を天津・奉天・南京（江寧）・湖北・湖南・四川（成都）・廣東・雲南及重慶の九局に減じた。併し此時閉鎖され

た鑄局も其後漸次又鑄造を開始し、終には各省とも殆んど皆之を鑄造するに至つた。尤も民國六七年頃は歐戰の影響を受け、銅價騰貴し、鑄造利益減ぜる爲め、一時停頓したが、而も各省當局は輕量劣質の銅元を鼓鑄して利益を圖らんとし、遂に八年頃より輕質銅元の出現を見るに至り、其後此等銅元の鑄造漸く増加して市場に充斥し、價格暴落するに至つた。

（注一）銅元の品位は銅九五%、錫五%、鉛を用ゐるときは錫四%、鉛一%とし、重量は當二十は庫平四錢、當十は同二錢、當五は同一錢、當二は同四分と定め、其鑄造額の割合を當十は五〇%、當五及當二は各二〇%、當二十は一〇%とし、當二は之を鑄造せず、舊來の制錢を使用せしむることゝした。

（注二）一日の鑄造額を江蘇・湖北・廣東の各省は百萬枚、直隸・四川二省は六十萬枚、其他の各省は三十萬枚を超ゆるを得ざることゝし、鑄造局の設けなき山西・陝西兩省は天津總廠より、貴州は四川より之を供給せしむることゝした。

（注三）各造幣廠の一日の鑄造額を、武昌は當十銅元百萬枚、成都は七千串（但當五十銅元は停鑄せしむ）南京・廣東は當十銅元五十萬枚、天津・奉天は當十銅元二十萬枚、湖南は當十銅元五十萬枚、雲南は當十銅元五萬枚、其他は二十萬枚以下に制限せるも、遂に實行されなかつた。

二　銅元の種類

銅元は民國三年の國幣條例にては之を銅幣と稱し、俗に銅子兒、銅角、銅角子とも呼んでゐる。其種類は二百文、一百文、五十文、二十文、十文、五文、二文、一文、の八種にして、就中十文銅元及二十文銅元が最も多く流通してゐる。十文銅元を當十銅元又は單銅元、二十文銅元を當二十銅元又は

雙銅元と稱する。
此外に國幣條例の規定に據りて一元國幣の補助貨として發行された、中央に圓孔のある新式銅元一分と五釐の二種があり、之を新銅輔幣と稱してゐる。此新銅元は額面價格に依り通用して居たが、其鑄造額極めて少く、即ち民國六年に天津造幣廠の一ヶ所にて僅に一分銅幣二、八二二、〇四二枚、五釐銅幣一、七二八、三八〇枚が鑄造されただけであつて、今は既に市場に跡を絶つてゐる。
清代鑄造の銅元は、表面中央に「光緒元寶」の文字あるものと、「大淸銅幣」の文字あるものとの二種あり、背面は何れも中央に蟠龍の紋樣を現はしてゐる。而して前者の單銅元には「每枚當制錢十文」「當制錢十文」又は「當十」の文字があり、後者には「當制錢十文」の文字がある。大淸銅幣は中央政府の發行に係るものである。
民國鑄造のものに至つては、其形式各省各相異なり、全く統一がない。但概ね皆表面には國旗と軍旗を交叉せる圖樣を鐫してゐる。普通銅元の外にまた開國紀念幣、共和紀念幣の二種あり、前者は五文と十文、後者は十文の一種が發行されてゐる。
清代鑄造の銅元は二十文、十文、五文、二文、一文の五種だけである。五十文以上の大銅元は民國の所產であつて、清代には未だ鑄造されなかつたのである。

三　銅元の重量及品位

前清時代に於ける當十銅元の法定重量は庫平二錢、同品位は銅九五、鉛五（又は鉛四、錫一）であつたが、民國三年の國幣條例には重量一錢八分、品位銅九五、錫四、鉛一と規定されてゐる。而して清代に於ては餘り劣質の銅元は鑄造されなかつたのみならず、中には法定の重量、品位よりも頗る優越のものも少くなかつたが、民國となつてよりは法定以下の重量、品位のものが續々鑄造せられ、殊に民國八年以來は著しく低劣なる銅元が各省に於て夥しく鑄造せられ、隨つて現在國內に流通する銅元は其品位、重量の紛亂名狀すべからざるものがある。

一九二三年一月、上海化學研究所（Shanghai Chemical Laboratory）の分析に據れば各種當十銅元の重量、品位は左の如くである。

當十銅元分析表（重量單位グラム）

	前清鑄造						民國鑄造		
	浙江	江蘇	江西	廣東	北洋	福建	叉旗さ嘉禾	叉旗さ花輪	湖南、星
重量最重のもの	七・九三〇	八・四〇二	七・四三七	八・〇二四	七・七九五	七・七九三	七・二一八	七・〇八五	七・五三七
重量最輕のもの	六・五七〇	七・〇九八	六・八〇〇	六・九九〇	七・一四二	六・六三三	五・七〇二	六・三二一	六・五二五

二十枚の平均重量	七•一八八	七•三七三	七•一六九	七•四二五	七•三九四	七•三三九	六•四五四	六•七〇二	七•一二八
最重銅元の含銅歩合	九四•五%	九五•七%	九四•〇%	九五•七%	九四•七%	九九•三%	九三•〇%	八九•一%	九〇•二%
最輕銅元の含銅歩合	九五•三%	九五•二%	九八•七%	九〇•七%	八八•八%	九二•九%	九二•一%	八九•七%	九〇•二%
最重銅元の含銅重量	七•四九	八•〇四	六•九八	七•六八	七•三八	七•七四	六•七一	六•三二	六•八〇
最輕銅元の含銅重量	六•二六	六•七六	六•七一	六•三四	六•三四	六•一六	五•二五	五•六七	五•八八
最重者と最輕者との重量の差	二〇•七%	一八•四%	九•五%	一四•八%	九•二五%	一七•五%	二六•五五%	一三•二七%	一五•五%
最重者と最輕者との純分の差	一九•六%	一八•九%	七•〇三%	二一•一%	一六•四%	二五•六%	二七•八〇%	一一•四八%	一五•五%

四　銅元の流通狀況

銅元は其種類頗る多いが、一も全國を通じて使用されるものはない。北部地方即ち河北・山東・山西・河南・陝西・甘肅各省は双銅元（當二十）が盛行してゐるが、而もまた當十・當五十・當百又は當二百銅元を使用してゐる地方もある。安徽南部・江蘇・江西の大部分及浙江・福建・廣東・廣西の各省に於ては普通單銅元（當十）流通し、湖北及湖南は重に雙銅元行はるゝも、湖北の沙市、宜昌地方は當五十銅元、漢水上流地方は當二十・當五十・當百・當二百等の銅元が使用されて居り、湖南の西北部は當五十・當百・當二百の大銅元が行はれて居る。又貴州は多く單銅元流通するも、其一部地方には當

百銅元が使用せられ。雲南は當十・當二十及當五十銅元行はるゝも、該省の銅元使用は他省の如く盛でない。滿洲も銅元の流通は極めて少いが、關東州及南滿鐵道附屬地内に於ては若干の日本銅貨が流通してゐる。又四川は殆んど小銅元の流通なく、主ら百文及二百文の大銅元が流通してゐる。同省は劉湘、劉文輝、田頌堯、鄧錫侯の四軍閥が割據して居り、彼等は各皆一ケ所又は數ケ所の造幣局を有し、銅元を鑄造してゐるが、當初單銅元を鑄造して劣質の双銅元を濫造し、其双銅元の價格下落せる爲め、又之を鑄潰して當五十銅元を濫造し、斯の如くして順次大銅元を鑄造することとなつたのである。故に當二百銅元使用の地方には當百以下の銅元の流通は甚だ少きのみならず、制錢も亦鑄潰されて此等の銅元に變つたのであるから、小賣商人、茶館、小飲食店の如きは釣錢に困り、紙券又は竹片・木片・鐵片・銅片・鉛片等を使用してゐる狀態である。重慶銅元局に於て民國十九年に鑄造された當二百銅元は、其重量略從前の當二十銅元に等しく、爲めに其以前に鑄造された形大なる當百及當二百銅元は漸次市場より驅逐せらるゝに至つた。

一九二九年十一月のケメラー設計委員會の報告に據れば支那各地に於ける銅元流通の狀況は左の如くである。

銅元流通表

省	都市	銅元の種類
安徽	蚌埠及其附近地方	當十及少數の當二十
	蕪湖、安慶及附近諸都市	當十
浙江	杭州	當十
	温州	當十
福建	厦門	當十
	福州	當十
河南	全省の大部分地方	當二十及少數の當十。或地方には當五十の流通あり
河北	張家口	當二十及少數の當十
	保定	當二十及僅少の當十
	北平	當二十及僅少の當十
	石家莊	當二十及僅少の當十
	天津	當二十及僅少の當十
湖南	長沙及全省の大部分地方	當二十。又若干の當五十、當百及當二百流通す（特に西北部地方に於て）
湖北	漢口	當二十

	沙市及宜昌	當二十、當五十及少數の當十
	漢水流域（自襄陽至陝西漢中）	當二十、當五十、當百、當二百及少數の當十。但同一市内に各種の銅元が流通するに非ず
甘肅	東部	當十、當二十、及少數の當五十及當百
江西	九江	當十及僅少の當二十
	南昌	當十及僅少の當二十
江蘇	鎮江	當十
	南京	當十
	上海	當十
	蘇州	當十
廣西	南寧	當十
	梧州	當十
廣東	全省	當十
貴州	全省の大部分地方	當十及若干の大銅元
山西	太原及全省の大部分地方	當二十及僅少の當十
山東	濟南	當二十、少數の當十及大銅元
	青島	當二十及少數の當十

陝西	全省	當二十及少數の他種銅元
四川	簡州	當百
	成都	當百及當二百
	重慶	當百及當二百
	江津	當二百
	瀘州	當百及當二百
雲南	昆明	當十、少數の當二十及當五十。但流通多からず
吉林	長春、哈爾賓、吉林	極少數の當十及當二十
綏遠	歸化	近年流通なし

五　濫鑄と市價の下落

銅元の銀元及銀兩に對する交換率は時と處とに依り異なり、殊に近年劣質銅元が盛に濫鑄される爲め、其市價は益下落しつゝある。前清末葉には銅元鑄造の利益を以て新政舉辦の費に充てたが、民國以來も亦各省の軍民長官が皆銅元の鑄造を以て軍費其他の財源としてゐるのみならず、造幣當局が私曲を營む爲め、品質は愈低劣、供給は益過多となり、其結果遂に價格の暴落を來すに至つたのである。

上海に於ける銅元市價は民國元年には銀一元に付一、二三〇文（單銅元一二三枚）であつたが、五年には一、二七〇文、十年には一、五四六文となり、十五年には　文となつた。（以上は皆十二月末相場）以て其下落甚しきを知るべきである。十六年以後の相場は左の如くである。

	上海兩百兩ニ付		銀元一元ニ付	
	最高（千文）	最低（千文）	最高（文）	最低（文）
民國十六年	三九〇、〇	三五三、〇	二、八四七	二、五三三
十七年	四一二、〇	三六六、〇	二、九八三	二、四四八
十八年	四二〇、〇	三七六、〇	三、〇一五	二、七三三
十九年一月	三八四、五	三六五、〇	二、七七五	二、六二〇
二月	四二〇、〇	三九五、〇	三、〇一五	二、八二七
三月	四〇一、〇	三八五、〇	二、八八八	二、七七三
四月	三九九、〇	三八七、五	二、八五四	二、七九九
五月	四一五、〇	三九四、五	二、九八七	二、八四〇
六月	四一三、〇	三九三、〇	二、九七五	二、八四六
七月	三九六、〇	三八〇、〇	二、八七〇	二、七七一

八月	三九三、〇	三六九、〇	二、八六三	二、七四四
九月	三九三、〇	三六一、〇	二、八六四	二、八〇四
十月	三九〇、五	三八三、〇	二、八五七	二、七九四
十一月	三九〇、〇	三八〇、〇	二、八三〇	二、七五一
十二月	三八一、五	三六一、五	二、七六三	二、六六三

前表に依れば市價の變動も亦甚しいことが分かるのである。而して上海の市價は十文銅元の建値であるから、二十文又は其以上の大銅元を使用する地方に於ては、其下落の程度は尙ほ之れよりも遙に大なることを知らねばならぬ。重慶の如きは民國十九年十二月の相場は銀一元に付一五、三〇〇文見當であつた。

上海に於て銅元を以てする收入の最も多いのは上海電車公司であるが、同公司の創業の年、即ち一九〇八年に於ける銅元價格の下落に由る損失(當十銅元百枚一元としての計算と市價との差損)は五萬〇八百十二元にして、總收入額の一四・七五%に當つてゐたが、一九二六年には四百五十五萬七千六百四十元となり、同年の總收入額(當十百枚一元として七、四四四、九九五元)の六一・八〇%となつた。今一九〇九年以來の損失額として擧げられてゐる數字を示せば左の如くである。

年次	損失額	損失歩合
一九〇九	一一六、〇八九元	二四・〇一%
一九一三	二五八、八一〇	二三・一九
一九一八	三九〇、三七七	二三・九五
一九一九	五二一、三八五	二六・二一
一九二〇	六五八、五七二	二七・九三
一九二一	九三七、三一三	三三・〇四
一九二二	一、三九七、五七九	四〇・六八
一九二三	一、六八四、五〇〇	四三・九一
一九二四	二、一二六、八八二	四八・三六
一九二五	二、五三六、二三九	五六・七四
一九二六	四、五五七、六四〇	六一・八〇

前表に依れば一九二一年（民國十年）以後に於て特に其損失歩合が大きくなつてゐる。これは同年以後市價の下落が一層甚しくなつたことを語るものである。

銅銭

至道元寶（宋）

宣德通寶（明）

乾隆通寶（清）

（實物大）

六　白銅貨

白銅貨は之を鎳幣と稱する。國幣條例には補助貨の一種として五分鎳幣を發行し、其重量を七分、品位を銅七五、鎳（ニッケル）二五とすることを規定して居る。

白銅貨が支那に於て最初に行はれたのは青島であつて、獨逸租借時代即ち一九〇九年に劣質銀角の流入多かつた爲め、之を抵制する目的を以て、總督府より青島市政廳に命じ、一角と二角の小銀貨及五分と一角の白銅貨を發行せしめた。而して此等の補助貨は銀元に引換を請求する者あるときは、獨亞銀行に於て額面價格に依り銀元との引換に應せしむることゝした爲め、十進補助貨として阻滯なく流通した。

其後廣東に於て五分及一角の白銅貨が發行され、廣西にも流通したが、これは中央に孔（アナ）があり、其形制錢に類似したものである。又雲南にても五分及一角の白銅貨が鑄造され、省内に流通してゐる。又民國十六年山西に於ても、國幣條例の規定に基き五分白銅貨を鑄造するの計畫があり、同年六月鎳幣條例なるものを發布したが、之を實行せるや否は明かではない。

第二款　制　錢

一　形狀、品位及重量

制錢は其形圓くして方孔ある銅錢である。銅錢は周秦以來歷代の法貨として使用せられ、清朝以前に於ては一定の形式を具へたる貨幣即ち鑄貨としては銅錢の外にはなかつたのである。制錢とは法貨といふ意であつて、この名稱は明代に起り、其以前は單に錢と稱した。但新疆に行はるゝ銅錢は從來之を制錢と稱せず、普爾錢又は紅錢と呼んでゐることは、前に述べた如くである。

制錢は前清光緒末年銅元の發行を見るに至つてより鑄造を停止された。隨つて目下流通するものは其以前に鑄造されたものである。民國三年の國幣條例に據れば、補助貨として一分、二分の銅幣の外、一釐、二釐、五釐の銅幣を發行する規定であつて、同條例施行細則には制錢は國幣を以て回收し、之を改鑄することゝなつてゐるも、該條例の規定に依る銅幣は一分及五釐の二種が少額を鑄造されただけで、一釐、二釐は未だ鑄造を見ない。

制錢は銅に鉛又は亞鉛を配して鑄造したものであるが、其大小、重量、品位は鑄造年代に因り異なつて居り、一定しない。重量の最も重いのは順治十四年及康熙四十一年に鑄造された一錢四分のもの、其最も輕いのは光緒三十一年以後の鑄造に係る六分のものである。

二　單位及計算法

制錢の單位は文であつて、千文を一串といひ、清朝時代には一串を以て銀一兩（即ち一文を以て銀一厘）

に相當せしむる規定であつたが、實際に於ては錢價は其需要供給の關係、銀銅貨の高低等に因つて變動常なく、法定比價と實際の市價とは常に相背馳し、法定比價は唯官府の出納に適用せらるゝに過ぎなかつた。

銅元はもと制錢に代はる新貨幣として發行されたものであつて、面文にも當制錢十文又は當制錢二十文等とあるが、實際に於ては發行當初より制錢との比價は常に一定せず、十進法は行はれて居ない。制錢は前記の如く一千文を以て一串文（俗に一吊文といふ）となすの定めであるが、實際の授受は、地方に依り九百八十文を以て一吊文と計算する處あり、之を九八錢といつてゐる。尙ほ地方に依り九七錢九六錢、九五錢又は七八錢等種々の計算法が行はれてゐる。奉天省にては制錢百六十個を一吊文に計算し、之を東錢と稱し、吉林・黑龍江兩省並に山東・河北等に於ては一個を二文に計算し、五百個を以て一吊文とし、之を中錢と稱する（また津錢ともいひ、吉林にては吉錢、黑龍江にては江錢ともいふ）而して天津及保定等にては、多く中錢九十六文を百文に計算し（即ち一吊文は實錢四百八十個に當る）之を九六津錢と呼んでゐるが、今は此地方に於ては制錢は既に流通を絶つてゐる。又北平にては百文を以て一吊文に計算する習慣であつて、制錢が跡を絶てる今日に於ては、十文銅元十枚を一吊文として計算してゐる。

（注）銅錢を授受するに當り、百文中若干文を引去つて、之を百文として計算する所謂短陌なるものは、已に南北朝以前より行はれたことは、第二章第一節第三款に之を述べたが、其後唐の憲宗の元和中には、京師使用の錢は一貫に付二十文を除き、九百八十文を以て一貫としたが、穆宗は長慶元年には所在錢陌一ならざるを以て、勅して公私とも毎貫八十文を除き

九百二十文を一貫として使用せしめた。然るに昭宗の末には、京師は八百五十文を以て一貫とし、河南府は八十文を以て百文とするに至つた。漢の隱帝の乾祐中、王章三司使と爲るや、收入には八十文を以て百文に計算し、支出には七十七文を以て百文に計算することゝし、之を省陌と稱した。宋の初は官に輸するものは八十文又は八十五文を以て百文とし、諸州の私用は各其俗に隨はしむることゝしたが、四十八文を以て百文とするものもあつたから、太平興國二年、全國に詔して七十七文を以て百文とすることゝした。而も歐陽修の歸田錄（卷二）には「用錢之法、自二五代一以來、以二七十七一爲レ百謂二之省陌一、今市井交易、又尅二其五一、謂二之依除一。」とあり、洪邁の容齋隨筆（三筆、卷四、省錢百陌）には「民間所レ用多寡、又益不レ均云。」とあるから、宋代にも民間には種々の計算法が行はれた如くである。金は初め民間は八十を以て百とし、之を短錢といひ、官に於ては足陌を用ゐ、之を長錢といつたが、大定中、官府に於ても亦八十文を以て百文とすることゝなつた。

淸の褚稼軒の堅瓠集（廣集、卷四）に「今民間通用、以二九十八一爲レ陌、京師實費、以二三十一爲レ陌、吾鄕以レ紙裏費レ人者、多寡隨意、大約以二四十一爲レ陌、較二梁時陌法一、不二甚相遠一」とあるを以て見れば、九八錢は旣に淸初より行はれてゐたことが分かるのである。

三　制錢の減少

制錢は前淸光緒年代より到處之が不足を告ぐるに至つた。蓋淸朝末葉には制錢の重量益減少せると銅價騰貴せる爲め、民間に於て之を鑄潰すものが增加したからである。されば其不足を補ふ爲め銅元の鑄造を見るに至つた次第であるが、銅元の鑄造以後は愈益減少し、殊に歐洲戰爭中は銅價暴騰せる爲め、民間の鎔毀は倍增加し、銅又は故眞鍮と稱して夥しく日本に輸出せられた。其後も鎔解せられて銅元に改鑄せらるゝもの多く、之が爲め開港場其他交通利便の地方は漸次其跡を絕ち、今や僻遠の

上海中國銀行紙幣

（實物大）

吉林永衡官帖

（實物大）

私帖の一種　銅元紙幣

(實物大)

地方に之が使用を見るに過ぎない。

第三節　紙　幣

一　清代の紙幣

宋より明に至るまでの紙幣の沿革は前に述べた如くである。清朝に及び始めて紙幣を發行したのは順治八年であつて、之を鈔貫と稱したが、其額も僅に十二萬八千百七十二貫に止まり、且之を行ふこと十年にして同十八年に之を停止し、其後百九十年間は紙幣を發行することなかつた。これは明代に於ける紙幣の弊害に鑑みる所あつたが爲めであつて、嘉慶中、學士蔡之定なる者鈔法を行はんことを奏請して左遷せられた事實がある。（注一）然るに咸豐三年に至り太平亂の爲め財用多端なりしを以て、再び銀票、錢票の二種を發行し、銀票を官票と稱し、錢票を寶鈔と稱したが、而も銀票錢票共に不換紙幣として發行し、且地丁・錢糧・關稅・塩課等一切の租稅の納付には五割以上を用ゐることを許さず、甚しきは地方官中には紙幣を以て納付するを禁ずる者さへあつた。之が爲め其流通甚だ阻滯せるを以て、適〻北京の商人中に資金を貸上げて寶鈔（錢票）の兌換準備と爲さんことを請ふ者あるに及び、遂に該商人等をして官銀錢號を設立せしめ、寶鈔を持參して兌換を請求する者あるときは、其新舊多寡を問はず、錢票（該商人の發行せるもの）若くは現錢を以て兌換することを許し、仍ほ戸部に於て之を監

停することゝした。同七年には更に官票（銀票）の流通を圓滑ならしむる爲め、官票を拒否する者あるときは、之に寶鈔を換給することを許すに至つた。然るに官票錢號の商人等辨理宜きを得ず、弊端頻りに起り、地方官亦私利を貪り、鈔票の流通を阻撓する者ありし爲め、其價格益下落し、法定價格の百分の三に下り、同治朝に入りては全く流通を見ず、遂に廢滅に歸したのである。

其後は政府に於て紙幣を發行することはなかつたが、光緒の中葉に及び外國銀行が相前後して各通商港に設立せられ、此等の外國銀行に於て紙幣を發行するに至り、こゝに始めて支那に於ける銀行券の行使を見るに至つた。然るに一般商民は其信用確實にして携帶に便利なる爲め、皆之を歡迎し、流通增加せしかば、支那に於ても新式銀行設立の議起り、光緒二十三年（一八九四）中國通商銀行なるものゝ設立せられ、外國銀行に倣ひ、紙幣を發行するに至つた。これが支那に於ける近代式兌換券發行の嚆矢である。然るに之と前後して官錢局、官銀號等が各省に設立せられ、此等の銀錢局に於ても銀票又は錢票と稱する紙幣を發行して各其省内に流通せしめたが、光緒三十一年官商合辦の戶部銀行（三十四年に大清銀行と改稱）同三十三年是亦官商合辦の交通銀行設立せられ、何れも兌換券を發行するに至つた。この年また浙江興業銀行、四明商業銀行等の私立銀行設立せられ、此れ亦銀行券を發行するに至り、斯くて國内に於ける發券銀行は大に增加したが、然も大清銀行則例に同銀行の紙幣發行に關する規定ある外、其他の新式及舊式銀行の發券に關しては、準據すべき一定の法律なく、隨て正貨準備及發行

額の制限等に關しても何等の規定なく、全く發行銀行の自由に放任した。されば各省とも濫發漸く甚しからんとするに至れるを以て、宣統元年（一九〇九）六月、通用銀錢票暫行章程を公布し、發行額の制限、兌換準備等を規定したが、遂に之が厲行を見ずして革命の變に遇つた。（注二）

（注一）　梁章鉅、退庵隨筆、卷八

（注二）　大清銀行の紙幣發行額は宣統三年閏六月末の報告に據れば、銀兩票五百四十三萬八千九百〇十兩七錢五分、銀元票一千二百四十五萬九千九百〇七元八角九分であつたが、該紙幣は革命後中國銀行兌換券を以て悉く回收された。

二　革命前後に於ける各省の紙幣濫發と其整理

革命前後、中部、南部各省及滿洲に於ては軍費及行政費の不足を補ふ爲め、盛に紙幣を發行したが、歲出徒に多くして歲入之に伴はざるを以て、一に財源を紙幣に恃み、濫發に次ぐに濫發を以てし、加之兌換準備缺乏せる爲め、終に信用を失ひ、價格日に下落し、大に經濟界に惡影響を與ふるに至つた。就中下落最も甚しきは廣東省・滿洲及四川・貴州・湖南・江西等の各省であつて、四川重慶に於ては額面價格の六割九分に下落し、廣東省城に於ては每一元僅に三角四分に下り、黑龍江官帖の如きは額面價格の十分の三に暴落し、貴州も額面價格の約五割五分となり、湖南・江西も額面價格の約七割見當となつた。是に於てか民國三年中央政府は之が整理計畫を立て、各省をして整理に着手せしむることゝした。當時廣東省は濫發最も甚だしかつたが、五國借款團の同意を得て、善後借款中の塩務整理

費の內より其整理資金に充て、中國銀行特別兌換券及銀角を以て全部を回收すること丶なり、中央政府より特に官吏を派遣し、民國三年七月一日より引換を開始し、同月三十一日迄に合計四千〇三十七萬〇二百九十四元の紙幣を回收した。此内額面價格の四割五分五厘を以て中國銀行兌換券に引換へたるもの三千一百六十四萬五千五百〇四元、額面價格の五割を以て銀角に引換へたるもの八百七十二萬四千七百九十元であつた。然るに其他の各省は吉林・江西・四川・陝西の四省が一部の紙幣を回收した外、何れも資金不足の故を以て之を實行しなかつた。それで民國四年秋、政府は再び各省の濫發紙幣を整理せんと欲し、幣制委員會をして其整理方法を討議せしめた結果、各省の紙幣回收に要する資金は左の方法に依り調達せしむることに決定した。

一、湖南・湖北・四川・吉林・奉天・黑龍江の各省は借款を以て之に充つること。

二、江西・山東・山西は官有財產を賣却して之に充つること。

三、直隸・安徽・河南・江蘇は地方稅收入中より之を支出すること。

四、甘肅・新疆・伊犂は塩稅收入の剩餘を以て之に充つること。

斯くして同年十一月より整理に着手せしむること丶定めたが、これ亦遂に實行を見ずして止んだ。

三　發券銀行の監督及取締

是より先、民國元年大清銀行は組織を改められ、中國銀行と爲つたが、同二年一月、中國銀行兌換券暫行章程(注一)なるもの公布せられ、紙幣條例の制定せらるゝまでは中國銀行兌換券を全國に流通せしめ、各官署の出納及民間一切の取引に之を使用せしむることゝし、一方中國銀行に對しては十分に現銀を準備せしめ、且全國各地に兌換所を設けて商民の利便を圖り、紙幣の信用を維持せしむることゝし、臨時大總統令を以て之を布告した。繼いで同年二月、更に大總統令を以て、交通銀行の兌換券も亦中國銀行兌換券章程に照して一律に辦理し、以て補助に資し、推行に利すべき旨を令し、同月交通部令を以て、交通銀行の分行を設立せざる地方に於ては鐵道・汽船・郵便・電信各局所内に兌換機關を分設することゝ定めた。而して從來紙幣を發行せる各省の官辦及官商合辦の銀錢行號(銀行、銀號、錢號、錢局等)に對しては同年十一月大總統令を以て一律に紙幣の增發を禁止し、同十二月新に各省官銀錢行號監理官章程(注二)を公布し、尋いで監理官を任命し、各省の官立及官商合辦の銀錢行號を監督せしむることゝなつた。然るに其後各省は依然として紙幣の發行を繼續せる形跡ありしを以て、三年二月、財政部は各省官銀錢行號監理官に訓令を發し、之を嚴査報告すべきを命し、同時に各省民政長に訓令して紙幣濫發を嚴禁せしめた。

　前記各省官銀錢行號監理官章程は當初官立の銀錢行號及官商合辦の銀錢行號の取締を爲す目的を以て制定公布されたが、其後各省に於ける私立銀錢行號も亦之が取締をなすの必要を認め、三年三月、

該章程を改正して、私立銀錢行號の紙幣を發行する者にも亦其規定を適用することゝなつた。然るに此等官立及私立の銀錢行號は依然紙幣の增發をなす者多かりしを以て、政府は民國四年十月更に紙幣取締條例を發布し、從來特別規則に依り紙幣の發行を許可せられたる中國銀行以外の各銀錢行號は、其營業期限内は仍ほ發行を許し、期限滿了後は直に之を回收せしむることゝし、其特別の規定なきものは、該條例施行前最近三ヶ月の平均額を限度とし、其れ以上增發を許さず、且別に期限を定めて回收を命ずることゝし、尙ほ兌換準備の規定をも設けた。

是より先、政府は銀錢行號以外の個人商店の制錢紙幣即ち錢票の發行を禁止し、之に代ふるに官票を以てせんとし、民國三年十一月、平市官錢局なるものを設立し、總局を保定に置き、四年より五年に亘り京兆・直隸・熱河・山西・河南・山東・江蘇・安徽・江西等の各省の主要都市に分局又は支局を設け、銅元票を發行せしむることゝした。而して總局の設立と共に各省財政廳に通令して、官票を發行せる地方に於ては各商店より發行せる紙幣は三ヶ月を限り悉く之を回收せしめ、之に從はざる者は嚴に懲罰を加ふべき旨を命した。然るに此平市官錢局の銅元票は漸次濫發の弊に陷り、殊に民國十二年頃には北京・天津に於ける濫發最も甚しく、遂に兌換を停止し、市價暴落するに至つた。而して一方個人商店の紙幣發行禁止は事實上行はれず、以て今日に及んでゐる。

(注一) 中國銀行兌換券暫行章程（民國二年一月五日公布）

第一條　中國銀行兌換券は中國銀行及中國銀行指定の代理處より一律に之を發行す。

第二條　左記各項の用途は一律に該兌換券を使用す。

甲、各省の地丁・錢糧・厘金・關稅の納付

乙、中國の鐵道・汽船の切符及郵便切手の購入並に電報料の納付

丙、官俸及軍餉の支拂

丁、一切の官金の出納及商民の取引

第三條　該兌換券は券面の地名に照して中國銀行に於て隨時兌換すべし。

第四條　兌換券面に兩處の地名を印刷したるものは、該兩處に於て通用及兌換し、爲替料を徵收せず。

第五條　該兌換券の收受を拒み又は割引打步等の情事あるときは、嚴に從つて之を取締るべし。

（注二）各省官銀錢行號監理官章程（民國二年十二月二十三日公布、三年三月四日改正公布）

第一條　管理官は財政總長の命を受け各省官銀錢行號の一切の事務を監視す。

第二條　監理官を派遣すべき各省官銀錢行號は財政總長之を定む。

第三條　監理官は隨時各省官銀錢行號の各種帳簿及金庫を檢査することを得。

第四條　監理官は隨時各省官銀錢行號の紙幣發行額及其準備狀況を檢査することを得。

第五條　各省官銀錢行號にして新紙幣を發行して舊紙幣と交換せんとするときは、監理官を經て財政總長の許可を受くべし。

第六條　各省官銀錢行號に於ける尙未だ發行せざる紙幣及印票・印收・印形は悉く監理官に交付し、會同封存して之を保管し、財政部の命令あるに非ざれば開封使用することを得す。

第七條　監理官は隨時各省官銀錢行號の各種の證券及一切の文書を檢閱することを得。

第八條　監理官は隨時各省官銀錢行號の一切の事務の情況を質問し、必要と認むるときは、各種表冊及營業概況の編製を銀行に要求することを得。

前項の表冊及文書は各省官銀錢行號總辦の署名捺印を要す。

第九條　監理官は毎月十五日までに前月中に於ける檢査情況を財政總長に報告することを要す。
第十條　監理官は各省官銀錢行號の業務が章程に違反するものと認めたるとき、及不法行爲ありたるときは、速に財政總長に報告すべし。
第十一條　監理官は財政總長の許可を得るにあらざれば擅に職守を離るゝことを得ず。
第十二條　官商合辦の銀錢行號及紙幣を發行する商辦の銀錢行號にも亦本章程の規定を適用す。
第十三條　本章程は公布の日より施行す。

四　紙幣取締條例の改正と其後の狀況

民國四年紙幣取締條例を公布し、紙幣發行の制限其他に關し規定する所あつたことは前に述べた如くであるが、該條例も實際には勵行されず、其後も官銀錢行號の濫發依然として甚しかりしを以て、九年三月、大總統令を以て、財政部と幣制局と會同して紙幣發行の制限辦法を詳訂し、並に各銀行監理官をして嚴密に稽察せしめ、爾後各省官銀錢行號は總て紙幣を擅發するを許さず、其已に發行せるものは、紙幣取締條例に遵照して、期限を定めて漸次回收せしめ、再び增發するを得ざらしむべき旨を令した。而して紙幣取締條例も其後の情況の變遷に因り改正の必要ありとし、財政部、幣政局會同して之が改正を行ひ、同年六月大總統の批准を得て公布した。其全文は左の如くである。

修正紙幣取締條例　（民國九年六月二十七日公布）

第一條　官商銀錢行號にして紙幣を發行するものは、國家銀行を除くの外、本條例に依り辦理すべし。

印刷又は筆寫せる紙票にして、金額に端數を付せず、受取人の氏名及び支拂の時期を記載せず、票に憑りて銀兩・銀元・銅元・制錢に兌換するものは、總て之を紙幣と認む。

第二條　本條例頒行後新設する銀錢行號、又は現に已に設立せるも、未だ紙幣を發行せざるものは、何れも之を發行することを得ず。

第三條　本條例頒行前に設立せる銀錢行號にして、已に財政部より法令に依りて紙幣發行を許可せるものは、尙其發行を許す。但以後は額を越えて增發することを得ず。

前項紙幣發行の銀錢行號にして、營業年限の定めあるものは、其期限滿了後、所發紙幣の全部を回收すべし。年限を延長するを得ず。其營業年限なきものは、幣制局及財政部より期限を定めて、所發紙幣を回收せしむるものとす。

第四條　本條例頒行以前に設立せる銀錢行號にして、財政部より其紙幣發行を許可せる際、特別の條件を付せるものは、尙ほ其原案に照して辦理するものとす。

第五條　本條例頒行以前に設立せる銀錢行號にして、紙幣發行に關し、未だ財政部より法令に依りて許可せられざるものは、本條例頒布の日より六ヶ月以內に、地方官より發行額及準備金を査明し、幣制局及財政部に報告せしめ、發行額を核定して、暫く其發行を許す。但幣制局及財政部は隨時期限を定めて、之を回收せしむることを得。

第六條　本條例頒行前より、銀錢行號に非ずして紙幣を發行するものは、本條例頒行後一年以內に其全數を回

收すべし。

第七條　各銀錢行號にして、本條例第三條乃至第五條に遵照して紙幣を發行するものは、隨時兌換の責を負ふべし。

前項の紙幣は少くも六割の現金準備あるを要す。其餘は政府發行の正式公債票を以て保證準備となすことを得。其特別の情形ありて暫時照辦し能はざるものは、幣制局及財政部に願出で核辦することを要す。

第八條　紙幣を發行する銀錢行號は、毎月發行額報告表、現金及び保證準備報告表を作成し、半年毎に收支對照表、財産目錄表を作成し、地方官又は監理官を經由して、幣制局及財政部に差出すべし。

第九條　紙幣を發行する銀錢行號に對しては、幣制局より財政部と會同して隨時官吏を派し、又は他の機關に委託し、其發行額、準備の現狀及び保證品、並に其他關係の各種帳簿證書類を檢査することを得。

第十條　各銀錢行號の紙幣發行は、第三條に遵照して辦理する外、其破損の爲め新票に引換ふる必要ある場合は、先づ幣制局に願出で許可を得たる後、印刷局に託して印製し、並に紙幣の見本を幣制局に差出すことを要す。

第十一條　各銀錢行號が、第十條に照して新票に引換ふる場合に於ける收換方法は左の如し。

（甲）例へば幣制局に向つて新紙幣百萬枚の發給を願出でたるときは、第一回は三分の一又は四分の一を領運することを許す。其の數量は幣制局に於て之を定む。舊票の全數を回收したる後、順次第二回・第三回の領運を許すべし。

（乙）回收せる舊票は、地方官より派出せる官吏又は監理官に於て、之を點檢して截斷封存し、幣制局に報告すべし。

第十二條　各銀錢行號の業務を執行する經理人・董事にして、第二條乃至第七條・第十條・第十一條の規定に違反したるときは、五百元以上五千元以下の罰金を科し、第三條乃至第五條・第七條の規定に違反したるときは、幣制局及び財政部は隨時其發行權を取消すことを得。

第十三條　各銀錢行號の業務を執行する經理人・董事・監察人にして、第八條の規定に違反して報告を作製せざるとき、又は不實の報告を爲したるときは五十元以上五百元以下の罰金を科し、第九條の規定に違反して檢査を拒みたるときは、百元以上千元以下の罰金を科す。

第十四條　本條例は修正公布の日より施行す。

是より先、民國八年四月、大總統令を以て、各官商銀錢行號の紙幣は、一律に財政部及び幣制局所屬の印刷局に於て印製すべきことゝ定め、前記修正紙幣取締條例に於ても、また同樣の規定を爲したるに拘らず、此規定に違反して內外の會社又は商店に託して印刷し、甚しきは石版又は銅版の紙幣を使用するものありしを以て、十年三月、幣制局布告第一號を以て、各銀行にして紙幣發行權を有する者は、爾後舊紙幣と新紙幣と引換の必要あるときは、修正紙幣取締條例第十條の規定に遵照して、銀行より幣制局に願出で、其印刷數量の許可を得たる上、其所屬印刷局に於て印製することを要し、且

石版及び銅版紙幣を使用することを得ざる旨を通達した。

蓋紙幣の印刷を政府の印刷局に於てすることに定めたのは、其形式を一定して僞造濫造を防止する外、各銀錢行號をして擅に之を增發することを得ざらしめんが爲めであるが、其後も尙ほ政府の印刷局に託して印刷するものは甚だ少く、多くは增發に便する爲め、內外の會社又は商店に託して印刷し居りしを以て、民國十三年四月、更に財政部より各省財政廳に對し、各發券銀行をして民國八年の大總統令及紙幣取締條例の規定を遵守せしむべき旨通令を發したが、遂に厲行を見るに至らず、今日に及んでゐる。

加之兌換準備並に檢査監督に關する規定も厲行されない爲め、各省官銀錢行號の紙幣濫發は依然として行はれ、其價格大に下落し、就中最も甚しきは奉天・吉林・黑龍江・廣東・廣西・雲南・湖北・湖南等であつて、山西省も民國十九年の南北戰爭の爲め夥しく之を濫發し、目下其整理に困難してゐるのである。（注）

（注）山西鈔票は、中央政府に於て公債を發行して之を整理することゝなり（民國二十年整理山西省金融公債條例は十二月中旣に立法院通過）仍て省政府は二十年十一月中、正式に二十一年一月十五日より一元對一角五分の率に依り現銀に兌換すべき旨を布告したが、其公債の發行停頓せる爲め、鈔票の市價暴落し、暗相場は二十一年一月十二三日頃には現洋一元に對し十一二元となつた。それで省政府は、更に改めて別に期日を定めて兌換すべき旨を布告し、そのまゝとなつて居る。

五　發行制度確立の建議と公庫制の計畫

支那は兌換券の發行に關しては、前清時代に於ては單一銀行發行制を採用する方針であつた如くであるが、民國となつてからは其方針が一定しないやうである。清の宣統元年六月の通用銀錢票暫行章程に據れば、「紙幣の發行を許せる各行號は宣統二年より每年發行額の二割を回收し、五ヶ年を限り其全數を收盡すべし。」（第十一條）とあり。又宣統二年五月の兌換券則例（大清銀行の兌換券發行に關す法律）公布に關する度支部の奏文には、「紙幣の發行は固より國家の特權に屬するも、而も政府は自ら經理を爲すべからず、近世東西各國、大抵之を中央銀行に委して獨り其事を司らしむ。誠に紙幣は關緊重要なるを以て、若し發行の機關一ならずんば、勢必ず漫に限制なく、市面に充斥し、物價之に因りて暴騰し、商務遂に以て振はず、害を國計民生に貽すべし、何ぞ設想に堪へんや、今紙幣の發行兌換一切の事を以て、統べて大清銀行に歸せしめ、何種の官商行號に論なく、總べて擅に自ら發行するを許さず、必ず紙票をして紛紜雜出の時に於て、立ちどころに中央集權の效を收めしめんと欲す。此れ其要義の一なり。」とあつた。之に依りて見れば、前清末葉に於ては單一銀行發行制を實行せんとしたことを知るべきである。而も清國政府の計畫は未だ其緒に就かずして、遂に革命の變に遭つた。

民國となつて以後も、前に掲げた紙幣取締條例に、「法令の規定に依り紙幣の發行を許されたる銀

發行號にして、營業期限の定めあるものは其期限滿了後は所發紙幣の全額を回收すべく。」「營業期限の定めなきものは、幣制局及財政部より期限を定めて之を回收せしむること。」「財政部の許可を受けずして紙幣を發行する銀錢行號に對しては、幣制局及財政部より隨時期限を定めて之を回收せしむるを得ること。」「新設又は未だ紙幣を發行せざる已設の銀錢行號に對しては、總て其發行を許さざること。」を規定し。且一方に於ては、中國銀行兌換券の領用辦法を定め、從來紙幣を發行する各銀行をして中國銀行の兌換券を領用するを得せしむることゝした所より見れば、前清政府の政策を踏襲し、發行銀行集中制を採用せるが如くなるも、然も民國六年以後、新に設立せる銀行に對し發行權を與へたるものあり、其方針甚だ不徹底なるを以て、全國銀行公會聯合會は民國九年國務院及財政部に對し發行制度の確立を建議したが、同十年、更に財政部及幣制局に對し左の如き建議を提出した。

竊に惟ふに幣制は國家の要政たり、整理は紙幣と通貨と并行し、尤も制度の確定を先とせざるべからず。嘗て東西各國の發行制度を考ふるに、要は單一銀行發行制と多數銀行發行制の兩種に外ならず、（中略）我國の發行制度は政府畢竟何れを採用するか、未だ明確に規定せず。曾て紙幣取締條例を頒布すと雖も、徒に空文に託し、未だ實效を見ず。比年以來、新設の普通銀行及中外合辦銀行にして政府より發行權の特許を得たるもの其數少からず。紙幣取締條例に就いて言へば單一發行制は政府が法を取る所なるに似たり。然も之を歷次の特許成案に徵すれば、また多數發

行制に近し。民視定まらず、後患慮るに堪へたり。願はくは伏して國內の輿情を察し、適當の學說を採用し、兩制の利弊を詳究し、速に發行制度を定め、以て國家久遠の規を垂れ、政治兩岐の誚りを免れんことを。尙ほ此發行制度が確定するまでは、政府は如何なる銀行の發行權請求に對しても審愼斟酌し、或は制度の規定を俟ちて、更に核辨を行ひ、以て愼重を昭にし、劃一を期すべきに似たり云々。

是に於てか財政部は幣制局に對し、貴局は銀行の紙幣發行に對し、如何に根本解決の策を酌定せんとするか、其已に發行を許せる銀行に對し如何に監督檢査の法を嚴定し、期を尅して實行せんとするか、切實の辦法を定めて回答されたい。との旨を照會した。それで幣制局に於ては銀行公庫兌換券條例を起草し、民國十年八月三十日附を以て左の如く回答した。

（前略）査するに世界各國の紙幣發行制度は集中と多數の二種に外ならず。我國は幅員寥濶なるに加ふるに、中央銀行の實力未だ充たず、集中制は固より實行し難く、而も多數制亦流弊を滋し易し。本局再四籌維し、兩制の中に於て長を取り短を棄て、各地の銀行公會の組織せる公庫をして兌換券を發行せしむることゝし、之を銀行公庫兌換券と名づけ、並に該條例十二條を起草し、其發行及受領手續、準備金額、監督檢査方法、並に從前發行を特許せる銀行の整理辦法等に關し均しく之を規定せり。査するに該兌換券制度の利益を擧ぐれば、（一）各地銀行公庫より發行するを

以て準備金の力量較厚く、自ら取付の虞なく、政府及地方商會（商工會議所）の監督檢査も亦簡にして行ひ易きこと。（二）政府の公債票の用途增加すること。（三）從前各銀行の既發紙幣は漸を逐ふて回收し得べく、其未だ發行を准さゞるものは此れより一律に之を駁斥し得べきこと。是なり。茲に該條例草案を貴部に函送す、若し贊同を得ば、直に國務會議に提出して議決を請ひ、會同して之が公布を呈請せんとす。

銀行公庫兌換券條例

第一條　銀行公庫兌換券は各地方の銀行公會の組織する公庫より之を發行す。公庫は先づ天津、上海、漢口の三地に設立す。其組織は別に之を規定す。

第二條　該兌換券は全國に流通せしめ、公私の款項を問はず一律に通用し、割引をなし又は打歩を付することを得ず。

第三條　該兌換券は一元・五元・十元・二十元・五十元・百元・五百元の七種に分ち、券面の地名に照し、當該地の公庫に於て國幣又は通用銀元を以て隨時兌換す。

第四條　該兌換券は發行額に按照して國幣又は通用銀元若は生金銀七割を以て現金準備とし、公債票及商業有價證券三割を以て保證準備とす。

前項の現金準備の割合は金融の狀況に依りて之を增減することを得。但全國銀行公會聯合會の決議を經

て財政部及幣制局の許可を得、且之を公告したる後、始めて實行することを得。

第五條　中華民國の法律に依り設立したる銀行にして、已に財政部の許可及登錄を經たるものは、均しく第四條の準備法に照して、公庫より該兌換券を受領することを得。

兌換券受領章程は別に之を定む。

第六條　公庫は毎日の兌換券發行額並に現金準備及保證準備の數額を一週間毎に一回其所在地の新聞紙に公告し、毎月前記二種の報告表を作成し、財政部及幣制局に報告すべし。

第七條　財政部及幣制局は合同して官吏を派し、公庫に駐在監理せしめ、又は隨時各地方公庫の發行簿冊を檢査せしむることを得。

第八條　公庫所在地の檢查官及商會は公庫の新聞公告に據りて、隨時發行額、現金準備及保證準備並に發行簿冊の檢査を要求することを得。

第九條　公庫が第四條の規定に違背して兌換券を發行し又は其他不正當の行爲ありたるときは、財政部及幣制局より一定期間內該公庫の發行權を停止し、又は該公庫の董事及經理人に對し五千元以下の罰金を科することを得。其刑事犯罪に涉るものは司法官署に於て法に依り處斷すべし。

第十條　該兌換券を僞造又は塗改したる者は刑律の規定に依り處斷すべし。

第十一條　本條例施行後は、敎令の規定に依り兌換券の發行を特許せる銀行が仍ほ繼續發行し、並に本條例第四條の準備辦法に照して公庫より該兌換券を承領するを得るの外、其他の已に兌換券を發行せる銀

行に對しては、財政部より期限を定めて之を回收せしむべく、當該銀行は自ら其發行權の取消を申請することを得。此等の銀行は發行權取消以前に於ては公庫兌換券を承領することを得ず。

本條例施行後は前項の規定に依るの外、何種の銀行を問はず、財政部及幣制局は其兌換券發行を准許せざるものとす。

第十二條　本條例は公布の日より施行す。

これが即ち張弧（時の幣制局總裁）の公庫制なるものであつて、米國の聯合準備銀行制度に似て非なるものであるが、此制度は遂に其實行を見るに至らなかつた。

六　發行制度に對する國民政府の態度

前項に於て北京政府の發行制度に對する方針に關し概述したが、然らば現在の國民政府は如何なる方針を執つてゐるかといふに、曾て同政府財政部長より民國十八年の國民黨第三次全國代表大會に提出した「財政部工作概況」に左の如く陳べてゐる。

硬貨の鑄造權が政府に專屬する以上は、紙幣の發行權も國家銀行の獨占とし、其他の各銀行には總て之が發行を許さないことゝしなければならぬ。然るに現在國內には紙幣發行權を有する銀行が幾んど枚擧に遑ないほどあり、之を一律に其發行權を停止することは事實上困難である。故に

財政部は熟議の結果、先づ中央銀行の發行權を確定し、各銀行が現在有する發行權に對しては、徐に整理の策を講ずることゝし、一面其發行額及準備の實狀を調査し、一面兌換券の印刷及運送規則を定めて公布施行し、新設の銀行に對しては絕對に發行を許さゞる方針を採つてゐる。斯くて少しく假すに時日を以てせば、中央銀行が全國に普及して後は、中央の紙幣は到る處に流通し、各銀行の紙幣は自ら漸次減少するであらうから、其時再び各銀行に命じて、期を分ちて自ら回收をなさしめ、其發行權を取消すことゝするであらう。

是より先、民國十七年の全國經濟會議は「中央銀行を設立し、之に紙幣發行の獨占權を與へ、其他の銀行の紙幣は相當期間内に之を回收せしむること。省銀行は之を株式會社に改め、省銀行には紙幣發行權を與へざること。」を決議したが、右の報告に據れば、國民政府も單一銀行發行制を採らんとしてゐるやうである。然も該報告には、中央銀行の紙幣が到る處に流通し、之が爲め各銀行の紙幣が減少して後、各銀行に命じて各其紙幣を回收せしめ、發行權を取消すことゝするとあるが、其後中央銀行の兌換券發行額は增加しては居るが、尙ほ僅に二千四百七十七萬元に過ぎない。（民國二十年十二月三十一日現在）之を中國銀行の兌換券發行額一億九千百七十五萬元（民國二十年十二月三十一日現在）に比較すれば其差甚だ大である。且中央銀行の兌換券は主として上海・南京の兩地に流通するのみで、其他の都市には流通極めて少い。然るに財政部が、該兌換券を全國に流通せしめたる後、各銀行をして其

所發紙幣を回收せしめ、發行權を取消すことゝする。といふのは、蓋癡人夢を說くの誚りを免れない。

尙ほ前記全國經濟會議の決議中には、中央銀行の資本は之を公衆より募集すること。中央銀行の董事は株主より選出し、其總裁及副總裁は董事中より之を選任すること。董事會を以て該行の最高行政機關とすること。とあるが、中央銀行は國民政府の設立に係り、其總裁は財政部長が兼任してゐるのである。これは誠に危險千萬の事である。省立銀錢行號の紙幣濫發が二十數年來經濟界に大害を及ぼしてゐることは周知の事實である。中國銀行は民國五年五月袁世凱の命令に依り北京・天津に於て兌換を停止し、同年十月までに六千餘萬元の紙幣を濫發したが、これを整理し兌換を回復するまでには十年の歲月を要した。是に於て同銀行は業務上の獨立の必要を認め、六年十一月政府に呈請して則例を修正し、從來政府より任命せし總裁及副總裁を、株主總會より選出せる董事中より選任することに改め、且株主總會を以て同行の最高機關とすることゝした。これは殷鑑とすべきであらう。

七　中國銀行兌換券領用辦法と聯合發行準備庫

中國銀行兌換券領用辦法とは、各銀行又は錢莊が自ら兌換券を發行する代りに、中國銀行に對し一定の準備（擔保）を提供して同銀行の兌換券を領用する方法であつて、元と發券銀行を統一する目的を以て案出されたものであることは前に述べた所である。當初は中國銀行に提供する準備は現金七割、

公債票三割の定めであつたが、民國四年、浙江興業銀行との領用契約に於ては現金五割、公債票額面價格にて二割五分、約束手形二割五分とし、而して興業銀行より差入れたる現金に對しては利子を付することゝし、其兌換券の總額を三百萬元、契約の有效期間を四十二年とした。尋いで同年に浙江實業銀行、六年に中孚銀行も亦同樣の契約を締結し、其後漸次領用者增加し、民國十三年に至り、上海の錢莊（舊式銀行）十四家とも領用契約を締結するに至つた。

蓋中國銀行兌換券の領用は從前は新式銀行のみに限られ、錢莊に對しては領券辦法はなかつたが、民國十二年、上海の金融逼迫に際し、同地各錢莊より之が領用方を交涉するに至つた。併し此時は協議纏まらなかつたが、翌十三年春、更に錢莊側より交涉あり、結局左の條件に依り領用することに決定し、同年四月、之に關する契約を締結した。

一領券錢莊より差入るゝ準備は現金六割、整理案内公債（注）又は道契（地券）三割、即期莊票（一覽拂約束手形）一割たるべきこと。但公債票は時價に依り、時價に騰落あるときは隨時增減し、又道契は上海に於ける家屋の建築ある土地の道契にして、中國銀行の承認するものに限り、之を通和洋行に評價せしめ、其評價に高低を來すときは、是亦隨時增減すること。

一現金準備には利息を付せざること。

一莊票は每年陰曆正月に、當年の即期莊票に引換ふること。

而して右の條件は爾後新式銀行の領券にも亦適用することゝした。斯くて中國銀行の發行額は大に增加するに至つたが、之が爲め同銀行が政治的關係に依り兌換券を濫發せるが如き噂を生ずるに至れるを以て、上海中國銀行は同年五月四日領券各銀行及錢莊を招集して領券準備公開辦法を協定し、中國銀行は其保管せる各行莊の準備を公開し、各行莊は毎月代表を輪推して中國銀行に至り、之を檢査して其結果を公表し、以て信用を維持することゝした。

其後また上海中國銀行は、各行莊の領用する以外の兌換券、即ち分行自身の爲めに發行する兌換券に對しても民國十七年三月、財政部の承認を得て發行準備檢査委員會を組織し、上海總商會、上海銀行公會、上海錢業公會及領券行莊より各二人、中國銀行董事及監事より各一人を選出して委員と爲し毎月一回發行準備を檢査公表せしむることゝなつた。尙ほ檢査委員會章程に據れば、中國銀行の發行準備は現金六割、保證準備四割となつてゐる。而して此發行準備の公開の爲め、該行の兌換券に對する社會の信用は益加はり、其發行額は愈增加するに至つた。

以上述べたる所は、或銀行が信用ある他の銀行と契約して兌換券を領用する方法であるが、此外尙ほ兌換券の信用を維持する爲め、數銀行が聯合して發行準備庫を設け、共同にて之を發行するものがある。此辦法は民國十一年九月、中南・鹽業・金城・大陸の四行にて始めて之を採用し、其後十八年五月、奉天の中國・交通・邊業・東三省官銀號の四行號にて之を採用し、前者は上海・天津の兩地に

於て中南銀行鈔票を發行し、（民國二十年十二月末現在、發行額上海二八、九一四、八五二元、天津六、八九八、九〇〇元）後者は奉天に於て現大洋兌換券を發行してゐる。（民國二十年五月三十日現在、發行額九、〇〇〇、〇〇〇元）而して前者は現金準備最高六割・保證準備最低四割とし、四行の稽核員と會計師とにて毎週一回之を檢査し、後者は現金準備七割、保證準備三割とし、各法團代表と四行號代表とにて毎月一回之を檢査し何れも其結果を公表して居る。

（注）整理案内公債とは、民國十一年の整理辦法に依り關稅剩餘を以て擔保させる元年公債、八厘軍需公債、五年六厘公債、七年長期公債、八年七厘公債、整理金融六厘公債をいふ、此内八厘軍需公債、五年六厘公債、整理金融六厘公債は、其後已に償還濟となつた。

八　兌換券發行稅條例の公布

各銀行の兌換券の發行に對しては、從來何等の課稅もなかつたが、民國二十年八月一日、國民政府は「銀行兌換券發行稅條例」を公布し、保證準備發行に對し、二分五厘の發行稅を徵收することゝなつた。その條例の全文は左の如くである。

銀行兌換券發行稅條例

第一條　國民政府より兌換券發行を特許せる銀行は、兌換券發行稅を完納すべし。

第二條　銀行が兌換券を發行するには、全額の準備金を具へ、其六割を現金準備と爲し、四割を保證準備と爲

すべし。

第三條　兌換券を發行する銀行は左記事項を屆出づべし。

一、銀行の名稱及所在地

二、兌換券の種類（例へば銀圓券、補幣券等）

三、準備金の種類及其詳細の數目

四、最近一ヶ年度の發行總額

財政部は前項各號を調査し、確實と認めたるときは、發行稅調査證を發給すべし。此調査證は每年一回新證と引換ふべく、但證費を徵收せず。

第四條　發行稅の稅率は保證準備額を以て標準となし、百分の二・五と定む。其現金準備の部分は發行稅を免除す。

第五條　發行稅は每年一回、年度開始の時に於て之を徵收す。

第六條　財政部は第三條に依りて銀行の屆出でたる事項が不確實と認めたるときは、臨時評議委員會を組織し、之を審定することを得。

評議委員會は財政部、審計部、銀行公會、商會より代表各一人を派し、及財政部より指定せる會計師一人を以て之を組織す。

第七條　銀行が兌換券發行稅を完納せざるときは、財政部は其發行特許權を取消すことを得。

第八條　領用兌換券の部分に對する稅金は仍ほ發行銀行に於て負擔すべし。但發行銀行は領用銀行より其稅金を收回することを得。

第九條　本法は公布の日より施行す。

右條例の公布と共に、財政部は直に之が徵收を實行せんとしたが、支那銀行業者は大に恐慌を來し、上海銀行公會が主動者となり、全國同業者一致して之に反對し、其實施延期を請願せる結果、政府に於ても一時其徵收を中止し、以て今日に至つてゐる。當時銀行業者の反對理由は、「外國に於ても兌換券發行稅を徵するものがあるが、それは法定の發行額を超過したる場合に、其限外發行の分に對し一定率の課稅を爲すことになつてゐる。然るに國民政府の發行稅は保證準備の二分五厘を課することゝなつてゐるから、保證準備を四割とするときは、全發行額に對し百分の一の課稅となり、發行銀行の負擔過重となり、延いて銀行業の發達を阻碍する虞れがある。且國民政府は外國銀行に對しては之を徵收するの企圖がないやうであるが、これは實に不公平である。」といふに在つた。

九　支那に流通する紙幣の種類及其流通狀況

支那に流通する紙幣は其發行機關の性質に依りて（一）中央銀行紙幣（二）省立銀錢行號其他政府機關發行の紙幣（三）支那私立銀行紙幣（四）外國銀行紙幣（五）實業其他の團體、會社及個人發行

紙幣の五種に區別することが出來る。而して其紙幣は銀元を代表するもの、銀角を代表するもの、銀兩を代表するもの、銅元を代表するもの、制錢を代表するものあり、頗る複雜を極めて居る。

（イ）　中央銀行紙幣

中央銀行は民國十七年（一九二八）十一月の設立に係り、總行は上海に在り、國民政府の經營する銀行である。其紙幣の發行は中央銀行兌換券章程に遵照して辦理してゐる。該章程に據れば兌換券の發行は六割の現金準備及四割の保證準備を要することになつてゐる。

中央銀行の兌換券發行額は民國二十年十二月三十一日現在、銀元券二二、〇九九、〇八二元、輔幣券二、六七四、二六七元、合計二四、七七三、三四九元、外に海關金單位兌換券二五〇、〇〇〇金元となつてゐる。海關金單位兌換券は關稅の納付に便ずる爲め、民國二十年五月より發行されたものであつて、上海・天津等に於て使用されてゐる。

中央銀行の銀兌換券の流通區域は北は天津より南は福州に及び、平漢鐵道沿線にも多少流通してゐるが、江蘇、浙江以外は流通額尚ほ甚だ少い。

（ロ）　省立銀錢行號其他政府機關發行の紙幣

支那各省には省立の銀行、銀號、錢局及其他政府機關より發行さるゝ多額の紙幣が流通して居り、此等の紙幣は多くは其價格著しく下落して居る。

滿洲に於ては東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、及黑龍江省官銀號の不換紙幣充斥し、其通貨の現狀は全國中最惡の狀態に在る。東三省官銀號は奉天省政府の經營に係り、其發行する紙幣は滙兌券（俗に所謂奉天票）と現大洋兌換券とあり、また別に中國、交通、邊業の三銀行と共同にて兌換券を發行せることは前に述べた所である。現大洋票は兌換紙幣なるも、滙兌券は不換紙幣である。此外尙ほ哈爾濱にて發行する哈爾濱大洋票（簡稱して哈大洋）があり、また同銀行の經營に係る公濟平市錢號より發行する銅元票がある。吉林永衡官銀錢號は吉林省政府の經營する所であつて、銀元紙幣たる永衡大洋票（簡稱して永大洋）及哈爾濱大洋票、銀角紙幣たる小洋票、制錢紙幣たる吉林官帖を發行してゐる。吉林官帖は純然たる不換紙幣である。黑龍江省官銀號（廣信公司の後身）は黑龍江省政府の經營に係り、黑龍江官帖（制錢紙幣）大洋票及哈大洋票並に四厘債券を發行してゐる。（注一）此等の紙幣は東三省官銀號及遼寧四行號聯合發行準備庫發行の兌換券を除くの外、其價格下落し居り、（注二）殊に東三省官銀號滙兌券、公濟平市錢號の銅元票並に吉林、黑龍江の官帖は甚しく下落して居る。民國二十年九月（一日より十八日までの平均）の相場は奉天票（滙兌券）は現大洋票一元に對し六十一元二九、吉林官帖は正金銀行鈔票一圓に對し三百六十九吊、黑龍江官帖は哈大洋一元に對し千百八十九吊四〇、哈大洋票は百元に對し朝鮮銀行金票三十五圓九二であつた。

廣西、雲南の兩省には省銀行の發行に係る價格甚だ下落せる紙幣のみ流通し、其他の紙幣は跡を絕

つてゐる。
其他の或數省は省立の官錢局にて紙幣を發行してゐるが、併し其價格は滿洲及西南各省に於けるが如く甚しく下落しては居ない。廣東省銀行（もと廣東中央銀行と稱せしもの）は省內各地に分行を設け、其紙幣の發行額は約四千萬元と稱せらる。而して廣東は大洋を使用せざるを以て、其紙幣（大洋券）の兌換は銀角（毛毫）を以て計算される。

若干の自治市に於ては、市立銀行及中央政府又は省政府設立の官錢局にて紙幣を發行するものがある、此等の紙幣は多くは銀角又は銅元を代表する輔幣券であつて、廣州市立銀行の發行する輔幣券及北京政府の設立に係る平市官錢局發行の銅元票の如きがそれである。

（六）　私立銀行紙幣

滿洲及西南諸省を除くの外、私立銀行紙幣の流通額は甚だ多額に上つて居り、而も殆んど額面價格又は額面價格に近き市價を以て流通してゐる。此種の紙幣の中には中國銀行及交通銀行の紙幣があり前者の發行額は前に掲げた如く一九一、七四九、一三九元（民國二十年十二月三十一日現在、不兌換紙幣を除く）後者の發行額は八一、〇九八、〇七九元（民國二十年十二月三十一日現在、不兌換紙幣を除く）であつて、滿洲以外の支那私立銀行中に在つては此二銀行の發行額が最も多額である。此二銀行は中央政府の出資あるも、實質上は私立銀行である。又中國銀行は從來國庫事務を取扱つてゐたが、民國十七年十月則例

の改正あり、純然たる爲替銀行となり、國庫事務は中央銀行にて取扱ふことゝなつた。

（二）外國銀行紙幣

此れは支那に於て營業する外國銀行の發行するものであつて、此等の銀行は多く租界内に開店してある、而して其紙幣發行に關しては本國政府の許可を受くるだけで、支那政府とは何等の關係もない。其紙幣の流通も殆んど租界内に限られ、多少租界外に流通するものあるも、其額は甚だ少い。然も此等の銀行は資本豐富にして信用確實なるを以て、其紙幣も頗る内外人の信用を得てゐる。

外國銀行紙幣は之を（一）支那通貨を代表する紙幣（二）外國通貨を代表する紙幣の二種に分つことが出來る。滙豐銀行（Hongkong and Shanghai Banking Corporation）花旗銀行、（International Banking corporation）麥加利銀行（Chartered Bank of India, Australia and china）及華比銀行（Banque Belege pour l'Etranger）の發行するものは（一）に屬し、其紙幣は何れも額面價格を以て流通して居る。又朝鮮銀行の金圓紙幣及横濱正金銀行の圓銀紙幣は（二）に屬し、此等の紙幣は主として南滿洲租借地、南滿鐵道附屬地内に流通してゐるが。朝鮮銀行の金票（支那人は老頭票と呼ぶ）は該行の撰擇に依り金貨又は日本銀行兌換券を以て兌換し。正金銀行の銀票（鈔票と稱す）は圓銀又は其同價値の貨幣を以て兌換することになつて居り、實際上支那銀元と同價格にて使用されてゐる。香港に於ける英國人銀行の紙幣にして廣東及廣東省の各地に流通してゐるものも亦（二）に屬し、此等の紙

幣は香港弗及墨西哥弗を以て兌換することになつてゐる。

香港紙幣は廣東にては港紙と稱し、大に勢力を有してゐる。同地に於ける外國人との取引は常に港紙を使用し、上海其他の地方との銀兩爲替の賣買も港紙を以てしてゐる。これは廣東の毫洋の重量・品位が一定しない爲めである。該地方に於ては銀元よりも港紙を歡迎し、港紙を銀元と交換するに反つてプレミアムを付するの奇觀を呈してゐる。

（ホ）實業其他の團體及個人發行の紙幣

支那に於ては銀錢行號以外の各種實業機關其他の發行する紙幣が各地に流通して居り、就中河南、湖北、湖南等の諸省に多い。此等の紙幣は工場、公益團體、商會（商工會議所）其他の機關にて發行するものあり、個人にて發行するものあり、甚しきは理髪店等にて發行するものもある。此等の紙幣の流通總額は甚だ多額に上つてゐるが、併し個人發行のものは割合に少い。此等の紙幣は發行準備があるものもあり、ないものもあるが、其大部分は額面價格にて流通して居り、中には其發行者の何人たるかを知らずして使用されてゐるものもある。此れは支那に於て最も特殊にして且有害の通貨である。

（注一）　哈大洋票は東三省官銀號、黑龍江官銀號、永衡官銀錢號及中國、交通、邊業三銀行より發行して居るが、東三省官銀號、邊業銀行、及交通銀行發行のものが最も多い。東三省官銀號滙兌券の發行額は正確の數は分らぬが約十億元と稱せらる。其他の各紙幣の發行額は大約左の如くである。（昭和六年九月調）

東三省官銀號現大洋票　　二千六百萬元

邊業銀行現大洋票　八百萬元
永衡大洋票　一千五百萬元
黒龍江大洋票　一千萬元
哈爾濱大洋票（六行合計）　四千三百萬元
吉林小洋票　一千三百萬元
公濟平市官錢號銅元票　七千二百萬元
吉林官帖　百億吊文
黒竜江官帖　百億吊文
同四厘債券　四千萬元

（注二）　邊業銀行發行の兌換券は額面價格を以て通用してゐる。
（注三）　本項は主として一九二九年十一月のケンメラー設計委員會の報告に據つたものである。

尚ほケンメラー設計委員會の報告に據り、支那各地に於ける紙幣流通表を示すであらう。

紙幣流通表

省	都市	中央銀行紙幣	官銀錢行號紙幣	其他の支那新式銀行紙幣	外國銀行紙幣	其他の紙幣
安徽	蚌埠及其附近都市	アリ		中國、交通		
	蕪湖、安慶及其附近都市	アリ		中國、交通		
浙江	杭州	アリ		中國、交通、浙江興業、四明、中南		
	湖州	アリ		中國、交通		

福建	温州			中國、温州商業、四明		
	廈門			中國、中南	美豐（American Oriental Banking Corporation）	
	福州	アリ		中國、中南	美豐	錢莊紙幣頗る多し但福州にる流通するのみ
河南	鄭州		西北、河南農工	中國		
河北	張家口		山西省銀行紙幣（貼水Discount五%）	中國、交通		票號銅元票
	保定		山西省銀行紙幣（貼水五%）	中國、交通		
	北平		平市官錢局銅元票	中國、交通、中南	天津各外國銀行紙幣	
	石家莊		山西省銀行紙幣（貼水五%）	中國、交通		
	天津	流通極少	山西省銀行紙幣	中國、交通、中南	花旗、麥加利、華比、滙豐	
湖南	長沙	アリ		中國、交通、中南（上海發行の紙幣）	滙豐、花旗、麥加利（上海及漢口紙幣）	湖南電燈廠輔幣券
湖北	漢口及全省の大部分地方	アリ		中國、交通	滙豐、花旗、麥加利（上海及漢口紙幣）	內地商店及商會發行の銅元票
甘肅	（報告ナシ）					
江西	九江	アリ		中國、交通 上海紙幣は皆通用但多少の貼水あり		錢莊及商會發行銅元票
	南昌	アリ		中國、交通、中南		
江蘇	鎮江	アリ		中國、交通、四明		

	南京	アリ		中國、交通、四明		
	上海	アリ		中國、交通、中南、浙江興業、中國實業、中國通商	麥加利、花旗、滙豐、有利(Mercantile Bank of India)美豐	
	蘇州	アリ		上海紙幣は皆通用		
廣西	南寧及全省の大部分地方		廣西省銀行紙幣(下落甚し)		香港各銀行、滙理銀行(Banque de l'Indochine)	
	梧州		廣西省銀行紙幣(下落甚し)		香港各銀行紙幣	
廣東	全省(汕頭附近を除く)		廣東中央銀行紙幣(銀角を以て兌換す)廣東市銀行紙幣(銀角票、廣東のみ流通)		香港各銀行紙幣	
	汕頭及其附近地方		廣東中央銀行紙幣(銀角を以て兌換)			錢莊紙幣頗る多し
貴州	全省の大部分地方			中國(貼水五%)		
山西	太原		山西省銀行紙幣(約貼水五%)	中國銀行		
山東	濟南	アリ		中國、交通		電燈公司及若干の工場
	青島	極少		中國、交通	橫濱正金銀行	
	濟寧	アリ		中國、交通		

陝西	全省		西北銀行紙幣	中國銀行		富秦官錢局銅元票
四川	成都		紙幣は各種とも甚だ少し	中國（極少數）		
	重慶			中和銀行、中國銀行	美豐銀行	
雲南	昆明		雲南省銀行紙幣（下落甚し）	個碧鐵路公司銀行（下落甚し）	滙理銀行	
黑龍江（注一）	全省		黑龍江官銀號及東三省官銀號の哈爾濱大洋票（面價の約七割） 黑龍江官帖（下落甚し）	中國、交通兩行の哈爾濱大洋票（面價の約七割）		
吉林（注二）	長春		東三省官銀號の哈爾濱大洋票（面價の約七割） 吉林官帖（下落甚し）	中國、交通兩行の哈爾濱大洋票（面價の約七割）	朝鮮銀行の金圓票 橫濱正金銀行の銀圓票	
	哈爾濱		東三省官銀號及黑龍江官銀號の哈爾濱大洋票（面價の約七〇%） 吉林官帖（下落甚し）	中國、交通兩行の哈爾濱大洋票（面價の約七〇%）	朝鮮銀行の金圓票 橫濱正金銀行の銀圓票	
	吉林		吉林永衡官銀錢號の官帖（下落甚し）及大洋票（面價の約七〇%）			

奉天	奉天及全省の大部分地方	東三省官銀號の奉天票(下落甚し)公濟平市官錢局の銅元票	中國、交通兩行の奉天票(下落甚し)	朝鮮銀行の金圓票及横濱正金銀行の銀圓票、但主として滿鐵沿線一帶にして流通す	

(原注一) 哈爾濱大洋票は主として東支鐵道沿線に、黑龍江官帖は重に農村區域に流通す。

(原注二) 哈爾濱大洋票は主として東支鐵道沿線に、吉林官帖は重に農村區域に流通す。

(原注三) 本表に記載する內外銀行の紙幣は其全部を網羅せるものにあらざるも、而も流通額の大なるものは悉く之を列擧せり。

九　支那に於ける紙幣發行額

支那に於ける紙幣流通額は之を知ることは到底不可能である。中國銀行の民國十八年度營業報告に據れば、「十七年末に於ける全國發行銀行の紙幣發行總額は約二億九千五百萬元(不兌換紙幣を除く)にして、中國銀行の發行額は其五割八分を占む。」とあり。而も此數字は發行權を有する支那新式銀行の發行額だけであつて、且不換紙幣を含んで居ないから、全國に於ける實際の紙幣流通額とは、遙に懸隔あるものと見なければならぬ。

中國銀行、交通銀行、中央銀行、中南墾業金城大陸四行準備庫及滿洲に於ける各銀行の發行額は前に掲げたが、今上海に於ける各銀行の發行額を示せば左の如くである。

上海各銀行兌換券發行額（單位元）

銀行	種別	金額
中央銀行	銀元券	二二二、〇九九、〇八二
	輔幣券	二、六七四、二六七
	計	二二四、七七三、三四九
中國銀行	本行發行額	六四、一八八、五七〇
	聯行領用額	二九、五七三、五七四
	各行莊領用額	二九、七三一、八二四
	計	一二三、四九三、九六八
交通銀行		約四五、〇〇〇、〇〇〇
鹽業、中南、金城、大陸四行準備庫		二八、九一四、八五二
中國實業銀行		二四、三五〇、二一六
四明銀行	本行發行額	六、二〇二、四六〇
	同業領用額	五、五五〇、〇〇〇
	計	一一、七五二、四六〇
浙江興業銀行	本行發行額	三、八四一、七〇二
	同業領用額	三、四九〇、〇〇〇

中國墾業銀行	計	七、三三一、七〇二
	本行發行額	四、二二九、〇〇〇
	他行領用額	二、五五〇、〇〇〇
	計	六、七七九、〇〇〇
中國農工銀行		一、八七二、九〇〇
中國通商銀行		七、一九八、〇三五
以上合計		二八一、四六六、四八二
外國銀行		三、九八一、〇〇〇

以上は何れも民國二十年十二月三十一日現在高であつて、支那銀行の分は各銀行の營業報告に據り、外國銀行の分は銀行週報第十六卷第二十六號に據つたものであるが、內外銀行の發行額を合計すれば二億八千五百四十四萬餘元となるのである。而して此等各行の內、中國銀行及四行準備庫の發行準備公開に關しては前に述べたが、其他の銀行即ち中央、交通、浙江興業、中國實業等に於ても、每月當該銀行の董事、監事と會計師と會同して檢査し、又は會計師のみにて檢査を爲し、之を公表してゐる。

第四節　通貨の賣買

支那の通貨は前來敍述せるが如く、其種類頗る多く、取引の種類に因り使用通貨を異にするを以て、

商人は常に一の通貨を他の通貨に交換する必要があり、且各商業には自ら繁閑の時期あるが故に、各通貨は各其需要供給を異にし、加之銀行業者、兩換業者其他に於て通貨の思惑賣買をなす爲め、益其需要供給を激變せしめ、各通貨の交換率即ち貨幣相場は日々變動がある。開港場其他の重なる都市に於ては、錢莊・銀號等の支那舊式銀行者日々相會して各種通貨の賣買を爲し、標準相場を發表してゐる。通貨の取引場所は各地とも大抵錢業公會内に設けられてゐるが、滿洲に於ては日本の取引所及支那人交易所にて行はれて居り、各地とも實需以外の空賣買も行はれてゐる。

左に上海・漢口兩地に於ける相場の建方を示すであらう。

上海銀洋錢行市　（民國二十年五月四日）

	上午（早市）	下午（午市）
洋釐	七錢三分二五	七錢三分二六二五
銀拆	四分	四分
江南小洋	六錢五分三	六錢五分三
廣東小洋	六錢五分	六錢四分九五
銅元	三百七十五千五百文	三百七十五千五百文
角坏	二百四十四文	二百四十四文

兌換銅元	二千七百五十文	二千七百五十文
貼水	三十一文	三十一文

説明

洋釐は銀元一元に對する九八規元建相場。

従前は陰暦三四月の交には、繭買入資金として多額の銀元が江浙の繭産地に輸送された爲め、三月底期洋及四月半期洋(何れも陰暦)と稱し、前者は陰暦正月初、後者は同三月初より、先物相場が建てられたが、近年期洋に對する投機盛なると、上海各銀行の兌換券が内地繭産地にも通用するに至り、現洋の需要減せしとに鑑み、錢業公會は民國十六年より之を禁ずるに至つた。

上海に於ては従前は各種銀元は各別に相場を建てられたが、中國・交通兩銀行と錢業公會と協議の結果、民國四年八月一日より各種龍洋の相場建を廢止し、國幣相場と墨銀相場のみを建て、上海に於て最も流通する江南・湖北・廣東及大清銀幣の四種龍洋は、國幣の相場に依り通用することゝなり、其後また銀行公會と錢業公會と協議の上、墨銀も支那銀元と同一價格にて通用することゝし、外國銀行の同意を得、民國八年六月九日より劃一せる相場を建てることゝなつた。

銀拆は規元一千兩に對する日歩。又拆息といふ。江南小洋及廣東小洋とあるは南京一角銀貨又は廣東二角銀貨毎十角に對する規元建相場。

銅元とあるは銅元の規元百兩に對する相場。
角坏は銀角一角に對する銅元建相場。
兌換銅元とあるは銅元の銀元一元に對する相場。また衣牌といふ。衣牌は元と制錢の銀兩に對する相場であつたが、今は銅元相場を斯く呼んでゐる。原と周浦の市價を標準とせるものなりといふ。周浦は南滙縣下の大市鎭であつて、衣莊が極めて多い。衣牌の名の出でし由來は、同地衣業者間の建相場を標準としたからであるとのことである。
貼水は小洋の大洋計算に對する每角の打步。
角坏、兌換銅元、貼水の三者は銀元、小洋及銅元相場から算出されたものであつて、其算式は左の如くである。

（銅元相場 ÷ 100兩）×（廣東小洋相場 ÷ 10角）＝ 角坏
（銅元相場 ÷ 100）× 洋厘 ＝ 兌換銅元
（兌換銅元 ÷ 10）－ 角坏 ＝ 貼水

漢口銀洋錢行市　（民國二十年三月三日）

現　洋　・　七錢〇七厘
拆　息　　　二分二分

申鈔	七錢〇三二五
双銅元	一錢三分九
現洋換銅元	五串〇八十六文
申鈔換銅元	五串〇五十九文

説明

現洋は銀元一元の洋例銀建相場、即ち洋釐。

拆息は洋例銀一千兩に對する日歩。

申鈔は上海各銀行紙幣の洋例銀建相場。

双銅元は銅元千文(双銅元五十枚)の洋例銀建相場。

現洋換銅元とあるは銀元一元の銅元建相場。

申鈔換銅元とあるは上海紙幣一元の銅元建相場。

第四章　民國の幣制

支那に於ては、光緒二十九年頃より幣制改革の議が起つたが、本位と單位との問題容易に決定せず、即ち金本位を唱ふる者と、銀本位を唱ふる者とあり、また銀一兩を單位とする說と、七錢二分を單位とする說とあり、紛紜を極めたが、宣統二年四月幣制則例の公布あり、始めて銀本位制採用せられ、品位九〇、重量庫平七錢二分を以て單位とし、之を圓と名づくることゝなつた。而して翌年五月より新貨幣の鑄造に着手し、同年十月を以て新幣制の施行期と定めたが、適ゝ革命の變に遭ひ、遂に之が實行を見るに至らなかつた。

革命後は、民國元年十月財政部に幣制委員會を設け、幣制改革に就き研究せしめたが、該委員會は反覆討議の末、金爲替本位制を以て最も適當とすることに意見一致し、同年十二月報告書を提出したが、採用を見るに至らず、翌二年二月、更に大總統令を以て幣制委員會設立せられ、同問題に就き再び審議を重ねたが、結局、今日の時勢は金本位を採用するの已むを得ざるを認むるも、暫く銀本位を行ひ、幣制を統一したる上、他日時機を見て金本位制に改むることに決定し、三年二月、同委員會に於て起草せる銀元本位の國幣條例並に同施行細則の公布を見るに至つた。是より先、ゼンクス (Jeremiah W. Jenks) 氏は米國の國際爲替委員を會代表して支那に來り、支那の採用すべき幣制は、金爲替

本位制を適當とすべき旨を條陳し、民國元年財政顧問和蘭人ヴヰセリング(Dr. Gererd Vissering)氏も亦金爲替本位制を主張したが、政府部内に異論があつて、遂に採用されなかつた。

民國三年の國幣條例及同施行細則は左の通りである。

國幣條例（民國三年二月教令第十九號）

第一條　國幣の鑄發權は政府に專屬す。

第二條　庫平純銀六錢四分八厘即ち二三グラム九七七九五〇四八を以て價格の單位となし、之を圓と名く。

第三條　國幣の種類左の如し。

銀幣　四種　一圓、　半圓、　二角、　一角。

鎳幣(ニツケル)　一種　五分。

銅幣　五種　二分、　一分、　五釐、　二釐、　一釐。

第四條　國幣の計算は總て十進一位とし、一圓の十分の一を角、百分の一を分、千分の一を釐と稱し、公私の兌換は總て此の率に據る。

第五條　國幣の重量及品位左の如し。

一　一圓銀幣、　總重七錢二分　銀九、銅一

二　五角銀幣　總重三錢六分　銀七、銅三

三	二角銀幣	總重一錢四分四厘	銀七、銅三
四	一角銀幣	總重七分二厘	銀七、銅三
五	五分鎳幣	總重七分	鎳二五、銅七五
六	二分銅幣	總重二錢八分	銅九五、錫四、鉛一
七	一分銅幣	總重一錢八分	品位同上
八	五釐銅幣	總重九分	品位同上
九	二釐銅幣	總重四分五厘	品位同上
十	一釐銅幣	總重二分五厘	品位同上

第六條　一圓銀幣は其額に制限なく通用す。
五角銀幣は毎回の授受合計二十圓以內、二角・一角の銀幣は毎回の授受合計五圓以內、鎳幣及銅幣は毎回の授受合計一圓以內に限る。但租稅の收受及國家銀行の兌換には此制限を適用せず。
第七條　國幣の型式は教令を以て之を定む。
第八條　各種の銀幣は枚數に拘らず、其重量と法定重量との公差千分の三を越ゆることを得ず。
各種の銀幣毎一千枚合計の重量と法定重量との公差は萬分の三を越ゆることを得ず。
第九條　各種の銀幣は枚數に拘らず、其純分と法定純分との公差は千分の三を越ゆることを得ず。
第十條　一圓銀幣にして使用に因り磨損し、法定重量の百分の一を減少したるもの、五角以下の銀幣・鎳幣・

銅幣にして、使用に因り同百分の五を減少したるものは、政府に向つて新幣との引換を請求することを得。

第十一條　故意に毀損したる貨幣は、他人に對し收受を強ふることを得ず。

第十二條　生銀を以て、政府に一圓銀幣の鑄造を託する者あるときは、政府は之を承諾すべし。但鑄造費として一枚に付庫平六厘を徴收す。

第十三條　本條例の施行期日は敎令を以て之を定む。

國幣條例施行細則（民國三年二月八日公布）

第一條　公款の出納には必ず國幣を用ゆることを要す。但本細則に特別の規定あるものは其規定に依る。

第二條　舊來の各官局にて鑄發せる一圓銀幣は、政府に於て國幣を以て引換へ之を改鑄す。但一定期間內は國幣一圓と同一の價格あるものと認むべし。

右期限は敎令を以て之を定む。

第三條　市面通用の舊銀角・舊銅圓・舊制錢は、政府に於て國幣を以て囘收して之を改鑄す。但一定期間內は各市價に照して使用することを許す。

前項の舊幣は之を以て公款を納付する場合には、各地方官署は每月揭示せる市價に依り之を收受す。其市價は當該地方に於ける前一ヶ月の平均市價を以て標準とす。

右期限は敎令を以て之を定む。

第四條　生銀を以て公款を納付し、又は政府に國幣の鑄造を託する者あるときは、庫平純銀六錢五分四厘を一圓に換算す。其他平色を異にする生銀の換算價格は別に附表の定むる所に依る。

第五條　公款の出納にして、從來銀兩を以て計算せるものは、當該各處に於て收入又は支出したる銀兩の平色數目を、第四條の規定に依りて換算し、單位の名稱を改むべし。但從來銅元・制錢又は其他の錢文を用ゆるもの、及銀兩を以て他種の錢文に換算し、又は錢文を以て銀圓に換算し來れるものは、地方官署に於て收支の實數を國稅廳に申報し、其換算率の許可を得て、計算單位の名稱を改むべし。

第六條　各種賦稅の稅率は、第四條及第五條の規定に依り、其實徵額は厘位迄に止め、厘位以下は四捨五入法を用ふ。尙ほ別に定率表を作りて之を布告すべし。

第七條　民間の取引にして、銀兩を以て計算せるものは、附表の規定に依り國幣に換算し、計算單位の名稱を改むべし。其舊銀角・舊銅元・舊制錢又は其他の錢文を以て計算せるものは、第五條の規定に依り國幣に換算して計算單位の名稱を改むべし。

本條に依り證書類の計算の名稱を改めざるものにして、他日訴訟となりたる場合は、本條例公布の日の市價を標準として之を判斷す。

第八條　中國の版圖內に在りては、何種の款項に拘らず、國幣を以て授受するときは、之を拒むことを得す。

第九條　國幣條例第四條及本細則第八條に違犯したる者は、關係人の告發により、審理の後、十圓以上千圓以下の罰金に處す。

官吏及官營事業を管理する者にして、前項の情事ありたるときは、同一順序を經たる上、五十圓以上三千圓以下の罰金に處す。

第十條　本細則施行の地域及期日は教令を以て之を定む。

第十一條　本細則にして增改の必要あるときは、別に教令を以て之を公布す。

尙ほ該條例に於て銀本位を採用せる理由、單位を庫平の純銀六錢四分八厘とせる理由、並に本位貨の鑄造費六厘を徴收する理由等は、「國幣條例及同施行細則理由書」に詳述されてゐる。即ち左の如くである。

國幣條例及同施行細則理由書

（一）　銀本位を採用せる理由

金本位の美善なることは人皆知る所であるが、併し支那に現存する金は、全國の貨幣の用に供するに足らぬから、之を外國より買入れねばならぬが、それでは勞費甚だ大なるのみならず、支那の現在の銀も亦驟に之を處分することが出來ないから、之が爲め金融界は非常の變擾を釀成するであらう。且支那國民は貯藏を好むを以て、政府の鑄造した金貨を得た者は、之を篋笥に藏するに至り、市場の媒介は動もすれば窒礙を來すであらう。此れ明に金本位の良制たるを知りながら、未だ遽に採用し難い所以である。

金爲替本位制は、蓄金未た富まざる國に在りては、對外爲替相場を調節する爲めには、誠に妙用である。併し之を行ふて著效あるものは、皆植民地であつて、母國の援助を恃んで以て成功してゐるのである。支那は情勢が異つてゐるから、容易く輙に倣ふことは出來ない。即ち一大宗の外債を借入れて、之を外國市場に存置し、以て平準を圖ることゝするも、然も若し甲國に偏倚せば、乙丙等の國は其權衡を失ひ、其利未だ形はれずして、弊害が先に起るであらう。故に法は善なりと雖も、之を行ふことは困難である。

今日世界の大勢より論ずれば、銀本位は之を持久すれば固より弊害がある。然し惡本位は無本位に勝る。今日支那の大に患ふる所は本位がないことである。されば最良の本位を夢想して力及ばず、徒に遷延するよりも、勢に因りて利導し、比較的實行し易い本位を採用し、以て之を整齊するに如くはない。此れ過渡的方法として、暫く銀本位を行ふ所以の微意である。若夫れ過渡期間が愈短ければ愈妙であつて、今銀本位を行ふと雖も、一方に於ては金本位制に改進するの準備に汲々たらんことを期してゐる。故に國幣條例及施行細則とも、處々常に此意に本づいて立案した。

（二）　六錢四分八厘を以て價格の單位とせる理由

價格の單位を六錢四分八厘としたのは、學理に照して斯くしなければならぬと謂ふのではない。事實上最も便利と認めたからである。それは第一、現在國內に於ける計數貨幣使用の習慣は、沿江沿

海一帶已に漸く養成せられ、而して其使用銀貨の重量は七錢二分を以て標準として居るから、今驟に之を他の量に易へるときは、徒に聽聞を淆亂し、金融擾亂の範圍が甚だ大なるべきこと。第二、歷年官局にて鑄造せる銀元は皆此重量を用ゐ、其市面に現存するもの、最近の調査に據れば已に二億元を越えてゐるから、改制の初めは、宜しく法を設けて之を利用し、以て暫行媒介物に充て、以て兌換準備に供し、新幣の發行充分ならざる間は、少しく周轉を得せしむべきこと。(此れは次に詳說する)此二つの理由に因つて六錢四分八厘を以て最も適當と認めたのである。

(三) 補助貨の純分を輕減せる理由

今暫く銀本位を行ふと雖も、それは過渡時代萬已むを得ざるの辦法に過ぎないのであつて、將來終に金本位に歸宿すべきものである。而も貨幣の改造は勞費少からざるを以て、改革の始め、豫め將來に備へ、新鑄の補助貨は金本位に改めたる後も仍ほ之を沿用することゝしなければならぬ。然るに若し銀輔幣の名價が其實價と甚だ近かつたならば、銀價が略騰貴すれば、輔幣が必ず銷毀されることは自然の勢なるを以て、本條例に於ては、銀輔幣の名價を實價の十分の七としたのである。此れ亦將來輔幣改鑄の勞を免れんと欲した爲めである。

(四) 本位貨の自由鑄造を許し且鑄造費六厘を徵收することゝせる理由

(1) 現在市面流通の各種銀元は、其市價は實價以上に在る。天津造幣廠の報告に據れば、本年

（民國二年？）に於ける毎一元の平均市價は行化銀約六錢九分二厘なるが、今本位貨を庫平の純銀六錢四分八厘とするときは、行化銀の約六錢八分四厘となり、市價との差約八厘となるのである。既に暫く舊銀元と國幣と同一の通用力を認めんと欲せば、法を設けて其市價を平にしなければならぬが、鑄造費六厘を加ふるときは、其距離甚だ微小となり、自ら力を爲し易いこと。

（2）天津造幣廠に於ける現在の八八五乃至八九〇品位の北洋銀元の原料及鑄造費は、約一分内外を超過してゐるが、若し改制後、九〇〇位として更に精鑄を加へたならば、原料及鑄造費合せて行化銀六錢九分となるべく、然るに若し鑄造費を加へず、又は之を加へても甚だ微小ならば、鑄造に由る損失大なるべきこと。

（3）各國に於て徴收する金主幣の鑄造費は、最も多いものも千分の二乃至三に過ぎないが、併し金の價格は銀に比し三四十倍なるを以て、千分の三を加ふることは、鑄銀の場合には千分の十を加ふるに等しく、また銀幣の鑄造費を徴することが甚だ少ければ、人民は其品位の純なるを貪り、之を鎔解して他の用と爲すを免れない。且支那に於ける生銀使用の習慣は立ちどころに之を禁絶することは出來ないから、此弊が尤も大であらう。大清銀幣が純分高い爲め、今や漸く市場に跡を絶てるが如きも其爲めであつて、此弊は之を豫防しなければならぬ。

以上の理由に依り、幾たびか審度を經て、鑄造費六厘（約千分の九に當る）を最適と認めたのである。

(五) 從前官局所鑄の一元銀幣を暫く國幣に準ずる理由

(1) 支那が果して幾何の銀元を必要とするかは、今之を明言することは出來ないが、全國の使用に供するには、少くも四億元內外を要すべく、最初先づ各大城鎭商埠に流通せしむるだけでも二億元以上なければなるまい。然るに支那は一億元の新幣を鑄造するにも、尙ほ一年內外の時日を要すること。

(2) 兌換券の兌換準備として相當額の現幣を要すること。

(3) 若し幣制を改革して絕對的に舊幣を利用しないとすれば、新幣は全部皆生銀を求めて別に之を鑄造しなければならぬから、之が爲め生銀の外國よりの輸入激增すべく、而して將來金本位に改用する際、益々銀の處分に困難すべく、而も銀價は此に由りて變動甚しく、世界の金融を擾亂するに至るべきこと。

(4) 若し新銀元を鑄造し、舊幣と其重量を異にし、而して一元舊幣を國幣と認めなかつたならば、最初は新幣の鑄造額少く、其力市場を支配するに足らざるを以て、一元舊幣は當然流通し、其市價の高低定まるなく、且新幣との間に比價を生じ、新幣は啻に幣制を整齊する能はざるのみならず、反つて幣制の紊亂を增すべきこと。

以上四大理由の爲めに、暫く舊幣を國幣と認むることは、實に正當不易の法に屬し、亦輕々しく舊

規を改むべからざる理由も自ら判かるであらう。

（六）舊補助貨に市價を以て通用せしむる理由

舊主幣は國幣と認めて法價を付與し、輔幣は市價に照して通用せしむる所以は、主幣は價格の尺度であり、尺度は直に統一しなければ、凡百の物價を制することが出來ないからである。尺度既に定まらば、百價は皆之を標準とすべきを以て、舊來の輔幣の價も、暫く凡百の物價の一種と認めても、標準の基礎に於ては固より動搖がない。且政府が主幣と輔幣との分期整理を主張する所以は、金融市場の秩序を維持する爲めに然らざるを得ないからである。試みに銅元に就て言へば、現在大銀元一元に對する市價は約百三十枚に値して居るが、若し之を整理せんと欲せば、立ちどころに之を改めて十進としなければならぬ。然も此れは唯法律の力を以て強制し得べきものではない。今國家が苦痛を忍んで、市面過剩の銅元を、日を剋して回收鎔毀し、需供相濟せしめ、勉めて十進の系統に就かしむるとするも、然も市面流通最も廣き銅元の價格が、急激に十分の三を變せば、金融を擾亂し、小民の生計に影響を及ぼすこと甚だ大なるものがあらう。故に各種輔幣は別に其重量・品位・形式共に舊幣と殊別なるものを鑄造し、新輔幣は主幣に對し嚴格に十進法を用ゐて法價となし、而して舊輔幣は之を百物の列に置き、必ずしも新幣制の系統に屬せしめないことにしてゐる。併し永久に放任して整理を加へないと云ふのではない。一面市價を以て回收して陸續改鑄し、回收漸く多

く、其市價が新補幣と略ぼ同じきを俟つて、期限を明定して全額を回收したならば、急激に物價に影響することもないであらう。

（七） 地方に依り施行期日を異にせる理由

支那は領域遼濶にして、各地習慣を異にし、經濟事情も亦異なつてゐること。一時に全國の使用に供するだけの貨幣の鑄造、兌換券の發行は極めて困難なること。各地濫發紙幣の回收整理も漸を以てせざるべからず、且其中の數量は特別の辦法を用ゐる必要あること等の理由に依り、先づ通商港より施行して爲替に支障なからしめ、然る後次第に腹地に推行し、期するに二年を以てし、遍く全國に及ぼすことにしたのである。

右國幣條例及同施行細則は未だ實施されないが、併し、一圓銀幣は已に民國三年十二月より發行され、中圓・二角・一角の補助銀幣も北支那の一部には同五年八月より發行され、新銅貨も亦六年二月より天津地方に於て發行された。但一圓銀幣は品位を改めて八九としたことは前に述べた如くである。（第三章第一節第二款（三）同第三款（三）同第二節第一款（二）參照）

右新貨幣の發行と共に、支那政府は十進法の維持に努め、且新銀元を以て舊銀元を回收し、漸次之を鎔毀して新幣に改鑄することゝし、民國四年より天津・南京・武昌の各造幣廠に命して之を實行せしめた。然も十進法の維持は銀補助貨の濫發の爲め遂に成就しなかつたが、（第三章第一節第三款（三）參照）

外國銀元及舊銀元の回收銷毀額は天津造幣廠は、十二年末迄に一千六百二十四萬九千七百四十四枚、南京造幣廠は十三年六月中旬迄に四千八百六十一萬七千三百四十九枚、武昌造幣廠は十三年末迄に八百六十五萬一千七百四十六枚、合計七千三百五十一萬八千八百三十九元に達した。

而してこの新銀元は大に民間に信用あり、到處圓滑に流通し、且之が發行以來外國銀元は逐年勢力を失ひ、舊來の重量品位低劣なる龍洋も漸次淘汰せられて殆んど跡を絶つに至つたことは既述の如くである。

尙ほ通貨の統一に關しては次章に之を述べるであらう。

第五章　幣制改革問題

第一節　清末の改革計畫

一九〇二年の英支改訂通商條約（第二條）に於て、支那は其全國を通じて英支兩國人民が一切の租稅及其他の債務の支拂に使用すべき一律の國幣を立定するため、必要なる措置を取るべきことを約し、其翌年締結せられた日支條約及米支條約に於ても、亦略ゝ同樣の條文があるが、當時銀價の下落逐年甚しく、賠償金の支拂に多大の損失を被り、さなきだに困難なる清國の財政は一層窮迫を告ぐるに至つた爲め、清國政府は始めて幣制改革の急務を悟り、一九〇三年四月上諭を下して、軍機大臣慶親王及瞿鴻禨に對し、戸部と會同して貨幣制度の劃一を籌議すべき旨を命じた。其上諭の大要は左の如くである。

各省所要の銀錢は、樣式各異なり、量目・成色一ならず、故に劃一銀式を明定し、京師に於て銀錢鑄造總廠を設立し、新式銀錢を鑄造して流通せしめ、租稅其他一切の公款は此新貨幣を用ひ、補平・申水等の弊を掃盪し、部庫・省庫の收支統べて一律に歸せしめ、巧みに名目を立て、紛岐に涉るを准さゞることゝすべし。其實行方法に就ては、如何に章程を妥定すべきか、速に詳斷核議し、旨を請ふて遵行すべし。

是より先、同年一月駐米代理公使に命じ、駐米墨西哥大使と協同して、米國政府に向つて、金銀市價の變動が金銀各本位國の通商に及ぼす惡影響を救治すべき方案を提供せられんことを懇請せしめたが、米國政府はゼンクス外二氏を（Jeremiah W. Jenks, Hugh H. Hanna, Charles A. Conant,）國際爲替調査委員に任命し、之を調査せしめ、其結果ゼンクス氏の渡支となり、十七ヶ條の覺書は支那政府に向つて提出せられた。是れ即ち金爲替本位制であつて、支那をして先づ開港場及其附近の地域を劃して之を實施せしめ、以て爲替相場の變動より來る、外國貿易上並に賠償金支拂に及ぼす不利を除去せしめんとするに在つたが、其着眼對外關係の一面に偏倚し、支那內地の經濟狀態を顧慮せざる嫌ありとして、異論百出し、（注一）湖廣總督張之洞の如き極力之に反對し、財政處及戶部も亦造端浩大にして遽に決すべからずとして、暫く停議するに至つた。

米國の國際爲替調査委員の報告提出に先ちて、一九〇三年七月總稅務司ロバート、ハート（Robert Hart）氏も亦、支那政府に向つて幣制改革意見を提出し、上海、香港、天津の外國人商業會議所も、同年八月聯合して支那幣制劃一の必要を陳べ、之を支那政府に勸告せられんことを、北京各國公使の首席たる米國公使コンガー氏に請願した。今ハート氏の意見の大要を擧ぐれば左の如くである。

現今支那に於ける貨幣は著しく混亂し、比年金銀市價の變動は、爲替相場を動搖せしむること甚しく、而も銀價下落の爲め、支那の商工業並に外債支拂に及ぼす影響は少くない。故に幣制の統

一は刻下の急務である。而して最良の幣制は金單本位制であるが、目下金を有せざる支那に於て急に之を採用すること能はざるは論を俟たない所である。故に支那の現狀より云へば、國內に銀貨及銅貨を使用し、或る方法に依つて金銀の間に一定の比價を保たしめ、爲替相場の變動を防ぐを以て最良の策と信ずる。而して一定の新貨幣を鑄造して、之を普及せしむるの方法としては、左の如く提議したいのである。

（一）新貨幣の鑄造は中央政府に於て之を行ひ、從來各省に散在する造幣廠は悉く之を閉鎖すること。

（二）新貨の名稱及重量は、從來慣用の兩・錢・分・厘を襲用すること。

（三）新貨の價格は庫平を準とし、其種類は一兩・五錢・二錢半・一錢の四種とすること。

（四）前記新銀貨と共に當十銅元及一厘銅貨を新造し、小取引の用に供すること。

（五）銀貨の品位は一兩及五錢のものは九百位とし、二錢半及一錢のものは八百位とし、造幣の利益は之を造幣局の經費に充つること。

（六）造幣監督官、技師及出納官には外國人を聘用すること。

（七）新貨幣の發行と同時に舊貨幣及生銀の使用を禁じ、生銀を有する者は新貨幣との引換を許すこと。

（八）新貨幣と外國金貨幣との比價は、法律を以て之を確定し、外國人にして金貨を差出す者に對しては、其法定比價を以て新幣を交付し、其新幣との引換に依りて得たる金貨は、外債の支拂又は他日金貨鑄造の資となすこと。

尚ほゼンクス氏の覺書の要旨は左の如くである。

（一）支那政府は、支那より賠償金を支拂ふべき列國の意に適すべき劃一せる貨幣制度を確立し其實行を企圖すること。其幣制は國內流通に資する爲めには主として銀貨を用ひ、其銀貨をして金貨に對し一定の價格を有せしむること。

（二）價格の單位を公定すること。其單位を金若干グレインと定むべきかは、銀一兩に對する大約の金價に據るを可とす。而して其價格單位の五倍・十倍・二十倍の金貨幣を鑄造すること丶し、相當の手數料を徴して自由鑄造となすの規則を設くること。尚政府に於ても、自己の費用を以て或る額の金幣を鑄造すること。

（三）國內流通に資する爲め、凡そ墨西哥弗大の銀貨を鑄造すること。而して此新銀貨の金貨に對する法定比價は、一と三十二に定め、尚ほ此の銀貨の外、必要に應じ適當の重量及價格を有する銀・白銅及銅の補助貨を鑄造すること。

（四）金貨及銀貨は、各省政廳をして必ず其法定比價を以て收受せしむること。

（五）銀貨の價格の動搖を防ぎ、其金に對する法定比價を維持する爲め、支那政府は倫敦其他重要なる商業中心地に爲替基金を設置し、金爲替手形を賣出すこと。

（六）造幣の利益は特別資金として積立て、其額五十萬兩に達したる時は、之を外國に預入れ、金爲替の相場を以て金に引換へ、爲替基金に繰入るゝこと。此事は金爲替基金が或る額に達するまで繼續すること。

（七）金爲替基金減少したるときは、之を補塡する爲め、在外國庫代理者に命じ、支那に宛て銀爲替を賣出さしむること。

（八）支那政府は列國の意に適すべき外國人を聘用し、新幣制の實行を總理せしむること。

（九）五年以内に各貿易港は勿論、其他地方に於ても、及ぶ限り廣き區域に新幣制の實施を期すること。

（十）佛蘭西銀行又は日本銀行に類似する中央銀行を設け資本を約二千萬米弗とし、民間より之を募集すること。但政府は其管理上に發言權を有し、且利益の配當を受くること。

（十一）前項の中央銀行は國庫事務を取扱はしめ、且紙幣發行の獨占權を有せしむること。

右ゼンクス氏の提議は、國内の用には銀貨以下の貨幣を以てし、金貨は外國に對する支拂にのみ使用するの制であつて、結局はハート氏の提案と一致するものであるが、ハート氏の提案は先づ一定の

銀・銅貨を新造し、其全國に普及するを待つて、然る後金爲替本位制を實行する計畫であるが、米國委員の提議は、幣制統一と金爲替本位制とを同時に實行せんとするものであつて、開港場及び其附近地方を限り、當初より金爲替本位制を施行し、漸次之を內地に及ぼさんとするものである。然るに淸廷の意見は、結局ハート氏の說に傾き、假令將來金單本位制を採用する必要ありとするも、當今の急務としては、先づ統一せる銀本位制を全國に施行すべしとの說多數を占むるに至つた。

是に於てか光緒三十年（一九〇四）湖廣總督張之洞は、湖北に於て先づ庫平一兩の銀貨を鑄造して、試みに之を流通せしめ、以て範を示さんことを奏請した。彼の意見は、「從來各省にて鑄造する銀元は、皆墨西哥弗に倣ひ、其重量を七錢二分としてゐるが、此れは唯外國銀貨の輸入を抵制するの目的に出でたもので一時權宜の策である。今新に幣制を釐定し、全國劃一の銀幣を鑄造せんとせば、一兩を以て單位とし、其品位は十足としなければならぬ。而して舊銀貨は其重量純分に因り市價の騰落あるを以て、新鑄國幣との間には自ら判然たる區別を生じ、其流通は相妨げざるべきが故に、必しも之を回收して改鑄するの必要もない。また舊銀貨と新定國幣とは輕重・貴賤大に軒輊あるを以て、人民をして國幣を重視せしめ。其流通を圓滑ならしむるであらうといふに在つた。而して其上奏は裁可を得、直に一兩銀幣の鑄造に着手し、同年十二月より之を流通せしめたが、翌三十一年には、中央政府に於ても亦一兩銀幣を本位貨となし、以て幣制を統一するの議を決定し、一兩・五錢・二錢・一

錢の四種銀幣を鑄造することゝなつた。然るに各省に於ては、從來七錢二分の銀元を使用せるため一兩銀幣を不便とする者多く、加之湖北省に於て一兩銀幣の流通阻格し、三十三年之を回收して鑄潰すに至りしかば、政府は成議を翻して、更に七錢二分の一圓銀幣を以て本位貨とすることに改めたることは第三章第一節第二款に陳べた如くである。

是より幣制問題は益紛糾し、同年出使英國大臣汪大燮が金貨幣使用の議を上るに及んで、金幣論また喧しく、汪氏の議は膚淺にして取るに足らざりしと雖も、度支部は其議覆に際し、更に虛定金本位制（金爲權本位制）を定めて、印度。比律賓等の制に倣はんことを奏請し、其實行方法四種を建議したるを以て、內閣各部院は命に依つて之を審議し、世界の大勢上、虛定金本位制を採るの已むを得ざるを覆奏したが、翌三十四年九月特派米國大臣唐紹怡の奏請並に政務處の議覆に依り、再び一兩銀幣を以て本位貨幣となすことに決定した。當時政務處の奏文中に、「論世界之趨勢、則應用金本位、論中國之現情、則應用銀本位、而論幣制進化之理、則由用銅進於用金、其中必歷用銀之階級、是中國今日之必當用銀本位者、理也、勢也」とあつた。即ち先づ銀本位制を採用して、以て幣制を統一し、他日時期熟するを待つて、金本位制に進むべしといふのである。斯くて一兩・五錢・一錢・五分の四種銀幣を鑄造し、一兩及び五錢銀幣は品位を九八とし、一錢及五分銀幣は之を八八とし、將來京外各衙門の收支は悉く之を用ひ、凡て補平、補色、傾鎔、火耗、平餘の名目（注二）を以て、私に

酌量收納すべからざることを定め、尚ほ補助貨としては銅元及制錢をも使用することゝした。然るに該制も未だ之が實施を見ざるに先ち、亦復改正を見るに至つた。

宣統元年（一九〇九）度支部より幣制の萬全を策すべきを上奏するや、該部に命じ、局を設けて更に之を調査せしむることゝなつたが、其結果重量七錢二分の一圓銀幣を以て本位貨となすの制は再び採用せられ、其起草に係る幣制則例（注三）は同二年四月を以て裁可せられたが、是亦其實施を見ずして革命の變に逢つた。（第三章第一節第二款(二)參照）

民國の幣制に關しては、前章に述べた如くである。

（注一）當時の北京英國公使館附商務官ゼミーソン（J. W. Jamieson）氏もゼンクス案を批評して、該案が支那の內國商業を度外視して之に對し適當の注意を拂はず、主として外國貿易及對外債務の支拂に重きを措きたる點を非難し、且該計畫を實行せば支那國民の購買力を減殺し、延いて支那と貿易を爲す諸外國の利益を害する虞ありとし、支那は先づ銀本位制を以て通貨を統一し、然る後本位改革に進むべきであるとの意味を述べてゐる。（British Diplomatic and Consular Reports: "Foreign Trade of China for 1905."）

（注二）補平は目方の補足、補色は銀質の補足、傾鎔は銀錠の鑄造又は改鑄の費用、火耗は銀錠の鑄造又は改鑄に因る目減りの補足であつて、官府に於て租稅を徵收する場合に、此等の名義を以て正稅の外に少數の銀を補納せしめたのである。又平餘は計量上の盈餘といふ意であつて、當初四川に起つたといはれて居る。即ち銀を以て田賦を徵收する際に、故意に目方を輕計り、以て盈餘を利したのであるが、それが後には各省とも平餘と名づけて公然徵收するに至つたのである。

（注三）宣統二年の幣制則例は二十二條より成つてゐるが、其重なる條文は左の如くである。尚ほ該則例には自由鑄造に關する規定はない。

幣制則例（宣統二年四月）

第一條　國幣の單位を圓と名づく。
第二條　國幣の種類左の如し。
銀幣　四種　一元、　五角、　二角五分、　一角。
鎳幣　一種　五分。
銅幣　四種　二分、　一分、　五厘、　一厘。
第三條　一元を主幣と爲し、五角以下を輔幣と爲す、計算は均しく十進を以てす。
第四條　銀幣の重量・品位は左の如し。
一元銀幣　重量庫平七錢二分（純銀九割、即ち六錢四分八厘を含む）
五角銀幣　重量庫平三錢六分（純銀八割、即ち二錢八分八厘を含む）
二角五分銀幣　重量庫平一錢八分（純銀八割、即ち一錢四分四厘を含む）
一角銀幣　重量庫平八分六厘四毫（純銀六割五分、即ち五分六厘一毫六絲を含む）
鎳幣、銅幣の重量、品位は別に之を定む。
第五條　主幣の用數には制限なきも、銀輔幣の用數は毎回五元を、鎳、銅輔幣の用數は毎回半元を過ぐることを得ず、此制限を過ぐるときは、受取人は之を拒むことを得。但大淸銀行及其分行・分號・代理店に向つて兌換する場合は此限にあらず。
第六條　一元銀幣は一面に龍紋を鑄、一面に大淸銀幣、一圓の字樣を鑄る、五角以下の銀・鎳・銅幣も此れに倣ふ。
第七條　一元銀幣は枚數に拘らず、其重量と法定重量との公差は庫平二厘を減ゆることを得ず、其五角以下の各種の銀幣は枚數に拘らず、庫平一厘を減ゆることを得ず。
各種の銀幣毎一千枚合計の重量と法定重量との公差は千分の三を減ゆることを得ず。
第八條　各種の銀幣は枚數に拘らず、其純分と法定純分との公差は千分の三を減ゆることを得ず。
第九條　一元銀幣の使用に因り磨損し、重量七錢一分未滿となりたるもの、及五角以下の銀・鎳・銅幣の使用に因る磨損顯著なるものは、數に照して造幣廠又は大淸銀行に向つて新幣との兌換を請求することを得。

第十條　故意に毀損したる銀・鎳・銅幣は他人に對し收受を强ふることを得ず。
第十一條　各種輔幣の鑄造額は、度支部より情形を酌量して嚴に制限を定む。

第二節　革命以後の改革計畫

一　ヴィッセリング氏の金爲替本位計畫

一九一一年四月十五日、郵傳部と英米獨佛四國銀行團と一千萬磅の借款契約を締結し、其借款の七割を以て幣制整理に充つることゝなり（三割を以て滿洲實業の開發に充つ）借款契約に基き、同年十月、前瓜哇銀行總裁ヴィッセリング氏を聘して幣制顧問としたが、時適〻革命の變に遭ひ、整理計畫も亦停頓し（借款も僅に四十萬磅の前渡を受けたるのみ）一年後同氏職を去り、ロエスト氏（Dr. E. A. Roest）繼任したが、ロエスト氏は民國二年一月に死去したから、支那政府は又再びヴィッセリング氏を聘して顧問とした。ヴィッセリング氏の意見も亦金爲替本位制を採用するに在つたが、其計畫は遂に採用されなかつた。併し同氏は顧問就職中に研究せる結果を以て「支那の通貨に就て」(On Chinese Currency)なる一書を著し、一九一二年之を發行した。

氏以爲らく、支那に於て最も困難なるは、各省をして額面價格に依り名目貨幣を使用せしむること、並に其國内に於ける僞造及外國よりの輸入を防ぐことである。然し此條件を具備せなければ、金爲替

本位制を施行しても必ずや失敗に終るであらうと。されば氏は、暫く金爲替本位制と銀本位制とを併用し、將來漸を逐ふて改進し、一の純粹の金爲替本位制となすべしとし、各種の銀銅貨、制錢及銀兩は尙ほ現狀のまゝ流通せしめ、人民が名目貨幣の使用に馴るゝに及んで之を廢止すべきを主張した。氏又曰く、支那は領域廣大なるを以て、幣制の改革は容易の事ではない。故に豫め順序を定めて、緩々之を行はなければならぬと。それで過渡期間の第一時期に於ける進行の順序を左の如く定めて居る。

（一） 一の未來の金單位を定むること、但此れは實在の金幣に非ず、一の空單位とすること。

（二） 中央銀行を設立して之に紙幣發行の獨占權を與へ、金單位の紙幣を發行せしむること。此紙幣は國外に於て金に兌換し得べく、但五萬單位以上に限ること。並に外國に金準備を置き、專ら紙幣の價格を維持するを目的とし、若し出來得べくば此金準備の一部分を支那に引戻すこと。

（三） 新金單位は一種の記帳單位（Book currency）として、且計算貨幣として使用すること。而して之が實行に際しては、內外の銀行の協力を求め、即ち銀單位（銀兩及銀元）が未だ廢止せられざる間は、極力法を設けて此新單位の推行に勉むること。

（四） 新金單位の紙幣は結局は之を法貨となすこと。

以上は第一期に於ける實施辦法の大要であつて、其計畫の主要なる點は、先づ一の空金單位を定め以て銀價及金價に對する投機を防止するに在る。彼謂へらく、一定の貨幣單位は各國間に罕見の事で

はない。且支那に於ても見る所であつて、庫平兩、海關兩の如きが即ちそれであると、又從來政府は紙幣發行權を濫用せるを以て、前記の紙幣は政府より發行して其覆轍を踏むべからずと論じ、また當初は金準備額は力めて其多きを求むべく、但以後十年間には減じて紙幣發行額の五割となすべきであると謂つて居る。

第二期進行の順序は左の如くである。

（五）補助貨及銀貨の名目貨幣の重量及品位を規定すること。此れは支那當局に於て名目貨幣の金價を維持する能力ありと認めたる時之を行ひ。且日本、印度及比律賓、海峽植民地の辦法に倣ひ金銀比價を二十一對一と定むること。

宣統二年の貨幣條例に定むる所の銀單位（重量庫平七錢二分、品位九〇）は大に過ぐるを以て、別に新幣を鑄造して、重量を庫平の三分の一兩とすべきである。庫平の一兩は九八七位の銀五七五・八グレインに等しきものとせらるゝを以て、純銀五六八・三一四六グレインを含むべく然らば三分の一兩は即ち純銀一八九・四三八二グレインとなるのである。今若し一標準オンス（四四四グレイン）の銀價を二十八片とせば、新銀貨一枚の金價格は一一・九四六五五三片（189.4382÷444×28=11.946553）となる譯である。然るにソベレン金貨は二四〇片に當り、純金七・三二二三八グラムを含むを以て、此新單位（即ち三分の一兩）は純金〇・三六四四八八三グラム

の價値を有することゝなるが、(7.32238 ÷ 240 × 11.946553 = 0.3644883) 之を一對二十一の比價に依り計算するときは、新銀貨は純銀七・六五四二五四三グラム (0.3644883 × 21 = 7.6542543)即ち九〇〇位の銀八・五〇四七二七を含むことゝなるのである。故に其端數を除きて八・五〇グラムとせば計算方法簡單となり、純銀七・六五と合金〇・八五の割合となるであらう。而して將來必要の場合には、此單位の十倍及二十倍の金貨を鑄造し、前者は純金三・六四四八八三グラム。品位九〇〇、總重四・〇四九八七とすべく、後者は其二倍とすべきである。

(六) 前項の名目貨幣と同時に補助貨を發行すること。補助銀貨は品位八〇〇位とし、其價格を二分の一單位と、五分の一單位とすること。但八〇〇位とするときは二分の一單位は純銀三・八二五グラム、總重四・七八一二五グラムとなり、五分の一單位は純銀一・五三グラム、總重一・九二五グラムとなるべきも、其端數を除き、前者を純銀三・八〇グラム、總重四・七五グラム、後者を一・五二グラム、一・九〇グラムとせば便利なるべし。尚ほ此外に白銅貨二種(十分の一、二十分の一)銅貨二種乃至四種(一仙、半仙、必要に依り更に二仙、二仙半)を發行すること。

(七) 名目貨幣を發行する場合には金準備を設置すべきこと。

(八) 前記の各種貨幣の流通後を待つて、先づ單位及單位の二倍に等しき銀貨を以て無限法貨となし、次で十單位及二十單位の金貨及金貨證券を以て無限法貨となし、然る後漸を逐ふて舊時の銀

元、寶銀及制錢を回收し、次で之を廢止すること、

此最後の辦法、即ち舊貨幣の回收廢止は、第三期に於ける實行順序として居る。

二　幣制委員會の決議

革命後、民國元年十月新政府の下に幣制委員會設立せられ、幣制改革問題に就き審議したが、結局支那の採用すべき幣制は金爲替本位制を以て最も適當とすることに決定し、之に關する報告書を政府に提出した。

該報告書は、先づ銀本位の採用すべからざる所以を論じ、次に純粹の金本位制も亦三つの難點があるから、之を採用することが出來ないと陳べてゐる。その難點とは、

（一）金本位を採用するときは、當初先づ金貨を鑄造しなければならぬが、目下の財政狀態では、之に要する巨額の資金を調達することが出來ない。

（二）金本位を行ふには、金貨の鑄造額が全國の使用に充分なる額に達してから、始めて之を發行するのであるが、其準備期間中は、多額の金地金及金貨を倉庫內に死藏して置く爲め、利息を損失することになる。もつとも此金を準備として一種の手形を發行しても可いが、併し新幣制が實

施されない間は、此手形も新單位を標準とすることが出來ない。

(三) 本位は生活程度と密接の關係があつて、生活程度の高いものは金を利用し、低いものは銀を利用する。支那の現在の程度では、國內には銀を利用しない譯にはゆかない。若し強いて金貨を發行しても、市面に於ては之が需要なく、勢必ず鑄潰して他の用とするか、又は外國に輸出することゝなるであらう。

といふに在つて、結局金爲替本位制が最も適當であると謂つてゐる。然も銀を以て通貨を統一し然る後金爲替本位制に進むべしとの說に對しては、之に反對し、左の如く論じてゐる。

論者謂へらく、久しく銀本位を用ゐることは固より不可であるが、惟現在は幣制淆亂し、絕えて統系がないから、先づ銀貨を以て之を統一し、然る後印度の辦法に仿ひ、銀幣の自由鑄造を停止し、其價格を引上げ、一の金銀比價を定め、以て金爲替本位制となすべきであると。併し此說は間違つてゐる。先づ銀幣を畫一して、然る後金本位に改むることは、初めより直に金本位に改むるに比し、不利の處が甚だ多い。印度が未だ幣制を改革しない前には、ルーピーが供給過多であつたからそれで此辦法を採用したのである。支那が之を仿行せんと欲せば、先づ大多數の新銀貨を鑄造しなければならぬ。且銀貨を鑄造して然る後金銀比價を定め、銀貨の法價を引上ぐるときは、商民は銀貨を蓄積して利益を謀るであらう。印度の前車は殷鑑とすべきである。且最初より金爲替本位制を

實行するときは、經濟上唯一回の影響を受くるだけであるが、若し銀幣を統一して然る後金爲替本位制に改むるとすれば、經濟上二回の影響を受けなければならぬ。故に銀本位を以て過渡期の暫行制度とするのは得策でない。

斯くて該報告書は、金爲替本位制に就き詳述してゐるが、今其大要を摘譯すれば左の如くである。銀本位と金本位とは利少く、弊が多いから、採用すべきものでない。故に支那が尤も注目すべきは金爲替本位制である。今金爲替本位制の利弊を比較するに、

（甲）金爲替本位制の利

（一）國際爲替の安定

（二）國際貿易の發達

（三）多額の貨物を以て少額の貨物に易ふる不利益なきこと。

銀價下落すれば、銀本位國の輸出品の市價が下落し、金價騰貴すれば、金本位國の輸出品の市價が騰貴する。故に兩國の貿易は、銀本位國は多數の貨物を以て少數の金錢に易へ（銀を以て計算すれば少くはならぬが、金を以て計算すれば少くなる）再び此少數の金錢を以て外國の貨物に易ふることゝなるから、間接に多數の貨物を以て、少數の貨物に易ふることゝなるが、金爲替本位制を採用すれば、此不利益が自然に消滅する。

（四）外資輸入の増加

（五）隨時金本位に改め得るの便利

以上は金爲替本位制と銀本位制とを比較しての論である。

（六）國内に於て依然銀貨を使用するの便利

（七）國内の銀價激落を來さゞること

（八）生金及金貨を死藏して、利息を失ふの患なきこと。

以上は金爲替本位制と金本位制とを比較しての論である。

（乙）金爲替本位制の弊

（一）金銀比價の維持困難なること

國際爲替は金を以て計算し、國内の取引は銀を以て授受するのであるが、銀貨の法價を維持するには、完全の機關と嚴密の辦法とがなければならぬ。若し政府が近利を謀りて、銀貨を濫發したならば、金銀の比價は維持することが出來ず、金爲替本位制は失敗するであらう。

（二）最初推行の困難なること

金爲替本位制は、國内に於ては金貨の流通はないから、一般人民をして、名目貨幣又は兌換劵が金單位を代表する所以の理由を了解せしむることは、極めて困難である。且名目貨幣の面價

は實價に超過するものなるが、支那の人民の習慣は、常に貨幣の實價を計較せんと欲するが故に、新幣の實價が面價に敵せざるを見て、恐くは發行の始めは之を收受することを欲せず、之を信用せしむるには、多くの時日を要するであらう。

金爲替本位制には、此の如く八利あつて僅に二難あるだけで、銀本位と金本位とが利少くして弊が多いのに比すべくもない。故に支那の新幣制は、金爲替本位制を以て最も適當と思はれる。

金爲替本位の主要問題は三つある。即ち金單位の代表問題、金準備問題、金銀比價問題である。

（一）　金單位の代表問題

（甲）　最初より名目銀貨幣を以て金單位を代表せしむるもの

（乙）　最初中央銀行の兌換券を以て金單位を代表せしむるもの

先づ兌換券を以て法定の金單位を代表せしめ、然る後機を見て名目銀貨幣を發行するものであつて、此れはヴイツセリング博士の說である。

今試みに甲乙二法を比較して其利弊を論ずれば左の如くである。

甲法の利

（1）　名目貨幣の推行は、兌換券に比し容易であること。それは名目貨幣の面價は實價より幾分か超過するだけであるが、兌換券は全く實價がないからである。

（２）恐慌の際は、兌換券を所持する者は銀行に對し兌換を請求すべきも、名目貨幣を有する者は必しも兌換を要求するに至らざること。

（３）兌換券と銀貨との交換率が不變なること。乙法に依り、銀行券を以て金單位を代表せしむるときは、其兌換券は舊銀元を以て兌換する譯であるが、舊銀元の市價は騰落常なきを以て、兌換券と銀元との交換率は、隨時變動を免れない。然るに若し最初より名目貨幣を發行したならば、中央銀行の兌換券は金單位を代表し、且名目貨幣を代表するものであるから、名目貨幣は兌換券と交換し得るに恃み、其價格一定不變であらう。

（４）幣制改革の始めより統一された新幣を有すること。若し乙法を採用せば、改革の始めには唯金單位を代表する兌換券を發行するだけで、新幣を發行せず、而して市面に流通するものは、從前よりの各種舊幣であるから、通貨の紛紜雜亂は少しも改良されないが、若し甲法を採用して、最初より名目貨幣を發行せば、速に幣制の統一を期することが出來る。

（５）速に舊幣を回收し得べきこと。名目貨幣の推行は、金單位を代表する兌換券に比し容易であるから、各種舊幣の回收も亦迅速に行はれ、時日を遷延して永く經濟上に影響を及ぼすやうなことはない。

甲法の弊

（1）新幣は舊幣よりも小なるに拘らず、法價は反つて大なるを以て、人民が疑を生ずるの虞あること。名目貨幣の法價は其實價よりも大であり、且新幣と舊幣とを比較すれば、大小懸殊であるから、人民が或は疑慮を生じ、之が收受を欲しないかも知れない。然るに兌換券を以て金單位を代表せしむるときは、此の如き患はない。

（2）金銀比價を規定するの困難なること。若し銀と金との比價を小さくしたならば、生銀の價格が騰貴した場合には、新幣は海外に流出するか、又は鑄潰さるゝ虞れがあり。若し又之を甚だ大きくしたならば、外國の不良の徒及租界の奸商は隨時銀貨を僞造し、支那は之を防ぐこと困難であらう。但此困難は乙法を採用しても、將來は之を免るゝことは出來ない。それは名目貨幣を發行しない譯にはゆかないからである。

乙法の利

（1）僞造を防ぎ易いこと。兌換券僞造の利益は、名目貨幣の僞造よりも遙に多いが、併し精緻の紙幣を製造することは、硬貨の鑄造よりも數倍の難事である。故に兌換券の僞造は比較的防範が容易である。此れヴィッセリング氏が乙法を採取した唯一の理由である。

（2）貴金の準備が甲法に比し稍容易なること。名目貨幣の鑄造は利益があるから、之を以て準備金とすることが出來るが、併し兌換券が製造費甚だ微小で、之を賣出して得た現金の殆んど全

部を以て、金準備と爲し得るに比すべくもない。

（3） 人民が新幣と舊幣との大小を比較して疑を起すの患なきこと。（甲法の弊の（1）參照）

（4） 兌換券を以て交換の媒介となすときは、名目貨幣を用ゐるに比し費用を節約し得ること。

乙法の弊

（1） 兌換の困難。乙法に於ては新幣を發行しないから、兌換券の兌換は舊銀貨を以てするのであるが、銀貨の金價格は騰落があるから、之を兌換して得る所の舊銀貨の額は、或は多く、或は少く、一定の標準がないことゝなる。それで人民は誤つて、兌換券の價格に高低があるものとなし、收受を欲せざるに至るであらう。

（2） 推行の困難。前項の弊あるを以て、其發行の始めには、人民恐くは收受を欲せざるべく、之が爲め兌換券の推行は甚だ困難なるに相違ない。

（3） 舊幣の回收が速なる能はざること。兌換券を流通せしむることが困難なりとせば、國內は仍ほ舊貨幣を使用して取引するであらうから、舊貨幣の回收は速なることを得ない。

（4） 恐慌時に於ける兌換の困難。兌換券は全く實價なく、而して準備は國外に存在するを以て、金融恐慌の際には、人民は先を爭ふて兌換を要求するに至り、中央銀行は之に應ずることが出來ないかも知れない。

右甲乙二法を比較するに、甲法が優つてゐるやうである。乙法の最長處は僞造を防ぎ易い點に在るが、併し兌換券を僞造することは、銀貨を僞造するよりも困難であるけれども、然も其僞造の絶無を保することは出來ないから、防範しない譯にはゆかない。又甲法の最短處は僞造が起り易い點に在るが、併し其紋樣を精緻ならしめ、偵探を嚴にし、外國と條約を訂結して、租界に於ける私鑄を嚴禁し、且海關をして稽査を嚴にせしめば、必ずしも杜絶出來ないことはない。其他の利弊に至つては、甲法は乙法に比し利較多くして弊較少いから、乙法を取らんよりも、甲法を取るに如くはない。

（二）　金準備問題

金準備は爲替準備と償債準備の二種に分つことが出來る。前者は金單位を代表する名目貨幣又は兌換券を以てする送金爲替に用ゐる金款。後者は外債又は國際決濟の差額の支拂に用ゐる金款である。

（甲）　爲替準備法

金單位を代表する名目貨幣又は兌換券の發行額と同額の金款を準備し、之を外國の大市場に積立て、名目貨幣又は兌換券を以て、外國拂金爲替を買入れたるものに對しては、此金款より支拂ふのである。但爲替手形の賣出は名目貨幣又は兌換券の全額回收を以て限となし、全額回收後は、若し國家又は人民が尚ほ外國に對し支拂を要するものは、銀を以て支拂ふのである。

（乙）爲替兼償債準備法

最初大宗の金款を準備し、名目貨幣又は兌換劵を以て外國拂金爲替手形を買入れたるものに對し、此金額より支拂ふ外、尙ほ外債及國際決濟の差額の償還に用ゐるのである。

試みに甲乙二法を比較して、其利弊を論ずれば左の如くである。

甲法の利

（1）準備金は名目貨幣の鑄造利益又は兌換劵發行に依つて得たる現金を以て之に充つるを以て、外債を借入れる必要なきこと。

（2）外債又は國際決濟の差額の償還は、舊に依りて銀を用ゐるを以て、國内の銀が供給過多となりて價格下落し、延いて經濟上の變動を來すが如きことなきこと。

甲法の弊

（1）若し改革の初め、國際決濟の差額甚だ大ならば、人民は必ず爲替に依りて外國に送金し、有らゆる名目貨幣又は兌換劵は盡く之を用ゐて國際爲替手形を買入れ、之が爲め國外に於ては金準備が無くなり、又國内に於ては市場に流通する金單位の代表物が無くなり、所謂金爲替本位は此に至りて僅に一の金單位の虛名を存することゝなるであらう。按ずるに國中には一日も交易の媒介物がなくてはならぬ。若し新幣の流通が既に廣く、舊幣が

一律に回收されたならば、前項の弊害はないが、惟改革の初は新舊幣が共に行はれるから、人民が金額の名目貨幣又は兌換券を以て、盡く金爲替手形を買入れ、而して舊幣及生銀を以て國內に於ける交換の媒介と爲すに至るを保し難い。

（２）外債又は國際決濟の差額を支拂ふ際に銀を用ゐること丶せば、外國銀行家は銀價を抑ふるに至るべく、之が爲め我國の受くる損失は、現在銀本位を用ゐるのと異ならないであらう。

（３）外債の償還には尙ほ銀を用ゐるとせば、銀價は隨時騰落するを以て、政府が豫算を編製する場合に、外債支拂の實數を確定することが出來ない。

乙法の利

（１）既に大宗の金準備あるを以て、外債又は國際決濟の差額を償還する際、金銀を並用し得るから、債權者は銀價を抑ふることが出來ず、支那は極大の損失を受くるに至らない。

（２）外債の償還は金を以てするを以て、豫算案中、一年度に支拂ふ實數を確定することが出來る

（３）甲法の弊の（１）として擧げた如き缺點がない。

乙法の弊

（１）政府が大宗の金準備を置くには外債を借入れざるを得ざること。

（２）外債又は國際決濟の差額の支拂に銀貨を用ゐることが少いから、國內の銀は或は供給過多と

なりて、價格下落し、經濟上に大影響を及ぼすであらう。
右甲乙二法を比較するに、乙法が優つてゐるやうである。それは乙法が利多くして弊少く、且甲法よりも速に施行することが出來るからである。
（三）　金銀比價問題
（甲）　名目貨幣の實價と面價との差が甚だ大なれば、銀價が騰貴しても、銀幣の海外に流出し、又は民間に鎔解される患なく、且鑄造利益が多いから、隨つて金準備も多くなる譯であるが、併し銀幣の僞造が多くなり、且當初發行の時、人民が其收受を欲しないであらう。
（乙）　名目貨幣の實價と面價との差が少ければ、僞造少く、且發行の當初より人民の信用を得易いが、併し銀價が面價以上に騰貴するときは、銀幣の流出及鎔解の虞れがあり、且鑄造利益が少いから、隨つて之を以てする金準備も、甲法に比し少いことゝなる。
故に銀幣の面價は、僞造と鎔解とを顧慮し、實價よりも甚だ大ならず、又甚だ小ならざる程度に定むべきである。
之を要するに、支那の幣制改革は、其銀本位又は金本位を採用するよりも、金爲替本位を採用するに如くはない。金爲替本位の主要問題に至つては、名目貨幣を以て金單位を代表せしむることが、兌換券を用ゐるよりも實行し易い。また金準備の額は、爲替資金と外債及國際決濟の差額の支拂に要す

るだけに止め。名目貨幣の實價と面價との差は、僞造又は鎔解を防止し得る程度に止むべきである。

三　曹汝霖氏の金本位計畫

民國六年、時の財政總長梁啓超氏は、幣政整理辦法を定め、先づ民國二年の國幣條例を厲行して、銀貨の統一を圖り、次に紙幣を整理して軟貨の統一をなし、且一方に於て金券を發行して、以て金本位制採用の豫備となすことゝし、其資金として日英露佛四國銀行團に借款を申込み、同氏在任中四國銀行團を代表せる日本銀行團より、第一回交付金として日貨一千萬圓の引渡を受けたが、其業未だ緒に就かざるに先ちて辭職した。

然るに其後曹汝霖氏が財政總長となるや、右梁氏の定めたる銀貨統一・紙幣整理及金券發行を以て時勢に適合せる良策となし、之が實行を企て、其實行方法を詳記せる幣制節略、並に金券條例草案、幣制局官制草案を具して大總統に呈請したが、其結果、民國七年八月十日教令を以て金券條例及び幣制局官制公布せられ、尙ほ同日更に大總統令を以て、幣制は國家の要政にして、民生に關係すること尤も密接なるを以て、財政部は其呈出せる幣制節略に按照して、力めて進行を策し、以て全功を收むべき旨を命した。

前記の如く金券條例は民國七年八月十日を以て公布されたが、其公布の理由は財政總長の呈文並に

該呈文附屬の幣制節略に詳なるを以て、左に其要旨を示すこと丶する。

民國三年の國幣條例は銀本位制であるが、併し此は金本位制を採用する順序として、銀幣を以て通貨を統一するの目的に出でたものであつて、決して永久に銀本位制を採用するの意ではない。今日の情勢より言へば、中國の豫算は毎年償却すべき外債元利及賠償金の額が、歳出總額の三分の一を占めて居る。而も此れ皆金を以て償還すべきものである。然るに歐戰以來銀價は暴騰せるに、中國の外債は大に增加した。若し戰後に至り銀價下落せば、恰も安い金を借りて高い金で還すこと丶なり、其受くる所の損失は甚しきものがあらう。故に若し金本位制を採用せば、此種の困難を免る丶ことを得べく、且國際貿易上より見るも、投機の性質を減除することを得べく、外國人の投資の如きも、亦自ら增加するであらう。また世界の幣制の大勢より言ふも、列强は皆金本位制を採れるを以て、中國のみ獨り異を立つることは出來ない。然れども、中國は從來產金國でなく、また生金(金地金)の蓄積も少いから、金貨の鑄造は驟に之を行ふことが出來ない。且金銀市價も、歐戰の影響として常規を逸してゐるから、金の本位貨と銀の補助貨との重量、並に法定比價も輕ろ〲しく定め難いものがある。故に金本位制は必ず採用すべきものではあるが、之が實行に當つては變通する所がなければならぬ。それで玆に諸種の事情を參酌して、先づ一の金單位制を定め、之を金元と名け、而して特に中國・交通兩銀行に對して金兌換券の發行を許し、尙ほ中國・交通兩銀行をして別に金勘定を開いて、金元本位の貸付及び預金其他の營業をなさしめ、以て人民所有の金を吸收すると共に、人民の用金の習慣を養成し、一面貿易會社を設立せしめて、國際貿易の發達を奬勵し、金爲替券の流通を推廣して、金貨の蓄積を謀り、將來適當の機會を待つて

金銀比價を定め、金本位制を實行し、金兌換券又は金元を以て一元銀幣に代らしめ、一元銀幣は暫く金元の代表幣として流通せしめ、漸を逐ふて之を回收することゝし、尙ほ現行國幣條例の銀補助貨は、之を金本位幣の補助貨となさば、市價毫も變動せずして、金本位制行はるゝに至るであらう。

右は金券條例制定の理由である。而して金券條例は全部九ヶ條より成立つてゐるが、今其條文を擧ぐれば左の如くである。

金券條例

第一條　政府は國際貿易の便利を圖り、且金本位制を採用する準備として、幣制局指定の銀行をして金券を發行せしむることを得。

第二條　金券の單位を一金圓とし、每一金圓は純金〇・七五二三一八グラム即ち庫平二分〇一毛六絲八忽八を含むものとす。

一金圓の十分の一を角とし、百分の一を分、千分の一を釐となし、皆十を以て進むものとす。

第三條　金券の種類左の如し。

一圓、　五圓、　十圓、　二十圓、　五十圓、　一百圓

政府は幣制局指定の銀行をして、五角・二角・一角の三種の金券を發行せしめ、並に造幣總廠をして一分銅幣を鑄造せしむることを得。

第四條　金券は未だ金圓を鑄造せざる以前に於ては、持券人は指定の銀行を經て、國内の他の地方又は外國に爲替送金することを得。其金圓已鑄の後に在りては、金圓に兌換し、並に國内の他の地方又は外國に爲替送金することを得。

外國金幣又は生金は、其含有する純金の重量を按じて、指定の銀行に於て金券と交換することを得。金器具は之を生金と看做す。

第五條　金券と現行國幣との比價は之を定めず。但指定の銀行が各地に於て隨時掲示する比價に照し、該銀行に於て金券を以て國幣に引換へ、又は國幣及び生銀を以て金券に引換ふることを得。

第六條　指定の銀行が金券を發行するには、十割の準備あることを要す。其準備は本國金圓又は生金若くは外國金幣を以て之に充て、内外の爲替市場に分置すべく、且其準備金存置の場所及數額は該銀行より十日毎に之を公示すべし。

前項の準備は、幣制局より派する專員の隨時の檢査を受くべし。

第七條　金券は、指定銀行に於て隨時掲示する比價に照し、公私の欵項に之を使用することを得。

金券の使用額は無制限とす。

第八條　指定銀行は、金券を以て貸付・預金及び其他の營業を爲すことを得。

第九條　本條例は公布の日より施行す。

倘ほ該條例と同時に、幣制局官制公布せられ、該局は國務總理に直屬して、全國の幣制を整理する

ことゝなり、繼で又中華貿易公司章程なるものも公布せられた。

有金券條例第四條に據れば、金券は國內にては不換紙幣とし、唯對外兌換（爲替兌換）を行ふに止まるのであるが、此は支那が金貨を發行するには、外國より資金を仰がなければならぬが、當時列國は何れも金の輸出を禁止又は制限せる爲め、已むを得ず一時の便法として、外國より資金を調達して、全部之を在外正貨とし、之に基いて金券を發行することゝしたのである。

然るに當時傳はれる噂に依れば、支那政府は朝鮮銀行より八千萬圓を借入れ、以て金券發行の資金に充て、而して朝鮮銀行は其在支那各支店に於て、若し中國・交通兩銀行發行の金券を以て、朝鮮銀行金券に引換を請ふ者あるときは、何時にても之に應ずることゝし、以て中國・交通兩銀行金券の流通に資すべしとの事であつた。加之、當時政府は西南討伐の軍費として、一ケ月一千四百萬元を要し之が調達に困難して、金券發行を案出せりとの風評があつた爲め、該條例の實施に對しては、內外より猛烈なる反對起り、即ち上海には拒款聯合會なるもの設立せられ、各省省議會並に總商會・商會にても亦激烈に反對し、上海其他の支那新聞紙も擧つて反對の聲を擧げ、在支外字新聞も多くは之を非難し、また四國銀行團並に四國公使よりも、支那政府に向つて抗議を提出するに至つた。當時北京總商會の反對理由は左の如くであつた。

目下銀紙幣は已に兌換を停止せるに（北京に於ける中國・交通兩銀行紙幣は民國五年以來兌換停止）、今また一種の不

換紙幣たる金券を流通せしめたならば、幣制の紛亂は益甚しく、統一の實行は到底期し難いであらう。また金券條例第五條に、金券と現行國幣との比價は隨時掲示する旨を規定してあるが、此の如くは金券と銀幣との比價は變動常なく、之が爲め國際貿易及び內國商業に少からざる惡影響を及ぼすであらう。殊に最も痛むべきは將來人民が金券を所持するも、兌換すること能はざる爲め、先づ朝鮮銀行紙幣に引換へ、然る後朝鮮銀行支店に赴き、再び日本金貨と兌換するに至るべく、果して然らば我國の金券は專ら朝鮮銀行紙幣を介紹するの媒となり、此れより外國紙幣市上に充滿し、我國の金融權は遂に無形に日本人の手に斷送するに至るであらう。是れ倒まに刀矛を持ちて、人に柄を授くるに異ならない。

又四國銀行團及び四國公使の反對理由は、「支那政府は幣制を整理する爲め、五國銀行團（日英米露佛）より一千萬磅を借款すべき契約がある。（一九一一年、一九一三年）然るに今回銀行團に協議する所なく、新に金券條例を發布せるは、右契約に違反するものである」と云ふに在つた。右の抗議に對して支那政府は、「銀行團より幣制改革資金として一千萬磅を借入るゝの契約はあるが、今回の金券條例の公布は純然たる內政問題であつて、外國の干涉を受くべき理由はない。但今後は從來の慣例に從ひ此種の計畫に就ては銀行團の好意を容るゝであらう」と回答した。然るに其後支那政府は、尙ほ銀行團に諮らずして、幣制局總裁を任命する等、引續き豫定の計畫を進めつゝあるが如くなりしを以て、四國公使は重ねて、支那政府の、今後此種の計畫に就ては、銀行團の好意を容るべし。との回答には

滿足なるも、金券條例其ものには飽迄も不贊成なる旨を聲明した。

此の如く內外の反對激烈なりしを以て、金券條例は公布の日より施行すとの明文あるに拘らず、金券の發行は遂に之が實行を見るに至らず、該條例の公布と共に決定せる通貨統一辦法も、一時中止せらるゝに至つた。

四　北京政府の通貨統一計畫と上海造幣廠の新設

前項金券條例に關する曹財政總長の呈文には、金本位制採用の準備として、通貨統一の必要なることを具陳し、尙ほ幣制節略に於て其實行方法を詳說してゐるが、其要旨を摘記すれば左の如くである。

第一　硬貨の統一

(甲)新幣の鑄發に關し左の事項を實行すること。

(一)造幣廠の整理

現在九ヶ所の造幣廠(總廠一、分廠八)は多きに過ぐるを以て、天津總廠の外に、南京の造幣廠を上海に武昌廠を漢口に移し、之に廣東廠を加へて三分廠となし、分廠の人事行政並に鑄貨の數額・品位・重量は皆總廠の指揮檢査を受けしむること。

(二)新幣の分析及び檢査

幣制局に試驗所を置き、外國人技師を聘して、各廠より送付せる各新幣の品位を試驗し、量目を檢査せしむること。

(三)新幣の檢査

幣制局內に貨幣檢査會を設け、官吏及民間より委員を選任し、毎年或地を選定し、出張して新幣の檢査を行ふこと。

(四)兌換事務の經理

中國銀行及交通銀行を國幣兌換機關となし、新舊貨幣の交換事務を經理せしむること。

(乙)舊貨幣及外國貨幣の處分は左の方法に據ること。

(一)現在各省に於て鑄造せる銀銅貨は、政府に於て一定の期限を定め、其期限後は、重量・品位・形式の國幣條例の規定に適合せざるものは、一律に鑄造を停止せしむること。

(二)外國硬貨は政府に於て漸を逐ふて銷燬し、並に其輸入及通用を制限すること。

(三)一元國幣以外の各種舊銀元は、一定期間內は新銀元に交換を許し、舊銀角・舊銅元・舊制錢及外國銀銅貨は、幣制局に於て其重量・品位に照し、國幣との比價を一定し、暫く國幣として行使するを許し、一面中國・交通兩銀行に於て各比價に照して新幣と交換せしめ、之を造幣廠に送りて新幣に改鑄せしむること。

(丙)計算の單位を統一すること。

(一)公私款項の出入並に各種取引にして、從來銀兩・舊銀銅幣・制錢又は其他の貨幣を以て計算せるものは幣制局所定の比價に照して銀元に換算し、以て計算單位の名稱を改めしむること。

海關税も各國と協商して、法定比價に按照して銀元に換算し、計算單位の名稱を改むること。

(二)一定の期限を經過して、證書類の計算單位の名稱を改めざるものは、後日若し訴訟となりたるときは、法定比價に照して裁決すること。

第二　軟貨の統一

(甲)中國銀行及交通銀行。

(一)中國・交通兩銀行は、依然兌換券發行の特權を有せしむること。

(二)兩銀行發行の兌換券は、金兌換券。銀兌換券の二種となし、銀兌換券の種類を一元・五元・十元・二十元。五十元の五種とし、此外尚ほ舊銀角を回收する爲め、二角及五角の輔幣券を發行せしむること。

(三)兩銀行の正貨準備は天津・上海・漢口・重慶・廣東・長春の六ケ所に集中せしめ、兩行發行兌換券は此の六ケ所以外に於ては兌換せしめざること。但他の地方よりは右六ケ所に爲替兌換をなすことを得べく此の場合には爲替料を徴せざること。

正貨準備の割合は追て之を定む。

(四)兩銀行の北京兌換券は、兌換停止後市價下落し、兩銀行は完全に市價を恢復するの法を講ずる能はざるが、此は政府が兩行より巨額の借上金をなせるに由るが故に、善後續借款成立の上は、先づ兩行の借欵を返濟し、兩行をして兌換券の市價を恢復するの方法を講ぜしむべきこと。

(乙)各省官銀錢行號及其他法令の特許を得たる發券銀行。

(一)幣制局設立後は、此等機關をして各其發行せる紙幣の最近三年間に於ける流通額を報告せしめ、幣制局に於て或る期間を定め、其期間內は尙ほ引續き發行を許すこと。但其發行額は幣制局に於て之を定むるも、從來の額に比し減少せしむべく、決して增加せしめざること。

(二)此等の機關にて發行する紙幣は、期限を定めて漸次回收せしむること。

(三)此等の機關にて發行する紙幣が、未だ回收し終らざる以前に於ける發行準備金の割合は、幣制局に於て之を酌定すること。

(丙)私立銀錢行號及其他の行號、店舖。

(一)私立銀錢行號及其他の行號、店舖にて發行する紙幣は、名稱一ならざるも、總て印刷又は筆寫せる紙票にして、金額に端數を付せず、受取人の氏名及支拂の場所・時期を記載せざるものは、之を紙幣と看做し、其發行の行號等をして分年回收せしむること。

(二)幣制局設立後は、此等の行號、店舖をして、各其發行せる紙票の最近三年間に於ける流通額を報告せしめ、幣制局に於て一定の期間を定め、其期間內は引續き發行を許すこと。但其發行額は幣制局に於て之

を定むるも、從來の額に比し減少せしむべく、決して增加せしめざること。尙ほ發行の行號、店舖に對し、確實なる商號五家の保證人を立てしめ、賠償の責任を負擔せしむること。

(三)乙の二に同じ。

(四)乙の三に同じ。

(丁)在支外國銀行。

(一)外國銀行の紙幣を發行する者にして、其支那政府の特許を得て、兌換券條例發布後は回收を行ふべき旨聲明せるものは、自ら分年回收せしめ、其多年の習慣に依りて發行するものは、最近三年間に於ける流通額を報告せしめ、一定の期限內は引續き發行を許すことゝし、其發行額は右三ヶ年の平均額を標準として之を定むること。但右平均額よりも減少せしむべく、增加せしめざること。尙ほ一定の年限を定めて漸次回收せしむること。

以上は當時財政部に於て定めた通貨統一の辦法である。然るに此辦法も亦金券發行の停止と共に、其實行を中止せらるゝに至つたことは、前に述べた如くであるが、其翌年即ち民國八年、財政部は更に幣制局と會商の上、銀元統一を企圖し、同年四月財政總長・幣制局總裁連名にて之を大總統に呈請し批准を得た。其呈文は大要左の如くである。

民國以來、國幣條例及金券條例の公布あり、一は銀幣統一を以て主旨となし、一は金本位に改用する準備の

爲めにし、其用意に本末の差ありと雖も、時に因りて宜きを制し、各當る所あり。竊に謂へらく、最善の規畫としては、本位を明定すると同時に整理に着手するに在り。但廣く世界の大勢より觀て、中國幣制の本位は終に必ず用金に進まざるべからざるも、目前の財政情形にては、到底巨額の金欵を籌集して金券の準備となすこと能はざるを以て、本末兼籌の計畫、縦使善美を盡すも、恐くは一時遽に實行する能はざらん。而も國内の貨幣情形を環顧するに、姑らく幣制中堅の大銀元に就て論ずるも、種類は中外錯雜し、品位は彼此互に異なり、通用は區域の別あり、市價は高下の殊あり、民國三年國幣條例公布以後、新幣の鑄造額已に二億四千餘萬元に達せりと雖も、而も外國流入及各省舊鑄の銀幣尚ほ新幣と市上に並び行はれ、其種類を數ふるに約十五六種の多きに及べり。此の如き情形なるを以て、全部の改革は未だ驟に期すべからずとするも、整理事宜は之を忽にすべきにあらざるなり。惟ふに本位の改定と、現行貨幣の整理とは、暫く之を兩事に分ち序に循つて進行するも妨げなきを以て、財政未だ充裕ならざる以前に於ては、先づ現行の貨幣を整理し、金本位に改用するの基礎となすべし。而して大銀元の一種は全國多數人民計算の標準にして、國庫の收入並に商業の取引に於て、關係至つて大なるを以て、最初先づ之が統一を謀るの要あり。査するに國幣條例公布以來五年の間に、鎔舊鑄新既に頗る成績を著はし、鑄成の新幣は各省一律に通用し、其勢駸盛なり、若し能く勢に因りて利導せば、大銀元の統一必しも難事にあらず。從前各廠にて鑄造せる舊型の一元銀幣は、已に鎔潰せるものを除き約一億八千餘萬元あり、各種外國銀幣に至りては、其確數考ふべからずと雖も、大約三千萬元と概算せば大差なかるべし。然るに天津造幣總廠及び湖北・江南兩分廠は、各廠毎月三百萬元の鑄造能

力を有するが故に、其能力の三分の一を以て專ら舊幣の改鑄を事とし、先づ各種の外國貨幣及各省舊幣の品位・重量過低なるものより着手せば、尙ほ三分の二の鑄造能力を餘し、廠務の進行に妨げなくして、每月三廠合計、外幣及び舊幣三百萬元を改鑄し得べし。此の如くにして改鑄の數額稍〻觀るべきものあらば、各條約國と商議して外幣の輸入を禁じ、並に銀兩使用の習慣の廢除を實行し、官廳・商民の出入に論なく、均しく銀元を以て計算せしむべく。此の如くせば一年以後に於ては、獨り外幣跡を中國に絕つのみならず、各省舊幣の濫惡なるものも、亦漸く淘汰に歸すべし。然る後事勢を斟酌して繼續進行せば、有らゆる一元銀幣漸次統一し難からず、改鑄費及び改鑄に由る減損の金額に至りては、各廠の利益の中より之を支辨し、別に豫算を追加せざらんことを期す。

右呈文の趣旨は、「本位問題は暫く之を擱置し、通貨の統一を爲すこと。而して通貨統一は先づ主幣より着手し、主幣統一が緖に就くを待つて、外國貨幣の輸入を禁じ、銀兩の使用を廢除すべし」といふに在る。然るに同年十一月初旬、上海に開催された在支英國人商業會議所聯合會は、香上銀行上海支店支配人ステフン氏(A. G. Stephen)の提案に基き、左の意味の決議をなした。

支那政府は銀兩の使用を廢止し、銀元及銀・銅補助貨を統一する制度を確立し、上海に造幣廠を設けて、銀元の自由鑄造を許し、並に他の造幣廠を整頓して、全國銀元の品位・重量を劃一ならしめんことを望む。

駐支英國公使ジョルダン氏（Sir John Jordan）は右決議を支那政府に致し、之が採用方を勸告し、其後總稅務司アグレン氏（F. A. Aglen）政治顧問シンプソン氏も、政府に對して略ゝ同樣の建議をなし、上海銀行公會も亦上海造幣廠設立の建議を提出した。蓋銀兩を廢止しなければ通貨を統一することを得ないが、銀兩を廢止するには銀元の品位・重量を劃一ならしめ、且其自由鑄造を許さなければならぬ、然らざれば內外金融業者は銀兩を廢止せぬであらう。上海は全國金融の中心にして、銀元の需要最も多く、且常に多額の生銀が輸入せられ、元寶に鑄成せられて使用せられてゐる。故に上海に造幣廠を設立して、一定不變の重量・純分を有する銀元を鑄造することが必要である。尤も上海に近き南京及杭州に造幣廠があつて、銀元を鑄造してゐるも、從來支那造幣廠の貨幣鑄造は、一の營利事業としてゐるから、銀元の相場騰貴して利益あるときは續々鑄造するも、利益がなければ鑄造を停止するを常とし、金融調節の作用を爲す能はざるのみならず、之が爲め益ゝ銀元相場を動搖せしむる。故に上海造幣廠の設立は最も必要であるといふのである。それで支那政府に於ても、幣制統一上、其必要を認むるに至つたが、財政窮迫の際、之が實行を困難とせしが、上海銀行公會各銀行は、政府が之が爲めに外債を起すを恐れ、銀錢業者と共同して銀團を組織し、政府に資金を供給して其事を實行せしむることゝなり、中國銀行副總裁張嘉璈氏政府と銀團との間を斡旋し、結局政府は特種庫券二百五十萬元を發行し、銀團にて之を引受くることゝなり、民國十年三月二日契約に調印し、同時に銀團

より該造幣廠にて鑄造する國幣の品位・形式、造幣廠の組織及規模、並に自由鑄造に關する制度等に關し條件を提出し、政府に於て之を承認した。其條件は左の如くである。

（一）國幣の品位

査するに、民國三年頒布の國幣條例には、庫平の純銀六錢四分八厘即ち二十三グラム九七七九五〇四八を價格の單位と爲し、其の品位は銀九・銅一と定めあれども、此の種の國幣は未だ開鑄せられず、現今通用の袁總統像の新幣は、均しく銀八九・銅一一に係り、此の新幣の流通額は已に三億餘枚に上れり。此後上海造幣廠にて鑄造する所の新國幣は、宜しく仍ほ銀八九・銅一一の品位を用ひ、庫平の純銀六錢四分〇八毫即ち二十三グラム九〇二四八〇八に合せしめ、以て紛更を免れ、劃一を期し、並に民國三年頒布の國幣條例の修正を行ひ、大總統令を以て之を公布し、法律と事實と相符せしむること。

（二）國幣の形式

現在用ふる所の新幣は、均しく民國三年の袁總統像の原型に係る。此後上海造幣廠にて鑄造する新國幣は別に型式を立て、並に暗記を加用し、以て區別を示すべきこと。此項の型式は教令を以て之を定め、且舊幣と一律に通用すべきことを政府より聲明すること。

（三）公　差

國幣の重量及品位の公差は、民國三年の國幣條例の規定に照し、毎枚の重量と法定重量との公差は千分の

三を越ゆることを得ず。毎千枚合計の重量と法定重量との公差は萬分の三を越ゆることを得ず、又毎枚の純分と法定純分との公差は千分の三を越ゆることを得ざらしむること。

(四)鑄造制度

銀兩を廢除し、本位を確定する爲め、上海造幣廠は自由鑄造を以て原則となすべきこと。

査するに、民國三年の國幣條例には、毎枚の鑄造費六厘を徴收するの規定あり。條例に據れば、毎元純銀六錢四分八厘を含むを以て、之に鑄造費六厘を加ふれば、合計六錢五分四厘となり、天津行化銀の約六錢九分、上海規元の七錢一分强に當れり。市價と相近きを取れるなり。英國人商業會議所の主張は、鑄造費百分の二を取るに在るが、一元銀幣の純銀を六錢四分〇八毫とせば、應に一分二厘八毫を徴することゝなり、原定の鑄造費に比すれば一倍餘に增加することゝなるべく、未だ過大を免れず、若し六厘を徴收することゝせば、尙ほ公平なるべきも、唯近來物價騰貴せるを以て、上海造幣廠にして若し補助貨を開鑄せずして、僅に六厘の鑄造費を取るとせば、恐くは維持費に不足すべし。且將來舊幣を改鑄するにも種々の損失あるべく、略ゝ鑄造費を增加して以て塡補に資せざる能はず。民國四年五月の造幣總廠の報告にも、毎元六錢五分〇一毫は少ぐべからざる成本にして、即ち毎元鑄造費一分を加ふるを要すとあり。故に若し改めて鑄造費一分を徴收することゝせば、約百分の一・五となり、最も允當とすべし。されば改めて庫平純銀六錢五分〇八毫を以て一元に折合せしむることゝし、將來必要と認むる時は、隨時教令を以て之を輕減し得ることゝすること。

自由鑄造を實行する時に當りては、手續の便利を圖る爲め、造幣廠は八九の純分を有する生銀に非ざれば一律に之を收受せざることと定め、且英國の辦法に倣ひ、造幣廠より指定せる支那銀行に委託して、銀洋の授受をなさしむること。鑄造すべき各幣の數額は、上海銀行公會に於て情形を斟酌し、造幣廠と之を商定すべきこと。

顧ふに、自由鑄造を實行せんと欲せば、一の先決問題あり。即ち銀兩の廢止是なり。若し銀兩にして依然存在せば、銀元日に市價あり、價高ければ人々鑄造を爭ひ、價低ければ全廠停工し、自由鑄造は必ず窒礙して行はれ難きに至らん。故に自由鑄造を實行せんと欲せば、必ず銀兩の廢止と同時に並び行ふことゝすべし。此事は宜しく政府より、中國銀行公會・中國商會・錢業公會に委託し、外國銀行公會及海關總稅務司等を邀同して、特別委員會を組織して之を討論せしめ、造幣廠の開工以前に之を解決すべきこと。若し銀兩未だ廢止せられず。自由鑄造を實行する能はざる時に於ては、暫く目下の天津及び南京造幣廠の成例に照して辦理し、在團各銀行の附鑄辦法は、中國・交通兩銀行と之を協定すべきこと。

（五）上海造幣廠の組織

上海造幣廠は財政部及幣制局に直隸し、廠長一人を置き、財政部より簡派すること。但確に能く任に勝ふる者を選任すべく、且事前に銀團の同意を得ることを要す。

上海造幣廠は、外國の專門技師一人を聘用し、專ら成色・公差の檢驗に從事せしめ、廠より列表刊佈し、

以て信用を昭にすべきこと。

(六)上海造幣廠の規模

目下上海に於ける毎日の鑄造額は約五六十萬元あらば足るべし。日に六十萬元を鑄造すとせば、月に千二百萬兩の需要に應ずべし。故に目下の規模は先づ日に五六十萬元を出すの準備をなすべきこと。但敷地及び一切の設備は、隨時擴張して、日に百萬以上を鑄造し得るに至るの準備をなし、伸縮あらしむべきこと。將來擴張の時、若し資金を要せば、銀團は喜んで盡力協助すべし。

(七)特別委員會

銀兩の廢止を籌備する爲め、上海造幣廠に一の特別委員會を設け、中外を分たず、銀兩問題に重大の關係ある者は、均しく聘して會員となすべきこと。中國銀行公會人員・錢業公會人員・中國總商會人員・海關人員・外國銀行公會人員の如きは、均しく改兩用元と密切の關係あるを以て、會員の列に加入し、專ら銀兩廢止辦法を討論し、鑄幣の品位・公差を檢査し、廠務の進行を監察し、並に鑄幣に對する意見を發表せしむべきこと。

右は借款契約中に規定せずして、別に書面を以て建議の形式に依り、財政部及幣制局に提出せられ、財政部及幣制局よりは、銀團に對し左の如き回答書を交付し、之を承認したのである。

大綱を接諭し、國幣の品位・形式・公差・鑄造制度・上海廠の組織・規模及特別委員會設置の各

項、本部局均しく同意を表す。將來若し變動あらば、先づ貴團に諮詢し、以て接洽に資すべし。

云々

是より先、民國九年十一月英國人商工會議所第二次聯合會に於て、「支那政府の上海造幣廠設立に贊成し、外人專門家を聘して通貨の改善を圖らしむること」との決議をなし、且其造幣廠の經營方針に關する覺書を支那政府及上海支那銀行公會に送致したが、今其重なる條項を擧ぐれば左の如くである。

(一)上海造幣廠は支那人及外國人の總理を置き、共同にて管理せしめ、尚ほ外國人の技師一人・監督三人・會計一人を聘用すること。

(二)毎日一元又は半元銀貨百萬枚を鑄造すること。

(三)上海造幣廠の鑄造開始と同時に、其他の造幣廠は、政府の直轄にあらざるものは一律に停止せしめ、其政府直轄の造幣廠は、外國人を聘用して管理せしむる上海造幣廠の如くならしむること。

(四)新幣は品位八九〇、重量四一六グレインとすること。

(五)補助貨の鑄造は、尚ほ其時期に達せざるも、而も外國銀行の意見は、現在若し新半元幣を鑄造せば利益多かるべしと云ふに在り。而して其品位・量目は一元幣を準となし、即ち品位八九〇、重量二〇六グレインとすること。

(六)鑄造費は印度政府の辦法に倣ひ、百分の二を徴すること。

(七)英國銀行は、敷地及び機械の購入費並に幣廠の建築費の借款に應ずるの用意あること。

然るに右覺書の眼目とする外國人聘用に關する提議は、遂に支那側に容れられなかつた。爲めに在支外國人は上海造幣廠の前途を悲觀する者が多かつた。當時の字林西報(The North China Daily News)の社説は、外人殊に英人側の意見を知ることが出來るから、左に其要旨を掲ぐることゝする。

英國商業會議所聯合會に採用されたスティフン(A. G. Stephen)氏の提議は、一新廠を上海に設け、外國人をして之を監督せしめ、其の鑄造する所の銀元の量目・品位をして、毫も參差なからしめ、其他の各造幣廠も、後には或は閉鎖し、或は外國人の管理に歸せしめんとしたのである。若し此の如くならんか、外國銀行公會(Foreign Banker's Association)は、彼等の勘定を悉く銀元に變更すべく覺悟してゐる。而して支那は、全國を通じて流通すべき劃一の貨幣を有することが出來るのである。然るに支那政府の爲す所を見るに、外國人の獻替を顧みず、總べての貨幣を統一するに非ずして、單に品位不定の貨幣の製造所を增加するに過ぎざる一新廠を立て、益支那幣制の紛亂を增さんとしてゐる。此の如きは將來の改革をして更に困難且高價ならしむるものである。蓋外國銀行側に在つては、彼等の勘定を兩より元に轉換することは、非常に重大なる事なるが故に、此の變改をなす前に、先づ以て新幣の恒久的標準が明確に保障されなければならぬ。而して此の目的を達せんとせば、管理の資格なき僱外國人又は單に顧問格に過ぎざる外國人委員にて役立つべき

に非ず、必ずや少くも技師二人・監督三人・會計一人より成る外國人幕僚を有する外國人廠長を置かなければならぬ。縱令（タトヒ）外國人を聘用するも、之に實權を與へなければ、鑄貨の純一を維持することは出來ないであらう。支那政府は已に今日となりては、意を改めて外人の意見を採納するを好まぬであらうが、併し記者は深く政府が熟慮して、外國人を任用して造幣事業を管理せしめんことを望むのである。云々（一九二一年三月八日及十二日）

さて借款成立後、民國十年八月、籌備處を上海に設けて、其建設に着手し、同十二年工場は已に完成し、外國に注文せし機械も全部到着したるに拘らず、資金不足の爲め、其機械の据付も出來ず、そのまゝ該廠借款の擔保として上海支那銀行團に保管せられて居たが、國民政府に於ても亦之を中央造幣廠となすに決し、民國十七年七月中、財政部と上海銀行團と裁兵借款契約を締結せる際、造幣廠借款の未償還分を該借款中に繰入れ、新に鹽税及麥粉税收入を以て擔保と爲し、同年十二月、敷地・廠屋・機械器具一切を銀行團より引取り、（茂生洋行に對する機械代金並に倉敷料等三百三十餘萬元も支拂濟）十八年八月中、既に機械の据付其他の設備を完成したが、資金不足の爲め、今に開工の運びに至らないのである。該造幣廠は一日百萬元（一圓銀貨）の鑄造能力を有するとの事である。尚南京造幣廠も中央造幣廠の分廠とし、同十八年二月二十二日、中央造幣廠監理委員會に於て之を接收した。

五　國民政府の通貨統一計畫

北京政府の通貨統一計畫は前述の如くであるが、國民政府財政部長より民國十八年の國民黨三全代會に提出した財政部工作概況に據れば、當時同政府の方針は、亦北京政府と同じく、先づ以て現行法に依り通貨の統一を行ひ、以て金本位採用の準備を爲し、適當の時機に金本位制（金爲替本位制）に轉換せんとするに在つた如くである。

吾國幣制の紊亂は近年已に極點に達して居る。各省の銀銅輔幣の濫鑄濫發は皆人の知る所であつて、固より贅言を待たない。即ち一元銀幣に就いて見るも、站人洋・龍洋等が尚ほ市場に流通して居つて、形式が統一されないのみならず、品位重量も未だ必しも一致して居ない。之が爲め貨幣の法價を維持することが出來ず、市價の騰落を生ずる次第であつて、速に整理を圖らなければならぬ。それで幣制法規の釐定は實に最要の事であるが、併し先決問題として、本位と單位の問題がある。前者に就いて云へば、世界各國は幾んど金本位制を採用しないものはないが、唯之を吾國の現在の情況に按ずるに、未だ一躍して金本位に進む能はざるものがある。又後者に關しては、前清の末葉に、用兩と用銀圓との爭論があつたが、民國三年公布の國幣條例に於ては、單位を定めて圓となし、重量七錢二分とした。而して歷年此重量に照して鑄造せる所の貨幣は、其額既に三億元以上の巨額に

上つて居り、流通も廣いから、之に代ふるに他種の新幣を以てすることは困難である。それで國幣條例の訂定に關しては、法理に基き、國情を參酌して、法案を起草し、詳に研究を加へたが、一時尙ほ公布施行し難いものがある。（財政部工作概況、關於幣制事項の一、整理幣制）

尙ほ該工作概況には、造幣廠の統一に關し、左の如く陳べて居る。

目前の治標の方法としては、先づ鑄造機關を統一することである。査するに從來の造幣廠は天津・南京・武昌・成都・廣州・雲南・奉天・長沙・重慶・杭州・安慶・口北・上海の十三ヶ所であつて、天津を以て總廠とし、其餘を分廠として居るが、實は分廠の人事行政は皆獨立の地位に處り、天津は徒に總廠の虛名を擁するのみで、已に立法者が鑄幣を統一するの良意を失つて居る。且分廠中には、已に久しく鑄造を停止せるもの、及設備未だ完成せざるものがあり、尤も整理の必要がある。從來總廠と分廠との權限分明ならざるため、監督行屆かず、且廠數過多の爲め、濫發が多いから、適當に之を裁併し、以て鑄幣機關を統一しなければならぬ。それで財政部に於て再三斟酌の結果、上海造幣廠を以て改めて中央造幣廠となすを適當と認め、已に民國十七年十月中に之が實行を決定し、積極的に開鑄の準備をなし、且一方に於て借款銀行團に交渉し、前に擔保となつて居た廠屋・機械類等を一律に回收し、其設備緒に就かば、直に開工鼓鑄することになつて居る。其他の各廠に至つては、中央總廠の開鑄後を俟つて、再び酌量して存廢を行ひ、其職責を劃分し、名稱を確定し、

以て整理の效を收めんとして居る。

右は造幣廠統一に關する報告であるが、其後上海造幣廠は設備完成せるに拘らず、今に開鑄の運びに至らないのは前に述べた如くである。民國六年の整理辦法に於ては、當時九ヶ所の造幣廠（總廠一、分廠八）を多きに過ぐるとなし、天津總廠の外に、南京造幣廠を上海に、武昌廠を漢口に移し、之に廣東廠を加へて三分廠となし、分廠の人事行政並に鑄貨の數額・品位・重量は皆總廠の指揮檢査を受けしむることゝなつて居たが、遂に實行を見ざるのみならず、其後造幣廠は前記の如く反つて增加するに至つたのであるが、國民政府の方針は、造幣廠を何ヶ所に減ぜんとするのであるか、未だ聞く所がない。

尙ほ右報告には紙幣發行權の統一にも言及して居り、そは第三章第三節（六）に掲げた所であるが、併し硬貨の統一工作に關しては何等の記載なく、亦之に關し其後別に政府より具體的辦法が發表されたこともない。それに財政部長宋子文氏は曾て民國十九年七月一日より必ず廢兩用元を實行する旨を聲言したが（十九年一月十九日新聞報）これも未だ實行を見るに至らない。蓋當時宋氏の計畫は、上海造幣廠を完成し、南京造幣廠を其分廠とし、續々新銀貨を鑄造して、廢兩用元を行ひ、以て通貨統一を圖るに在つた如くであるが、資金がない爲め、遂に今日まで之が實現を見ないのであらう。

六　全國經濟會議の決議

民國十七年の全國經濟會議は、幣制に關し大要左の如き決議をなした。

(一)先づ現行國幣を以て通貨の統一をなし、最後に金本位を採用すること。
銀元の自由鑄造を許し、廢兩用元を實行すること。
銀角は半元・二角・一角の三種、銅元は一分・半分の二種とし、一定の期間内に舊銀元を新銀元に引換へ、舊銀角も亦一定期間内に新銀角に引換ふること。

(二)政府の造幣利益は一ケ年一千五百萬元に達すべきが、此益金は幣制改革資金として之を積立て、金本位採用の準備をなすべきこと。

(三)中央銀行を設立し、之に紙幣發行の獨占權を與へ、其他の銀行の紙幣は相當期間内に之を回收せしむること。
中央銀行の資本は公衆より之を募集すること。
中央銀行の董事は株主より之を選出し、其總裁及副總裁は政府に於て董事中より之を選任すること。
董事會を以て該行の最高行政機關となすこと。但政府より任命する所の監察委員會の下に隷屬

せしむること。

中央銀行は政府の國庫代理處となし、一切の商業取引に從事するを得ざらしむること。

(四)省銀行は之を株式會社となし、其資本は最低一百萬元とすること。

省銀行には紙幣發行權を與へざること。

七　ケンメラー氏の金爲替本位計畫

民國政府は、民國十八年米人ケンメラー氏(E. W. Kemmerer.)を聘して、財政、幣政等に關する調査立案を委囑したが、同氏は同年二月專門家六人、其他助手秘書等を伴ひ支那に來り、設計委員會(The Commission of Financial Experts)を設け、右各種の工作に從事し、幣制に關しては、同年十一月逐漸採行金本位幣制法草案(The Project of Law for the Gradual Introduction of a Gold-Standard Currency System in China)を財政部長に提出した。該草案は四十條より成り、別に長文の理由書を添付してゐるが、其草案の大要は左の如くである。

(一)價値の單位

新幣制に於ける貨幣價値の單位は純金六〇・一八六六センチグラムを含有するものとし、之を孫と名づける。其價値は米金四〇仙、英金一志七片七二六、日金〇・八〇二五圓に相當する。

(二)貨幣の種類

國内の通貨として一孫・五角及二角の銀貨、一角及五分のニッケル貨、一分・半分及二厘の銅貨を鑄造する。其重量及品位は左の如くである。

(1)銀孫　重量二十グラム　品位八〇〇位

(2)五角及二角の銀補助貨

五角は重量十グラム　品位七二〇位。二角は重量四グラム　品位七二〇位

(3)一角及五分のニッケル貨

一角は重量四グラム半。五分は三グラム半　純ニッケル

(4)一分、半分及二厘の銅貨

一分は重量五グラム。半分は三グラム。二厘は一グラム半　品位銅九五〇、錫・亞鉛各二五

但最小の銅貨は緊切の必要ある場合の外、之を鑄造せざること。且其流通區域も財政部長の指定する地方に限ること。

金貨は之を鑄造しない。此れは金本位は金貨を鑄造し、又は之を流通せしむる必要がないからである。今日多數の金本位國に於ても、亦實際上金貨の流通はない。

(三)名目貨幣の引換

銀孫其他各種の貨幣は凡て名目貨幣とし、政府は其撰擇に依り、金本位國宛の爲替手形（電信爲替・參着拂爲

替手形、六十日拂爲替手形）又は金地金を以て無制限の引換を爲し、以て金單位との平價を維持すること。

右の爲替手形を發行する時は、金貨輸送點を按して爲替手數料を徴收し、而して前記の方法に依り引換へたる貨幣は、實際上流通を停止すること。

また外國に於ける金本位基金代理處をして、支那に於ける基金事務所宛の金本位通貨拂の爲替手形を賣出さしめ、其爲替手形の持參者に對しては、前記の金貨拂の手形と引換へて流通を停止せる貨幣を以て之を支拂ふこと。而してこの場合に於ても亦現金輸送點に照して爲替手數料を徴收すること。

（四）金本位基金

前項の辦法に照して支那貨幣の引換をなし、及國外に於て支那貨幣拂の爲替手形を賣出す爲め、一の金本位信用基金を設置すること。

此基金は少くも流通貨幣價額の三五％とし、並に之を二部に分ち、第一部基金は現金（金貨又は金塊）及現金拂の外國信用より成り。第二部基金は支那に於ける金本位貨幣及造幣の目的の爲めに購入せる金屬より成るものにして、而して第一部基金は二三外國の金融中心地に設置することゝし、最初は紐育及倫敦の兩地に之を設置すること。尙ほ第一部基金は、專ら爲替手形に依りて支那貨幣と引換ふるの用に供すること。

第二部基金は必要ある場合には之を用ゐて新貨幣を鑄造し、又通貨が過多となりたるときは、爲替手形を以て之を回收し、該基金に繰入るゝこと。若又第一部基金が著しく減少するときは、支那に於ける通貨の收縮に依りて、自動的に之を阻止し、其回收せる通貨は第二部基金に繰入れ、之を發出せざること。

(五)造幣益金

本草案に規定せる貨幣は總て名目貨幣なるを以て、政府は貨幣の鑄造に依りて巨額の利益を得べく、其益金は之を金本位基金に充當すること。

(六)金本位實行の順序

(イ)金本位通貨流通日の布告

金本位を實施するに當りては、先づ第一歩として、事前六十日に於て一省又は數省の金本位通貨流通日を布告すること。

此日より新通貨は合法に流通し、凡て賃銀の支拂、銀行預金及各種の取引に使用するを得べく、財政部長に於て特に規定するものを除くの外、政府も亦一孫對一元の率を按して授受をなし、便利なる地方に新通貨の引換所を設け、財政部長の定むる交換率に依り、舊貨幣との引換をなすこと。但此公定率は各省必しも同一ならず、且隨時之を變更するを得ること。

(ロ)金本位法貨日の布告

金本位通貨流通日布告の日より一年以内に、更に金本位法貨日を布告すること。

此日以後は、金本位通貨を以て契約上唯一の法定貨幣とすること。但該法貨日は、金本位通貨流通日より一年以後とすべく、且少くも六ケ月前に之を布告すべきこと。

(ハ)債務整理日の布告

金本位法貨日と同日又は其以後に於て、債務整理日を布告すること。但該整理日は金本位法貨日以前とするを得ず、且少くも六ケ月前に之を布告すべきこと。

此日以後は、銀兩又は他の非金本位通貨を以て計算する一切の債務、契約及各種の支拂は、其滿期の日には政府が此目的の爲めに規定せる換算率に照して、金本位通貨を以て支拂はしむること。

此債務換算率は、整理日布告以前九十日間に於ける當該省通用の各種通貨の市價を基礎として之を定め、其一たび決定せるものは之を變更せざること。

(七)現行銅幣の處置

現行の十文即ち一分銅貨(單銅元)は、暫時引續き金本位通貨と同樣に使用するを許すこと。但其市價が毎孫二百枚となるまで漸次之を回收し(現在は毎元三百枚内外)其市價が三省以上に於て毎孫二百枚に達したる後、銅幣安定日を布告すること。

此日以後は、該銅幣は合法の金本位貨幣の一部となり、毎枚半分、即ち二百枚一孫の率を以て之を使用せしめ、其後は漸を逐ふて小形の半分銅貨を以て之に代らしむること。

現行の單銅元を一省より他省に輸送し、又は之を外國に輸出するを禁ずること。

現行の十文銅幣中に含有する銅の現在の價格は、其銅幣の市價よりも高きを以て、之を鑄潰すものが多い。故に政府は此等過多の銅幣を回收するを有利とする。加之銅幣の流通額が收縮せられて、其市價が一孫三百枚より二百枚とならば、今日よりも大に高くなる譯であるから、銅價が現在以上に騰貴しない限り

は之を鑄潰して利益を圖る者はないであらう。

現行の十文銅貨を金本位貨幣中に納るゝときは、金本位の實行上大なる助けとなるであらう。何となれば人民をして確實に一孫銀幣は銅貨二百枚、五分鎳幣は銅貨十枚に相當し、又一角鎳幣は銅貨二十枚に相當することを熟知せしむるを以て、鎳幣は小口取引の必要品となり、其結果、政府をして多額の造幣利益を獲得せしむるからである。

(八)舊貨幣の處置

金本位貨幣を以て現行通貨に代らしむるの任務は之を全國幣制委員會に委することゝし、其委員長は幣制處長を以て之に充て、必要の場合は、更に各省幣制委員會を設けて之を輔助せしむること。

流通中より撤回せる非金本位貨幣は悉く之を鑄潰すこと。

(九)舊紙幣の處置

財政部長は少くも一年以前に各省の紙幣最後回收日を布告すること。但其日は債務整理日より早きを得ざること。

紙幣最後回收日以前に、有らゆる紙幣は平價にて之を回收せしむること。但紙幣の價格が激落し、且若干時を經て倘ほ此の如き場合は、或條件の下に財政部長の決定する率に依りて、額面以下の價格を以て之を回收せしむることを得。

省又は自治市或は省銀行又は自治市銀行が、該期日以前に其紙幣を回收する能はざる場合には、平價を以て

流通中の紙幣殘額を回收するだけの金本位貨幣を、或指定の銀行に寄託せしむること。若し當該省市又は當該銀行が、此目的の爲めの充分の現金を準備する能はざるときは、利附證券を以て之に代ふることを許すこと。

私立銀行又は商店其他の私人發行の紙幣にして、該期日以前に之を回收する能はざる場合には、其未回收の紙幣に對して稅金を課すること。其稅率は第一年は每月〇・五%、第二年は每月一・〇%とし、其以後は每月一・五%とすること。但最後回收日までに、其流通額を二年前の流通最高額の百分の十以下に減じたる銀行に對しては、該課稅を免除するを得。

國民政府に對し債權を有する銀行の未回收紙幣に對しては、其所持の國民政府債券と同額だけは、稅金の四分の三を減するを得ること。但其債券が已に政府より償還せられ、又は銀行より賣却せられたる後は、之に相當する額の紙幣に對しては再び課稅せらるべきこと。

銀行、商店其他私人が、其發行紙幣に對し前記の辦法に遵はざるときは、政府は償還の能力なき旨を布告し之に清算を命ずべきこと。

政府の發行銀行に對する無擔保債務は、紙幣最後回收日以前に於て、現金又は債券を以て之を償還すべきこと。

設計委員會が、中央銀行を改組して中央準備銀行となす爲め擬する所の草案には、紙幣の發行は此新中央準備銀行にて獨占することを規定してゐる。それで本草案は法を設けて現在流通の各種紙幣を回收し、本

草案が法律となりたる時を待つて、各省、各自治市、各銀行（中央銀行を除く）商店其他私人發行の紙幣は總て發行を停止せしめ、且急速なる方法を以て之を回收せしむべきことを規定したのである。

此れに據ればケメラー設計委員會案は純粹の金本位制ではなく、所謂金爲替本位制であるが、同委員會が該計畫を採用するに至つた所以は草案理由書に詳說して居るから、左に其要旨を譯載するであらう。

支那が金本位に進むに當つて採用すべき計畫が二つある。便宜上、一を間接計畫、一を直接計畫と稱する。此二つの計畫は目的は同一であるが、內容は著しく異なつて居る。

第一間接計畫

此方法は金本位に進む過渡的方法として、全國に一種の銀本位制を採用するものであつて、一種の十進法に依る單純にして且畫一なる銀本位貨幣を施行して、以て現在の紛亂せる貨幣に代らしめ、其價値の單位は現行國幣の孫文銀元と等しくし、此新貨幣が全國を通じて舊貨幣に代つた後は、此新銀本位貨幣を改めて金本位貨幣となすに在る。此方法は英國が一九〇三年より一九〇六年に至る間に於て海峽植民地に採用したものである。

第二直接計畫

此方法は支那の現行通貨より直ちに一種の金本位通貨に改用するものであつて現在の紊亂せる幣

制を直ちに金本位制に改め、先づ之を國内の情形か其實施に適した地域に施行し、漸を逐ふて其他の部分に及ぼし、終に全國に之を施行するに在る。

此方法は一九〇三年より一九〇六年に至る間に於て、米國が比律賓に採用したものである。

今直接方法と間接方法との特點及利弊を列擧すれば左の如くである。

第一、間接方法の特點及利弊

支那が若し間接計畫を採用するとせば、孫文銀元を増鑄して全國の流通に供し、漸を逐ふて現在の各種銀元に代らしむることゝしなければならぬが、孫文銀元の實價と額面價格とは其差が極めて少いから、一般民衆の反對はないであらう。但廣東には小銀貨行はれ、滿洲には現銀の流通がないから、或は異議があるかも知れない。

然し新補助貨を行ふ場合には、大なる困難に遭遇するであらう、蓋今日支那に流通する銀角は其種類が複雜であつて、且同一價値單位の銀角でも、其純分は區々にして、一定して居ないから、間接計畫を行ふ場合も、直接計畫を行ふ場合も、共に一種の十進法に由る新銀角を發行して、此等在來の銀角を回收しなければならぬが、而も此新銀角の品位を在來の銀角よりも高くせば、恐くはグレシャムの法則が實現せらるゝに至るべく、若又新補助貨を以て名目貨幣とせば、支那國民の心理と愈迎合し難く、反對が多いであらう。尤も此困難は直接方法を行ふ場合も亦同樣であつて、新銅

補助貨を創行する時に當りても、亦之を名目貨幣とせば、同樣の困難があらう。

上に述べた所に依れば、間接方法を行ふ場合は、主要貨幣（銀元）に就ては困難がないことが分かるのであつて、該幣は現行の孫文幣と同一であるから、必ずや現在流通の各種銀元に代はるに疑なく、其最初に於ける困難も、直接計畫に於ける金本位の名目貨幣に比すれば甚だ少いであらう。然しながら間接方法の優點は僅に一時的のものであつて、銀本位を繼續する期間に止まり、支那幣制改革の全體に就て論ずれば、其開始より完成に至るまでに幾多の缺點があり、其結果は幣制改革の進行に多大の障碍を與へるであらう。

今間接方法の缺點を列擧すれば左の如きものがある。

（一）金本位制採用に由る利益の實現遲延すること。

若し銀本位制を以て通貨を統一したる後始めて金本位制を採用し得べしとせば、支那が金本位の利益を享受することは數年の後に俟たなければならぬ。何となれば、銀本位制統一は、相當の年月を經て始めて實現し得べき事であるからである。

（二）金本位制實行以前に通貨收縮の患を免れざること。

金本位實行後に用ゐる銀貨は、其額面の金價格を之が含有する純銀の金價格以上としなければならぬ。換言すれば、銀本位通貨の統一實現後は、頗る弊害の多い通貨收縮方法を用ゐて、貨幣單

位の價格を引上げなければならぬが、其引上の程度は、原價格の約五〇%に達せしむるを要し、即ち額面價格を、其含有する純銀の價格即ち實價に比し約三三⅓%引上ぐるを要する。（今日世界の各金本位國に於ける銀貨の實價と面價との差は尙ほ之れよりも大なり）蓋兩者の差額が甚大なるに非ざれば、銀價昂騰の場合に、銀幣の實價が額面價格以上となり、其結果は人民に之を鎔解される危險があるからである。

本委員會の意見に依れば、當初は銀元の實價と面價との差額は、最小限度三三⅓%を以て適當と信ずるも、併し銀角の實價と面價との差は、尙ほ之れよりも大ならしむるを要する。

間接方法を行ふ場合には、孫文銀幣及其銀銅補助貨が普及し、現行の雜幣及銀兩に代はりたる後、孫文銀元の價格を五〇%引上ぐる爲めに、其流通額を制限しなければならぬが、而も其時には人口增加し、商取引增加し、貨幣の需要も亦增加すべきに、貨幣の流通額が反つて減少することは注意すべきである。支那の領土の廣大を以てして、銀幣の單位の金價格を五〇%引上ぐることは、多くの年所を經過しなければ成功しないであらう。墨西哥が一九〇五年より一九〇八年に至る間に於て、幣制改革を完成したのは、當時銀價が異常に昂騰し、やがて又異常に下落せる機會を、巧みに利用した爲めである。

經濟方面より觀るも、支那が全國通貨の相對的收縮計畫を實行することは、不可能ではないに

しても、極めて困難の事に相違ない。此通貨饑饉の期間中には、貨幣は漸次缺乏し、銀元の金價格は、其含有する生銀に比し漸進的に騰貴し來るべく、而して此趨勢を緩和する爲め、已に國外に流出し及民間に貯藏せられたる貨幣が、重ねて市場に流通するに至るべく、且政府が紙幣發行に對し加へた制限も、益厲行困難となるべきのみならず、勢ひ若干の舊造幣廠をして重ねて開鑄せしむるを要することゝならう。之を要するに、或期間内に此相對的通貨收縮政策を全國に實行するには、領土内に積極的に其職權を行使し得べき强有力の中央政府が必要である。

若し幣制改革期中に於て、金價即ち金の商品に對する購買力が安定するものと假定するときは、孫文銀元の金價格が若し米金四〇仙より六〇仙に騰貴せば、其結果は一般物價を約三三⅓%だけ低落せしむるであらう。而して米金六〇仙に騰貴した銀元を、騰貴前四〇仙に値した銀元に比較すれば、四十仙の舊銀元の一元半に相當することゝなるが故に、約三三⅓%だけ實價の少い銀元を以て、其一〇〇%に相當するだけの貨物及勞務を購買し得ることゝなるのである。右の假定に依れば、通貨饑饉中に於ては、一般物價は絕えず下落し、結局通貨制限開始の時よりも約三三⅓%までは下落せしむるであらう。

通貨の相對的收縮が長期に及ぶときは工業の不振及輸出貿易の衰退となり、且通貨の制限は勞働者に害を與へ、債務者に不利を及ぼすであらう。

（三）鑄幣の利益を失ふこと。

直接方法を行ふときは、鑄幣の利益を得べきも、間接方法を行ふときは之に反し、之が爲め政府は大なる損失を蒙ること丶なる。一例を擧げて之を説明すれば、支那の人口を四億と假定し、且一人平均各種貨幣（本位貨、補助貨）米金一弗八十仙、即ち孫文幣四元五角を需要するものと假定し、其間本位貨と補助貨と各半額づ丶とし、本位貨の品位は今日の孫文幣と等しきものとし、又孫文幣の純銀價は米金の四十仙に相當するものとし、繼いで面價が六十仙に騰貴するものと假定するときは、其六十仙に騰貴したる場合は、此銀元三元が米貨一弗八十仙に相當すること丶なる。

若し銀元の金價格が今日（一九二八年十月）と略同しとするときは、其米金六十仙の平價に達したる時に於ては、其含有する銀は僅に米金四十仙に値すること丶なる。故に其面價と實價との差は米金二十仙即ち三三⅓%となるべし。又新銀角一元の重量は孫文銀元と同じきものと假定し、但其品位は十分の一低いものとするときは、銀角一元中に含む所の銀は僅に三十六仙に値すべし。故に銀角一元の實價と面價との差は、金本位實行後に於ては米金二十四仙となる譯である。

上述の假定に依れば、新幣の鑄造が完成せる時には、六億の銀元と六億の銀角とを有すべく、而して新銀元の實價と面價との差、米金二十仙を以て定率とするときは、米金一億二千萬弗に相當し、又銀角一元の實價と面價との差、米金二十四仙を以て定率とするときは、一億四千四百萬弗

に相當するを以て、新銀貨の實價と面價との差額は合計米金二億六千四百萬弗となるのである。故に支那政府が若し間接計畫を採用せば、此巨額の貨幣に對し收入すべきものが、僅に米金二千四百萬弗となり、之が即ち政府が銀角の鑄造に依りて得る所の利益となる次第である。蓋銀角は元來實價が面價に比し十分の一だけ低き名目貨幣として發行されるからである。而して銀貨の面價と實價との間に餘す所の差額米金二億四千萬弗に對しては一文の收入もないことになるのである。

前記例證の假定は、また之を直接計畫にも適用することが出來る。但直接計畫中に擬定する新金本位銀元は米金四十仙に値し、米金四十仙に値する新銀貨十八億元は、米金六十仙の銀貨十二億元に相當するのである。而して九億元の新銀元の含銀量は約米金二億四千萬弗にして、其額面價格は米金三億六千萬弗なるを以て、政府が此銀元鑄造の爲めに得る利益は米金一億二千萬弗となり。又九億元の新銀角の含銀量は約米金二億一千六百萬弗にして、而して此新銀角の面價は米金三億六千萬弗なるを以て、政府は米金一億四千四百萬弗の造幣利益を得ることゝなる。故に政府の銀元及銀角二者に對する造幣總利益は米金二億六千四百萬弗となるのである。今政府が直接計畫を施行する場合の利益と、間接計畫を施行する場合の利益とを比較するに、米金二億六千四百萬弗と米金二千四百萬弗の比にして、即ち二億四千萬米弗だけ多く得る計算である。尚ほ間接計

畫を採用するときは、其ニッケル幣及銅元に對する鑄造利益も亦直接計畫採用の場合に比し、遙に少い。

要するに間接方法を採用するときは、上述の計算に依れば、支那政府の蒙る所の損失は、米金二億四千萬弗に達するのである。即ち通貨供給制限法を用ゐ、銀幣の金價格を米金四十仙より六十仙に騰貴せしむるときは、其貨幣價格騰貴の利益は、現貨を所持する者が享有するも、若し直接方法を用ゐるときは、此利益は政府に於て享有することゝなるのである。

第二、直接計畫の優點及缺點

直接計畫の優點は左の如くである。

(一)多額の借款の必要なきこと。

間接方法を採用するときは、其改革完成までには、政億米弗の借款をなし、以て金準備基金としなければならぬが、今日の支那は此の如き巨額の借款を起すことが出來ない。假令其借款が可能なりとするも、其條件が果して人民の滿足し得るものなるや、甚だ疑問である。然るに直接計畫を採用するときは、當初相當の借款をなせば(此借款は短期間内に造幣益金を以て償還し得べし)以後は自給し得ることゝなるであらう。

(二)直ちに金本位制を施行し得べきこと。

直接計畫を行ふときは、少くも經濟の比較的發達せる各省區に於ては、直に金本位制を施行し得べく、長期の遲延即ち全國に之を施行すべき時機の成熟するを待つを要しない。

(三)實業方面の紛擾が極めて少いこと。

これは本計畫中に擬する所の新金單位は、其價値が大凡現在の孫文銀元の金價に等しい爲め、國內の大部分地方(大洋を主要單位とする區域)に於て、價格單位の變動がない(又は極めて少い)からである。

(四)債務者に對し公平なること。

直接計畫下に於ては、已に成立せる債務は、市價に近き率に依りて新單位に換算せしめ。其後は政府に於て新單位との換算率を變更しないことになつて居る。例へば茲に銀元一萬元の債務ありとし、一元を米金四十仙とするときは米金四千弗に相當するのであるが、今此一萬元の債額を平價に照して新金單位に換算するときは一萬孫となるのである(一孫は四十仙)而して該債務の金價格は此換算を經たる後は決して變動せず、依然米金四千弗である。之に反し間接計畫を行ふときは、改革完成し、金の新平價成立後に於ては、當初米金四千弗に値した該一萬元の債務は米金六千弗に値することゝなるのである。故に間接計畫は其幣制改革案中に、新貨幣單位の金價格の增加に比例して、債務を輕減するの規定を設けなければ、債務者に對し甚だ不公平たるを免れない、併しこれは極めて困難且煩雜の仕事である。

（五）社會上政治上の不安及反動少きこと。

直接計畫を行ふときは物價、賃銀及未償還債務に關する紛擾が甚だ少い。故に社會上及政治上の不安及反動を惹起することが少い。間接計畫の下に在りては、長期に亘る物貨及工賃の下落、實業の不振並に失業者の增加の爲に、民衆の大反抗を惹起し、政府をして中途此の計畫の放棄を餘儀なくせしむるの大危險がある。

（六）投機少きこと。

直接計畫を行ふときは、改革期中に於ける通貨及爲替の投機は間接計畫に比し遙に少いであらう。此れは主要貨幣單位の價格の變動甚だ少きのみならず、全國の如何なる區域に於て實行する場合も、其所要期間が頗る短いからである。

直接計畫の弱點

幣制改革計畫には決して完全無缺のものはない。要は唯各計畫の長短を比較し、利多く弊少き計畫を採用するに在るのである。直接計畫にも亦若干の缺點がある。即ち左の如くである。

（一）實行の初期に於ては新單位と舊單位間の比價變動常なきこと。

（二）人民の金本位幣の收受の嫌厭が速に現はれること。

舊銀幣は大概其實價が面價よりも高いが、金本位幣は其重量輕く、實價は面價よりも低い。然る

に人民をして舊を以て新に易へしめんとするのは、困難を免れない。換言すれば人民は足量貨幣即ち商品貨幣を棄て、輕量貨幣即ち信用貨幣に換ふることを嫌ふであらう。銀の金價格の下落又は其他の原因に依りて、舊貨幣の新貨幣に對する交換率が大洋との平價以下に下落したならば、人民は尚更此新貨幣を使用するを欲しないであらう。

然も又此缺點を緩和するに足るものがある。それは支那人民は紙幣に對し經驗を飽受して居るが、併し一旦紙幣が責任ある官府の發行するものにして、容易に兌換し得べきものと信用するときは、遂に喜んで之を使用するを常とするから、信用貨幣に對しても亦同樣之を歡迎するであらうと思はれる。

第三、直接間接合併計畫

此主張は、先づ間接計畫の下に、銀を基礎とする全國の通貨を統一し、換言すれば先づ一種の十進法に依る單一の銀本位幣、即ち一種の銀元及其補助貨を以て、現在の亂雜なる通貨に代へ、銀を基礎とせる通貨を統一したる後、直接計畫に依りて金本位制に轉換すべしと云ふに在る。

設計委員會の意見は、此計畫に依れば、國内の現狀は一時甚しき變動なかるべく、各造幣廠も尚ほ引續き孫文銀元及相當の小銀貨を鑄造し、幾多の兩替業者並に各造幣廠に勤務する者も、失業の恐れなるべしと雖も、然も此合併計畫には三大缺點がある。

（一）費用の増加巨大なること。

今日銀元の已に鑄造されたものが無慮數億元に上つて居るが、一旦金本位を實行せば、政府は此銀元を回收し、之を以て實價が面價よりも低い銀元を鑄造しなければならぬ。又銀角も其名目貨幣に非ざるものは之を改鑄しなければならぬ。又最初鑄造の新銀補助貨を名目貨幣とするときは其鑄造額は嚴重に之を制限するを要し、而して銀角の平價を維持する爲め、銀元兌換基金を設くるの必要があるであらう。のみならず名目銀角發行の當初に遭遇する困難も、直接計畫の下に新銀角を發行する場合と同樣であらう。

（二）前後二回の幣制改革あること。

最初銀本位貨幣を鑄造して、現在の混亂せる通貨に代らしめ、且此銀元を基礎とする紙幣を發行して全國に流通せしめ、後又此新銀貨（多分小銀貨をも）並に紙幣を盡く引上げて、新金本位貨幣並に之を基礎とする紙幣に代らしむることゝなるのであるが、この前後二回の貨幣改革の爲め、多額の費用を要する上、大なる不便があり、恐くは人民の反對を來すであらう。

（三）金本位の成就に要する時間長きこと。

先づ銀本位を以て幣制を統一するに少くも數年を要し、之が完成後、統一せる銀本位通貨を金本位通貨に改むる爲め數億の流通銀幣を回收して改鑄しなければならぬが、此事は一層長き期間を

要するであらう。

是に由りて之を觀れば、合併計畫は民衆に不利なること、金本位の實現に長時日を要すること、及巨額の費用を要することの三點に於て本委員會の提案たる直接計畫に及ばざること遠しと云ふべきである。

ケンメラー設計委員會の金爲替本位案は前記の如くであるが、之に對し民國十九年四月一日の京津タイムス（Peking and Tientsin Times）は大要左の如き反對論を發表した。

ケンメラー氏案には、各種信用貨幣と金單位との平價を維持する方法として、金本位信用基金を設くることゝなつて居るが、之が爲めには國內又は外國に於て多額の公債を募集しなければならぬであらう。

ヴィセリング氏の報告には、金爲替本位制を採用する前に、必ず支那の輸出入貿易額の確數を知ることに注意して居る。蓋一國の對外貿易が常に入超の狀態に在るときは、其國內外に於ける金準備は缺乏の虞があるからである。一九一八年——二八年十ヶ年間の支那の對外貿易は、年々入超を示し或年の如きは三億〇四百萬兩に達し、一九二八年も二億〇四百六十萬兩の入超となつて居る。ケンメラー氏は曾て此の問題に關し考慮を加へたであらうか。

信用貨幣の發行に關しても、ヴィセリング氏は「政府は必ず私鑄を防止する能力を有し、國の內外

に對し周密なる防範方法を設けなければならぬ。若し政府にそれが出來なければ、金本位又は金爲替本位制を採用するも必ず失敗し、容易ならぬ結果を發生するであらう。」と謂つて居る。現在の南京政府は固より私鑄を防止する力がない。目下の爲替率に照せば、私鑄は大に有利である。故に各種の新貨幣の僞造が起るであらう。且此危險は獨り私人の方面のみではない。支那各地には造幣廠及鑄造機械を有するものが頗る多く、從前より品位低劣の銀貨を鑄造せることは屢々耳にする所である。銅及ニッケルの補助貨の鑄造は一層利益が多いから、其誘惑は更に大なるものがあらう。譬へば廣東、成都又は武昌等の造幣廠が、中央の命令に服從せずして、大量の補助貨を鑄造したならば、金爲替本位制は全く覆されるであらう。故に支那に充分に權威ある政府の成立する前に、金爲替本位制を採用せば、支那の幣制は愈益紊亂に陷る虞れがある。

ケンメラー報告書は、現在の銀單位を改めて、價格略々相等しき金單位となすの難點に對して樂觀に過ぎて居る。現時の銀元價格は一元米貨約三十三仙三分の一に相當するが、新單位(一孫)は米金四十仙に値するから、兩者の差は約一六・六%である。故に新單位を採用せば、諸人の支拂ふ所の物價、俸給等は一六・六%を増加することになるのである。されば該報告書に「物價、工賃並に債權者と債務者間の關係は多く紛糾を生ずることなかるべし」とあるのは、誇張と謂はざるを得ない。

支那が是迄聘せる所の專門家ゼンクス教授、ヴィセリング博士及ケンメラー博士等は、皆金爲替本位制を以て支那幣制問題を解決する唯一の辦法として居る。但一人として、此制を主張する前に、或種の主要條件を履行すべきものとせざるはない。而も強て事實をして理論に適合せしむることは出來ない。此れが即ち重大なる困難の存する所である。從來銀貨價格の變動の不利、充分の準備を有せざる紙幣の無制限的發行、並に補助貨の品位の低劣は人の皆知る所である。然も僅に此等の弊害を指摘することゝ、能く此等の弊害に對し救濟を加ふることゝは、截然として兩事である。ケンメラー報告書中には之に關して何の新貢献もないやうである。思ふに此等改革の障碍を除去することは、幣制專門家の爲し得べき事ではあるまい。否、奇術師でなくては出來ない事であらう。吾人は支那が永久的に依然たる銀本位國たらんことを恐るゝのである。（昭和五年四月一日、京津タイムス）

また馬寅初氏も金爲替本位制に對する疑問として左の五點を擧げ、ケンメラー委員會案に反對してゐる。

（一）此制度を行ふて弊害なきや否は、政府の信用如何に在る。萬一財政當局が、銀貨と金單位との法定比價が市價よりも高いからとて、大に之を增鑄して利益を圖るやうな事があつたならば、此制度は全く破壞されるのみならず、金融混亂の現象は今日に十百倍するに至るであらう。而して其後財政の局に當る者は、財政困難の爲め又復之を增鑄するかも知れない。

(二)各地の軍閥は依然として昔日の地盤主義を保持して居るが、萬一各其原有の造幣廠、銀元局等に於て、新貨幣に改鑄することがあつたならば（利益甚大なる爲め）中央政府は如何にして之を制止するか。

(三)法定平價は遙に市價よりも高いから。民間僞造の弊は自ら免るゝことは出來ない。而も之が爲め鑄造額の制限は終に無効に歸するであらう。尤も此は警察力の如何に因るのであるが、今日の警察力は之を語るに足らず、近年銀行紙幣を僞造するものが、往々警察官とぐるになつて僞造して居るものがある。銀貨の僞造にも同樣の事がないとは云へない。

(四)吾國の租界と租借地とは未だ回收しないものが多い。加之國境も頗る遼闊であり、日支兩國は相毗連して居る。萬一外國の浪人が大宗の銀貨を僞造して密輸入することあるも、如何にして之を防止するか。

(五)匯金本位制の最大缺點は、此制度の樞紐（金準備）を外國に存置することである。而して其準備局を置く地點は、各國と支那との貿易額に依りて之を定むるのであるが、日英兩國は支那との貿易額が最も多いから、倫敦と横濱に準備金を置くことは當然である。然るに萬一其國が吾國の敵國と爲ることあらば、直接には我金融を擾亂し、間接には以て我死命を制することを得べく、誠に寒心すべきである。假令其國が我が友國（米國の如き）たるも、亦太阿倒持の嫌あるを免れない。

財政當局及國內明達の士、此れが爲めに三たび意を致さんことを望むのである。
以上述ぶる所の諸點に就て之を觀れば、幣制を改革せんと欲せば、金本位制を採用するの外、他に方法はない。但金本位を採用せんと欲せば、第一着に最短期間内に銀兩制度を廢除しなければならぬ。云々」（民國十九年一月　新聞報）

尙ほエドワード、カーン氏も亦ケンメラー案に反對し、左の如く直接間接合併計畫の採用を主張して居る。

ケンメラー設計委員會の計畫は健全妥當と稱すべきであるが、併し之を實行するには、今日は未だ時期が熟して居ない。支那はケンメラー氏の所謂直接間接合併計畫を採用すべきである。
銀を基礎として支那の幣制を統一することは、さして困難の事ではない。二十年前のヴイセリング氏の建議書には、制錢及庫平兩、海關兩に關し云々して居るが、今は此數者は自然淘汰を經て、殆んど存在を見ないやうになり。又數年前には支那各地の銀兩は二百種を下らずと稱せられたが、現今存在するものは僅に上海規元、漢口洋例、天津行化の三種と、營口に於ける記帳用の虛銀兩があるだけで、餘は皆廢止せらるゝに至つた。而も此れは政府の干渉の爲めでも何でもなく、餘り陳腐であるために期せずして漸く烏有に歸したのである。されば現時殘存するものの壽命も亦長くないであらうことは、智者を待たずして知るべきである。思ふに統一せる銀元制度の實現は、一般人

の想像するよりも其時期が近いであらう。蓋民國以來全國銀元の流通額は非常に激增し、寶銀は漸次衰滅し來つて居る。此れ即ち統一に趨ける明證である。而も此れは自然の現象であつて、若し人力の助長を加へたならば、其進步は一層速であらう。尤も銀貨の重量品位を統一することは、簡單のやうで其實容易の事ではない。これは支那の造幣機關が不統一の爲めである。而も今や上海の造幣廠は直接財政部の監督を受け、不日開工せんとして居るから、鑄貨の統一も疑ひなく事實となるであらう。

支那政府の報告に據れば、袁像銀元の一九一五年より一七年に至る間に於ける鑄造額は一億八千五百萬枚となつて居るが、其後一九年より二九年に至る間に於て、銀條及寶銀を以て鑄造せる銀元の額は九億〇七百五十六萬七千枚に達すべく、（上海の銀條輸入額及移出額に依り推定）之に右の一億八千五百萬枚を加ふるときは、十億〇九千二百五十六萬七千枚となるのである。此外尚ほ廣東造幣廠が上海より移入せる銀條を以て鑄造せるもの、及其他の各廠鑄造の二角銀輔幣合計五億九千六百七十五萬枚に上つて居るが、之を十角一元として換算するときは、一億一千九百三十五萬元となるのである。然も實際の鑄造額は尚ほ之よりも多いであらうと思はれる、それは廣東、天津、大連に於ては上海經由の外に、直接に外國より多額の銀條を輸入して居るからである。

此に由りて見れば、銀元が頗る人民の歡迎を受け、其流通額が巨額に達して居ることが分かるので

あつて、銀貨を以て幣制を統一することの困難でないことを知るべきである。故に先づ銀貨を以て幣制を統一し、然る後金本位に進むことが、最も自然にして且穩便である。即ち自分の意見では、直接間接合併計畫を以て最も適當と信ずるのである。併し民國三年の國幣條例の單位に關する規定は誤謬があるから、之を改正することが當面の急務である。乃ち政府が將來新單位の銀貨を發行するに當りては、國幣條例中の銀元の重量に關する規定を改正すべきである。云々。（民國十九年五月十三日發行、銀行週報第十四卷第十七號）

八　上海銀行公會の意見

民國十九年（昭和五年）一月、銀價が暴落するや、（一月八日二〇片[illegible]となり、對英爲替は一志一一片[illegible]に暴騰）國內騷然、之が對策に焦慮し、中には金本位制の採用を主張する者もあつたが、其時上海の支那銀行公會は左の如き意見を發表した。

近來の銀價暴落は、我國民經濟に影響すること極めて大である。之が爲め全國人士の注意を引起し、或は生銀の輸入を取締るべしと謂ひ、或は金銀の投機を禁止すべしと謂ひ、又或はそれは末の問題で、治本の策としては、此時機に乘じて金本位に改用し、以て貿易上金銀比價の損失を受くるを免るべしと謂ひ、議論紛々として歸一する所がないが、世界潮流の趨勢と、內外の貿易の情況と

を以て言へば、我國の幣制は速に金本位に改むべきは、固より確切不易の論であつて、二十餘年來內外の經濟學者にして其說を主張するもの少からず。而もそれは歐戰中金價暴落の際が、最も適當の時期であつたが、如何せん連年多故、內政も整理に遑あらず、社會方面も未だ普ねく本位制度の眞諦を研究せずして、之を以て理想の談となし、注意を加へず、上下因循以て今日に至り、坐ながら時機を失つたのは甚だ惜むべきである。今や全國の經濟は、既に銀價下落の痛苦を感受し、誠に幣制改良を促進する機會となつた。宜しく速に根本より着手し、逐步改善し、漸に由りて深きに入り、以て用金の目的に達到するの一日あることを期すべきである、竊に謂へらく、我國が今日驟に用金を云ふ能はざる所以のものは、其病社會經濟の薄弱と、全國通貨の複雜とに在る。故に政府は一面人民を倡導して生產に從事せしめ、凡て一切の生產事業に對しては、國家は充分の力を用ひて之を扶助し、一面速に全國銀幣の統一を謀り、全國の幣制をして先づ完整の單位（Standard Unit）あらしめ、然る後序に循つて前進し、相當の時期に至つて、再び政府に於て金銀の比價を確定し、金本位採用の準備をなすべきである。故に幣制の改革は、事實に就て論ずれば、銀幣の統一を以て起點とすべきである。曩年本會が上海に大規模の全國造幣廠の籌設を提唱し、且全力を舉げて其事を促成したのは、其用意即ち此に在つたのである。今や幸に中央造幣廠は我政府の規畫督促を經て本月中に籌備緒に就くべく、且正に開鑄の計畫中であると聞くのは、誠に我國幣制の前途の爲めに

慶幸とする所である。本會は欣慰の餘、敢て下記數則を以て、敬んで我政府當局及全國人士の採納に貢したい。

(一)中央造幣廠が成立したる時は、全國各地の造幣廠は、政府より通令して、一律に停鑄せしめられたきこと。

(二)中央造幣廠は國幣條例に照して銀元を開鑄し、並に政府の命令に依り、各界より代表を推擧せしめて、國幣統一監理委員會を組織し、品位及重量を監察せしめ、以て信用を昭にせられたきこと。

(三)廢兩爲元は政府より首先提倡し、明令を以て、最短期間内に總稅務司に命じ、各海關の收入は關平と國幣との含む所の純銀の比價に照して、公平の價格を定め、一律に國幣を以て徵收せしめられたきこと。

(四)政府は廢兩爲元の期日を明定し、並に最短期間内に其實行辦法を宣布せられたきこと。

(五)政府は廢兩爲元を實行する前に於て、造幣廠に命令し、精確の計算を以て鑄幣の成本を確定せしめ、鑄造手數料を規定して、自由鑄造を許されたきこと。

(六)政府は速に銀輔幣の模型を定め、並に速に法を設けて舊輔幣を回收し、新十進輔幣を推行し、一面私鑄の取締を嚴にせらるべきこと。

(七)其他の一切の辦法に關しては、政府は十七年の全國經濟會議金融股より提出せる廢兩用元案(注)を參照して、斟酌辦理せられたきこと。

此れに據れば、上海銀行公會の意見は、先づ以て銀元本位に依り通貨の統一を謀り、適當の時期に至り、金本位に改むべしと云ふに在つて、從來の北京政府の方針と同樣である。想ふに國民政府の方針も亦之と同樣であらう。それは前款に掲げた財政部工作概況に據つても之を知ることが出來る。尤も右銀行公會の所謂金本位は、純粹の金本位を云ふか、金爲替本位制を云ふか明かでないが、國民政府が將來採用せんとして居るのは、金爲替本位制に在るが如くである。

(注) 全國經濟會議の廢兩用元案は第三章第一節第一欵(十二)の(注)に掲げてある。

第三節　幣制改革の將來

ケンメラー設計委員會の幣制改革案は、民國十九年十一月を以て財政部長に提出されたが、該案も亦他のゼンクス其他の改革案と同樣に、空しく高閣に束ねられ、財政部は今日まで之が實行に關し何等の準備もして居ない。此れはケンメラー氏の所謂直接計畫に依りて、直に金爲替本位制を實行することは、支那の現狀が之を許さないからであらう。されば國民政府は、金爲替本位制の實行は之を他日に讓り、差當り先づ混亂せる通貨の統一を爲さんとしてゐるが如くである。同政府は曾て銀貨暴落

に因る財政上の損失を救濟する爲め、民國十九年二月一日より輸入税の徴收を海關金單位に改め、其海關金單位を純金六〇・一八六六センチグラムと定め、ケンメラー案の金孫と同一ならしめ、其後二十年一月一日より實施された新輸入税率は、之を金單位に改めたが（注一）併し實際の税金徴收は依然銀貨幣を以てし、やがて中央銀行の金單位手形又は同小切手を用ゐることを許し、同年五月一日より更に中央銀行に命じて關金兌換券を發行せしめ、（注二）之を以て納付することを許したが、併し此金兌換券は輸入税の納付以外には使用されず、一般に流通するものでなく、其發行額も僅に二十五萬金元（民國二十年十二月末現在）に過ぎないのであつて、之を以て一種の金本位施行の準備と觀ることは出來ない。

ケンメラー案が現時の支那に實行最も困難なるは、

（一）資金を得るに困難なること。即ち金本位資金の調達は公債に依るの外はないが、支那の現在の財政狀態では、內債は勿論、外債を起すことも、極めて困難なること。

（二）名目貨幣の推行困難なること。

（三）貨幣の私鑄及各省の濫發を防止する能はざること。

の諸點であるが、此等の點に付ては既に前に擧げた京津タイムス記者及馬寅初氏の論文中に指摘してゐる所であつて、茲に贅言を要しないことである。要するに幣制改革の如き大事業は、基礎鞏固なる

中央政府ありて始めて行はるゝことである。現在の如く國內の統一未だ完成せず、中央政府とは名のみで、其政令は僅に近畿の數省に行はるゝに止まり、全國に奉行されない狀態では、幣制の改革など思ひも寄らぬことである。さればこそ前揭上海銀行公會の意見にも、通貨の統一を先にし、逐步漸進、本位改革の目的に達到すべきを主張したのであらう。蓋通貨の統一が出來れば本位改革も實現し得べく、統一が出來ないやうならば、本位改革は到底出來ない。從來政府部內及民間に於て漸進主義を主張するものが多いのは、國內の政治的統一完成せざることも、大なる原因をなしてゐる如くである。銀元の統一はカーン氏の言へる如く、さして困難の事でないかも知れぬ。故に先づ銀元の統一を行ふと共に銀兩を廢止し、次に補助貨の統一をなし、續いで紙幣の統一をなす方針を以て進むことも、亦已むを得ないことかも知れない。併し銀元の統一は困難でないとしても、補助貨及紙幣の統一は爾く容易の事ではあるまい。蓋通貨を統一するには、造幣及發劵の中央集權が先決問題であるが、それは現時の支那に於ては不可能の事である。銀元の鑄造は殆んど利益がないから、各省の鑄造を禁ずることも容易であらうが、補助貨の鑄造權及紙幣の發行權を取上げることは到底不可能であらう。

斯く觀じ來るときは、本位の改革は勿論、通貨の劃一も、國內の政治的統一が完成し、鞏固なる中央政府が樹立されなければ、實現し難い事であるが、其國內の統一は近き將來に於ては到底期し難い事であるから、幣制の改革若は通貨統一も、唯只前途遼遠と謂ふの外はない。

(注一)民國十九年十二月公布の新輸入税率は金單位を以て規定したが、二十年六月公布の新輸出税率は、舊に依つて海關銀を以て規定されて居る。

(注二)關金兌換券は十元、五元、一元、二十分、十分の五種(一元は即ち一金單位)であつて、其兌換準備は生金又は外國金貨六〇%、外國の信用ある銀行の引受けたる手形、又は金債券四〇%を以て之に充つることになつてゐる。

本索引は正式の字音假名遣に據らず。口語の發音に依り五十音順に排列したものである。例せばエとヱを區別せず,ワウをオ部に,カウ•クワウをコ部に,ケウ•ケフをキ部に,クワ•クワイ•クワンをカ部に,サウをソ部に,セウをシ部に,タウをト部にテウをチ部に,ヘウをヒ部に,ハウをホ部に.ヤウ•エウをヨ部に入れたるが如きものである。

附錄

滿洲國の新幣制

(一) 新貨幣法の公布

昭和七年三月一日即ち大同元年三月一日滿洲が支那軍閥の羈絆を脫して獨立するや、當時紊亂の極に達せる幣制の根本的改革を企圖し、之に關し鋭意研究中であつたが、同年六月十一日教令第二十五號を以て貨幣法の公布を見るに至つた。即ち左の如くである。

貨幣法

第一條　貨幣の製造及發行の權は政府に屬し、滿洲中央銀行をして之を行はしむ。

第二條　純銀の重量二三・九一グラムを以て價格の單位と爲し、之を圓と名づく。

第三條　貨幣の計算は十進一位とし、圓の十分の一を角と稱し、百分の一を分と稱し、千分の一を釐と稱す。

第四條　貨幣の種類は左記九種とす。

紙　　幣　　百圓　十圓　五圓　一圓　五角

白銅貨幣　　一角　五分

青銅貨幣　　一分　五厘

第五條　紙幣は其額に制限なく法貨として通用し、鑄貨は其額面の百倍まで法貨として通用す。

第六條　鑄貨の品位、量目は左の如し、

一、一角白銅貨幣　總重三グラム（ニッケル二五、銅七五）

二、五分白銅貨幣　總重二グラム（ニッケル二五、銅七五）

三、一分青銅貨幣　總重三・五グラム（銅九五、錫四、亞鉛一）

四、五厘青銅貨幣　總重二・五グラム（銅九五、錫四、亞鉛一）

第七條　貨幣の樣式並に製造發行、損幣の引換及銷毀に關しては、敎令を以て之を定む。

第八條　著しく汚染、磨損又は毀損せる貨幣は、其額面價格に照して無手數料を以て滿洲中央銀行に於て之を引換ふべし。

第九條　鑄貨にして模樣の認識し難きもの、又は私に刻印を爲し、及其他故意に毀損せりと認むるものは、其貨幣たるの效力を失ふ。

第十條　滿洲中央銀行は紙幣發行額に對し三割以上に相當する銀塊、金塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預金を保有することを要す。

第十一條　前條に揭げたる準備額を控除せる殘餘の發行額に對しては公債證書、政府の發行又は保證せる手形及其他確實なる證券若は商業手形を保有することを要す。

第十二條　滿洲中央銀行は紙幣及鑄貨の發行額並に準備の增減に關する出納日表及每週平均額表を作成して政府に呈報し、且每週の平均額を公告すべし。

第十三條　政府は滿洲中央銀行の監理官をして特に貨幣の鑄造及發行を監督せしむ。監理官は何時にても貨幣の發行額、未發行額及帳簿を檢査することを得。

第十四條　從來流通の鑄貨及紙幣に關しては舊貨幣整理辦法の定むる所に依る。

附　則

本法は公布の日より施行す。

滿洲新國家が採用すべき本位に關しては、之を金本位とし、日本と同一の單位を採用すべしとの說と、暫く銀本位を以て通貨を整理統一すると共に、金本位採用の準備を爲し、適當の時機を待つて金本位に改むべしとの說とあつたやうであるが、結局後說に依ることゝなり、右新貨幣法の公布を見るに至つた如くである。

貨幣法第二條に據れば、純銀二三・九一グラムを以て價格の單位と爲し、之を圓と名づくとあり。これは支那の袁像幣及孫文幣の法定純分と等しからしめたものであるといはれてゐる。支那の國幣條例には「庫平の純銀六錢四分八厘即ち二三・九七七九五〇四八を以て價格の單位と爲す。」とあるがこれは七錢二分を二六・六四二一六七二グラムとして計算したものであつて、此れより推算するときは、八九〇位の袁像幣及孫文幣は純銀二三・七一一五二八八〇八とならなければならぬ。然るに民國六年二月の財政部の國幣條例改正案には、純銀二三・九〇二四八〇八グラムとなつてゐる。これは七

錢二分を二六・八五六七二グラムとして計算したものであつて、民國四年の權度法の規定（一兩＝三七・三〇一グラム）に適合するものである。然るにエドワード、カーン氏は庫平一兩を三七・三一三一グラム即ち五七五・八二グレインと推定し、總重七錢二分、品位八九〇の銀元の純銀量六錢四分〇八毛は二三・九一〇二五七グラム即ち三六八・九八五四グレインとなるべしと謂つて居り、又ケンメラー設計委員會の幣制草案理由書には、現在の孫逸仙銀元は法定重量二六・八六グラム、品位八九〇、純銀量二三・九一グラムであるから、銀孫の總重を其七四％、純分を其六七％としたと謂つてゐる。想ふに滿洲國の貨幣法は右カーン氏か又はケメラー委員會か何れかの說に據つたものであらう。

　滿洲國の貨幣單位は一の空單位であつて、現貨は之を鑄造しないことになつてゐる。即ち紙幣を無限法貨として通用せしめ、鑄貨としては白銅と青銅の補助貨が鑄造されるだけである。されば貨幣法にも本位貨の總重及品位に關する規定なく、且貨幣の種類としても紙幣と白銅及青銅貨だけが擧げられてある。

　貨幣の製造及發行は中央銀行をして之を行はしむることになつて居り、而して中央銀行の紙幣發行に關しては比例準備制を採り、現金準備は三割以上とし、金銀塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀の預け金を以て之に充てることになつてゐる。併し貨幣法には紙幣の兌換に關する規定がないから、滿洲國の紙幣は一種の不換紙幣と見るべきである。もつとも中央銀行に於ては、兌換希望

者に對しては生銀賣却の名義を以て在來の銀元との兌換を爲し、また必要あるときは上海に對する爲替兌換にも應ずることゝし、以て紙幣の價格の維持を圖つて居るとの事である。蓋中央銀行は上海の正金、中國兩銀行に相當の銀預金を有するを以て、之に對し爲替手形を發行する譯であるが、其爲替率は現在は中央銀行紙幣百圓に付上海規元銀七十一兩の定率としてゐる如くである。

滿洲中央銀行法及滿洲中央銀行組織法は貨幣法と同日を以て公布せられ、此法律に據つて設立せられたる滿洲中央銀行は昭和七年七月一日より開業し、同時に東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號、邊業銀行は中央銀行に併合せられ、また七月二日滿洲中央銀行監理官章程、滿洲中央銀行發行の貨幣の樣式並に製造發行、損幣の引換及銷燬に關する教令が公布せられた。

是より先、同年四月三十日、教令第二十二號を以て遼寧四行號聯合發行準備庫整理辦法公布せられ該準備庫は解散された。

（二）舊貨幣の整理

舊貨幣の整理に關しては昭和七年六月二十七日教令第三十八號を以て舊貨幣整理辦法なるもの公布せられ、從來流通の鑄造貨幣及紙幣の中、東三省官銀號發行の兌換券（天津券を含ます）邊業銀行發行の兌換券（天津券を含ます）遼寧四行號聯合發行準備庫發行の兌換券、東三省官銀號發行の滙兌券、公濟平

市錢號發行の銅元票、東三省官銀號發行の哈爾濱大洋票、吉林永衡官銀錢號發行の哈爾濱大洋票、黑龍江省官銀號發行の哈爾濱大洋票、邊業銀行發行の哈爾濱大洋票、吉林永衡官銀錢號發行の官帖・小洋票及大洋票、黑龍江省官銀號發行の官帖・四厘債券及大洋票は、該辦法の施行後滿二ヶ年間、中國銀行及交通銀行發行の哈爾濱大洋票並に奉天省發行の十進銅元は同滿五ヶ年間通用を許し、其他は流通を禁止することゝなつた。而して同月二十八日財政部令を以て新舊貨幣の換算率が公布された。其條文は左の如くである。

舊貨幣整理辦法（大同元年六月二十七日、教令第三十八號）

第一條　從來流通の鑄幣及紙幣は本辦法の定むる所に依るの外、本辦法施行の日より一切其流通を禁止す。

第二條　從來流通の左記紙幣は本辦法施行後滿二年間は一定の換算率に照して貨幣法の定むる所の貨幣と同一の效力を有す、期間滿了後は其效力を失ふ。

一、東三省官銀號發行の兌換券（天津券を含まず）
二、邊業銀行發行の兌換券（天津券を含まず）
三、遼寧四行號聯合發行準備庫發行の兌換券
四、東三省官銀號發行の滙兌券
五、公濟平市錢號發行の銅元券

六、東三省官銀號發行の哈爾濱大洋票
七、吉林永衡官銀錢號發行の哈爾濱大洋票
八、黑龍江省官銀號發行の哈爾濱大洋票
九、邊業銀行發行の哈爾濱大洋票
十、吉林永衡官銀錢號發行の官帖
十一、吉林永衡官銀錢號發行の小洋票
十二、吉林永衡官銀錢號發行の大洋票
十三、黑龍江省官銀號發行の官帖
十四、黑龍江省官銀號發行の四厘債券
十五、黑龍江省官銀號發行の大洋票

第三條　前條の換算率は財政部令を以て之を定む。

第四條　從來流通の奉天省十進銅元は本辦法施行後滿五年間は新貨幣一分青銅貨幣と同一の效力を有す、期間滿了後は其效力を失ふ。

第五條　第二條及第四條に揭ぐる所の紙幣又は鑄幣は、滿洲中央銀行總行・分行若は支行に於て第三條又は第四條に依り新貨幣を以て之を引換ふるものとす、但本辦法施行後滿一年間は第二條第一號及第二號の紙幣を以て新貨幣に代へ之を引換ふることを得。

第六條　中國銀行及交通銀行は其現在已に發行せる哈大洋の額を以て限度とし之を通用することを得、但政府の命令に遵照し本辦法施行後五年以內に之を回收することを要す。

第七條　熱河省內に流通する鑄幣及紙幣に關しては別に之を定む。

第八條　本辦法は大同元年七月一日より施行す。

財政部令第三五號　（大同元年六月二十八日）

舊貨幣整理辦法第三條に按照して舊貨幣の新貨幣に對する換算率を左の如く規定す。

換　算　率

		新貨幣壹圓に對し	
一、	東三省官銀號發行の兌換券（天津券を含まず）		壹　圓
二、	邊業銀行發行の兌換券（天津券を含まず）	同	壹　圓
三、	遼寧四行號聯合發行準備庫發行の兌換券	同	壹　圓
四、	東三省官銀號發行の滙兌券	同	五〇圓
五、	公濟平市錢號發行の銅元票	同	六〇圓
六、	東三省官銀號發行の哈爾濱大洋票（監理官の印あるもの）	同	一・二五圓
七、	吉林永衡官銀錢號發行の哈爾濱大洋票（監理官の印あるもの）	同	一・二五圓
八、	黑龍江省官銀號發行の哈爾濱大洋票（監理官の印あるもの）	同	一・二五圓
九、	邊業銀行發行の哈爾濱大洋票（監理官の印あるもの）	同	一・二五圓

十、　吉林永衡官銀錢號發行の官帖　同　五〇〇吊
十一、吉林永衡官銀錢號發行の小洋票　同　五〇圓
十二、吉林永衡官銀錢號發行の大洋票　同　一・三〇圓
十三、黑龍江省官銀號發行の官帖　同　一、六八〇吊
十四、黑龍江省官銀號發行の四厘債券　同　一四圓
十五、黑龍江省官銀號發行の大洋票　同　一・四〇圓

附　則

本令は大同元年七月一日より之を施行す。

（三）私帖の取締

滿洲に於ては從來私帖と稱する私人發行の紙幣及其他紙幣類似の證券が多數流通してゐるが、これは各省省銀行の紙幣が信用がない爲めでもあらう。大同元年七月五日、新政府は之が取締に關する辦法を公布し、其發行に關し從前官廳の許可を受けたるもの丶外は一切之が發行及流通を禁止し、其官廳の許可を受けたるものも、該辦法施行より一年後は流通を禁止すること丶した。該辦法の全文は左の如くである。

私帖其他紙幣類似の證券取締暫行辦法　（大同元年七月五日敎令第五三號）

第一條　私帖及其他紙幣類似の證券は本辦法に依るを除くの外、一切其發行及流通を禁止す。

第二條　從來流通の私帖及其他紙幣類似の證券は其發行が已に官廳の許可を得たるものは、本辦法施行後三ヶ月以內に更に政府の認可を得たるものに限り、其現在の流通額を限度として、本辦法施行後一ヶ年以內は從前通り通用することを許す。

第三條　前條の規定に依り政府の認可を得んと欲する者は、其發行機關の代表者署名し、左記事項に關する詳細の說明書及其已に發行せる私帖又は其他紙幣類似の證券の見本を財政部總長に提出すべし。

一、發行の私帖又は其他紙幣類似の證券の名稱
二、發行許可の年月日及發行の年月日
三、發行の目的
四、發行機關及其代表者の姓名、年齡、住所及職業
五、發行額、回收額及現在の流通總額
六、發行の種類及各種數目
七、印刷の場所及印刷數量
八、流通區域
九、回收又は償還の期限
十、未發行の額

十一、兌換準備及保證準備の內容及金額、若し金錢以外の物件を以て準備と爲すものは其評價額

十二、爾後の回收又は償還方法及其所要時日

第四條　未發行又は爾後回收若は已償還の私帖又は其他紙幣類似の證券は即時縣財務局の官吏と會同して之を燒棄すべし、其詳情及數目に關しては縣公署の證明ある報告書を財政部に呈出すべし。

第五條　政府は取締上必要ありと認めたるときは、何時にても第二條の認可を取消し、其外必要の命令を頒發することを得

第六條　本辦法第一條に違反して私帖又は其他紙幣類似の證券を發行し又は之を以て互に相授受する者は一萬圓以下の罰金に處し、並に其私帖又は紙幣類似の證券を沒收す。

第七條　本辦法第三條所載の認可請求書に添付する說明書の內容中虛僞の事項を記載したる者又は政府の命令に違反したる者は一萬圓以下の罰金に處す。

附　則

本辦法は大同元年七月一日より施行す。

（四）中央銀行の紙幣發行額

滿洲中央銀行の公告に據れば、大同元年八月二十六日より九月一日までの紙幣發行額は左の如くである。

發行額	一二四、五二九、九八八・四八円
準　備	六六、六三七、六五三・二四
保　證	五七、八九二、三三五・二四

索引

イ

ウ

エ

オ

カ

キ

ク

ケ

コ

サ

シ

ス

セ

ソ

タ

チ

ツ

テ

ト

ニ

ノ

ハ

ヒ

フ

ヘ

ホ

マ

メ

モ

ヨ

ラ

リ

レ

ロ

ワ

昭和八年五月廿五日印刷
昭和八年五月三十日發行

支那貨幣研究

定價 金貳圓五拾錢

著作者 東京市淀橋區西大久保二十三番地
吉田虎雄

發行者 山口市 山口高等商業學校
東亞經濟研究會
代表者 大田一穗

印刷者 山口市道場門前二一〇番地ノ一〇
平佐國介

印刷所 山口市道場門前二一〇番地ノ一〇
大同印刷舍

發行所 山口市 山口高等商業學校
東亞經濟研究會
振替口座福岡一〇一〇七番

發賣所 東京市日本橋區呉服橋二丁目五番地
大阪屋號書店
振替口座東京一三七五番